

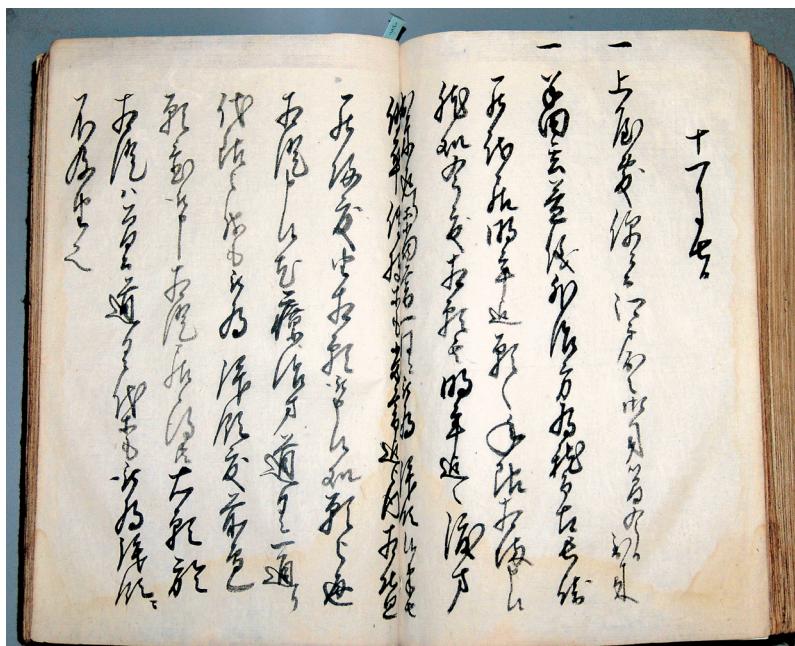
『小城藩日記』にみる
近世佐賀医学・洋学史料
洋学史料 〈前編〉

『小城藩日記』にみる近世佐賀医学・洋学史料 〈前編〉

佐賀大学地域学歴史文化研究センター



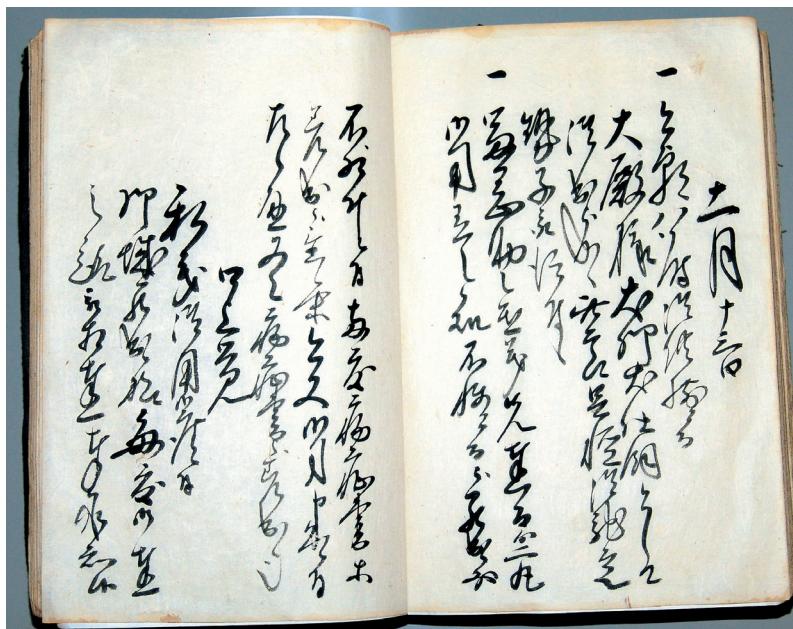
小城鍋島文庫の小城藩日記書架



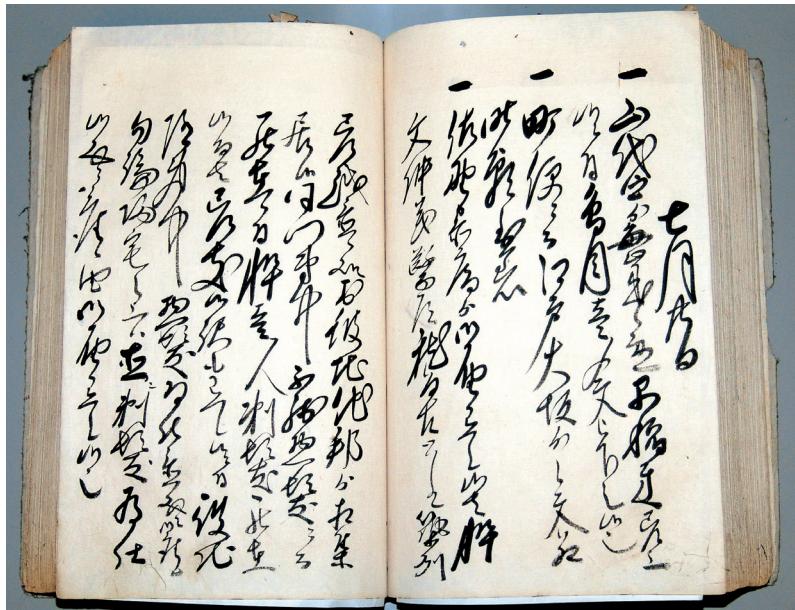
75 宝曆7年 牟田元益長崎にて外治稽古延長願



277 艶菊・熊菊ら疱瘡付きの事



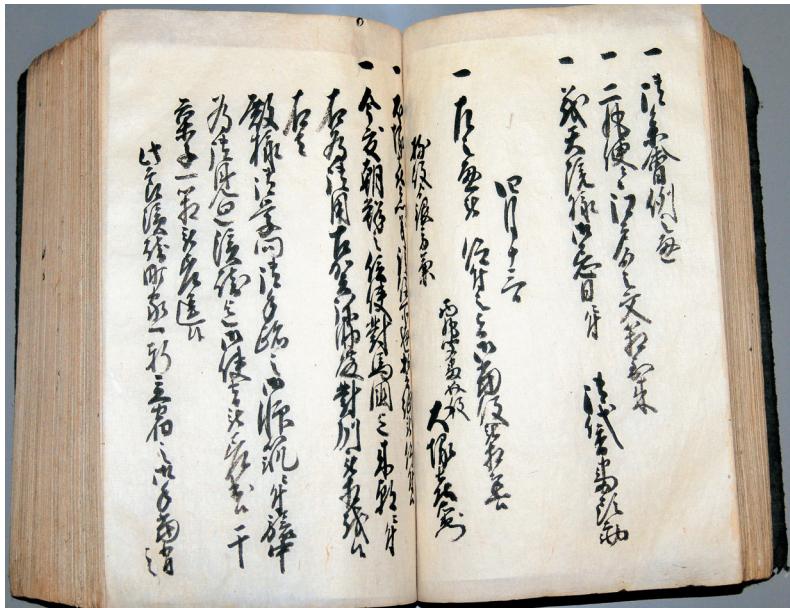
434 寛政7年 富岡助之進、本藩の呼び出し断り一件記事



440 亀井塾在住佐野文仲惣髪願い記事



556 文化5年 フェートン号事件記事



649 古賀弥助（精里）へ進上物の事



753 文政2年 小城藩領医師名書き上げ記事

例 言

本書名は、「小城藩日記にみる近世佐賀医学・洋学史料」（前編）とした。

本書は、佐賀大学蔵小城鍋島文庫の「小城藩日記」より、天和一年（一六八二）から文政四年（一八一二）までの医学・洋学及び長崎警備関係記事を網羅的に翻刻したものである。後編は後日刊行予定。

史料は原則として、所拠の体裁に従つたが、二段組みとしたため、原体を損なわぬ範囲で組み改めた所もある。

史料の配列は、原則として、年代順（記載順）としたが、一件ものについては、一所にまとめたものもある。

収録史料は、史料ごとに、史料通し番号、年月日、標題、史料本文の順に記載した。通し番号はアラビア数字を用いた。年月日の表記は以下のようにした。

例・十年十二月二十三日。また、収録史料の年が変わることに、年（西暦）をゴシック体で表記し、閲覧の便をはかった。

史料の記載は、おむね原史料の体裁に従つたが、便宜上、読点と並列点をほどこし、これをすべて「、」と「・」とに統一した。また敬意を示す闕字は採用しなかつた。

史料に用いた漢字は原則として当用漢字を用い、当用漢字のない場合は旧漢字または原字を使用した。なお、幼名での藩主名や特有の方言、難読地名には、（ ）内にルビ活字で藩主名や訓読を適宜施した。

例・喜_音三郎様、_{はま}部り

以下の場合の助詞は、小活字を用いて他と区別した。

者（ハ）、江（エ）、毛・茂（モ・マ）、而（テ）、而已（フミ）、ニ、ニ而

変体仮名は地名・人名等の固有名詞にのみ残した。平仮名繰り返し記号「、」はカタカナ繰り返し記号の「、」を使用した。この場合、濁点記号は使用しなかつた。

例・ハ、、ツ、

文字の異同、誤脱等について編者が加えた傍注は（ ）で註した。誤記については傍注（ ）内に正字を入れるか、（ママ）とした。但し、姓（姓）、表（俵）などは傍注を略した。

貼り紙、朱書、追筆のある場合は当該箇所右肩に「」で小活字で示し、本文と区別した。
繰り返し記号は「々」「／」を使用し、同じく記号の「」は用いなかつた。

脱字や虫損は文字数を□で記し、傍注で（脱）（欠）と記した。
慣用的に用いられる合字等はそのまま用いた。

例・ る（ヨリ）、メ（シメ）、メ（シテ）

助詞片仮名は、以下の場合に、小活字を用いて他と区別した。

例・ 固有名詞・吉野ヶ里、個数・一ヶ、時刻・六ヶ時

卷末に、人名と事項の索引を可能な限り付け、検索の便を図つた。項目順序は原則として漢字の音読による表音式五十音順に並べた。同音のものは字画順によつた。
人名は原則すべて採用した。同一人物、あるいは誤記と推定されるものも原書の記載通りとした。事項・地名のうち、事項は医学・洋学・警備関連用語を中心に抄出した。地名は佐賀藩領内地名を中心に抄出した。外国名のうち、ヲロシア・おろしや・魯西亞などはそれぞれ抄出した。

翻刻は、青木歳幸（地域学歴史文化研究センター教授）、野口朋隆（本学非常勤博士研究員）、田久保佳寛（小城市教育委員会文化課文化振興係主任）があたり、伊藤昭弘（地域学歴史文化研究センター准教授）、大塚俊司（地域学歴史文化研究センター教務補佐員）、古賀亜紀（本学大学院博士課程）が編集協力をした。

目

次

「小城藩日記」にみる近世佐賀医学・洋学史料（前編）

目次

口絵

例言

解題一 「小城藩日記」にみる医学稽古について

解題二 長崎警備と小城鍋島家—寛政期から文化期を中心に—

史料

明和	寶曆	寶曆	寶曆	正徳	宝永	宝永	宝永	寶	貞享	天和	天和	二年							
十三年	八年	七年	五年	二年	八年	八年	七年	(正徳元)	(貞享元)	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
(一七六五)	(一七八六三)	(一七八五八)	(一七八五七)	(一七八五五)	(一七八一二)	(一七八〇七)	(一七一〇)	(一七〇六)	(一六八四)	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……
39	32	24	21	19	17	16	15	15	13	12	12	11							

天明 安永 安永 安永 安永 安永 明和 明和 明和 明和 明和 明和

二年	八年	五年	四年	三年	二年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
(一七八二)	(一七八九)	(一七七六)	(一七七五)	(一七七四)	(一七七三)	(安永元·)	(一七七〇)	(一七七一)	(一七六九)	(一七六八)	(一七六七)	(一七六六)

۱۱۴۴

青木 歳幸 1

野口朋隆 7

索引（人名・事項）

「小城藩日記」にみる医学稽古について

青木 岳幸

本史料集では、佐賀大学付属図書館蔵小城鍋島文庫のうち、天和二年（二六八二）から文政四年（二八二二）までの現存「小城藩日記」から、医学・洋学・長崎警備史料を抄出した。本稿では、医学稽古の実態を紹介することで医学の解題にかえる。

小城藩では、一七世紀後半ごろには、他国への医学修業が認められていた。小城藩日記にみられる初見は、宝永七年（一七一〇）三月一日の藩医牟田素友が京都へ医学稽古のために三年の通行切手を願い出ている記事である。願書は、「一牟田素友事、為医学京都罷登り度由申候、右は我々親類ニ而無疎趣ニ御座候条、往来三年之御切手被仰請可被下候、向々ニ而何様之能キ仕合御座候共居住不仕年限無相違罷帰御切手返上仕候様ニ堅可申付候、若緩之儀御座候半は、我々落度ニ可被仰付候、為後日如件」（史料26）とあり、伯父の牟田素格、伯父聰南里分右衛門、同牟田玄兵衛ら親類が連名で願い出ている。

つづいて、同年四月一三日には石丸宗順が京都への医学稽古のため五力年の修業と御暇願を願いでて許可されている。「石丸全右衛門子宗順義、医学為稽古京都罷登り当寅之年・午ノ年迄五ヶ年在京仕度御暇奉願候處、御家老中

被聞召届可然可有之□願之通相□、惣而全右衛門物領ニ而ハ□幼少之節も医道稽古致させ何方へ養子ニなど遣候へ共、不縁ニ而二男分ニ而居申候乍去御格式之通願書差出申候事」（史料27）とある。これも牟田素友の例にならい、切手が出され、許可された。宝永期は、二件とも京都での修業であった。

「小城藩日記」の欠本もあり、享保期の医学修業の動向はみえない。くだつて、宝暦五年九月一六日に、江戸にいた小城藩医相良柳碩が佐賀での医学修業を願い出ている（史料53）。その後、相良柳碩は長崎へも修業にでかけた。宝暦八年四月三日に「相良柳碩儀、外療為稽古長崎罷越居候處、稽古方相仕廻、一昨夜致帰着候也」とある（史料103）。宝暦期の長崎での外療稽古とは紅毛流外科の修業のことである。つまり、相良柳碩は、小城藩での初期紅毛流外科医の一人といえよう。

宝暦七年一一月月七日は、牟田玄益が長崎にての外治稽古（外科修業）をしていた。「牟田玄益儀、外治方為稽古長崎罷越居明年迄願之年限相満申候、然處今度相願候者、明年迄之渡方出米通り等當暮一同ニ被為拝領候半は、何卒伝授等も當暮迄之内相仕廻罷帰度由相願被申候處、願之通相澄申候、尤療治方道具一通り代銀之儀も被為拝領度前辺願置被申相澄居候得共、右願於相澄ハ曾而道具代等も被為拝領ニ不及由也」（史料75）とあり、長崎での外治稽古が明年（宝暦八年）までのところ、当年（宝暦七年）暮れまでに修業を終えるので、来年拝領予定の渡

し米も当年暮れに拝領したいこと、療治道具代も同様に暮れまでに拝領したいことを願い出ている。医学稽古は三ヵ年から五ヵ年が通例のようだつたので、牟田玄益も少なくとも宝暦五年ごろから、長崎で紅毛流外科医に学んでいたとみられる。

宝暦八年九月二一日には、佐野回庵梓佐野順哲が佐賀家中横尾長軒のところでの三ヵ年での医学修業を願い出、修業費用として奉公前並出来を拝領したいと願い出た（史料123）。同年一〇月九日には、藩医菊池玄春の子宗益が佐賀での医学修業をさらに三ヵ年延長を願い出ている（史料125）。同年一〇月一〇日には、佐野夏達梓春庵が五

ヵ年の京都での医学稽古を願い出ている。「佐野夏達梓春庵儀、医学稽古として向五ヶ年上京相願被申候處、願之通被仰付候、依之年限内為御合力每歲銀五百目ツ、被為拝領候也」（史料126）とあり、毎年、銀五〇〇目を合力銀として拝領することとなつた。佐野春庵家は、宝永八年四月一二日の記事にも、長寿院らの服用につき菊池長庵らから相談をうけるなどの小城藩医でも有力医家の一つであつた。

明和二年（一七六五）四月八日には、藩医川久保順庵梓順省が江戸の山田玄沢のもとでの医学稽古を願い出ている（史料184）。願は許可され、同年十一月四日から、順省は江戸へ医学稽古にでかけた（史料202）。同年十一月二日 小城藩医福智亨元が梓を佐賀の佐野忠庵のもとでの医学修行に出したい、ついては、太儀料として銀貳百目ずつを下さないと願い出ている（史料202）。また同年十一月三日には、小城藩医佐野回庵の梓芳庵が江戸稽古にており、毎年、銀三百目ずつ支給するべきところ、なかなかその通りにはいかないが、当暮れから毎年銀十枚ずつ、申請により支給するという達しがでている（史料202）。

安永二年（一七七三）九月一六日には、小城藩医山田玄寿から、梓玄沢を江戸で五ヵ年修業させたいこと、川久保順庵へ仰せ付けられたように修業のおりに「一人兵糧」をお願いしたいこと、国許へ置いても医学稽古には不十分なので、ぜひよろしくお願ひしますとの願が出された（史料320）。認められたようである。

佐賀藩での修業例として、安永二年三月二三日には、布上善珉梓玄格が藩医山田玄寿のもとでの医学稽古と、自力では思うにまかせないので稽古料の支給を願い出で、米六斗支給となつた（史料305）。寛政元年（一七八九）二月二七日に、牟田玄益が、佐賀藩医富永玄民のもとへの稽古願をだしている（史料367）。

藩医が江戸出府のおりに、梓を江戸修業させる例も現れ始めた。安永八年（一七七九）八月二九日に、藩医松隈亨安より梓意仙を江戸へ医学稽古のため連れていきたこと、旅の費用は自費ですが、江戸在府中は、一人分の兵糧をお願いしたいとの願書が出された（史料344）。史料的には確認できないが、認められ修業後、帰郷して松隈意仙として医業を継いだとみられる。文化七年（一

八一〇）六月一六日には、松隈意仙が佐賀の松隈隨祐のもとへ医学稽古に出るについて、稽古料を願い出たところ、三カ年の間、一カ年に銀二両ずつ支給となつてゐる（史料633）。

寛政三年（一七九一）一月二〇日、菊池宗垣と川久保順庵から悴を稽古供連れの願いが出たが、藩の方針は、医学稽古はよいが、供立ちは費用が嵩むので不許可となつた（史料395）、そこで、同年二月十三日 川久保順庵は、江戸での医学稽古に悴を自費で供連れにしたい願をだしている（史料397）これらの願は聞き届けられたようだ、寛政五年二月十五日には藩医菊池宗垣より悴玄達が江戸で三カ年の修業をしてゐるのだが、今度は、京都での三年間の修業を願い出ている（史料412）。

寛政三年一一月三日には、藩医牟田玄益から、佐賀で稽古中の悴の素友につき合力願いが記録されている。寛政三年には、小城藩も減穀が続き、以前は支給されいた稽古料も召し上げられてしまつてゐるとの窮状がそこにあつた（史料405）。その後、医学稽古の兵糧は回復したようである。

寛政九年一〇月四日記事に、馬渡元民が、京都へ医学稽古として五カ年のお暇願と兵糧願が出て、在京中は一カ年に一ヶ月に正銀三〇匁以上支給することが申し渡されている（史料442）。元民は京都での医学稽古を終え、享和元年（一八〇一）一二月一三日記事に「馬渡元民儀、為医学稽古京都罷越居候末、年限相満候付、今夜下着仕候」と記録され、帰藩した。

寛政期の小城藩での有力藩医の一人が川久保順庵だつた。寛政五年（一七九三）四月二二日、長崎より医学稽古として川久保順庵に林文民なる外科医が随身しており、林文民へ二人扶持米を随身中のみ支給するという達しが出ている（史料420）。翌寛政六年正月二八日には林文民滞在願いが二ノ丸役所へ出され、百日宛の更新が許可されている（史料420）。その肩書きが、長崎外治とあり、林文民が外科医であつたことがわかる。文民は、滞在更新を続け、家中の者への治療を施してゐた。六年後の寛政一年四月一八日記事に、林文民は「療養方巧者」のため、この度召し抱えられ、御留守居大蔵殿直組に加えられ、小城に住居が許された。前年の一二月に、二ノ丸へ「此方願書」長崎西濱町外治林文民と申者、療養方功者之由ニ付、家中療治相頼、外ニ用向之義も有之、兼而出入仕候ニ付、先頃已來段々滞在をも奉願、家中者素在民迄療養方相頼候処、別而相應仕、殊小城表當時外治之者手寡有之、行跡等無疎者御座候ニ付、家中被召抱度候条、御國住居被差免被下候様被相頼候間、支所無御座候半々、願之通被差免被下候様宜御相達可被下候、已上 午十二月 園田玄蕃」という願書が出され、寛政一一年三月一日付けの二ノ丸役所からの許可がおりた（史料454）。

文民は、小城に住居し、家中の療育にあたつていた。文化年間には、長崎からオランダ医学が流入するようになつてゐた。長崎で吉雄耕牛門人であつた文民は、とう

とう、新医方を学び直したいと志願して、文化二年（一八一五）五月一九日に、長崎稽古のため、お暇願を出した。その願書には、「奉願上口上覚 私家業之義、長崎吉雄耕策江相付数年修行仕候得共未相伝廉々有之、殊ニ近年、阿蘭陀流之名法等相伝候間、罷越候半者彼是可致伝授旨、耕策悴元策々追々申越候、先年不相伝候廉々何卒致相伝度、年来之願届ニ御座候処、元策も前文之通申越、幸之儀ニ付、罷越相伝仕度奉存候、依之日数式百五十日之御暇被為持領度、奉願候、勿論呴度之義ニ而ハ、療治方相済申間敷候間、暫ハ逗留之心得ニ而罷越可然趣相決候付、右之日數奉儀御座候間、御支所無御座候ハ、何卒願之通被仰付被下度深重奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候 己上 亥五月 林文民判」（史料70）とある。

文中、吉雄耕策は、悴元策とあるので、吉雄耕牛（享保十九・一七二四～寛政一二・一八〇〇）のこととわかる。吉雄耕牛は寛政一二年に没しているので、文民は、寛政五年に川久保順庵のもとに滞在する以前の長崎在住時代に、吉雄耕牛の門人であった。さらに、耕牛の悴元策から、近年「阿蘭陀流之名法」が伝えられ、先年、耕牛から相伝されなかつたこともあり、再修業を願い出て、二五〇日の長崎修業を願い出て認められたのだつた。その後、文民の記事は小城藩日記にはみられない。前述の願書の末尾に、藩役人が「右御暇相済候処、罷越候儀盆後ニも可相成旨申達候」と記しているのみである。

小城藩医にとって、吉雄流外科医林文民を迎えたこと

は、影響が大きかつた。文民が召し抱えられたのと同じ年、寛政二年（一七九九）の二月二七日には、藩医北島養伯から中島祐玄なる医師を召し抱えてほしいとの願書が出された。

「奉願候上覚 去々年來同姓祐庵門弟と相成、醫學為稽古滯在仕居候中嶋祐玄儀、生國筑前之者ニ御座候処、先年長崎表罷越、吉雄幸作門弟と相成、外科之方相學候由ニ而、於御当地も方々療治仕候処、成程功者ニ相見へ効驗も不少御座候、然処同人義、御家を相慕御家中之端ニも被召成被下度志願ニ而、其趣我々父子より奉願且候様連々申聞候、然処、他方之者之義ニ御座候得者、出所素姓等も不相心得、容易ニ推吹挙難仕、是迄相黙止罷在候得共、近來頻ニ相歎候ニ付、内々筑前之方手筋を以承合候処、隨分別条無之者之由ニ相聞候、素當時外科仲ケ間手少ニも御座候半、同人義、於療治邊者、前断之通余り無疎御用ニも相立候人柄ニ相見へ候条、何卒先以、御出入ニも被仰付被下度、祐庵并私よりも奉願義ニ御座候、尤近々功業次第ニは、林文民同様ニも於被仰付被下者、尚又難有仕合奉存候、是等之願御繁用御半恐怖至極奉存候得共、偏ニ御憐愍を以、御聞済被下候様深重奉願候、此段筋々宜被仰上可被有候、己上 未十一月 北嶋養伯判」（史料46）とある。養伯の同姓北島祐庵門弟として治療にあたつている中島祐玄は、もと筑前出身で、先年長崎の吉雄幸作門人となつて、外科を学び、当地においても、方々で治療にあたり、巧者であり、効驗も少なから

ずあるので、家中の端にも加えてほしいとの本人の志望でした。が、本人の出所素性も十分でないので、我々父子（北島養伯父子）も容易に推挙しがたく、今まで黙つていましたが、現在、外科仲間も少ないとですし、本人もしつかりした者ですから、まず、お出入りを許していただき、功業がなりましたら、林文民のように召し抱えていただければ有り難いですとの願であった。翌二月二八日に、「中島祐玄義、御出入式人扶持被仰付之旨、相談役より被相達候、尤北島養伯同道ニ而桜岡罷出候也」（史料460）とこの願が認められた。

享和元年一〇月一九日には、中島祐玄が、滞在日数が昨日で満ちたので、また二百日の滞在願いを出している（史料45）。こうして、滞在を更新し、領内で治療を続けた祐玄は、六年後の文化四年（一八〇七）一月に、とうとう小城藩から居住が許され、しかも藩医として召し抱えられた。小城藩日記によると、祐玄は、筑前怡土郡福井村生まれで、療治方巧者の者で、家中から庶民に至まで治療し、行跡もよいので、家来に召し抱え、居住の許可を与えたとの一月二〇日付け請役所からの書類が、一月二三日に決裁され、許可された。祐玄の帰依寺は三岳寺とされ、住居は西川ノ通とされた（史料513）。同四年三月十五日には、御留守居村川佐一郎組に加えられ着到帳に記載された（史料513）。はれて、小城藩医となつた祐玄は、文化一三年一〇月には、足軽野田新兵衛の中風につき、医師手形を書き（史料719）、文化一四年七月一九日

には、唐津領の義政という虚無僧が西川宿で仲間に切られた傷を北島三折とともに治療した（史料732）。このときの治療記事をみると中島需斎と改名していることから、幕末に、小城で種痘活動を行つた中島需安が子孫であることが推測される。

寛政九年（一七九七）五月八日 佐野泰庵は、悴文仲の福岡の亀井道載宅への医学稽古を願い出た。願は認められ、稽古中は一ヶ月に正銀十五匁ずつ支給されることになった（史料438）。文仲が、亀井塾に入門したところ、他の塾生と違う風俗があつた。皆が総髪なのに、文仲のみが剃髪だつたのである。そこで父泰庵は、七月二〇日に文仲の総髪願を出した。その状況は、「体文仲義醫道稽古として筑州差越置候處、於彼地他邦より相集居候同門弟中不残惣髪ニ而罷在候付、俸壻人剃髪罷在候而者差支候訖も有之候ニ付、彼地隨身中惣髪為仕置義ニ御座候勿論帰宅之上ハ直ニ剃髪為仕候義ニ御座候由御届有之候也」（史料440）とある。文仲のみが剃髪だつたので、稽古中のみ総髪をお願いしたいというものだつた。亀井塾が医が僧体でなくてはならないという固定的な風俗とは異なり、自由な学問気風がうかがえる。じつは、亀井道載は福岡藩儒亀井南冥で、寛政九年当時は、寛政異学の影響で、福岡藩校甘棠館祭酒を辞していた。門人に広瀬淡窓がおり、天明二年（一七八二）生まれの淡窓が、亀井塾に入門したのが一六歳の寛政九年¹というので、おそらく文仲は淡窓とも面識があつたと推される。

本史料集から、宝暦・明和・安永期には、医学稽古が盛んに行われ、とくに、宝暦期には、相良柳碩や牟田玄益の紅毛流外科医の存在が史料的に確認できた。これは、佐賀藩領における西洋医学の導入が、一八世紀中頃以後には進展していたことを示している。

明和・安永期になると、他国で学び帰藩した佐賀藩医のもとへ、医学稽古に出る例も増加し、医学修業先は、京都、江戸、長崎だけでなく、佐賀での稽古も選択肢になっていた。

寛政期には、吉雄耕牛門人の林文民と中島祐玄が確認され、それぞれ小城藩医として、家中及び領内治療にあたるようになり、西洋（オランダ）医学の流入が目に見えるかたちで顕著になった。また、佐野泰庵悴文仲が亀井塾での縫髪願を出した一件からは、旧来の医者の風俗にこだわらない風潮が、小城藩領にも伝わってきたことがうかがえる。これらから、寛政期は、文化文政期以降の小城藩領だけでなく佐賀藩領での西洋医学普及への歴史的時期であつたといえるだろう。

註

(1) 井上義巳『広瀬淡窓』吉川弘文館、一九六七年、二二五頁。

長崎警備と小城鍋島家

—寛政期から文化期を中心に—

野口朋隆

(1) 小城鍋島家と公儀役

佐賀藩鍋島家は、寛永一九（一六四二）年より幕府から黒田家と一年交代で長崎を警備するよう命じられ、その代わり、他の大名が勤めるような河川の普請役などの公儀役を免除されていた。長崎警備は佐賀藩が幕府から課された公儀役として、以後幕末に至るまで続けられたのだが、鍋島家の分家大名で、同家内において三家と称した小城蓮池・鹿島各鍋島家も長崎警備の一端を担っていた。もつとも三家の場合、幕府から直接命じられる訳ではなく、本家から軍役として命じられるところに特徴があり、本史料集で取り上げる小城鍋島家の場合、正保四（一六四七）年正月から長崎湾に浮かぶ高島の警備を命じられ、以後、安政期に同じ長崎湾上の伊王島へと番所の交代が命じられるまで、約二百年間に渡って家臣団を派遣していた。こうしたなかで注意しておきたいのは、三家は將軍綱吉の代になると、幕府から公儀役を命じられるようになつた。小城鍋島家の場合、元禄五（一六九二）年三月に公家衆馳走役を命じられて以降、安政期に公務を免除されていた時期を除き、幕末まで統いて

(2) フェートン号事件前後の佐賀藩

本史料集が典拠した佐賀大学付属図書館が所蔵する小城鍋島文庫内の「日記」においても、小城鍋島家の長崎警備に関する記事は少なくない。とりわけ、明和期以降、長崎警備や高島番に関する記事が多く散見されるところに特徴がある。興味深いところでは、文化五（一八〇八）年八月に起きたフェートン号事件をめぐる記事をあげた。フェートン号事件は、長崎湾内で、イギリス船がオランダの商館員を拿捕した上、薪水を要求して去つていくという前代未聞の出来事であり、長崎奉行松平康英、および佐賀藩でも番頭千葉三郎右衛門などが切腹、藩主斉直も百日間の逼塞の処罰を幕府から受けた。フェートン号事件は、佐賀藩が太平の世にあつて兵力を減少させていたことや、対外危機感の軽視といった事態がしばし指摘してきた。^①かかる点、梶原良則氏は、寛政期におけるロシア船の出現により、佐賀藩において石火矢の実射見分や石火矢・砲弾の鋸造が行われるなど、長崎警備を強化していく動向があつたことを指摘している。^②それでは、佐賀藩鍋島家から高島番を命じられていた小城鍋

島家では、同時期、具体的にどのような動向であったのであろうか。自律的な軍団編成を行つていた三家や武雄・多久といった大配分領主を含んだ全体としての佐賀藩における長崎警備に関する動向を考えていくことも必要である。そこで、小稿では、小城藩や佐賀藩の長崎警備に関する動向について、本史料集から紹介していく。以下、特に註を付さない限り、本史料集からの引用である。

(3) 小城鍋島家と長崎警備

まず、小城鍋島家、及び佐賀鍋島家の対外関係における認識について見てみると、まず寛政二（一七九一）年は、鍋島家が幕府から長崎警備を命じられて百五十年目ということで祝いがあり、三月二十五日には小城家の家臣も酒肴を拝領している（史料398）。そして、翌四年二月一日の頃には、ムスコビア（ロシア）が六万余の軍勢をもつて朝鮮へ攻め込んだとする風聞が記載されている（史料408）。もちろん、このような事実は無く、あくまで噂の域を出ないものであり、また、この風聞の情報源についての記述もない。ただ、小城鍋島文庫に収められている「日記」の全記事中、風聞という曖昧な情報が記載されることは、極めて稀であり、朝鮮半島と距離が近い九州の大名であつた小城鍋島家において、いかにインパクトの強い情報であつたかを知ることが出来るだろう。同五年には、長崎奉行平賀貞愛より、もしロシア人が長

崎へ入港したら石火矢などを台場へ備えるなど、武備を厳重に整えるように命じられた。^③ 同年二月九日の頃では、右のような幕府の動向を敏感に察知した本家から長崎警備について、次のように達せられている（史料411）。まず「御当家之儀、以御武徳被遊御創業、其上、長崎御番方被為蒙仰、御代々様百五十年來被御備、繼於武門御規模之御家柄ニ而、武義強從脇々も相恙候程之儀候」と述べており、軍役としての長崎警備を担つていたことに対する鍋島家の自負心を読み取ることが出来る。ところが、「雖然、數百年天下一統太平之和ニ流、右体之風俗を失候通ニ相成」として、天下太平の世の中で武を大事にする風俗が失いつつあるが、「就中、於武門不束之儀等有之候而是、末代為恥辱事を能々致勘弁、万事大者ヶ間敷義を不仕、平日之事ニ而も聊心違等無之、御家風を厚奉守」ることを命じている。長崎警備において万一不備があれば、それは家の恥辱になるというのである。かかる点は、当該期の鍋島家が有した長崎警備に対する認識として重要なであろう。つまり、当然、この段階においては、後にフェートン号が長崎湾へ進入するという、いわば突発的な事件があることを予想だにしていないにも関わらず、佐賀藩では長崎警備を極めて重要と認識しているのである。このことは、形骸化していた長崎警備において起つたとされたフエートン号事件における佐賀藩の失態という評価に対しても、一定程度再考してみる必要があるように思われる。

ただ長崎警備の形式化・形骸化という点については、確かに、高島番に限つて言えば、本史料集からも確認することが出来る。例えば、公儀役の負担などによつて極度の財政難にあつた明和二（一七六五）年九月二十八日の項では、小城藩の長崎屋敷があつた西築町に隣接する東築町に居住していた小城藩御用商人徳見官左衛門に対して十月以降の高島小番（冬番）と明年の高島大番（夏番）を命じている（史料199）。徳見は同年七月二十九日の項によれば、先年より小城藩に侍として召し抱えられたいたものの、勿論長崎では商人としての仕事も継続していた。したがつて、この徳見に高島番を命じたことは、小城から侍を派遣せずに現地での請負という形態であり、小城藩家臣の負担軽減策であつたと考えられる。もつとも明和六年三月二六日の項では、徳見が病のため高島番を辞退したため、旧来通り、小城から今泉平太を高島番へ派遣しており（史料257）、一過性の措置であつた。さて、寛政期に話しへ戻すと、本史料集から、寛政期以降のロシア船の出現という状況のなかで、佐賀藩及び小城藩が軍備の再編や増強に努めていたことが分かる。寛政七年八月一〇日の項では、小城家家臣で砲術方師範であつた富岡助之進による大砲の放出訓練を、佐賀藩家臣諫早兵庫、鍋島主水、同淡路他、藩上層部が「代覽」を行ひ（史料427）、翌八年三月七日の項では、嫌がる富岡をほとんどむりやりに佐賀藩の家臣として召し抱えるなど

（史料435）、火術や軍学に対する関心が急速に高まつてゐる様子が分かる。さらに、寛政九年五月一五日の項では、本家当主治茂が在府しているため「長崎表、自然異国船來着之節者、御留守之義多久長門殿迄被差置候間、大殿様江自然之節ハ長門殿より御相談も可被仕候」として、多久茂鄰とともに直愈も相談するように命じられており、小城鍋島家の当主も長崎警備へ関わりを持つことを命じられている（史料439）。

小城鍋島家でも軍事・火術に関する関心は高まつており、本家の家臣となつた富岡助之進の跡を継いで砲術師範となつた同人の弟同三太夫が砲術稽古を行つていたが、寛政九年十月十日の項では、富岡三太夫は長崎泊町番所の備筒役として佐賀において铸立てた筒や車台を備え付けるため長崎への出張が命じられるなど、長崎警備における武器類の設置が勧められていた（史料444）。文化四年三月一六日の項では、領内甘木刈から乙柳刈にかけて、砲術稽古を行つており、これには「御親類・御家老方、其外受役所詰中見物として出張有之」として、藩上層部が見物している（史料516）。そして、文化五年一月二二日の項では、本家長崎仕組方よりロシア船の出現に関して「此御方之儀、御代々御番方被蒙仰格別之御家柄ニ付而者、俄之砌御出勢之御手配少も及遲滯候而者、決不相済」として長崎警備の重要性を再認識するようにながれされ（史料529）、同年二月一〇日の項では、高島へ小城家以外にも、蓮池家も久保田村田家（親類格）の家臣

をも派遣することが命じられている（史料530）。また詰人数もこれまで、例えば小城鍋島家では、通常、四月から九月までは同家の身分格式上、平士以上の侍一名（主従三人）と足軽六名が、一〇月から五月までは侍一名（主従三人）と足軽四人がそれぞれ高島へ派遣されていた。しかし、これが改正され、平時には鉄砲足軽組頭一名（主従五人）、筒方役の侍七名（主従三人）、足軽二五人、さらにはロシア船などの帆影が見えた場合には、鉄砲足軽組頭二名（主従五人）、筒方役の侍四名（主従三人）、足軽五〇人を右の三家がそれぞれ人数を出すことを命じており、長崎警備に対して大幅な増員をしていた。

佐賀藩・小城藩では、文化五年八月のフェートン号事件が発生する以前の寛政期には、すでにロシア及びロシア船の出現による対外的危機感を幕府とともに有しており、この結果、長崎・高島詰の人員増強を図っていたことが本史料集から確認出来る。右の対外危機感を背景とした長崎警備の増強を始めた矢先にフェートン号事件は起きたと位置付けることが可能であろう。

- 註
- (1) 『続佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (2) 梶原良則「寛政～文化期の長崎警備とフェートン号事件」(『福岡大学人文論叢』三七巻一号、二〇〇五年)。
- (3) 『佐賀県近世史料』第一編大十巻「泰國院様御年譜地取』五五頁。

天和二年（一六八二）

戌九月廿日

小田村市左衛門
大木五右衛門

1 天和二年九月十九日 高島番に付、路銀渡しの事

覺

一来ル十月朔日より高島為御番、丹宗權左衛門彼地被差越候条、主從三人武度之往来路銀・駄賃・船賃如御定可被相渡候、右例年ハ三度之往来分被相渡候得共、此度より以後ハ兩度之往来路銀・駄賃・舟賃被相渡等ニ御僉儀相~~メ~~り候、已上

戌九月十九日

小田村市左衛門
大木五右衛門

鴨打千兵衛殿

右可被相渡候、以上

兵動十郎右衛門殿

鴨打千兵衛

2 天和二年九月二十日 東嘉右衛門組足輕ら二人高島番へ差し越候事

覺

來ル十月朔日より東嘉右衛門与足輕壹人・太田六右衛門与足輕壹人合式人・高島為御番彼地被差越候条、兩度之往来路銀・駄賃・舟賃如御定可被相渡候、以上

5 天和二年九月三十日 佐野宗官切米の事

但、民部殿・造酒殿御同座ニ而相~~メ~~ル

一佐野宗官御切米之儀、同姓回庵代より白斗ニテ無落米ニ被下來候付、宗官へも以前之通、白斗無落米ニ被下ニ相~~メ~~り候事

一丹宗權左衛門高島御番被仰付、彼地被差越ニ付而、油代銀如跡方被相渡候、点合出ル

4 天和二年九月二十九日 山代浦崎番暮代りの事

一増岡内蔵允儀、山代浦崎御番被仰付置、当暮代り前ニ御座候、然共、此中走り者有之候節、於御番所内蔵允父子相勵キ結構ニ相調被申候付而、御本丸方よりも御ほうひニ御言葉有之候、右之首尾ニ付而、此御方よりも御ほうひニ内蔵允儀右御番を仕続ケ、今五年相勤候様ニと被仰付、此段、内蔵丞寄親東島市之介へ被仰渡候也

鴨打千兵衛殿

3 天和二年九月二十七日 高島番に付、油代の事

天和四年（貞享元・一六八四）

6 天和四年六月二十八日 藩主見舞いの事

一殿様（元武）今日覺潭和尚へ御見舞被成候、和尚へ白帷子二ツ、同宿六右衛門へ金子壱部ツ、御持參候也

7 天和四年八月十九日 鷺原屋敷半成の事

一小野田久助鷺原屋敷御寺地被召成、月岡へ被召移候、依之鷺原屋敷秋毛月岡屋敷春毛両所共ニ半成ニ被仰付候

8 天和四年八月二十八日 松隈亨安加増地の事

一御加増地相渡ル覺

（略）
一九石三斗壱合

長神田ヶ里る

松隈亨安渡

同人渡

9 天和四年九月二十四日 高島番に付、諸渡物の事

一来十月朔日より高島御番宮地ニ左衛門主従三人被仰付候、諸渡物覺

一主従三人 同断
高島往来二度之路銀・駄賃・船賃出ル

一油代如御定出ル

一南里ニ左衛門組壱人、神代伊右衛門組壱人、ニ左衛門相付被差越、諸渡り物ニ左衛門同然ニ一度之往来路銀・駄賃・船賃兵糧銀等迄

一賄男壱人料銀ニ而相渡ル

貞享二年（一六八五）

10 貞享二年正月二十二日 小野田休助代地の事

一鷺山へ罷居候小野田休助、百姓四右衛門下地居屋敷御寺内ニ相成候付而、右代地於藤織柴田茂右衛門用作下地之内、四五反彼四右衛門へ被下之、藤折へ被召移候義ハ鷺山御建立奉行与左衛門存ニ而御建立銀之内ニ可被召移由之事、付リ同所罷在候馬場清左衛門百姓両人、是又与左衛門存ニ而、右銀子ゑ可召移由御吟味相べ候

11 貞享二年二月一日 月岡代屋敷へ用水の事

一 御手前鷺原屋敷鷺山御用ニ被召出候付、月岡ヘ代屋敷

差出被召移候、右屋敷江用水、浦山る筈ニ而被差出候、

此掛桶通り一筋山野并畠屋敷たりとも横もり込五尺ニ

メ御手前屋敷迄被差通候義御免ニ候、尤野山屋敷番畠

存候由、民部殿被聞召届如斯御座候、以上

丑ノ二月二日 馬場清左衛門判

大木五右衛門判

小野田久助殿

12 貞享二年二月六日 嬉野甚兵衛鷺原居屋敷上納差し除きの事

一 嬉野甚兵衛、鷺原居屋敷御寺地ニ被召上候□前を以□

答ニ相ノリ居申候付而、去年之作物如何にても作付不

被申候、依之去年之上納被差除候、此段御小物成方役

者へ被仰聞候事

13 貞享二年二月十三日 西嘉助兵糧銀其外御番所入用

の物受け取りの事

一 高島御番宮地ニ左衛門へ相付罷越居申候今泉次郎左衛

宝永三年（一七〇六）

14 宝永三年二月 松隈江戸へ召し呼びの事

一 松隈□恕急ニ江戸被召呼候付而、知行役ニ而主従三人、
かごかき賃、長刀持、薬箱持、小早借切御加勢銀、江
戸詰之月割出ル、鑓馬壹疋ちん銀も出ル

15 宝永三年四月三日 留守詰人數の事

御留守詰罷登候人數

主従六人 同三人

一神代自兵衛

同三人

一原茂右衛門

同三人

辻武治兵衛

同三人

牧瀬正兵衛

同三人

大坪藤右衛門

同三人

西隈閑斎

同三人

小寺久之允

同三人

石橋平左衛門

同三人

岡孫太

同三人

西隈閑斎

同三人

門組西嘉助、兵糧銀、其外御番所入用之物為請取、御当地罷越候、最前罷越候節、往来壹度之路銀・駄賃・船賃被下置候付而、今度右嘉助往来之路銀・駄賃・船賃被下候事

16 宝永三年五月九日 馬医へ薬代渡の事

一青銅百疋馬医与七江渡る、右は番方二疋瘡相煩候付、
彼人致療治候藥代也

17 宝永三年八月十四日 相原治右衛門高島番の事

一相原治右衛門高島番ニ付而、戊四月より八月迄御国御奉
公なみノ借銀方出来返シ書宣、右同日ニ出ル也

18 宝永三年九月四日 松隈意仙江戸被召呼の事

松隈意仙江戸被召呼候付而、渡方覺

一主従三人、但九月より極月迄御加勢銀半増入テ

一道中雇之者壹人

一道中長刀持壹人

一同薬箱持壹人

一道中かこかき賃

一小倉より大坂渡海小早船壹艘借切

一御当地より江戸迄鎧馬一疋賃銀

右何も如御定渡ル

一但壱月三仁石、極月迄渡方九月より

一白米仁石四斗、松ヶ渓恵松へ渡ル
但壱月仁十匁、極月迄同

一銀八拾匁、右同

19 宝永三年九月十八日 江戸詰に付、加勢銀の事

一小部龜之助并小道具小川全兵衛・鶴田久右衛門・左野
庄右衛門、江戸為詰意仙被相付被差登ニ付而、御加勢銀
立聞銀等渡書宣出ル、龜之助□來□也
一意仙江戸上りニ付而、立聞銀三百匁并借銀五百匁如願
済也

20 宝永三年九月二十日 高島番に付、加勢銀の事

一永済安右衛門上下三人高島為番被遣候付而、往来両度
之路銀・駄賃・船ちん并成十月五日より亥五月十日迄之

逗留銀□□銀等渡ル、書宣出ル

一村□□□組 村川□□門組

一□□三右衛門、中原徳右衛門高島行渡方跡方之通渡ル、
書宣出ル、九月廿四日

21 宝永四年五月十三日 松隈意仙等へ渡す扶持の事

一松隈意仙・大坪七郎兵衛・□□六郎右衛門、右三人へ
被相渡候小者扶持之内、三石之□、今度被相渡候処、
御物成赤米無之由、依之御吟味有之、赤白米渡方之儀、
縱今度之様ニ赤米無之候節ハ買米ニ而以後被相渡筈候、

赤の方ニ白渡不相成候、白方ニ赤渡シも不相叶候、白米ハ白、赤米ハ赤ニ而可被相渡由相メリ□□□、其内此度三人渡り九石之儀ハ□□□段ニペ銀子可被相渡候、右之通五月十六日書宣出ル

宝永四年（一七〇七）

22 宝永四年六月三日 松本熊之助家督の事

一松本熊之助ヘ春益家督被仰付候付而被仰渡候、当月四年八月まで之休息前出米月わりニ又差上申候筈ニ御吟味相べ、於以後もケ様之類有之候節ハ右之通たるへき由候也

右御吟味之趣ハ、惣而春益存生ニ而罷下相応之御奉公相勤候ヘハ、余並之通出米被差免筈候得共、春益ハ□□□、熊之助義も幼稚者ニ而御奉公不相叶旁ニ付、休息前之出米被仰付候也、借銀方之儀ハ江戸詰ニ付而年賦拏ニ都合並差出□付、借銀方被差免候也

23 宝永四年八月十四日 献上の薬種の事

一南里二左衛門組足輕小原貞右衛門儀、銀子并御献上之梅干・御薬種紙等之さい領松崎藤八組足輕中村八郎兵衛、右同前貞右衛門ハ江戸迄梅干御薬種為宰領被仰付、八郎兵衛ハ大坂迄之さい領也、依之鑓馬四疋ノ駄賃銀、

小早屋形借切賃、尤路銀駄ちんハ加勢銀立聞銀等渡ル、書宣出ル

24 宝永四年九月十一日 北川春益借銀の事

一北川春益存生中、借銀物高本計利無ニ切ケ次第、一ヶ年ニ銀百匁宛相払候様ニと貞享式年之春被仰出、三ヶ年ニ銀三百匁返上ニ、残銀三貫六百六十八匁七升九分当亥之暮八月可有御取納候、以上
毎歳北川清八月十二日
宝永四年亥九月十二日
宮地平七

蓑田作左衛門殿

25 宝永四年十二月九日 森永源内西岡定詰の事

一森永源内儀、小寺久可跡役被仰付、二月より西ノ岡へ定詰之事

宝永七年（一七一〇）

26 宝永七年三月十一日 牟田素友京都登りの事

一牟田素友事、為医学京都罷登り度由申候、右は我々親類ニ而無疎趣ニ御座候条、往来三年之御切手被仰請可被

下候、向々二而何様之能キ仕合御座候共居住不仕、年限

無相違罷帰、御切手返上仕候様ニ堅可申付候、若緩之

儀御座候半は、我々落度ニ可被仰付候、為後日如件

徳久七右衛門殿

小城郡散分村
牟田素格

伯父 牟田素格

同郡樋口村

伯父智 南里分右衛門

同郡深川村

牟田空兵衛

宝永七年寅三月十二日

佐野弥右衛門殿

右牟田素友、為医学京都へ被罷登候条、往来三年之御切手被仰請可被下候、尤断前書ニ御座候、若緩ミ之儀御座候ハは、何時も某可承候、以上

佐野弥右衛門判

今泉安左衛門殿
渋川次郎左衛門殿

嬉野善右衛門殿

右紀伊守(元武)殿家中牟田素友老人為医学京都罷登候条、往来三年之御切手被仰請可被下候、於向々無作法之儀不仕出、尤何様之能仕合御座候共居住不仕、右年限無相違罷帰、御切手返上仕候様ニ堅可申付候、若緩ミ之儀御座候半は、某可承候、以上

寅三月十三日

石尾安左衛門殿

水町舍人判

一銀五枚
一同壹枚

齊藤玄仙
松隈享安
相良柳蔭

27 宝永七年四月十三日 石丸宗順京都登りの事

一石丸全右衛門子宗順義、医学為稽古京都罷登り、当寅之年六午ノ年迄五ヶ年在京仕度御暇奉願候処、御家老中被聞召届可然可有之□願之通相□、惣而全右衛門惣領ニ而ハ□幼少之節ニ医道稽古致させ、何方へ養子ニなと遣候へ共、不縁ニ而次男分ニ而居申候、乍去御格式之通願書差出申候事

28 宝永七年四月二十二日 石丸宗順切手乞いの事

近右衛門子

一石丸宗順上京御暇相澄候付而、在京御切手乞□□之義、牟田素友乞手形之格ニ而相済候事

29 宝永八年正徳元・一七一一

宝永八年三月四日 薬料拝領の事

一銀五枚
一同三枚

三月五日書宣出ル

右之通三人へ為御薬料被為拝領候、尤此拝領銀ハ上り地方より出申候筋ニ無之、御納戸方都合御遣方より出答也

30 宝永八年四月十二日 菊地長庵松ヶ渓出勤の事

四月十二日

菊地長庵義、去ル十日佐野宗快江致交代松ヶ渓へ相勤候由、且又長庵相伺候ハ、長寿院様御服薬一通佐野春庵へ致相談指上候様ニと被仰付候、其内奉然御□病なと被指出候節ハ、春庵在佐賀之義ニ候ヘハ、遠路通達間ニ合間敷候、然時ハ□可仕哉と隼人殿・助右衛門殿御列座之節、御直ニ被申上候処、尤之義ニ被思召候、為其被相付定詰被仰付置候事ニ候へは、左様万急変之節ハ、自分之了簡を以無用於御薬指上可然候、尤其段早速春庵へも申□、且又其外之御医師中へも相談可然由、右御兩人御直ニ被仰聞候也

31 宝永八年四月十二日 佐野宗快交代の事

一納富七右衛門より相尋候ハ、佐野宗快義、今度菊地長庵へ致交代引取申候、其内従長寿院様被成御意候ハ、自今迄も五日間ニ為伺御機嫌罷上り候様ニと御座候、併詰所御免申候上ハ、自分ニ參上如何舗奉存候、且又御

病等宗快薬致相応候条、地薬ニ致振用度由被申候、兩様如何可仕哉と宗快より七右衛門まで相尋候得共、自分之差図難成□御尋仕候由申候、此段隼人殿・助右衛門殿御承知被仰候ハ、為伺御機嫌自分ニ罷出候義ハ□用捨可然、あなたる被為召候節ハ不依何時可罷出候、且又御病其外宗快薬相用度旨、其通勝手次第可然候、其内御内へ罷通様躊躇見候義ハ指扣可申由御申候也

32 宝永八年四月十四日 菊地長庵名代の事

一菊地長庵より相願候ハ、松ヶ渓相勤候付、長ノ字如何舗奉存候条、名代奉願候由□願書指出候也

33 宝永八年六月十三日 菊地長庵長の字遠慮の事

一菊地長庵義、松ヶ谷詰被仰付候付、長ノ字遠慮ニ存、名代り之義相願候付、願月ニは無之候得共、右之断故江戸被仰越候処、願之通宗圓ニ被改下候段被仰出候付、其段長庵へ申遣候也

正徳二年（一七一二）

34 正徳二年七月十三日 小城鍋島家借金の事

一昨夜、山城殿宅江深江与惣兵衛被召寄、左之趣演達有

之候付而逆之儀候条、書付給度由候故、書付被相渡候、

右者今朝遣し候写

去年紀伊守殿於江尻朝鮮人御馳走被相務候付而、金

子武千両御取替有之候、然者今度飛彈守殿御暇御願不相叶御滞府付而ハ、御不勝手も可有之と被思召候、

依之右武千両之取替返金之儀、当分被差延候、此旨

可相達由被仰出候、已上

七月十二日

右之書付、今日与惣兵衛より遣し候ニ付而、早速先以与惣兵衛城州宅江参、段々被入御心御越、別而忝奉存候、御礼之儀は自是可被仰述由、被仰出候也

35 正徳二年七月十七日 宮崎蘇庵元延側役の事

一宮崎蘇庵儀、於江戸飛州様御側被仰付、本道迄相兼、御薬をも差上候様ニと被仰付候、右御同人被仰渡候、尤主従三人ニ而被仰付候

36 正徳二年八月一日 宮崎蘇庵加増の事

一宮崎蘇庵儀、今度飛州様御側被仰付、本道を兼御薬可差上旨被仰付候、御加米五石被為拝領候、此段助右衛門殿被仰渡候

一役被仰付候人数
(中略)

御内御養生方

北島裕庵

(中略)

山田玄昌代り

一山田玄昌儀、御内御養生方先以被差免、乍然御用之刻は毎度可被召出候間、御奉公前並ニ出米被差免候事

37 正徳二年八月八日 宮崎蘇庵江戸行きの事

一今日宮崎蘇庵江戸被差立候也

38 正徳二年八月十八日 山代関所番の事

一山代波瀬遠見番堤喜右衛門儀被差免候、右代役

39 正徳二年八月二十七日 山代関所番交代の事

一山代浦野崎御閔所番馬渡作太夫頃日被仰付候處、老母病氣ニ御座候而難見放、其上内證至極及難渋候段、御断申上候ニ付、願之通被差免、右御番陣内弥右衛門被仰付候段、今日助右衛門殿被仰渡候

40 正徳二年八月二十八日 北島裕庵御内御養生方の事

一山田玄昌儀、御内御養生方先以被差免、乍然御用之刻は毎度可被召出候間、御奉公前並ニ出米被差免候事

宝暦五年（一七五五）

41 宝暦五年正月七日 直員乗船修理・牛津正満寺普請
許可の事

一佐嘉二丸申渡書付左之通

紀伊守様御参勤用之御乗船修理、猪又阿蘭陀宿牛津
正満寺書院造替、先達而被取懸置候處、御穩便三付御
止被置候、差競候普請作御祝儀候間、被差免度旨御
達之趣御當役江申達候処、右者格別之義ニ付乍御時節
茂被相調候様ニと御座候、此段致御達候以上
右之通ニ付、早速修理方被仰付候事

42 宝暦五年二月九日 遠岳傳右衛門儀高島番申し付
るの事

一遠岳傳右衛門儀、高島番被仰付之旨、十太夫殿被相達
候也

43 宝暦五年二月十六日 松隈亨安所へ御産のため御前
様御成の事

一今晚松隈亨安所へ被為成候事

御産懸り 太田藏人

御産向役 南里権右衛門
夫婦

神代官右衛門

星野二右衛門

富岡小兵衛

御觀式方控

池上藤太

御産懸り

嬉野卯右衛門

松田与四右衛門

北島三折

松隈亨安

原口宗祝

八重野

おかね

右之人数今度御前様御着帶ニ付而、御産懸り役被仰付
候事

44 宝暦五年三月十日 玉無鉄砲許可の事

一両織島ヶ里・岡本刈、玉無し鉄砲御免之事

45 宝暦五年三月二十七日 高島番遠岳傳右衛門ら罷越
候事

一為高島番、遠岳傳右衛門并足輕、昨廿六日より被罷越候

46 宝暦五年四月二十七日 松隈意仙江戸お供仰付られ

山御目付山本与左衛門代り
高島番

牟田藤左衛門
牟田藤右衛門

候事

一松隈意仙江戸御供被仰付候

47 宝暦五年五月二十五日 原口宗祝家内疱瘡に付、三島三折着勤の事

一原口宗祝家内疱瘡有之、御新宅出勤當分不相叶付、
其間三島三折着勤被仰付候也

48 宝暦五年七月二十八日 お産係酒拌領の事

一御産係人數医師・鎖口詰迄、御前様被渡御目、不殘御
酒拌領、肴三種

49 宝暦五年八月十五日 田代藤左衛門、高島番の事

一今日諸役人左之通被仰付候

吟味方役

勘定所御目付役

勘定所

地方役

下郷普請方役

石井六郎右衛門
香月与次兵衛

釤本平左衛門
納富安左衛門

51 宝暦五年八月二十七日 長崎奉行下向の事

一長崎御奉行菅沼下野守殿御下向、牛津御通路付而、元

50 宝暦五年八月十九日 詰役人御目見の事

一各方詰役人御目見左之通、何も名披露

兵庫殿

鞆負殿

監物殿

富岡小兵衛

西岡治兵衛

横尾久右衛門

池上藤太

嬉野外右衛門

西川八右衛門

北島三折

橋本文右衛門

松田与四右衛門

御内

御新宅

(後略)

当兩
御目付

御内

御新宅

御内

御新宅

原口宗祝

(後略)

役惣御目付る壱人、其外諸役人差越候て、御使者留守八郎左衛門御進物なし一籠被差遣候、火消役中林太治馬勤之

52 宝暦五年九月十五日 宗教長崎行きの事

(宗教)
一丹州様長崎御越牛津御通路付而、諸役人跡方之通罷越候也

53 宝暦五年九月十六日 相良柳碩佐賀稽古の事

一相良柳碩義、明年迄佐嘉稽古相願候處、願之通相澄候也、尤御在府ニ付、江戸ヘハ御届ニ而申遣ス

54 宝暦五年九月二十三日 長崎より帰佐の事

一丹州様從長崎御帰城、牛津御通路付而、諸役人跡方之通差越

55 宝暦五年九月二十五日 長崎奉行登りの事

一長崎御奉行坪内駿河守殿御登り、今日牛津御休付而、火消方富岡弥一左衛門・御使者留守八郎左衛門御進物葛粉一箱被進候、其外諸役人跡方之通

56 宝暦五年九月二十八日 高島番の事

一為高島番田代藤右衛門罷越、足輕福山吉兵衛差越、尤残り武人ハ大番ル居付也

57 宝暦五年十二月二十九日 薬料拝領の事

一銀武枚
一同百目
一同六拾目
北島三折
原口宗祝
松隈意仙

右之通為御藥料被下候、尤意仙儀ハ享安神代自兵存生之内御薬差上候付而被下候也

宝暦七年（一七五七）

58 宝暦七年正月十六日 高島番宇都宮一勝の事

一高島番之義、宇都宮一勝江被仰付候也

59 宝暦七年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一阿蘭陀人今晚牛津止宿ニ付、例之通郡方其外諸役被差

船行二而牛津御通路無之

60 宝暦七年三月三日 薬代拝領の事

一於久米様先頃御病氣之節、松隈意仙へ御匙被仰付候、
其節御藥左之通差上候付、銀五両被為拝領候
一御煎藥五十貼御丸藥十六包

61 宝暦七年四月八日 宗教長崎行きの事

一今日丹州様長崎御越、牛津御通路ニ付、諸役跡方之通
被差越候也

62 宝暦七年四月十日 オランダ人牛津止宿の事

一阿蘭陀人今夜牛津泊ニ付、諸役者跡方之通、被差越候
也

63 宝暦七年四月十五日 宗教長崎より帰佐の事

一丹州様長崎より御帰城、今日牛津御通路ニ付、諸役者
跡方之通被指越候也

64 宝暦七年七月二十日 宗教長崎行きの事

一丹州様長崎御番所江為御見廻、今日より御越、尤此節御

65 宝暦七年七月二十五日 宗教長崎より帰佐の事

一丹州様長崎御奉行所為御見廻、先頃御越之処、今日御
帰り、牛津御通路ニ付、跡方之通諸役被差越也

66 宝暦七年八月二十三日 秀島八郎左衛門高島番の事

一今日左之通役被仰付候

(前略)

高島番

(後略)

秀島八郎左衛門

口上覚

宮崎久悦

67 宝暦七年八月二十八日 宮崎久悦医学修行願いの事

某儀、為医学上京之御願申上度近年存立罷在候得共、
兼而内證差問候付、不任所存、段々及延引只今之躰え
内證柄御座候得ハ、近年之内ともニハ中々相調候内證
緑合茂相叶間敷奉存候得者、五ヶ年之御暇被為拝領候
ハ、精々及医学相励申度奉存候、乍去在京入用之銀
跡方上京之人などへ承合候処、壹ヶ年入方凡銀七百目
程之由ニ御座候得ハ、自分之才覚不及力、右ニ付而ハ御

時節柄近來難申上奉存候得共、五ヶ年之間壱ヶ年ニ銀百目宛被為拝領候ハヽ相残式百目之儀者、江戸詰並之出来被仰付於被下者、右之御蔭を以相調、右ニ而不足

之分ハ何卒手前ニ而才覚可仕奉存候、惣而某手前ニ而調儀相叶儀ニ御座候得ハ為御報恩自力ニ而罷登候本意御

座候得共、近年之世間柄殊、更前ニ茂申上候通之内證柄

候得者、何分存候而も不任所存候条、願之通り被仰付被

下候ハヽ、一刻茂早に上京仕、医学相仕廻次第罷下、療治

修行不仕候而者御用ニ茂不相立儀御座候へハ、憚多奉存

候得共、時節を見合候而も其期茂難量御座候故、此節

御願申上候、何之筋ニ茂以御賢慮念願相叶候様被仰付

被下度、一偏深重奉願候、以上

丑五月

右之通願書差出候付、江戸へ被伺越候処、願之通被仰

付之旨申来候付、其段御相談役人方より呼出ニ而達有之、

尤拝領物等之儀ハヽ、御時節柄、殊ニ当年別而御差間故御

見合、御繩合次第、当秋冬ニ懸可被指出候由、達有之也

71 宝暦七年九月二十七日 秀島八郎左衛門高島番の事
一秀島八郎左衛門并足輕三人、為高島番今朝より罷越候、此節八郎左衛門相願候者、伴吉右衛門を為見習從者分ニメ日數十日計高島連越度旨相願候処、善左衛門殿御聞届ニ而、願之通御暇被指出候也

72 宝暦七年九月三十日 長崎奉行牛津泊まりの事

一長崎御奉行正木志摩守様御下り、今晚牛津御泊ニ付、

御仕使者閔市之進勤之、御進物葛粉一箱被差遣候、右

被指越候也

一丹州様長崎より帰城、今日牛津御通路ニ付、諸役人跡

方之通被差出也

69 宝暦七年九月二十三日 宗教長崎より帰佐の事

一丹州様長崎より御帰城、今日牛津御通路ニ付、諸役人跡

70 宝暦七年九月二十四日 幕府目付牛津休憩の事

一今日公儀御目付鵜殿十郎左衛門様・倉橋与四郎殿牛津御休ニ付、郡方其外諸役跡方之通被指越、御使者中林太治馬、御進物鵜殿十郎左衛門様へ葛粉一箱、倉橋与四郎殿へ金子二百疋被遣候、併御進物之儀ハ御役柄ニ付而、両様共ニ被差返候也

68 宝暦七年九月十五日 宗教長崎行きの事

一丹州様長崎御越、今日牛津御通路ニ付、役人跡方之通

被指越候也

23

二付郡方横尾久右衛門・御目附宮地新五右衛門・火消
頭人富岡左金吾、其外祝儀、例之通被指出候也

73 宝暦七年十月七日 宇都宮一勝高島番の事

一宇都宮一勝儀、為高島番差越被置候処、当月朔日致交
代、今日当地致帰着候也

74 宝暦七年十月二十三日 長崎奉行牛津にて休憩の事

一長崎御奉行坪内駿河守様御帰府、今日牛津御休ニ付、
郡方其外諸役例之通被差出候、御使者中林太治馬御進
物梅干一曲被差遣之候

75 宝暦七年十一月七日 牟田玄益長崎にて外治稽古延
長の事

一牟田玄益儀、外治方為稽古長崎罷越居、明年迄願之年
限相満申候、然処今度相願候者、明年迄之渡方出来通
り等当暮一同ニ被為拝領候半者、何卒伝授等も当暮迄
之内相仕廻罷帰度由相願被申候処、願之通相澄申候、
尤療治方道具一通り代銀之儀も被為拝領度、前辺願置
被申、相澄居候得共、右願於相澄ハ曾而道具代等も被
為拝領ニ不及由也

76 宝暦七年十二月二十四日 直崇眼病の事

一喜三郎様御事、先頃より少々御眼被相痛候付、佐嘉より松
隈甫安と申目医師被召呼、今日御見セ被成候、此節為
懸合一汁三菜之御料理、且御酒等被指出候也

77 宝暦七年十二月二十九日 薬数の事

御薬數八百三拾八貼

一銀五枚

御薬數三百八拾貼

一銀弐枚

藥數五百五拾壹貼

一銀五両

右之通被為拝領候

北島元叔

宝暦八年（一七五八）

78 宝暦八年正月十三日 京都女中差し返しの事

一京都女中りう去冬被指返候ニ付、為宰領足輕岡弥五兵
衛且手男進左衛門、右兩人被相付被指登候処、今日致
帰着候

79 宝暦八年正月十七日 オランダ人牛津通行の事

一 阿蘭陀人今晚牛津止宿付、郡方其外諸役跡方之通被指越候也

80 宝暦八年二月二日 直崇眼病の事

一 喜三郎様御眼躰未御快不被成御座付、御様子為伺、佐嘉目医師松隈甫安今日又々被罷越候、此節御酒等且一汁三菜懸合御内而被指出候

81 宝暦八年二月五日 直崇眼病に付、岩藏寺祈禱の事

一 喜三郎様先頃より少々御眼病氣被成御座、未御勝不被成付、今日岩藏寺御同人様御部屋罷出、大般若一部執行被致候

82 宝暦八年二月七日 直崇眼病に付、岩藏寺祈禱・御匙・御機嫌伺いの事

一 若殿様御眼病氣被成御座候付、今日より岩藏寺小松間において二夜三日大般若執行有之候事
一 喜三郎様御病氣付而、御匙原口宗悦へ被仰付候
一 喜三郎様為伺御機嫌、各方御出仕被成候

83 宝暦八年二月十日 直崇眼病の事

一 喜三郎様御病氣一圓御替不被成付、為御平安於般若寺御祈祷執行被仰付候、依之為料銀拾匁被指出候也

84 宝暦八年二月二十日 直崇眼病に付、松隈甫庵料理拌領の事

二月二十日
一 若殿様御眼躰為伺、今日松隈甫庵被罷出候、此節懸合之料理且御酒等御内而出ル

85 宝暦八年二月二十六日 直崇眼病に付、松隈甫庵料理拌領の事

一 若殿様御眼躰伺として今日松隈甫庵御内被罷出候、此節懸合之料理・御酒等被差出候也

86 宝暦八年三月一日 直崇眼病に付、村田元栄御匙の事

一 若殿様御匙、村田元栄被仰付候、原口宗悦儀折々御断付、御匙御免被成候

宝暦八年三月三日 直崇眼病に付、鍋島直昭来小の事

承應三甲午四月廿五日

前検校覚心了榮大徳

当寅ノ年迄百五年ニ成ル

一若殿様御病氣為御見廻、今日大和様此御方御越被成候、此節御對面所ニ少シ之間御屯被成候ニ付、御茶・たばこ

上ル、御親類・御家老方御出合被成候、左候而、御内御酒など上ル、御内御仕廻被成候而右御新宅へ御出被成候也

(別紙)

一福田寺ニハ六十年以前、右之靈たたり有之故、寺より金剛天神と祝置候由、申伝候也

四月十二日

88 宝暦八年三月四日 直崇眼病に付、岩藏寺祈祷の事

一若殿様御眼病氣一圓御替不被成ニ付、為御快然今日より岩藏寺於小松間五日五夜御祈祷執行被仰付候、御施物一通御納戸ニ控有り

89 宝暦八年三月五日 福田寺破壊の事

一福田寺破壊いたし候ニ付、本寺潮音寺へ被遣候也

一金子百疋

草場村

南昌坊

右ハ御先代金剛院と申佛説座頭無調法有之生害被仰付候由、今度若殿様御眼病氣ニ付、為御祈祷右之通被差出候、尤南昌坊ヘハ此御方より相立被置候塔有り、左之通

90 宝暦八年三月八日 直崇眼病に付、快氣願いの事

一若殿様今度御眼病氣ニ付、為御順快桜岡詰侍中拾老人右左之通御願文上ル

一天山宮江

一稻荷社江

一薬師尊江

五十燈明之事

三ヶ月放生之事

一右同断ニ付、桜岡詰小頭中より祇園社・天山宮・清水觀音江百日参詣之御願文上ル

91 宝暦八年三月十一日 直崇眼病に付、松隈甫庵寵り出る事

一若殿様為伺御眼駄、松隈甫庵今日罷越被申候、此節懸合之御料理・御酒等被差出候也

92 宝暦八年三月十四日 直崇眼病に付、英彦山へ代参の事

一 崎川弥一儀、今度若殿様御眼病氣_ニ付、英彦山・太宰府天神江御代参被仰付候、尤來ル十七日_ム被指立之旨、御相談人方_ム被相達候也

93 宝暦八年三月十五日 直崇眼病に付、家中祈祷の事

一 若殿様今度御眼病氣_ニ付、御家中侍通_ム於般若寺藥師善逝法五夜五日之御祈祷執行致候事

94 宝暦八年三月十七日 直崇眼病に付、英彦山へ代参の事

一 崎川弥一、英彦山・宰府へ為御代参、今日_ム出立

95 宝暦八年三月十八日 直崇眼病に付、松隈甫庵_ムら罷り出る事

一 若殿様為伺御眼病、松隈甫庵今日又々御内被罷出候、此節懸合之御料理・御酒出

96 宝暦八年三月十九日 佐賀より医者を呼ぶ事

一 若殿様御病氣_ニ付、佐嘉より池尻元宣と申町医御内被召呼、御様体御見被成候、此節一汁三菜之料理酒出ル

97 宝暦八年三月二十日 直崇眼病に付、家中祈祷の事

一 若殿様今度御眼病氣_ニ付、御家中_ム於般若寺御祈祷執行仕、御願文指上候處、御前様別而御太慶被思召上候_ニ付、右之趣、御家中へ申達候様御當役方被仰候、依之今日大組代中呼出_ニ付、御太慶被思召上候旨、御相談人方_ム被相達候也

98 宝暦八年三月二十三日 直崇眼病に付、山伏祈祷の事

一 若殿様今度御病氣_ニ付、山伏中_ム於小松間一洛匂御祈祷執行仕差上申候、尤備物其外入具一通ハ上_ム出ル

宝曆八年三月二十四日 直崇眼病に付、英彦山・太宰府へ代参の事

一 崎川弥一儀、若殿様御眼病氣付而、英彦山・太宰府へ為御代参去ル十七日より被指越候処、昨夜致帰着候也

100 宝曆八年三月二十九日 直崇眼病に付、宗教より見舞いの事

一 喜三郎様御病氣為御見廻、從丹州様今日御使者野田勘兵衛被遣候、此節御使者へ小松間而一汁三菜之料理・酒出ル

101 宝曆八年四月一日 筑前より目医者呼び寄せの事

一 御用二付、筑前上末罷在候田原養伯と申目医師へ飛脚足輕原口次右衛門今日より被指越候也

102 宝曆八年四月二日 宗教使者へ御礼の事／直崇眼病に付、山伏祈祷の事

一 喜三郎様御病氣為御見廻、一昨日從丹州様御使者被進候、右御礼として今日從御前様御使者被進候也、嬉野弥七左衛門勤之

一 喜三郎様御病氣付而、於御上覽場、御手山伏五人而御祈祷執行被成候

103 宝曆八年四月三日 相良柳碩長崎より帰着の事

一 相良柳碩儀、外療為稽古長崎罷越居候処、稽古方相仕廻、昨夜致帰着候也

104 宝曆八年四月五日 直崇眼病に付、村田元栄・川久保順悦定詰の事

一 村田元栄・川久保順悦儀、今度喜三郎様御病氣付而、当二月より定詰仕罷在候付、為御合力銀五匁ツ、被為拝領候、此段御相談人方より被相達候也

105 宝曆八年四月八日 直崇眼病に付、山伏祈祷の事

一 若殿様御病氣付而、於上覽場、御手山伏五人而、今日又々御祈祷執行之事

106 宝曆八年四月九日 直崇眼病に付、松隈甫庵罷出候事

一 若殿様為伺御眼躰、今日又々松隈甫庵被罷出候、此節も先頃之通り壹汁三菜之料理・酒出ル

107 宝暦八年四月十日 直崇眼病に付、佐賀より西岡長圓籠出候事

一若殿様御病気ニ付而、一一丸御匙西岡長圓被遣下候様被仰入候處、今日御内罷出、御容体伺被申候、此節懸合之料理・酒出ル

108 宝暦八年四月十三日 村田順哲召し抱えの事

一村田順哲儀、御家中ニ被召抱度、先達而佐嘉江被相願候處、御願之通相澄候、委細之儀ハ佐嘉取合帳ニ控有り

109 宝暦八年四月十八日 オランダ人牛津止宿の事

一阿蘭陀人今晚牛津泊ニ付、諸役人跡方之通彼所被指越候

110 宝暦八年四月二十五日 黒田継高牛津止宿の事

一筑前守様長崎御越、今晚牛津御泊ニ付、火消頭人閔市之進勤之、其外郡方諸役跡方之通被差越、尤御使者無之

111 宝暦八年五月一日 黒田継高牛津休憩の事

一筑前守様長崎より御帰路、今日牛津御休ニ付、諸役者跡方之通被指越候也

112 宝暦八年五月一日 長崎仕組の事

一長崎御仕組被仰渡候付、二丸江今日舍人殿被罷出候

113 宝暦八年五月四日 直崇眼病に付、松隈甫庵罷り出る事

一若殿様為伺御眼体、松隈甫庵今日又々御内罷出被申候、此節懸合之料理等出ル

114 宝暦八年五月九日 直崇眼病に付、快氣願いの事

一若殿様御眼病気ニ付而、從殿様江戸於山王社御祈祷被仰付候、右御成就之御礼到来ニ付、塩御肴一尾相副今日御内上ル

115 宝暦八年五月二十四日 秀島八郎左衛門帰着の事

一秀島八郎左衛門儀、去冬より高島番として差越被置候処、

番致交代今日被致歸着候也

116 宝暦八年六月七日 長崎奉行所へ進物の事

一今度御着座（六月四日殿様小城着）ニ付而長崎御奉行所江之御使者吉本弾右衛門勤之、御進物漬海月一桶被差遣之候

117 宝暦八年六月十三日 直崇眼病に付、松隈甫庵罷り出る事

一若殿様為伺御眼体、松隈甫庵御内被罷出候、此節懸合之料理・酒等出ル

118 宝暦八年六月十三日 長崎奉行所へ進物の事

一吉本弾右衛門儀、長崎御奉行所江之御使者相勤、昨夜致帰着候也

119 宝暦八年七月十日 直崇眼病に付、医師へ下賜の事

一若殿様御病氣ニ付、先達而佐嘉医師被召呼候人數江為御札、左之通被下候

（一晒布 武疋 五百疋 松隈甫庵）

右ハ度々罷出相伺被申候上、御薬等迄指上被申候

一金子

三百疋

西岡長圓

一金子

式百疋

池尻元宣

右両人ハ一度ツ、罷出被申候

120 宝暦八年八月九日 役替の事

（前略）

浦崎居付

斎藤用之助

（中略）
御内御匙居付

御新宅御匙御加米三石拌領

北島三折
川久保順悦

右之通、当役代り被仰付候

121 宝暦八年九月十七日 黒田家牛津休憩の事

一筑前守様長崎御越、今日牛津御休ニ付、跡方之通諸役人被罷越候

122 宝暦八年九月十九日 宗教御入の事

丹州様先頃御入之節致太儀候面々江、左之通被為拌領候（前略）

（広紙三束
交肴一折
外治御医師
御医師 花房良房
一金子）

(後略)

佐野仲庵

126 宝暦八年十月十日 佐野春庵医学稽古の事

一佐野夏達伴春庵儀、医学稽古として向五ヶ年上京相願被申候処、願之通被仰付候、依之年限内為御合力毎歲銀五百目ツ、被為拝領候也

127 宝暦八年十月二十六日 長崎奉行牛津止宿の事

一長崎御奉行坪内駿河守様御下り、今晚牛津御止宿三付、御使者御取次勤御進物鴨マカ一番・火消頭人御使者番富岡弥一左衛門・御目附相原源右衛門被罷越、其外郡方諸役人跡方之通被指越候、尤郡方頭人ハ不快ニ此節不被罷越候也

128 宝暦八年十一月五日 直崇容体の事

一喜三郎様御事、近日御機嫌御勝不被成ニ付、御容体為同村田元榮・川久保順悦・原口宗祝何茂御内罷出候様被仰付候
一右同断ニ付、為御順快、於般若寺明日より一七日之御祈モト執行被仰付候、依之為料銀拾枚被指出候也

124 宝暦八年九月二十三日 黒田家牛津休憩の事

一筑前守様長崎より御帰路、今日牛津御休ニ付、郡方其外諸役人跡方之通被指越候也

125 宝暦八年十月九日 菊地宗益医学稽古の事

一菊地玄春儀、倅宗益、於佐嘉医学稽古願之通被仰付置候処、最早当年迄ニ年限相満候へ共、未稽古方色々不仕廻之儀有之由ニ而、今又三ヶ年御暇被下置候様願申候処、願之通被仰付候也

宝曆八年十一月九日 直崇病回復成就のため太宰府
へ代参の事

一 喜三郎様當春御病氣之節、宰府天神江御願相掛被置候、
御成就之絵馬被指越候付、御代参光野金左衛門被仰付
候

一 金毘羅
一 稲荷社
右者御親類方御四人右
一 天山宮
一 祇園社
三十座
一 金毘羅
御供獻備
右者御家老方六人右上ル

五十燈明之事

130 宝曆八年十一月十四日 長崎奉行牛津休憩の事

一 長崎御奉行正木志摩守様御登り、今日牛津御休付、
御使者御取次勤御進物葛粉一箱、郡方其外諸役人跡方
之通牛津被指越候也

宝曆十三年（一七六三）

133 宝曆十三年二月八日 於三様名替えの事

一 於三様御事、御名替於佐保様と被為附候、依之御名啓
キ御祝御取替左之通

（中略）

一 右付諸拝領左之通

（中略）

一 金子百疋

一 村田元悦

一 松隈亨安

一 北島元叔

一 北島三折

原口宗祝

131 宝曆八年十一月十四日 直崇病回復成就のため太宰
府へ代参に付酒拝領の事

一 光野金左衛門儀、宰府天神江御代参相勤罷帰、今日桜
岡罷出候付、鰯肴而御酒被下候也

132 宝曆八年十一月十七日 直崇不快に付、願文の事

一 喜三郎様先頃之御病氣一圓御快不被成御座付、御

親類・御家老方々御願文、左之通上ル

一天山宮

最勝王経七部

（後略）

134 宝暦十三年二月二十一日 御前様男子出産の事

一御前様御事、昨夜御産之御催被成御座候処、別而御轍九ツ時過御安産、御男子様御出生被成候

(中略)

一右ニ付、御医師並御雇女中・取揚ばゝ等迄、都合拾武人江今朝一汁壱菜之懸合外、御台所より出ル

(中略)

一御医師・客女中御産所懸迄都合拾五人、今晚飯之賄二汁壱菜外御台所仕出也

135 宝暦十三年二月二十二日 医師・客女中へ賄いの事

殿様より

北島三折

一銀武兩

御前様より

一同壱兩

御二方様より

一同壱兩ツ、

右同

一同壱兩ツ、

(後略)

原口宗祝

松隈亨安

一同壱兩ツ、

右同

一同壱兩ツ、

(後略)

原口宗祝

一同壱兩ツ、

140 宝暦十三年四月二十四日 長崎仕組みの事

一 善左衛門殿佐嘉二丸被相越候、尤先日御出候様申来居候付而也、但長崎御仕組付而之由

141 宝暦十三年五月十四日 江戸にて祈祷の事

一 朝鮮人御役等被蒙仰、御參勤茂御延引付、江戸之御首尾宜様、於般若寺御祈祷五日五夜有之、料銀三百目

142 宝暦十三年五月二十四日 本家へ合力金願いの事

一 蔵人殿佐嘉二丸被相越候、是ハ朝鮮人御馳走御役付、先達而五千両之御合力御願被置候、未何とも無之付再御願之書付御持参也

143 宝暦十三年六月一日 高島より飛脚の事

一 高島より為飛脚、足輕高岸文左衛門来ル

144 宝暦十三年六月二十五日 本家からの合力金の事

一二 九江御家老・御用人間壹人罷出候様申来候付、善左衛門殿被相越候処、今度朝鮮人御馳走付而、先達而被

相願置候御合力金五千両其通ニハ難被相叶、貳千両ハ被差出由御達有之候

145 宝暦十三年八月三日 重茂長崎へ出発の事

一 信州様長崎へ御発駕被遊候、昼九時頃牛津御通路・郡方役其外跡方之通罷越相勤候也

146 宝暦十三年八月九日 重茂帰佐の事

一 信州様長崎より御帰路、今日牛津御通路付、郡方役其外罷越相勤、無別条相澄候也

147 宝暦十三年八月十三日 本家へ合力金願いの事

一二 丸へ御合力金五千両御願被成候得共、あなたも極御差問付、右之分不相叶貳千両被差出候段、先日御達有之候、乍然其通ニハ朝鮮人御馳走方出来兼候付、何卒四千両之高ニ被差出被下度再御願之書付、進之允殿御持出候

148 宝暦十三年九月七日 江戸へ飛脚遣わす事

一 江戸江之御用簡并朝鮮人方御用金被差越候、飛脚平野段六被遣候

149 宝暦十三年九月十三日 高島番外、役替えの事

一 左之通役替被仰付候

高島番 納富五郎太輔
濱崎御藏所 土山半兵衛
大蔵殿付 江口善右衛門

高島番 納富五郎太輔
濱崎御藏所 土山半兵衛
大蔵殿付 江口善右衛門

150 宝暦十三年九月十九日 江尻へ用簡・金送付の事

一 江尻へ御用簡并金武百八拾両被差越候、轟木彦右衛門
被差越候

151 宝暦十三年九月二十日 重茂牛津宿泊に付、心遣役
を命じる事

一 来廿五日信州様牛津上使屋御泊付、惣心遣役小田
村多仲・大坪段右衛門・鴨打勘左衛門被仰付候

152 宝暦十三年九月二十日 朝鮮人渡海報知の事

一 朝鮮人九月中旬釜山海渡海可仕段、小倉若松屋小平次
より注進申越候

153 宝暦十三年九月二十五日 重茂牛津宿泊の事

一 信州様長崎より御帰路、今晚牛津上使屋御泊被遊候付、
役々被仰付罷越相勤候、御着懸御機嫌御伺之御使者有
之、御日柄三付而御進物ハ翌朝御發駕之砌被進候左二
殿様より

一生鮪 弐枚

御前様より

一大和柿 五十入一籠

右御止宿一通之儀、旧記方ニ書載有之候、右御使者兩
日共ニ御使者番富岡弥一左衛門勤之

154 宝暦十三年十月一日 松田九郎兵衛、朝鮮人方元メ
役仰せ付けの事

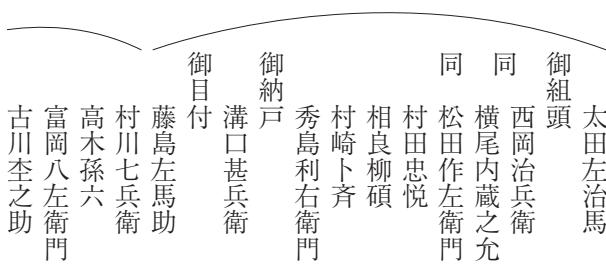
一 松田九郎兵衛儀、朝鮮人方元メ役被仰付今日出立、付
人足輕中溝文蔵・遠江新左衛門罷越、御馳走中江尻詰
続候也

155 宝暦十三年十月一日 朝鮮人御用銀送付の事

一 朝鮮人方御用仕送銀武拾四貫目、宰領足輕村岡惣之允
被差越候

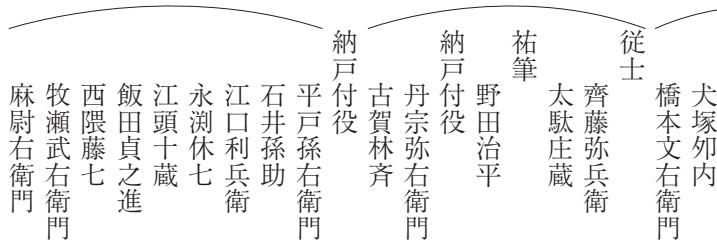
宝曆十三年十月三日 直員病に付、江尻へ家臣派遣の事

一殿様御病氣之縹三而御參勤御延引被遊、御馳走之場所江
者人數計被差越候條、萬端和順三申談相勤候様、御前被
遊出之御書付を以、御用人神代官右衛門左之人數江申
達之候



宝曆十三年十月九日 德見官左衛門へ朝鮮人方取次役を仰付け江尻へ出立の事

一德見官左衛門儀、朝鮮人方取次役被仰付、江尻表へ今



日致出立候、尤長崎ヲ昨夜罷着候、江尻道中之渡方主

從三人船ハ帆船貲如御定被下之候

右衛門持越候

158 宝曆十三年十月十七日 江尻へ用簡・金送付の事

一江尻ヘ御用簡并金四百両御仕送有之、山田七郎兵衛罷
越候

159 宝曆十三年十月二十一日 江尻へ用簡差出の事

一江尻江之御用簡小倉迄被差越候、轟木勘右衛門被差越
候

160 宝曆十三年十月二十六日 江尻・大坂への用簡差出の事

一江尻并大坂江之御用簡飛脚西十兵衛大坂迄持越候

161 宝曆十三年十月晦日 朝鮮より鷹獻上の事

一朝鮮國ヲ獻上之御鷹、去廿五日壱岐島勝本ヘ着船之注
進、若松屋ヲ申來候

162 宝曆十三年十一月三日 江尻へ用簡・金送付の事

一江尻江御用簡并金子三百両仕送有之候を、足輕秀島平

163 宝曆十三年十一月十一日 長崎奉行牛津止宿の事

一長崎御奉行大岡美濃守殿御下向、今晚牛津御止宿付、
元バ役・郡方其外跡方之通罷越相勤候、御使者御取次
之進物くす粉一箱

164 宝曆十三年十一月二十日 江尻へ用簡・金送付の事

一江戸江尻ヲ之御用簡、二丸便ニ而到来、朝鮮人御馳走之
儀、御人数計ニ而御勤被成候通、御本家様ヲ御願被仰越
候処、其通相済申候由、右近将監様ヲ御達有之候段、
注進申来候

165 宝曆十三年十一月二十一日 江尻より帰着の事

一足輕西十兵衛、江尻江罷越候処、今日帰着候

166 宝曆十三年十一月二十一日 本家へ御礼の事

一今度朝鮮人御馳走御人数計ニ而御勤被成候通、御本家
様ヲ御取繕ニ而相済候御礼、善左衛門殿御残居被相勤
候

一右ニ付而、御礼御使者相原八郎右衛門二丸へ相勤候

- 167 宝暦十三年十一月二十三日 江尻より用簡到来の事
一江尻より御用簡石橋丈右衛門持下り候
- 168 宝暦十三年十一月二十七日 家中へ馳走役完遂報知
の事
- 169 宝暦十三年十一月二十八日 江尻より用簡到来の事
一江尻より御用簡到来
- 170 宝暦十三年十二月一日 江尻より足輕帰着の事
一江尻へ罷越居候足輕山田七郎兵衛、今日帰着候
- 171 宝暦十三年十二月一日 江尻他より用簡到来の事
一町便二而、江戸・江尻・大坂より御用簡到来候
- 172 宝暦十三年十二月二日 江尻へ用簡・金送付の事
一江尻へ御用簡并銀六拾貫目と金百両被差越候、銀ハ大坂二而致兩替、江尻持越候通被仰付、石橋丈右衛門・香田利兵衛罷越候、次馬三疋大坂迄被下候
- 173 宝暦十三年十二月十日 年江尻より足輕帰着の事
一江尻江罷越候足輕秀島平右衛門、今日罷帰候
- 174 宝暦十三年十二月十日 朝鮮国三使船筑前藍島着岸
知らせの事
- 175 宝暦十三年十二月十一日 足輕目付筑前行きの事
一朝鮮人筑前藍島着岸之由注進ニ付、為承合足輕目付村岡羽左衛門筑前迄罷越候
- 176 宝暦十三年十二月十八日 朝鮮国三使船破損の事
一朝鮮人之義為承合、筑前迄先日より罷越候處、幅使舟藍

島ニ而破損いたし候ニ付、未彼地滯船之由申来候

177

宝暦十三年十二月二十九日 江尻より用簡到来の事

一江尻より御用簡古賀儀兵衛罷着候

明和二年（一七六五）

178 明和二年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一阿蘭陀人牛津止宿ニ付、役々被差越候

一阿蘭陀人大村之内川留ニ付而滯留、牛津止宿延引

179 明和二年一月二十日 牛津へ役人派遣の事

一今晚阿蘭陀人牛津止宿ニ付、役々罷越候

180 明和二年二月十三日 妾腹の男子早世の事

一於浜御茶屋、去年十一月十四日御妾腹ニ御出生之御男子様被成御座候得共、未御啓メ無之、然所、御病氣被指出、御養生御叶不被成、今七ツ時前御卒去被成候ニ付、御取置一通、外より被相整候様被仰出候、依之各方為御機嫌惣出仕、右ニ付、今十三日より明後十五日迄御領中御穩便被仰付候

181 明和二年一月十四日 早世の男子葬送の事

一御出生様今晚於采照庵御葬送被相整候
一御法名宝林真樹禪童子と祥光山方丈付上被申候

182 明和二年三月九日 西太郎兵衛病の事

一太郎兵衛病氣差重候ニ付、為御尋上使富岡弥一左衛門被仰付候

183 明和二年三月 高島番の事

三月十五日

一今泉平太、当夏高島番被仰付之旨、藏人殿被相達候

三月廿六日

一高島番切手取ニ佐嘉へ飛脚差遣

三月廿八日

一今泉平太并足輕九人為高島番・今朝より被指立候

184 明和二年四月八日 川久保順省医学稽古の事

一川久保順省為医学江戸罷越、山田玄沢江相付稽古仕度段、願之通御暇被為拝領候

185 明和二年四月二十二日 オランダ人牛津止宿の事

一下国之阿蘭陀人、今夜牛津止宿付、例之通役々罷越候

186 明和二年五月十四日 岩松李之允病身に付、湯治のため島原領小浜へ罷越願いの事

一岩松李之允病身付、為湯治島原領小浜江罷越度、日数三拾日御暇願之通相済候

187 明和二年六月 重茂牛津止宿の事

六月十九日

一信州様長崎御越付、今晚牛津御泊之由、去ル十六日佐嘉修り方々達有之、其仕与有之役々牛津被罷越候得共、先以御延引被成候由、六ツ半時牛津より申来ル、委細仕与帳ニ有之

六月廿一日

一先日信州様牛津御泊之筈付、御滞宿中御安全之御祈禱被仰付候般若寺江銀子二両・同伴僧江銀三匁被下候

也

同廿三日

一明廿四日信州様牛津御泊付、仕組役先日之人數牛津

罷越候

一今夜信州様牛津江五ツ時比御着陣被成候

同廿五日

一信州様牛津昼四時御出駕被成候

同廿七日

一来ル晦日晚、信州様牛津御泊之段、西丸より聞合之手紙參ル、尤昨日承合ニ遣候付而也

同三十日

一今晚信州様牛津御泊付而、役々彼駅罷出候、先日御越之節之通御目見として善左衛門殿御越

七月一日

一信州様昨夜御泊之筈候処、今朝五ツ半時比牛津御着被成、同九ツ時比何之無御障、牛津御發駕被遊候、委細御往来共仕与帳ニ有り

188 明和二年七月十九日 南里ニ左衛門湯治願の事

一南里ニ左衛門痛所為保養、嬉野湯治罷越度、日数二七日之御暇相願被申候所、大殿様御聞届、願之通被仰出候

189 明和二年七月十九日 長崎東築町徳見官左衛門小城召し抱えの事

一長崎東築町徳見官左衛門、先年より御家中ニ被召抱置候

末、此節小城へ被召寄、勤方被仰付度二付而、御国住居

被差免度、御本家様へ御願被成候所、信州様達御聴、

御願之通被差免之旨、今日二丸於受役所、西丸聞番江

被相達候書付写有

一長崎東築町罷有候徳見官左衛門義、先年御家來江被召

抱、於彼地御用向御申付被置候を、此節小城江被相寄

勤方被仰付度、尤宗門其外□□□（判読不能）堅御申

付可有之候間、御国住居被差免度旨、被相願之趣被達

御聴候所、兼而御家來三被召抱置候由二付而、如願被差

免候、以上
酉七月十九日

192 明和二年八月二十日 徳見官左衛門召呼の事

一長崎奉行新見加賀守

上使屋

一徳見官左衛門御用ニ付被召呼候所、今日致参着候

193 明和二年八月二十三日 佐賀城へ武具改派遣の事

一三階御武具為改池田善治・光野金左衛門近日西丸被指

越候ニ付、壹日壱人賄料五拾文當ニメ被下之候、尤日數

十日罷在筈也

194 明和二年八月二十四日 重茂の帰城祝勤める事

一信州様、先般長崎表首尾能御仕舞被成、御帰城被成御
怡西丸勤、丹州様江茂御同様勤之、尤江戸より申来ニ付西
丸申遣候

八月二十五日

195 明和二年八月 徳見官左衛門小路住居の事

一信州様六月十一日長崎御番所首尾好御受取被成候ニ付、
丹州様へ之御怡御使者西丸より御相応ニ相勤被申候様今

日申遣候

一今夜長崎上使牛津御止宿ニ付而、本メ役宮地新五右衛門・御目付藤島清左衛門被罷越候、其外納戸方・郡方

役々何茂例之通被相越候

一徳見官左衛門、今度小路住居被仰付候付而、玉毫寺檀

八月二十六日

一徳見官左衛門儀、小路住居、扱又当十月より高島番被仰

付之旨、藏人殿被相達候

八月二十六日

一徳見官左衛門儀、小路住居、扱又当十月より高島番被仰

付之旨、藏人殿被相達候

八月二十六日

一徳見官左衛門、今度小路住居被仰付候付而、玉毫寺檀

那ニ相成、今日宗門等佐賀宗門役所へ右同寺役僧持參、無滯相納被申候

明和二年九月二十八日 德見官左衛門高島番の事

明和二年八月晦日 幕府役人牛津止宿の事

一今度長崎より御帰府之御勘定役・普請役牛津休二付、葛粉一箱ツ、御目録被相副以御使者被遣候、且郡方役々例之通罷越候

明和二年九月二十三日 重茂牛津止宿の事

一信州様長崎より御帰路、今夜牛津御泊被成候
一右二付本ノ役宮地新五右衛門・御仕与方役小田村多仲
御目付兼被相越候、大坪段右衛門・千々岩弥左衛門御仕与方として罷越候

一為御目見太田藏人殿被相越候
御宿新町問屋茂兵衛宅
右之外諸事御仕与帳ニ委ク有之

明和二年九月二十五日 幕府役人牛津休憩の事

一長崎より帰府之御奉行石谷備後守殿牛津休二而(二行分判読デキズ)
相応之直答有之候、右二付、郡方役々例之通被差越候

明和二年九月二十九日 德見官左衛門高島番の事

一徳見官左衛門義、当十月已後高島小番、扱又明後年大番迄被仰付候、御番所詰足輕之義も官左衛門手前より雇ニ而相勤候様、尤目付足輕老人ハ此方より可被差越、外ニ有海罷有候峯源六老人御番所相詰候様、旁可被相調旨藏人殿被相達候、尤江戸並出米之内銀弐十目被相渡候、由此方より被差越候、足輕弐人茂右衛門之内より渡り方可被致旨被仰付候

一右二付而、日数弐百五十日之切手申請官左衛門へ相渡候、請取手形有り請役所江

一九月廿九日
一徳見官左衛門為高島番今日より長崎江致出立候

明和二年九月、十月 足輕高塚彦右衛門高島番の事

一足輕高塚彦右衛門高島番目付役被仰付候旨、付役より達候
十月十七日
一足輕高塚彦右衛門高島番目付被仰付候處、病所有之及御断候、乍然申形不埒二付而、今晚於川副与左衛門宅御當役より御呵有之候

201 明和二年十月二十日 今泉平太高島御番所交代・帰着の事

一今泉平太高島御番所去ル十二日交代相済、昨十九日帰着

202 明和二年十一月一日 福地亨元梓佐賀医学修行の事

一福地亨元梓、為医学佐嘉御家中佐野忠庵江差遣度願付、御国奉公前並出米被差除候、且又兼而外御内御用相勤候付、為太儀料銀弐百目ツ、被下候、東十左衛門相達候

同三日

一佐野回庵伴芳庵江戸稽古付、毎歳銀三百目ツ、被下義候へ共、其通ニ而者内外調兼候付、当暮ら在府中毎年銀拾枚ツ、被下置候旨、依願御吟味相済申候、其段御用人名芳庵江達有之候様御相談人中ら被申越候、尤於爰元一類原口宗悦江茂被相達候

203 明和二年十一月四日 川久保順省江戸医学修行の事

一川久保順省為医学、今日名松田九郎兵衛一同ニ江戸罷越候、尤江戸山田玄沢江相附稽古仕度旨願付、其通被仰付候

204 明和二年十二月十二日 八天狗泉須坊民部卿、明春入岸の事

一八天狗泉須坊当住民部卿、明春入岸仕候付、小路廻并郷町相對勘化願付被差免候

205 明和二年十二月二十七日 村田順哲家督相続の事

一村田元廻亡父順哲跡式無相違被仰付旨
右之通御當役被相達候

206 明和二年十二月二十八日 高島番の事

一高島番目付足輕石橋丈右衛門江被仰付候
明和三年（一七六六）

207 明和三年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一今晚参府之阿蘭陀人牛津止宿

一青銅拾七貫文

北島三折

一金子千疋

一同千疋

一同五百疋

原口宗悦

松隈亨安

福地亨元

一同六兩

右之通、去暮御菓料被為拝領候旨、相談役人相達候

村田忠悦

福地亨元

209 明和三年三月十二日 渋谷包順恵医道稽古の事

一渋谷包順恵医道稽古として村田元悦へ相付候条、向三ヶ年之間米三石ツ、被仰付候様願候處、其通二者不被相叶候付、御国奉公前並被仰付候由被相達候

212 明和三年四月十三日 幕府役人牛津止宿の事

一支配勘定役

正満寺宿

普請役
北角松之允殿

新兵衛宅宿

桶口宇右衛門殿

右之人数、今度長崎下向付牛津止宿、且為御見廻葛粉一箱ツ、取立目録被遣候、御使者成富文之進相勤候様被仰付候
尤跡用御使者番相勤無之候へ共、軽キ役柄之人付、上使屋番成富文之進相勤候様御吟味有之候

213 明和三年四月十四日 重茂牛津通行の事

一信州様塚崎御湯治タニシ今御帰城、牛津御通行被成候

211 明和三年四月八日 村崎ト齊金子拝領の事

一村崎ト齊先比御前様御產方致太儀候付、為御褒美金子百疋被為拝領候

215 明和三年四月二十二日 黒田治之牛津止宿の事

一阿蘭陀人今夜牛津御止宿付、郡方一手罷越候

一筑前守様長崎御越付、今夜牛津御止宿、郡方役例之通罷越候

一、丹州様今日四半時比牛津御通行、西目筋御越被成候
由
三月十六日
一信州様為御湯治塚崎御越、今七半時比牛津御通行被成候

214 明和三年四月十四日 オランダ人牛津止宿の事

一信州様塚崎御湯治タニシ今御帰城、牛津御通行被成候

一右三付火消頭人関太郎右衛門

地罷越候

216 明和三年四月二十四日 長崎御仕組方の事

一長崎御仕組仰渡ニ付、典膳殿二丸被相越候

217 明和三年四月、五月 黒田治之牛津止宿の事

四月廿八日
一松平筑前守様長崎より御帰路、今日牛津御休ニ付而、郡

方役々罷越候

五月三日
一筑前守様長崎より去朔日ニ帰城之御知セ、御家老中へ家

老中より書状到来、則報出ル

218 明和三年五月八日 伊東七郎兵衛娘他帰着の事

一伊東七郎兵衛娘并出来母壱人、佐野包庵娘方ニメ致
有今日致帰着候、尤足輕諸隣次郎左衛門・手男市助罷
着候、此節御用簡到来

219 明和三年五月二十二日 德見官左衛門高島番所交代
の事

一徳見官左衛門高島御番所去ル十四日交代、昨廿一日當

220 明和三年六月晦日 渋谷包順山内引越願の事

一渋谷包順山内引越、願之通被仰付候

221 明和三年九月五日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎御奉行石谷備後守様・御支配勘定役市野七拾郎
殿・御普請役今泉弥三郎殿今晚牛津止宿、例之通役人
被差越候

一右三人江為御見廻葛粉三升入一箱ツ、被進候、尤兼而江
戸より被仰越置候由ニ而御使者関太郎右衛門町便ニ而大坂
より之御用翰到来

222 明和三年九月十六日 黒田治之長崎行き牛津止宿の事

一筑前守様長崎御越、牛津御泊ニ付、諸役人跡方之通火
消頭人富岡弥一左衛門勤之

223 明和三年十月九日 黒田家長崎帰路牛津止宿の事

一筑前家老黒田源左衛門、長崎より罷帰候由ニ而、今夜牛津
泊り

明和四年（一七六七）

224 明和四年四月十八日 オランダ人牛津止宿の事

一今度長崎へ下向阿蘭陀人今夜牛津泊ニ付而、郡方役其外役々跡方之通罷越候

225 明和四年四月十九日 幕府役人牛津止宿の事

一支配勘定役・普請役、長崎より帰府ニ付而、今日牛津休付、葛粉一箱ツ、如跡方以御使者被遣候、御使者上使屋番成富文之進

226 明和四年四月二十九日 重茂牛津止宿の事

一信州様今度長崎御越・今夜牛津御泊ニ付・仕与左之通

一殿様直愈御見廻御使者

富岡弥一左衛門

一大殿様
一御前様 御舫右同

横尾内蔵允

一跡方御泊之節、以御使者御進物御銘々様ル有之候得共、鹿島被成方聞合有之候處、あなた三者御仕切仰入ニ付而御用捨被成候段申來候、依之此御方ニも御仕切之義者御届有之候付、此節ル被相止候

一右ニ付為御目見太田藏人殿被相越候

227 明和四年五月朔日 長崎仕組方の事

一長崎御仕与仰出ニ付而、二丸江文次郎殿被相越候、尤今朝五時之由申来候

228 明和四年六月二十二日 鹿島直懇牛津下着の事

一今般和泉守様御下着ニ付而、今晚牛津御泊ニ付而、為伺御機嫌藏人殿被相越候、跡方者御家中惣代被指出来候得共、此節ル者不被指出候、御止宿御見廻御使者富岡弥一左衛門是又跡方ハ御相應之御音物被指出来候得共、此節ル素御使者無差出候、大殿様・御前様ル之御言葉右御使者ニ而被仰進候

229 明和四年八月十二日 重茂牛津止宿の事

一信州様長崎ル御帰路、今夜牛津御止宿ニ付左之通

一大殿様御見廻御使者横尾内蔵允勤之、御進物無シ

一御家老ル為御目見、且又御機嫌伺文次郎殿被相越候、元バ役東十左衛門・御目附藤島清左衛門・請役付川副与左衛門・其外祐筆給仕迄罷越候、相談役之儀八十左

衛門兼勤故外二者不被罷越候、右之人々宿大庄屋篠原

新助宅

一火消頭人横尾内藏允御使者右兼勤、此外仕与一通別帳

二委細記之

八月十三日

一信州様昨夜牛津御泊之筈三候処、御同中御隙入、今朝

五時過牛津御着駅、今夕七時過同所御出駕被遊候

一今朝信州様牛津御着之節、辻番足輕不馴^{二而}番所不引拂罷在候付、御行列目付右郡方役迄申達、右足輕式人名付取申候処、西丸介役久保藤十右御進物方役迄内々申談候付、無異儀相済

230 明和四年八月二十四日 幕府役人牛津止宿の事

一今度長崎下向之御奉行新見加賀守様・御支配勘定役坂野喜右衛門殿・御普請役松村吉左衛門殿何茂今夜牛津止宿三付、従殿様旅中御見廻跡方之畢竟を以、葛粉一箱五升入御使者富岡弥一左衛門勤之、御勘定衆・御普請役江者葛粉一箱三升入充御使者上使屋番成富文之進勤之

一右止宿三付、火消頭人横尾内藏允勤之、元メ役東十左衛門・惣御目附遠岳傳右衛門・郡方其外役々跡方之通牛津罷越候

231 明和四年九月十五日 重茂牛津通行の事

一信州様長崎御越、今朝六時半牛津御通路、郡方役、其外罷越跡方之通相務候

232 明和四年九月晦日 重茂牛津御休みの事

一信州様廿九日牛津御休之筈候処、塚崎御泊^{二而}御不例被成御座候由付而、今日牛津御休^{二而}相成候、依之従殿様御見舞御使者相原八郎右衛門勤之、且又御帰城之上、信州様・丹州様江之御祝儀御使者相原八郎右衛門勤之

233 明和四年閏九月八日 宗教牛津通行の事

一丹州様西目筋御猶御出被遊候処、今日御帰城之由^{二而}牛津御通路、上使屋江御駕籠立直^{二而}同所御出駕被遊候

234 明和四年十月二十二日 幕府巡見使の事

一先年巡見上使牛津止宿之節、同町仕切喰違、郡方役福岡与惣右衛門・西丸聞番水町右馬助心遣^{二而}相整候処、其節佐嘉江之帳納大形所有之候由^{二而}、水町右馬助義、先頃佐嘉勘定所呼出之末、科代銀被相懸候処、科料之儀ハ從上御断被仰入候付被差免候、其旨西丸詰呼出^二

而相達有之候、尤仕立帳不差出候付而之儀二八候得共、其外之手数相揃居候故、御願之通被差免之段相達有之候、勿論福岡与惣右衛門儀ハ先年相果申候付、右馬助一壱人江被相懸候由也

235 明和四年十月二十五日 松隈甫庵を桜岡へ招く事

一今晚松隈甫庵桜岡被相招、各御対談有之、酒食出ル

236 明和四年十一月八日 於美濃様天山宮社参の事

一今朝六時御供揃二而、於美濃様初而天山宮御社参、尤豊

一前坊社江茂御参詣、此節於久米様御同道被遊候

(略)

一於美濃様御供

一侍六人

一徒六人 右同

一醫師壱人 駕籠藥箱

一御跡乗一騎 御両所様江一騎

一御挾箱一荷

一御打物

一御傘

一御茶弁当

一合羽籠

一女中乘物四挺

一局挾箱壱荷
一於美濃様御供

一侍三人

一徒四人

一於久米様御供

一侍三人

一徒四人

(中略)

一御前様先頃御眼病氣被成御座候処、御快然ニ付、今日

一御祝左之通

一御吸物 二

一御肴 三

一御取肴

一御料理一汁三葉

一右二付而、從殿様御願成就之御礼、御肴生鯛二被差上

候 銀三両 松隈亨安

一同式両 北島三折

一御酒肴一種

一御内詰侍徒士 両医師惣女中

一右之通被為拝領候

明和五年（一七六八）

237 明和五年正月十八日 オランダ人牛津止宿の事

一江戸参上之阿蘭陀人昨夜牛津泊_ニ而、今朝早天同駅致出立候、此節役々跡方之通被差越候

238 明和五年一月二十五日 北島三折知行替えの事

一北島三折老年迄堅固_ニ相勤候為御褒美、知行所社刈定米拾石在所柄替地被下之段、文次郎殿被相達候

239 明和五年二月十一日 長崎大火の事

一長崎表先日出火數百軒焼失、御屋敷別条無之旨、徳見官左衛門_ム註進宿継便_ニ而到来、此節藏人殿_ム文次郎殿江之飛札致到来候

240 明和五年二月十五日 家中知行の事

一御家中知行、先年上地、扱又御預之面々、今度手前_ム支配仕度候条被返下度旨願、仍而願之通被返下旨相達有之候

明和五年三月十一日 於才様御見廻の事

241 一於才様江為御見廻、從殿様先日御使者被差越候付、為

御札今日彼御方_ル御使者被差越候、扱又、御病体為御供医師兩人被差越候、御挨拶をも被仰進候

242 明和五年三月二十八日 幕府役人牛津止宿の事

一今度長崎下向之御奉行松山惣十殿・御普請役保田定市殿今夜牛津止宿_ニ付、郡方役其外例之通罷越候

一葛粉一箱三升入御勘定奉行衆

一同一箱 御普請役

右之通、跡方之畢竟を以被進候通被相整候、御使者上使屋番香月源右衛門勤之

243 明和五年三月二十九日 於才様病に付、唐人参送付の事

一於才様御病氣一円御勝不被成候付、又々唐人参五分被差遣候、代銀先日之通判突出ル

一於才様御用_ニ付、唐人参被差出候、代銀先頃之通判突
四月三日
出ル

244 明和五年四月七日 富岡弥市左衛門砲術稽古の事

一富岡弥市左衛門砲術弟子中、来ル十二日於北浦遠的稽古被致候付、夫丸五人依願被指出候

245 明和五年四月 黒田治之牛津止宿の事

四月十日

一筑前守様長崎御越、今夜牛津御止宿三付、役々其外跡

方之通火消頭人富岡弥市左衛門勤之

四月十二日

一筑前守様長崎表御越、御帰城ニ付御家老方々彼御家老中迄飛札被差遣候

四月十六日

一筑前守様長崎より御帰路、今昼牛津御休ニ付諸役跡方之
通火消役被差出候

246 明和五年四月二十二日 オランダ人牛津止宿の事

一長崎下向之阿蘭陀人今晚牛津止宿ニ付、役々例之通差
越

六月十九日

一御肴 二御取肴共
一御雉子三升
右、上々様江上ル

一捨五郎様御水痘被遊候由、從江府申來候付、為御祝儀
各方御出殿役人中も御祝儀申上候

247 明和五年四月、五月 直員・捨五郎水痘の事一件

四月廿三日

一殿様御水痘被遊候由、當便申來候

四月廿四日

一今度御役、扱又御水痘被為済候付而、各方御出殿、大殿
様・御前様江御祝儀被仰上候、役人中よりも御祝儀有之
候

一右ニ付御新宅江も御祝儀有り

一御役ニ付、御家中より之御祝儀御帳ニ而被為請候

一御役且又御水痘被為澄候儀、於清様・於才様・於美濃
様御方江請役所より為御知有之

四月晦日

一殿様御水痘且又御役ニ付、御歛として於美濃様・豊前
殿より之御使者西丸迄罷出候

五月廿日

一今般於江府殿様御水痘被為済候付、於御内御祝左之通

一御吸物一

一御肴 二御取肴共

一御雉子三升

右、上々様江上ル

六月十九日

一捨五郎様御水痘被遊候由、從江府申來候付、為御祝儀

248 明和五年八月十三日 オランダ船入津の事

一當年阿蘭陀船、例之通致入津無別條候段、御届公儀江
被仰上候付、為御知有之候、此御札をも二丸へ西丸も
勤之

249 明和五年八月二十四日 守三郎様おさし御暇拝領の
事

一守三郎様おさし御暇被下候三付而、鳥目壹貫文被下候
也

250 明和五年八月二十八日 幕府役人牛津止宿の事

一今度長崎御奉行石谷備後守様・御勘定衆上羽与平次

殿・御普請役柑木左兵衛殿下向三付、今晚牛津止宿三付

而、元々役・惣御目付、其外相定居候、諸役人牛津出勤、

従殿様御旅中為御見廻御使者を以、左之通被差遣候

一葛粉一箱ツ、三升入

右者御勘定衆・御普請役江

右者御奉行衆江

右者御勘定衆・御普請役江

右御使者富岡弥市左衛門

一火消頭人右同人

251 明和五年九月十六日 黒田治之牛津止宿の事

一筑前守殿今夜牛津止宿三付、跡方之通役々罷越候

252 明和五年九月二十五日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎御奉行并御勘定衆・御普請役牛津休三付、跡方之
通郡方其外之役々被差越候

一右ニ付、御使者を以、左之通被差遣候

一葛粉一箱五升入

右者御奉行衆江

一葛粉一箱ツ、三升入

右者御勘定衆・御普請役江

右御使者番勤之、火消頭人無之

253 明和五年十一月十四日 直崇実名の事

一喜三郎様御實名相考差上候様橋本文右衛門へ先日被仰
付置候處、直嵩公与考差上候、依之文右衛門へ銀弐両

被為拝領候

254 明和五年十二月十三日 於美濃病の事

同五両 村田忠悦
右者去年中御薬差上候付、為御薬料銘々書載之通被下之旨、御相談人達

一於美濃様先日より御病氣之末、昨今殊之外不被成御勝由、
昨夜豊前殿より使者を以申来候、其上西丸も西川八
右衛門罷越申上候付、従大殿様・御前様為御見舞御使
者相原八郎右衛門被差遣候
一於美濃様御容体、今朝渡以外御不出来之由、又々豊
前殿より使者を以為知有之候
一右二付、為伺御容体、村田忠悦被差遣候

明和六年（一七六九）

255 明和六年正月九日 医者褒美の事

一為御褒美、左之通被仰付之旨、御当役御達

金子百疋

村田忠悦

銀三枚

松隈亨安

同壹枚

北島三折

(略)

御薬料三百拾八二付

金子千疋

松隈亨安

御薬料九百七拾貼二付

金五百両

北島三折

256 明和六年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

同五両 村田忠悦

一阿蘭陀人牛津止宿二付、跡方之通役々被罷越候

257 明和六年三月二十六日 今泉平太義高島番仰せ付けられる事

一今泉平太義、高島御番被仰付之旨、御当役被相達候、
尤徳見官左衛門へ被仰付置候處、病氣二付御断申上候
二付、被成御免候故也

明和六年三月、四月 幕府役人牛津止宿の事

三月二十六日

一御勘定衆・御普請役今夜牛津止宿二付、跡方之通旅中
為御見舞御使者を以三升入葛粉一箱ツ、被遣候、右御
使者深江平兵衛勤之

四月十一日

一今夜帰府之御勘定衆・御普請役今夜牛津止宿二付、跡
方之通元八方・郡方其外役々罷越候、且又旅中為御見
廻御使者を以三升入葛粉一箱ツ、被遣候、右御使者香

259 明和六年五月五日 オランダ人牛津止宿の事

一帰路之阿蘭陀人今夜牛津止宿付、郡方を始役人罷越跡方之通相整候

260 明和六年六月五日 重茂様御病氣の事

一(重茂)信州様御病氣付、大坂御滞留被成候、就而者長崎御番

之儀者、為御名代和泉守様被差越度旨公儀へ被相願候

段、左之通ニ丸々書附到来

殿様御痛所被成御障大坂表御逗留被遊候處、少々御

快方ニ被為成候付、先月廿六日御発駕御議定之処、

前日夕方より御腫痛甚敷御平臥被成御座 御出途

不被為叶、御發駕之程昆難相知候、然者長崎御番御

請取之儀、異國船入津之時分ニも差向候処、御延引

被遊候儀、別而御氣之毒被思召候、右ニ付而者攝津守

殿・和泉守殿御間御番方御名代御勤被成候様被思召、

其内和泉守殿儀、御在所長崎手寄之儀ニ付差詰御願

被成、松平筑前守殿江之御奉書大坂ヲ被差越之御番

御請取、長崎表江も為御名代被相越候様被遊、且前

断之御容躰ニ候得者、異國船入津帰帆之節も、自然御

越不被為叶節者、是亦為御名代被相越候様被御願置

度被思召、右之趣江戸江早飛脚を以被仰遣候間、否
仰出之上ニ而者追而可被相達候、右之御知セ被相達候
様申来候

261 明和六年七月六日 称念寺玉山様施餓鬼の事

一於称念寺玉山様御施餓鬼付、御名代西丸勤御香典無
之

262 明和六年七月九日 長崎番方において牛津通路の事

一昨日長崎御番方佐嘉ヲ被差越候、役々牛津通路之節、

人馬不懸合付、郡方ヲニ丸筋ヘ左之通口達書指出被
申候

263 明和六年七月十六日 高島番今泉平太より註進の事

一高島番今泉平太より左之通註進有之候

一筆啓上仕候、残暑強御座候得とも弥御堅勝被成御勤

仕珍重候、然者阿蘭陀船來ル四日、追々武艘參申候、註

進次第一番ハ佐嘉御番所脇津、武番ハ高島 三番ハ御

公儀御番所、其外所々御番所追々註進御座候、此節ハ

足輕中精を出シ候故、白帆役方私註進之趣殊之外首尾

能相調申候、此段宜様被仰上可被下候、尤壹艘之義ハ

其夜五ツ頃伊王島迄入津仕風浪強候故、四日間懸り申

候処、長崎御奉行所より役者中詰切ニ而伊王御番所至

極物入ニ而御座候と承知仕候、高島懸り内道船仕旁以太慶奉存候、遠見之義も先以仕舞相成申候段來ル十日二申来候故、片便ニ而申上候条、宜様被仰上可被下候、此段為申上、愚札を以如此御座候、恐惶謹言

七月十三日

今泉平太

八月二十六日
一今度下向之長崎御奉行并御勘定衆・御普請役、今晚牛津御止宿ニ付、相談役太田自兵衛右八元ノ役永橋一郎右衛門被罷越筈之処、病氣ニ而其義不被相叶ニ付、為名代自兵衛被罷越候、尤御目附遠岳傳右衛門・郡方役其外跡方之通諸役人罷越、万端例之通相調候

一右ニ付殿様方旅中為御見廻、御使者を以、左之通被遣

候

一葛粉一箱 五升入

右ハ御奉行衆へ

御使者 富岡弥一左衛門

一葛粉一箱三升入

右ハ御勘定衆・御普請役江

御使者 香月源右衛門

一右ニ付火消頭人富岡弥一左衛門兼勤也

一右通路ニ付而ハ、郡方役兩人共罷越候半而不相叶義候處、池田与四右衛門相痛居出勤不相叶、就而ハ深江平兵衛壱人ニ而ハ相勤兼候条、止宿之間誰差次被仰付被下度、平兵衛乃相願候付而溝口惣左衛門へ被仰付候

九月十五日

一今度帰府之御支配勘定衆、御普請役、今日牛津休ニ付、跡方之通諸役人罷越候、此節旅中為見廻として御使者を以、葛粉一箱三升ツ、被指遣候、尤御使者香月源右衛門勤之

九月二十六日

265 明和六年八月、九月 幕府役人牛津止宿の事

八月二十五日

一今度下向之長崎御奉行所并御勘定衆・御普請役、明廿六日晚牛津止宿之向触到来

264 明和六年七月二十三日 長崎御番に付、鹿島直熙本家の名代となる事

明和六年七月二十三日 長崎御番に付、鹿島直熙本家の名代となる事

一和泉守様御事信州様御病氣ニ付、長崎御番為御名代御越被成御首尾能被相澄、去ル十五日御帰國被成候付、
為御歛從大殿様御使者を以干鯛一折五枚被進候、
備前守様(直經)・於清様江茂右之御歛被仰進候、又從御前様も御三所様江御歛同御使者ニ而被仰進候

265 明和六年八月、九月 幕府役人牛津止宿の事

八月二十五日

一今度下向之長崎御奉行所并御勘定衆・御普請役、明廿六日晚牛津止宿之向触到来

九月二十六日

一長崎御奉行石谷備後守様御帰府、今日牛津駅御休ニ付、

跡方之通、郡方役を始、諸役人罷越、尤元ノ役ハ不被

相越候、扱又路中為御見廻葛粉壺箱五升入御使者を以
被進候、御使者番勤

御匙 北島祐庵
御内御匙 北島三折

266 明和六年九月二十七日 高島番の事

一高島番田代忠右衛門・足輕六人、今朝より罷越候

267 明和六年九月二十八日 八天狗へ代参の事

一八天狗江御代参御使者番勤被仰付候、御参銀壺兩、右
者先達而江戸大風之節西御長や吹倒候付、所々より火燃
出候得とも火災ニハ不相成、就而ハ毎月八天狗江火祈祷
等有之故歟と被思召上所より御礼之御代参江戸より申来候
付而也

明和七年（一七七〇）

268 明和七年一月一日 新年挨拶の事

敷居外壱壱目

一江戸参上之阿蘭陀人、今晚牛津駅止宿ニ付、跡方之通
役々被指越万端無滞相澄候也

269 明和七年一月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一今度下向之御勘定衆・御普請役、今晚牛津之駅止宿有
之候付而、跡方之通旅中為御見舞御使者被指出、且葛
粉一箱三升入ツ、被遣候、此節役々例之通相越

270 明和七年三月二十七日 幕府役人牛津止宿の事

一帰路之阿蘭陀人昨晚牛津駅止宿ニ付、跡方之通郡方役
を始、諸役々相越、跡方之通相澄候也

271 明和七年四月十日 オランダ人牛津止宿の事

一御勘定衆・御普請役今日牛津駅休ニ付、跡方之通役々
被指越候、且旅中為御見廻三升入葛粉一箱ツ、被進候、
御使者上使屋番香月源右衛門勤之

273 明和七年五月 黒田治之牛津止宿の事

五月三日

一筑前守様長崎御越、今晚牛津御泊付、跡方之通役々被指出候、且又御家督初而長崎御越付御使者被指出、干鯛一箱七枚被進候、御使者相原八郎右衛門勤之

一右付火消頭人相原八郎右衛門兼勤

五月十一日

一筑前守様長崎より御帰路、今昼牛津御休付、跡方之通役々被指出候、万端無滞相澄候

五月十五日

一松平筑前守様より為御使徒士橋本文兵衛与申人主従三人参候付、中町深川弥右衛門宅江被指置、為取次橋本勇

右衛門被指出候處、干鯛一箱五枚入御状壹封相渡シ申候、且又御家老方へ彼御方御家老より之書状一封参候、右終而左之通被為拝領候

一吸物一

一取肴

一看三

一料理壹升三菜香物

一くわし

一菓たはこ

右之通被下候、人數文兵衛主従三人并御進物才領足輕

壣人、相伴徳本勇右衛門メ五人也、右酒食深川弥右衛門仕出、追而乞筈ニ成ル

274 明和七年五月十七日 相良柳陰、在郷願の事

一相良柳陰在郷願相澄候旨、同人江御相談人達

275 明和七年五月二十日 長崎仕組渡の事

一長崎御仕与被仰渡候条、今日二丸江典膳殿御出候様申来候得共、病氣にて其義不被相叶付、為名代持永助左衛門殿被相越候

276 明和七年八月二十六日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎下向之御奉行并御勘定衆・御普請役、今晚牛津止宿付、跡方之通、本役并惣御目付・郡方、其外諸役人被指出万端被相調候、此節旅中為御見廻御使者を以御奉行衆へ葛粉一箱五升入御勘定衆・御普請役江右一箱三升入宛被指遣候、御使者蓑田作左衛門被仰付候、不懸合付本役永橋一郎右衛門被相勤候

一火消頭人蓑田作左衛門

明和八年二月 艷菊・熊菊、疱瘡附の事

其外様御星供之義も右ニ相加ヘ修行有之候様有之候
(中略)

一御疱瘡人様方御機嫌御親類・御家老方を初、詰中今夜
被相伴候

一艷菊様・熊菊様御疱瘡被遊候付、左之通御願文被進候
御二方様へ 殿様より

一艷菊様・熊菊様、御疱瘡被成被附候、今日御啓メ有之

候

一右ニ付御親類御家老方を始、詰中上々様へ御祝義申上

候

一右之段御家中江為御知之觸状出ル

一御疱瘡人様方御匙馬渡元庵へ被仰付候、尤混与相詰居
候様被仰付候、右ハ御内頭人嬉野善右衛門より相達被申

候

一松隈亨安・村田忠悦、北島三折・馬渡元庵、右四人二而
兩人ツ、御疱瘡中不指明候様相詰候様被仰付候、此段
嬉野善右衛門より相達

一御疱瘡之段、二丸請役附迄無吃度被相届候様、西丸へ
申越、且又鹿島並於才様へ為御知西丸より有之候様申越
候

一今日、疱瘡神勸請、於御内般若寺勤之

一御疱瘡御輕安のため、五夜五日御祈祷岩藏寺へ被仰付、
今日開闢、於小松之間執行之

一殿様・大殿様・喜三郎様、当年御星惠敷ニ付、御星供御
祈祷般若寺へ被仰付候、料銀三枚被差出候

御二方様へ

〔御願文一
御のし 充〕

〔御願文一
御熨斗充〕

圖書殿
平九郎殿

御舫

監物殿

者、左之通被進候

御願文

井手新右衛門

御使者

(御願文一
御のし 充)

徹翰殿々

(後略)

二月二日

一御疱瘡人様、御機嫌伺昼夜一度夜一度

御親類中

御家老中

受役所詰中

二月三日

一御疱瘡人様、御機嫌伺昼夜一度夜一度

御親類中・御家老方并詰中

二月四日

一御疱瘡人様方、御機嫌伺各方を初詰中昨日之通

一各方を初、詰中御疱瘡人様御機嫌被相伺候、御酒湯相候

二月五日

一御疱瘡人様方、御機嫌伺各方并詰中昨日例之通

一済、殊^二御輕安^二付、今日^二ハ昼夜一度被相伺由也

同六日

一艶菊様・熊菊様、今日御酒場被為掛候、此節御祝左之

通

(中略)

一今夜、御疱瘡人様方御機嫌被相伺候

御親類・御家老方并詰中

二月七日

一艶菊様・熊菊様、御疱瘡為御祝義、守三郎様^二以御使

一艶菊様・熊菊様、來ル十四日一番御湯御掛り被成候段、鹿島並於才様へ為御知之奉札差出ス

二月十二日

一 御疱瘡人様方御機嫌窺、昨日例之通

二月十四日

一 艷菊様・熊菊様、今日一番御湯御掛り被遊候、御氣体
無御別条候、右_二付而御祝左之通

一 御手掛け

一大御引渡

一 御吸物五ツ

一 御肴七ツ

一 御料理二汁五菜

一 御茶菓子

一 御濃茶

一 御菓子

一 御夜食餚飪

一 御吸物二、御取肴式通

一 御酒肴料金子百疋充

一 御酒肴金子百疋充

一 御小袖一重充

一 御肴一折充

右御兩人様へ 殿様_ろ

一 御酒肴金子百疋充

右御兩人様へ 御前様_ろ

一大殿様・殿様・御前様_ろ御願御成就之御礼_二生鯛壹ツ

宛御副被進候

一生鯛一折 壱 式ツ

一 御樽一 式升入 宛

一 御願御成就之御礼

右御兩人様へ 喜三郎様_ろ

一生鯛一折 壱

一 御樽一 式升入 宛

一 艷菊様・熊菊様_ろ御返礼左_二

一大殿様へ

一生鯛折

一 御樽一 式升入 充

殿様_へ

一生鯛一折

一 御樽一 式升入 充

御前様_へ

一生鯛一折

一 御樽一 式升入 充

(二行判讀不能)

一 御樽一折 壱 充

一 吸物壹 看式取看

御親類方

(於佐保様_ろ御船

御酒拌領
 一吸物壺 看式御酒
 拌領
 (中略)
 御家老方
 大御目付
 御用人
 元々
 相談役
 懇御目付
 請役附
 御状方

一吸物壺看式取看御酒料理一汁式菜拌領、左之人數

馬渡元庵

村田忠悦

北島三折

北島祐庵

於ミよ殿

於八重殿

おいつ

長岡

のり

(中略)

一御疱瘡中致大義候付而、

左之通被拌領候

一麻御上下一具

嬉野善右衛門

一金子式百疋宛充

馬渡元庵

右同

北島三折

松隈亨安

一同百疋充

北島祐庵

一銀三両充

村田忠悦

一御親類方・御家老方を初、詰中麻上下着ニ而上々様へ一

殿様より
御願文

番御湯之御祝義有之

一御疱瘡人様方へ御親類方・御家老方を初、請役所詰中より最前御願文差上被置候、今日一番御湯無別条被為澄候付、右御願成就之御礼ニ相應々々之御酒肴被相副被相獻候

一御疱瘡人様方、今晚之御機嫌被相伺候

一御親類方・御家老方を初詰中

二月十五日

一艶菊様・熊菊様・御疱瘡御輒被為澄候付、守三郎様より御樽代金子鑑一折壺充御二方様へ被進候、尤あなた御用人より嬉野善右衛門迄奉札を以也

278 明和八年二月、三月 直崇疱瘡付一件の事

二月二十三日

一喜三郎様御事、御疱瘡被成被付候、今日御啓有之候

一右ニ付、神勸請般若寺へ被仰付候付、御用罷出被相勸

一右ニ付、御親類・御家老方を初、詰中御祝義有之

一右ニ付、御家中へ為御知之触出ル

一右ニ付、鹿島井於才様江之為御知西丸勤、且又二丸受役

付まで無屹度被相届候様、西丸江申越ニ相成候

一馬渡元庵義、喜三郎様御疱瘡中御匙被仰付候

一喜三郎様へ左之通、御願文被進候

塩鯛一折壱

大殿様より

塩鯛一折壱

艶菊様・熊菊様より

塩鯛一折壱

御願文

二月廿四日

一喜三郎様御疱瘡為御輕安五夜五日御祈祷岩藏寺へ被仰

圖書殿
平九郎殿
監物殿

徴翰殿より
御家老方
太郎兵衛殿

采女殿
御船

大御目付

元元
相談役
惣御目付

請役付三人
舫

候

一御願文
一御肴一折

御使者
井手新右衛門

右鹿島御使者井手新右衛門へ御酒被為拝領候

二月二十九日

一喜三郎様御機嫌窺昨日之通

三月朔日

一喜三郎様御様体各方を初、詰中何^モ昼夜兩度被相伺候

三月三日

一喜三郎様御機嫌伺昨日之通

三月四日

付、今日開白、小松之間ニおひて修行有之候、僧衆六人
也

一喜三郎様御機嫌、各方を初、詰中何^モ昼夜兩度被相窺

二月二十五日

一喜三郎様御機嫌伺昨日之通

二月二十六日

一右同断

二月二十七日

一喜三郎様御機嫌各方を初、詰中何^モ昼夜兩度被相窺候

二月二十八日

一喜三郎様御機嫌伺昨日之通

二月二十九日

一喜三郎様御機嫌窺昨日之通

三月朔日

一喜三郎様御様体各方を初、詰中何^モ昼夜兩度被相伺候

三月三日

一喜三郎様御機嫌伺昨日之通

三月四日

付、今日開白、小松之間ニおひて修行有之候、僧衆六人
也

付、今日開白、小松之間ニおひて修行有之候、僧衆六人
也

一 喜三郎様御様子伺昨日之通

三月五日

一 喜三郎様今日御酒湯被為掛候御祝、左之通

一 御手掛

八十八熨斗

一 御餅菓子

一 御銚子

一 御吸物 弐ツ

一 御肴 三ツ

一 御取肴 弐通

一 御料理

一 壱汁五菜

一 御菓子

同夜御滯座之節

一 御吸物 弐ツ

一 御肴 弐ツ

一 御取肴 壱ツ

一 御酒挂領 看壹

一 御内詰中

一 御酒湯被為澄候付、御親類・御家老方を初、詰中何茂御

祝義有之候

一 喜三郎様御機嫌各方を初、詰中今晚被相伺候

三月六日

一 喜三郎様御機嫌各方を初、詰中昼壹度被相伺候

三月七日

一 明八日喜三郎様一番御湯被為掛候段、鹿島並於才様へ
為御知有之

三月八日

一 喜三郎様今日一番御湯御掛り被成候御祝、左之通

一 御手掛

一 大御引渡

一 御吸物 五ツ

一 御肴 七ツ

一 御料理 弐汁五菜

一 御茶菓子

一 御濃茶

一 御菓子

喜三郎様へ左之通被進候

一大殿様より

一 御酒肴料金子百疋

殿様より

一 御酒肴金子貳百疋

一 塩鯛一折

一 御小袖

一 重

一 御酒肴料百疋

御前様より

一大殿様・殿様・御前様より御願被成就御礼

一 生鯛二升樽壹ツ

一 御願御成就之御札

一 佐保様・於久米様より

折壹宛被相副被進候

艶菊様・熊菊様より

一 一生鯛一升樽

一 御願御成就之御札

一生鯛式ツ

一式升樽壹ツ

持永九郎左衛門

御内詰男女

手男迄

喜三郎様より御返礼左之通

御親類中

御家老中

一吸物壹・肴三・御酒拝領

大御目付
御用人

一吸物壹・肴式・御酒拝領

元々
相談役
惣御目付
請役附

御状方

於いつ
於八重
長岡のせ
ちり
しか
さを
てる
うの

一吸物壹・肴式取肴而御酒料理壹汁式菜拝領
嬉野善右衛門

一生鯛壹ツ

艶菊様・熊菊様へ

一生鯛壹ツ

於佐保様・於久米様へ

一生鯛壹ツ

殿様へ

一式升樽

一生鯛壹ツ

一看式・御酒拝領

石丸壹

田中九十九

長崎弥次右衛門

一看式御酒拝領

一吸物壹・肴式取肴御酒御料理壹汁式菜拝領

於いつ
於八重
長岡のせ
ちり
しか
さを
てる
うの

御状方

長岡

北島三折

松隈亨安

村田忠悦

北島祐庵

一看式・御酒拝領

とね

一御新宅御供女中へ賄出ル

一御疱瘡中致太儀候付、左之通被為押領候

一金子武百疋

一金子三百疋

一銀五両充

嬉野善右衛門

馬渡元庵

北島三折

松隈亨安

北島祐庵

村田忠悦

石井権兵衛

辻小左衛門

堤作兵衛

長岡

岩松七右衛門

山口八郎左衛門

高木治左衛門

岩松左五六

北村惣左衛門

南里又八

西隈只六

轟木卯十

一錢三百文
一同式百文宛

御内御台所手男中

一御親類・御家老方を初、詰中何も麻上下着用二而、一番

御湯被為掛候付、上々様へ御祝儀有之

一喜三郎様へ御親類・御家老方を初、詰中より御願文差

上被置候を、今日一番御湯相澄候付、願成就之御礼ニ

相応々々の御酒肴被相副被相献候也

一艶菊様御事御名を久菊様与御改被遊候、右ニ付為御祝

義殿様久菊様へ左之通被進候

一御肴一折 式ツ

一御樽一 式升入
一右御名替之御祝儀、御親類方・御家老方を初、詰中上々

様へ申上候事

一銀三両宛

一銀武両宛

ひて のせ のり しさ

279 明和八年三月 高島番の事

三月二十三日

一 蓑田作左衛門 高島番被仰付

三月二十六日

一 高島番足輕、左之人數へ被仰付

堤吉左衛門
木下常右衛門
山川平兵衛
犬山幸右衛門
副島千之允

目付

西文七
秀島常右衛門
武藤為右衛門
飯盛

282 明和八年四月十四日 オランダ人牛津止宿の事
一 下向之阿蘭陀人、今晚牛津止宿

一 高島より為飛脚堤吉左衛門今夜到着

一 高島より為飛脚堤吉左衛門今夜到着

283 明和八年四月十七日 高島より飛脚到来の事

一 蓑田作左衛門、今日より高島江出立

一 肥州様長崎御越被成筈之処、御延引被遊候

一 肥州様長崎御越被成筈之処、御延引被遊候

284 明和八年六月二十六日 治茂長崎行き延期の事

三月二十八日
一 蓑田作左衛門、今日より高島江出立
一 足輕峯五郎右衛門江跡方之通高島詰目付被仰付之旨、
附役より手紙二而申遣

280 明和八年四月三日 治茂長崎行きの事

一 肥州様長崎御越、今朝五半時比牛津御通行無滞相済

281 明和八年四月十三日 長崎仕組み方仰せ付けられる事

一 長崎御仕組仰渡二付、今日二丸江助左衛門殿呼出被相

越候

286 明和八年七月十日 島津小城領通過の事

一 松平薩摩守様、今度長崎御越、御當領御通行二付、若松屋小平次より之の注進早打二而申来ル

一 肥州様長崎御越二付、牛津御通路郡方役罷越候

285 明和八年六月二十八日 治茂長崎行きの事

一 蓑田作左衛門、今日より高島江出立

一 足輕峯五郎右衛門江跡方之通高島詰目付被仰付之旨、
附役より手紙二而申遣

一 蓑田作左衛門江跡方之通高島詰目付被仰付

一 足輕峯五郎右衛門江跡方之通高島詰目付被仰付

287 明和八年七月十一日 治茂長崎行きの事

一 肥州様長崎御越、今朝五半時比牛津御通行無滞相済

288 明和八年七月十二日 治茂長崎行きの事

一 蓑田作左衛門、今日より高島江出立

一 肥州様長崎御越、今朝五半時比牛津御通行無滞相済

明和八年七月十二日 オランダ人牛津通行の際、荷送馬繫ぎの事

一当正月、於牛津駅阿蘭陀人荷送馬繫置候節、佐嘉遠乗之面々罷通候処、口付共大形有之候ニ付、深江平兵衛へ佐嘉より之達書付委細書載之通也。

伊三郎殿家來 深江平兵衛

其方儀小城下郡代相勤、當正月阿蘭陀人通路之節、牛津宿江寄人馬致置候処、倉永物集女其外遠乘之面々通懸候処、船田ヶ里熊右衛門、九蘇刈弥左衛門馬放シ馬之様ニ而口付無之ニ付

式足共ニ牽連來

候故、馬子共申断候処、船田ヶ里馬者相渡、九蘇ヶ里馬者馬散使江預置候得共、荷送差支候ニ付、附越

候様申付候由、尤相預候面々右後日釣合も可致かと見合候得共、無其儀ニ付筋々申達候、右之通ニ而

何某と有之儀不相心得懸合ニ茂不及由ニ者候得共、馬散使へ相預手形を茂取置候付而承合候ハヽ、何

某と有之儀相知申間敷様無之、一往之懸合ニ茂不及段不事足儀ニ候、右体向後無之様可入念候、及右之通可被申渡候、以上

卯七月十一日

291 明和八年九月二十八日 高島番の事

一為高島番田代忠右衛門、今日より主從三人・足輕式人相

288 明和八年九月二日 幕府役人牛津止宿の事

一今晚、長崎下向之御奉行牛津止宿ニ付、御使者を以左之通被遣候

一梅干 一桶

一同 一曲ケ 支配勘定役

新見加賀守殿 三島所左衛門殿

一同 一曲 普請役

秋月元三郎殿 江副兵部左衛門

右御使者

右ニ付相談役物目附郡方役一手被差越候

290 明和八年九月十四日 高島番の事

一高島番

田代忠右衛門

右之通役方被仰付候段、内藏助殿被相達候

290 明和八年九月十五日 治茂長崎行きの事

一肥州様長崎御越ニ付、牛津御通路郡方役罷越候

九月二十三日

一肥州様長崎より御帰城ニ付、牛津御通路郡方役被差越候

付被差越候、尤足輕壱人ハ詰続、都合足輕三人也

292

明和八年九月晦日 幕府役人牛津止宿の事

明和九年（安永元・一七七二）

一梅干一桶

御奉行夏目和泉守様江

一同一榜充

御支配勘定役松山惣十郎殿へ
御普請役三谷佐一兵衛殿へ

右今度為帰府牛津御休付、御使者関太郎右衛門を以、
被進之候
一右付、郡方役々被差越候

293 明和八年十一月一日 相良柳陰へ家業稽古のため米
支給の事

296 明和九年三月二十一日 松隈享安隱居願の事

一松隈享安儀、去々寅年隱居之願差出候處、願之通不相
濟候付、又々今度隱居願差出候得共、只今之通不被
相叶候条、追而殿様御入部之上三而相願候様ニと被仰出
候付、右之趣相談役も相達、願書被差返候

一相良柳陰義、家業稽古方自力而不相調候付、依頼米壺

石五斗被下之候、但、御時節柄付、稽古取続候印迄之
由也

294 明和八年十一月十七日 北島元也家業稽古料拝領の
事

297 明和九年四月 黒田治之牛津止宿の事

一筑前様長崎御越牛津御休付、例之通、郡方役罷越候
四月廿七日
一筑前守様長崎より御帰国、牛津御休付、郡方役罷越
候

一北島三折孫元也、家業稽古料相願候付、米壺石五斗被
下之

298 明和九年五月一日 オランダ人牛津通行の事

一長崎帰路之阿蘭陀人、今晚牛津止宿付、例之通郡方

役、其外諸役者罷越候

299

明和九年五月二日 長崎御仕組方御用の事

御支配勘定衆
御普請役

一柳忠四郎殿
田村七郎次殿

一 今日長崎御仕組方御用ニ付、二丸江持永助左衛門殿被相越候

300 明和九年五月三日 黒田治之牛津通行に付、挨拶状到来の事

一 筑前守様長崎御往来之節、此御方御領分御通路ニ付、
為御挨拶殿様江御状被進候ニ付、此御方御家老中江彼御
家老中より副状參候、尤返報出ル

301 明和九年五月二十四日 高島番の事

一 田代忠右衛門義、高島番として罷越候處、昨夜帰着、
尤高島在勤内より病氣指出、交代之義者押而相済シ、長崎
長門屋傳助宅迄引取致養生少々快方相成候付、押而罷
帰候故、延引仕候段、御届仕候

302 明和九年六月二十五日 幕府役人牛津止宿の事

一 今日長崎より帰府之御役人牛津休二而、例之通役人罷越候、
尤梅干一曲ヶ充被進之、御使者上使屋番勤

303 安永二年（一七七三）一月二十七日 水痘用捨に及ばず

一 水痘有之候家内より浜御茶屋罷出儀可致用捨被相伺候所、
用捨ニ不及由被仰出候、御内右同断

304 安永二年二月二十七日 治茂長崎行きの事

一 肥州様長崎御番御勤被成候ニ付、御知セ左ニ
今年、長崎当御番所此御方御勤被成候様被仰出候間、
松平肥前守殿可被仰談旨、御老中御連名之御奉書於
長崎夏目和泉守殿迄被指越候を、彼地聞番江被相済
今曉持越之被成御拝見難有被思召候、加賀守様・紀
伊守様・松姫様江右為御知被仰遣候間、可被申上候
右之通御名々様江申上候様西丸より申来候

三月十日

一 肥州様今年長崎御番被蒙仰候付、去八日例之通御番所
其外御請取相済候、此段公儀江御飛札を以被仰上候ニ付、
為御知御年寄中より相浦千兵衛迄奉札を以申越候

三月十四日

一 肥州様明日より長崎御越御延引ニ相成、来る十九日より御

出駕之段申来候

三月十九日

一 肥州様長崎御番所御見廻として御越、今日牛津御通路
ニ付、郡方其外役々跡方之通牛津罷越ス

305 安永二年三月二十三日 布上玄格医学稽古のため米
支給の事

一 布上善珉怍玄格医学稽古山田玄寿へ致隨身候得共、時
節柄自力ニテ不任所存、稽古料相願被申候処、御吟味
之上米六斗拝領

306 安永二年閏三月一日 高島番の事

一 中林十郎兵衛高島番被仰付候

307 安永二年閏三月十二日 長崎御仕組方御用の事

一 長崎御仕組ニ付被仰渡候御用有之候ニ付、内蔵助殿御
出候様申來候得共、此節文次郎殿御出被成候

308 安永二年閏三月二十五日 オランダ人牛津止宿の事

一 帰國之阿蘭陀人牛津止宿ニ付、跡方之通役々罷越候

309 安永二年閏三月二十六日 高島番心遣い派遣の事

一 中林十郎兵衛組十郎兵衛、高島在番中馬場清左衛門心
遣ニ被仰付候

310 安永二年閏三月二十七日 高島番のため出立の事

一 中林十郎兵衛今朝高島へ被致出立候、且又足輕九人
被差越候

四月十九日

一 中林十郎兵衛、当月三日高島御番所鍋島若狭殿役人より
請取、致交代候由申来ル

311 安永二年五月十三日 牛津本町医師辻元ト宅出火調
べの事

一 牛津本町医師辻元ト宅先日出火ニ付被相調候処、天火
之趣ニ付、御当役より被呵候段、郡方ニ而相達、委細罰
帳ニ有り

312 安永二年五月二十五日 疫病転除のため山伏貝吹き
の事

一 疫病為転除、今日山伏兩人罷出、桜岡・浜御新宅、扱

又小路廻り貝吹祓相整候、此御施物錢百銅ツ、

段西丸ろ相達候也

313 安永二年六月一日 西丸武具見分の事

一西丸三階及大破損、武具之類無用心有之候段、西丸ろ申来候付、損所為見分、下目付被指越候

314 安永二年六月二日 参勤延引の事

一殿様為御参府御発駕、來ル四日之御日取ニ候所、御持病被差発、御延引被遊候、此段御家中へ者大組代呼出ニ而御知セ有之、実者御金御拵底ニ而御延引也

317 安永二年七月五日 牟田素伯御鷹医術伝授の事

一牟田素伯儀、御鷹医術伝授仕度、拝借相願候付而、銀五拾匁御取替被差出候也

318 安永二年八月二十五日 高島番御免の事

一当役替り、堵又御減少ニ而御免人數

高島番 永渕源右衛門

319 安永二年八月二十七日 久菊面部治療の事

一久菊様、永々御面部ニ御腫物御出来被成、一岡御調不被成ニ付、今日佐嘉外治医師松尾栄仙と申人被召呼、御見せ罷成候、御内罷通相伺候上、小松間ニ而酒出ル、吸物式ツ・肴四ツ取肴共一汁三菜之懸合出ル、相伴松隈衍翁

315 安永二年六月二十三日 藤山一郎兵衛、佐賀評定所より呼出の事

一藤山一郎兵衛、佐嘉評定所る呼出有之候處、先日之末今日も痛之段西丸ろ相達候末、医師手形之儀申来候ニ付差出候

316 安永二年六月二十九日 郡方役池田与四右衛門、佐賀評定所より呼出の事

一郡方役池田与四右衛門、佐賀評定所る今日呼出之処、病氣ニ而不罷出、依之医師手形ニ口達書相副相断候、此

320 安永二年九月十六日 山田玄寿より願の事

一山田玄寿ろ之願左ニ 怨玄沢儀、最早年来罷成候ニ付、當御参府之節召連罷越、從今年五ヶ年江戸へ差置家業稽古為仕度奉存

候、依之近來御時節柄申上兼候得共、先年川久保順

庵江被仰付候通、五ヶ年内壱人兵糧御渡方被下置

候様奉願候、只今迄之通御國元召置候者、医学家伝等之稽古仕候手懸り無御座候、願之通被仰付候者、御暇之内出精為仕、御蔭を以家業相続為致度奉存候、此段筋々宜被仰上可被下候、以上

一金子百疋宛

(福地亨元
牟田玄益)

安永三年(一七七四)

322 安永三年二月五日 久菊様面部腫物、御床揚の事

一久菊様去年以来の御面部ニ御腫物御出来被成候処、改被成、尤肥州岱茂江御名替御願書指出被置候へ共、未否共御答無之付、先御内分計之御啓メ也、右彼是御祝ニ付、上々様御内へ御集被成上り物左之通、御慰斗

(中略)

拝領

(中略)

一銀式兩并御酒

御薬差上候付

村田忠悦

一御酒

御伺申上候ニ付

北島祐庵

馬渡元庵

松隈行育

一銀壹兩ツ、并御酒

毎度御伺申上候付

(福地亨元)

321

安永二年十月二十二日 久菊様御腫物伺のため佐賀外治療医師来小の事

一久菊様御腫物為伺、佐嘉外治療医師佐野忠庵・松尾栄仙、今日御内被罷出伺相済候而ニ、小松間ニ而吸物ニ肴ニ四ニ而酒出ニル、料理壹汁三菜、相伴遠岳傳右衛門家來共へも懸合出ニル

十二月十六日

一久菊様御出来物為伺、今日松尾栄仙御内罷出候、相済候而ニ小松之間ニ而吸物ニ肴ニ酒壹汁三菜之懸合出ニル、供之者ニもめし出ニル

十二月二十八日

一久菊様御病之節、御薬差上、扱又御伺申上候医師杯江左之通被下

一金子五百疋

佐野仲庵

一銀五両

村田忠悦

一同式両

山田玄寿

(福地亨元)

牟田玄益

325 安永三年四月九日 村田忠悦濱御匙御免の事

一 村田忠悦濱御匙御免被成候得共、御藥者以後被差上候様、且亦御新宅今迄日勤候得共夫不及、以後御藥者被差上候様被相達候事

326 安永三年四月十二日 長髪を命じた者、オランダ人通行の節は月代すべき事

一 御慎内而、御私領上下長髪被仰付置候處、近日阿蘭陀人致通路候節者、諸役人ハ不及申、夫丸等至迄致月代罷出候様被仰候段、佐嘉ら触達申來候、此一往計右之通被仰付候也

327 安永三年四月 牛津両町オランダ人通行の節見物人無きの事

一 阿蘭陀人通路候間、牛津両町店舗平生之通明置見物人等無之相慎罷有候様、佐嘉ら申來候

四月十九日

一 帰国阿蘭陀人今夜牛津泊り付、諸役人夫丸迄月代致、牛津両町部明候様、二丸ら申來候付、其通被仰付候

323 安永三年三月八日 疱瘡流行に付、施薬の達

一 御領中時行病有之、下筋者混物病付候付而、桜岡・浜御新宅并小路廻為転除、行乗坊・城満坊・吉祥坊江祓被仰付、今夕相勤候、例之通御台所而主食出、御施物錢百文宛可被差出候也

三月十四日

一 今度流行病氣有之間二者致病化者も多々有之段、肥州(治茂)

様被聞召御不快被思召候付、御施藥被仰付候、養生方大形ニ無之様、私領方ハ其役々心遣候様御達之儀、郡方城之助殿而被相達候、書付式紙西丸到来付、則郡方へ相達候也

324 安永三年四月一日 高島番の事

一 高島番之儀、此御方御番内而惣体五月十日代り之処、此節御差扣付、御番所御引被成候様当月始二代仰付候段、佐嘉ら達有之候付、早速其段高島へ被仰越候、尤代り之役人被參次第交代有之筈也、此飛脚彼地ら兵糧取參居候、帰便而註進有之候

四月十二日

一 阿蘭陀人通路候間、牛津両町店舗平生之通明置見物人等無之相慎罷有候様、佐嘉ら申來候

四月十九日

一 帰国阿蘭陀人今夜牛津泊り付、諸役人夫丸迄月代致、牛津両町部明候様、二丸ら申來候付、其通被仰付候

328 安永三年六月十一日 長崎御仕組方御用の事

一長崎御仕組被仰渡候ニ付、助左衛門殿二丸被相越候

329 安永三年八月 喜三郎（直崇）お忍びにて佐留志村
へ診断の事

八月十九日

一白石之内山口と申所江尾州より岩本見立と申、稀之目
医師参居候付、喜三郎様為御療治、今日佐留志村田口
傳之進所迄御忍ニ而御越被成、御傍る三人、御医師壱人、
御徒士壱人御仲間式人御連越也、左候而、御一宿ニ付傳
之進へ為御宿礼金子三百疋被下候也

八月二十日

一喜三郎様佐留志へ逗留被成候付、従御母公様為御見舞
御使岩松七右衛門被指越、且又各方る御機嫌伺として
附役江口神右衛門被差越候

330 安永三年八月二十七日 馬渡元庵を大殿他薬方を命
じる

一馬渡元庵義、大殿様并浜御子様方次ニ長局迄之御藥方
被仰付、相談役も申達

331 安永三年九月二日 役替の事

一平士通役方荒々被仰渡相澄候分扣置

(前略)

同（御内）匙

北島三折

(後略)

安永四年（一七七五）

332 安永四年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一江戸參上之阿蘭陀人、今夜牛津止宿ニ付、役々跡方之
通同所罷越候

333 安永四年正月十九日 漂着の異国人牛津休憩の事

一石州漂着之異国人拾六長崎被差送、今日牛津休ニ付、
郡方其外役々同所罷越候

334 安永四年三月から十月 高島番の事

一月二十九日
一為高島番関太郎右衛門主従五人并足輕九人今日も被指
立、尤足輕之内壱人者來月遠見方銀持越筈ニ付、此節

延引

四月二十八日

一高島番足輕壱人爰元相殘居候處、遠見入方銀出來立候付、今日より持越ス

十月四日

一高島冬番として永済源右衛門主従三人并足輕三人今日より被指立候、尤先月末より罷越候筈之処、切手不相澄ニ付延引也、足輕三人之内式人者夏番より詰続ニ付此方よりハ壱人罷越ス

十月十六日

一関太郎右衛門并足輕共、高島より昨日帰着候

335 安永四年閏十二月二十日 松隈亨安願の事

一松隈亨安、別紙之通、相願被申候付、為御取替銀三百目被差出候願書、左之通り

口上覚

私儀先頃病氣差出候節、忤台庵未熟ニ者御座候得共、先以家業伝授之義引渡置候、乍然其節ハ口伝計之儀ニテ所作ニ相渡候儀ハ素無御座候、祖父亨安代石薬調入置候を以、亡父より私迄者伝授仕、眼病人是迄療治仕候得共、右薬種最早致私底候、石薬之儀者当然調入候而茂新敷内ニ取遣候儀不相叶候、年数を経候而相用儀ニ御座候得ハ、当季より長崎表賴越手ニ入候半々、明春八早々より製法仕度候、御上御用之儀者不

及沙汰、差當病人御座候而茂端的手支申儀ニ御座候、尤祖父より讓置候石薬今少シ相殘居候内ニ調入度、代銀節角調儀仕候得共、時節柄之儀ニ而何分ニ茂自力ニ難相任せ候、殊右之薬類者容易ニ難相求品ニて、其儀不相叶甚迷惑仕候、右ニ付而御繁多御半申上候義、甚恐入奉存候得共、石薬十五種余代銀五百目御借入を以被差出被下候様奉願候、於其儀ハ御蔭を以家伝相続仕度奉存候、勿論返上之儀ハ一同ニ差上候儀ハ何分ニも不相叶候条、明秋より向五ヶ年ニ御取納被下候様被仰付被下度奉願候、右之石薬不相殘候得者療治仕候儀不相叶、眼病之輕重、其病之品ニ隨而薬方之用治も御座候得者、口伝計ニ而差置候而ハ何之詮茂無御座候、私病身に候得ハ一刻も忤修練仕候半而者向以御用ニ相立候通無御座候、畢竟自余之差支ニも罷成義も可有御座候得共、私家業之儀者分而御吟味被下、何卒願之通被仰付被下候様、筋々宜被仰達可被下候、余事者口達ニ而申上候、以上

十二月廿日

松隈亨安判

大坪段右衛門殿
片江神右衛門殿

安永五年（一七七六）

右同

川久保順庵
北島三折

原口宗悦

336 安永五年正月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一江戸参上之阿蘭陀人、今晚牛津致止宿候ニ付、郡方其外役々跡方之通同所罷越候也

337 安永五年五月一日 直崇病快方の事

一喜三郎様、永々御病被成、最早御情快ニ付而、今日御床

揚御祝有之、御両親様・御連枝様方御出也

喜三郎様御床揚御祝

一御熨斗 三

一御吸物

一御肴 一

一御取肴

一御料理

一汁三菜

一御菓子

一拝領

一銀式兩

一同壹兩

一吸物 一

北島祐庵
牟田庄益

村田忠悦
村田元悦

馬渡庄庵

338 安永五年五月二十五日 オランダ人牛津止宿の事

一下向紅毛人今夜牛津致止宿候ニ付、郡方其外役々跡方之通ニ同所罷越候也

339 安永五年五月二十五日 高島番の事

一高島江差越被置候永渕源右衛門并足輕三人御番所無別条致交代、一昨夜致帰着候由ニ而、今日桜岡罷出候也

六月六日

一高島番帰り切手日切候ニ付、永渕源右衛門并足輕三人今日年行司より呼出有之候、源右衛門扱又足輕之内高岸文右衛門と申者壱人罷出候也

340 安永五年八月五日 長崎奉行へ在着使者の事

一長崎御奉行衆へ御在着之御使者庄藤兵衛へ被仰付、去ル朔日より被指越候處、彼杵迄罷越同所ニ而与風病氣差出、中々急ニ共相勤候体無之段、彼杵より昨夜致註進候、尤早速註進在之筈之処、近日大雨ニ而川留ニ付昨朝四ツ時頃より飛脚彼杵致出立候由ニ而、昨夜暮頃爰元參着、依

之長崎御使者之儀徳見官左衛門へ被仰付越候、飛脚足

軽古賀儀兵衛今昼立三而、長崎被指越御奉行衆へ之御

状・御進物瀆海月一桶并御目録之義者庄藤兵衛持越二付、

彼杵三而何茂受取官左衛門へ相達候様飛脚へ被仰付越、

若御進物之品損候義も可有之候ハ、右飛脚之者へ立

聞銀百目被相渡也、左候而藤兵衛八勝手次第罷帰り候

通被仰越候

安永八年（一七七九）

341 安永八年三月十五日 高島番の事

一高島当夏番德島八右衛門へ被仰付候旨、助左衛門殿被相達候也

342 安永八年三月二十六日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎下向之勘定役中村与兵衛殿并普請役中田代右衛門殿、今夜牛津止宿三付、御見廻御使者御茶や番る相勤候、御進物梅干一曲宛

343 安永八年四月二十日 オランダ人牛津止宿の事

一下向之紅毛人今夜牛津止宿三付、役々跡方之通同所罷越候也

344 安永八年六月二十四日 長崎町代官高木作右衛門牛津止宿の事

一長崎町代官高木作右衛門殿・同菊次郎殿下國、今夜牛津泊三付、御使者を以葛粉一箱ツ、被差遣候、御使者同前御茶屋番る相勤候也

345 安永八年八月九日 医師他酒拌領の事

一御供御用人壱人、御側頭式人、御医師壱人、小松間上之間二而、吸物一看三ツニ酒料理壱汁三菜香物共、此酒之相伴相談役ら食八菜も相伴なし

346 安永八年八月二十一日 鹿島直宣風邪の事

一泉州様去十六日夕る御風邪之様被成御座候末、昨日迄御熱氣不被相退三付、為御伺山田玄寿・村田忠悦間、今日計二被差越候様、彼御用人此御方御用人迄今朝来候三付、山田玄寿早速る被仰付越候
一右三付、御見廻御使者御取次被差越候

347 安永八年八月二十八日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎御奉行柘植長門守并支配勘定役・御普請役下向、

今夜牛津御泊ニ付御見廻御使者御取次勤、御進物葛粉一箱、勘定役・普請役ニハ梅干一曲ツ^二、御使者藤島千右衛門為勤右御泊ニ付而元ノ役・惣御目付・郡方其外役々同所罷越ス、火消頭人御使者番^一兼勤

348 安永八年八月二十九日 松隈亨安願いの事

一松隈亨安^一医学為稽古江戸へ御供立ニ而倅意仙を差越度、尤道中ハ手前覺悟^二而、滯府中ハ一孤兵糧被仰付被下度旨相願申候所、願之通被仰付候

349 安永八年九月二十五日 幕府役人牛津止宿の事

一帰府之長崎御奉行久世丹波守殿今日牛津休ニ付、御使者を以葛粉一箱被進候、且又御支配勘定役・御普請役も同様休ニ付、且又梅干一曲ツ^二、被遣候也、此御使者牛津御茶屋番^一相勤候也、郡方人馬方其外役々跡方之通同所罷越ス

350 安永八年十月三日 高島番の事

一為高島番伊東傳兵衛并足輕壱人今日^一被指上候、壱人ハ夏番^二詰続ニ罷在候、惣体当月朔日交代之処、訳有之切手乞出延引ニ付、出立も差延候也

天明二年（一七八二）

351 天明二年一月十六日 佐野回庵病死届の事

一佐野回庵病死御届有之

352 天明二年四月十三日 オランダ人牛津止宿の事

一紅毛人下向、牛津止宿

353 天明二年四月二十二日 長崎御仕組方御用の事

一長崎御仕組被仰渡候ニ付、二丸江内蔵助殿被相越候

354 天明二年五月七日 黒田治高長崎見回りの事

一今度筑前守様御着城ニ付、近日長崎御番所為御見廻、御領内御通路被成候ニ付、御馳走ケ間敷義一切御用捨被成候通、彼御家老中^一御断申来候、右御返礼出ル

355 天明二年五月十九日 黒田家より音物御容赦の事

一長崎筑前御屋敷聞番樋口貞右衛門^一徳見官左衛門^一へ別之通申来ル

今度筑前守家督、初而近々長崎江相越候、從加賀守様牛津之駅江御使者被差越、若御音物等被差送候思召ニも候ハ、必御用捨被下度被存候、抑而御音物被遣及御返却候而も御無礼ニも候条、兼而被及御断候、此段宜得御意從國許申付儀候、以上

356 天明二年五月二十四日 黒田治高牛津止宿の事

一筑前守様長崎御越、今夜牛津御泊ニ付、同所迄御見廻御使者野副太左衛門勤之、火消役も同人兼勤也、惣体ハ御使者等之義兼而御断ニ付不被差出候得共、此節ハ御入部始之御通路故被差出候也、御進物等被進筈之處、強而御断故不被進候也

357 天明二年五月二十九日 高島番の事

一中島吉右衛門高島御番所ニ被罷帰候、同所有物帳被相納置候、右帳面明年罷越候人江相渡候事

358 天明二年六月八日 直崇匙の事

一喜三郎様御匙当分川久保順庵へ被仰付候也

天明三年（一七八三）

359 天明三年七月二十七日 高島番の事

一高島より飛脚足輕參居候、今日御仕送等為持、被指越候也

360 天明三年九月二十八日 長崎ヘオランダ船入津の事

一長崎阿蘭陀船入津御届有之段、則江戸へ為御知御挨拶例之通西丸務

361 天明三年十一月八日 高島より參着の事

一高島より石丸左太輔參着、桜岡被罷出候也

寛政元年（一七八九）

362 寛政元年正月十二日 山田玄沢を村田忠悦の相談相手とする事

一山田玄沢義、村田忠悦へ医学頭取被仰付候付、相談相手ニ被仰付候

363 寛政元年正月十五日 牛津新町医者御目見の事

一牛津新町医辻元洞御出入扶持被下置候末、御目見之義相願候付、今日被渡御目候、御対面所ニ而月次御礼相澄候末ニ而、月次之席ニ而名披露有り

364 寛政元年正月十八日 オランダ人牛津通行の事

一昨夜阿蘭陀人牛津止宿ニ付、跡方之通、郡方・御藏方役、其外同所被罷越候

365 寛政元年二月六日 千々岩政次郎・薬王寺弼參府の事

一千々岩忠兵衛俸政次郎、神代官右衛門へ為致隨身、江戸差登度被相願候、尤右同様之願也（心懸出精為致度）一薬王寺只之允次男弼神代官右衛門へ為致隨身、江戸差登度右同様之願也、尤同人江道中計りニ而、末ハ兄市之允江相附置度被相願候

366 寛政元年二月十五日 富岡助之進砲術稽古御覽の事

一富岡助之進相図火矢、於岡下ニ御覽被成候

367 寛政元年二月二十七日 牟田玄益願の事

一牟田玄益左之通被相願候処、願之通被仰付候、尤、富永玄民所ニ稽古として参居候付而也

今度御巡見御上使御下向ニ付、佐嘉御家中富永玄民御國中付廻被仰付、近々被差立ニ付、弟子内ニ老人召度被相願候処、願之通被仰付候、右ニ付、私世俸素祐へ参呉候様被申聞、依之御國中付廻候間、御暇被仰付被下度奉願候、此段宜被仰上可被下候、以上二月廿三日
牟田玄益判

請役付三人

368 寛政元年三月十日 高島番の事

一横尾内蔵允江高島番被仰付候

369 寛政元年三月十九日 富岡助之進稽古の為合力願いの事

一富岡助之進左之通被相願候処、願之通被仰付、今朝右出立有之也
私儀、御陰を以遠国罷越砲術稽古仕、先師伝來不残相伝仕、千万難有奉存候、併放出稽古之儀、金入之義ニ而壹尺玉砲錄、其外口伝計ニ而相済置候儀も多有

之、一体無器量之私、殊更未熟_二而中々伝書之分_二而

不相済儀余多御座候得者、今一ヶ年位為稽古彼地罷

越度奉願候、殊_二当年_者師道祖父三拾三回忌相當、五

六月比追善之出町有之、門弟中數十人相集出町有之、

格別之稽古相成候時節_ニ御座候得者、何卒罷越度奉

願候、尤大金入之稽古_ニ而自力_ニ而何分不任所存、是

迄過分之稽古料等も被為拝領候上、御願難申上候得

共、跡方之通彼地逗留中一孤之兵、糧米被下置、稽古

料として銀壹貫目拝領被仰付被下度奉願候、返上之

儀者一同二者何分不任所存候間、部渡米之内_ム何分

宛か年々ニ御取納被下候様奉願候、御時節柄難奉願

候得共、右之通被仰付被下候ハ、尚又出精仕稽古方

成就仕度奉存候、此段宜御吟味被下、願之通被仰付

被下候様、深重奉願候、以上

富岡助之進

370

寛政元年三月二十七日 大村純鎮牛津にて休憩の事

西二月

一大村信濃守様御下_ニ付、牛津御休、例之通御見廻御使
者被差出候、右_ニ付、郡方其外役々跡方之通同所被罷
越候

371 寛政元年四月朔日 高島番の事

一高島番左之人數、今朝_ム被差立候

横尾内藏允

足輕五人

372 寛政元年四月三日 幕府役人牛津止宿の事

一長崎下向之御支配勘定役金子助三郎殿、御普請役田辺
安蔵殿牛津御泊_ニ付、例之通御使者被差出候、御進物
有り、右_ニ付、郡方・元_メ方、其外役々同所被差越候也
同所被罷越候

373 寛政元年四月十四日 幕府役人牛津休憩の事

一帰府之御支配勘定役小林幸八郎殿、御普請役川島彦蔵
殿、牛津休_ニ付、御使者を以葛粉一箱ツ、被差出候、御
使者上使屋番_ム勤之、右_ニ付、郡方、其外役々跡方之通
同所被罷越候

374 寛政元年四月二十二日 湯治願いの事

一岩松左五六_ム左之通被相願候処、願之通被仰付候
私儀、數年積氣相痛、保養等相加候得共、一団相調
不申候付、島原領小浜江為湯治罷越度候条、日數廿

五日御暇被差免被下度奉願候、此段筋々宜被仰上可
被下候、以上

酉四月廿一日

375 寛政元年四月二十二日 黒田長舒牛津止宿の事

一黒田甲斐守様長崎御越牛津御泊付、郡方、其外役々
跡方之通同所被差越候、尤御使者且御進物等ハ前を以
御断ニ付無之

376 寛政元年四月二十六日 オランダ人牛津止宿の事

一長崎帰路之阿蘭陀人牛津止宿付、郡方・元々方、其外
役々跡方之通同所被罷越候

377 寛政元年四月二十六日 湯治行きの事

一頼母殿并岩松左五六湯治として島原領小浜江罷越度、
日数廿五日之御暇相済居候付、今日も被相越候

378 寛政元年四月二十九日 黒田長舒牛津止宿の事

一黒田甲斐守様御帰候也、牛津御泊付、跡方之通、郡方、
其外役々同所被罷越候

379 寛政元年五月朔日 長崎御仕組方仰せ渡しの事

一長崎御仕組仰渡付、十太夫殿二丸被相越候

380 寛政元年七月一日 家業の面々へ達書の事

一侍・徒士通家業得之面々江之御達書左之通

武藤弥市右衛門

橋本文右衛門

石井権兵衛

岡左源太

深町藤兵衛

一右之面々家業相続有之事ニ候得者、弥子孫其術之稽古
可有之儀勿論ニ候、然処、今度万事御格式被相改候付
而者、家業方相続無之稽古ニも不致面々ハ知行・切米等
被相減御格候得者、いつれ其業無退転子々孫々致相続
候様無之而不相叶義ニ候、万一至子孫怠慢せしめ鍛錬
於無之ハ、御法之通御手當可被仰付候、此段被得其意
聊心得違等無之様、懇ニ相達候通被仰出候

下川惣左衛門

右同文

馬 研
長崎与
大内浪免

右同文

野副伝組職人

岩井源助

右同文

御料理人

381 寛政元年八月二十日 富岡助之新尼崎より下着の事

一富岡助之進砲術為稽古尼ヶ崎罷越居候處、急用為有之
由ニ而今夜下着

刀鍛治 橋本藤十 丹宗勝右衛門
矢師 中村清左衛門
弓師 八木長左衛門 平野作右衛門
鍛治 石工 馬場新兵衛

382 寛政元年九月、十月 高島番の事

九月二十六日

一西川八右衛門義、高島番被仰付之旨、御当役被相達候

十月五日

一高島番足輕、左之通被仰付候

徳島長右衛門与

中島飛佐右衛門

水町平馬与

高園庄左衛門

詰続ケ

十月九日

一高島冬番として西川八右衛門主従三人・足輕式人、今
朝々被差立候

右同文

御鷹匠

右同文

薬王子只之允組同
大工 丹宗弥右衛門
表具師 大石利十
大工 野口覚左衛門
香田孫兵衛
大工 納富武十
塗物師 江頭伊平次
左官 立石彦右衛門
桶屋 橋本長左衛門
駕籠屋 宮田清左衛門
秋山喜右衛門

寛政二年（一七九〇）

387 寛政二年四月二十三日 長崎御仕組方御用の事

一長崎御仕組仰渡付、權右衛門殿二丸被相越候
寛政二年正月十七日 オランダ人牛津通行の事

一阿蘭陀人牛津通路、今夜同所止宿付、跡方之通、郡
方・御藏方役、其外役々被罷越候

384 **寛政二年正月晦日 富岡助之進下着の事**

一富岡助之進、攝州尼ヶ崎より昨夜下着

385 **寛政二年三月十九日 小田村源右衛門養生の為長崎
行きの事**

一小田村源右衛門病氣付、為保養百日御暇而先達而江
戸より被差下候處、病体一回不相調付、為養生長崎
罷越度日数百日之御暇願有之候付、先以五十日之御暇
相濟候付、明朝る出立、尤御切手者御用切手之御乞出
也

386 **寛政二年四月十一日 オランダ人牛津宿泊の事**

一長崎下向之阿蘭陀人牛津泊付、郡方・元々方、其外
役々跡方之通同所被罷越候也

388 寛政二年五月五日 村田元悦家督相続の事

一村田元悦江亡父忠悦跡式無相違被仰付旨、御当役被相
達候

389 寛政二年五月二十八日 高島番の事

一高島番西川八右衛門今日帰着

390 寛政二年六月一日 城島元利家督相続の事

一城島元利江亡父徳齊跡式無相違被仰付候

391 寛政二年六月二十六日 神代官右衛門明年江戸御供
の事

一神代官右衛門義、明年江戸御供被仰付候

392 寛政二年七月一日 山田玄沢養子の事

一山田玄沢存生内、印封書付を以相願置候通、川副与左衛門次男元台を養子_ニ被仰付候旨、玄沢一類并与左衛門呼出_ニ而御當役被相達候

393 寛政二年十一月十日 火矢御覽の事

一於犬馬場、野田市右衛門火矢放出為御上覽、五ツ半時御供_ニ而御出被遊候、侍御供四人、御徒士四人、何も袴・羽織・半股立也

394 寛政二年十一月十五日 家業持の人々へ達の事

一家業持の人々へ左之通被相達候

家業有之面々、是迄其業及中絶居候付、急度稽古有之候様被仰出候付、去夏其段相達置候、惣而家業_ニ而被召抱候事_ニ候へは、専家業_ニ委、其術鍊磨無之而不相叶事_ニ候処、及中絶候儀甚以不宜候へ者、屹度御定法通可被及御沙汰候処、御宥恕之思召を以、此節迄者差免被置事_ニ候、然者今度御格式被相改候付、是迄中絶致居候面々へ、元業被仰付候へハ、素り改業被仰付候面々明年内向三ヶ年之間、其術無怠慢修行可被致候、大体三ヶ年も修行有之候へ者、業通達不通

達之義は可相分事_ニ候、若右年限内出精稽古有之候

而も、其業_ニ不鍛鍊之面々ハ御格式通知行・切米三部

壱減少被仰付義_ニ候、其末も不相励面々者半減及、三

度候而者断絶_ニ被仰付事_ニ候、且又世俸之義ハ御格式

御定之通被相心得取立可有之義勿論_ニ候、右旁心得違無之様、猶又懇_ニ可相達旨被仰出候、已上

寛政二年戌九月

金具細工

川頭応人

鎧術

崎川覚兵衛

弓術

長崎与

小鼓

北川清八

馬術

大内浪免

鉄砲

城戸五郎左衛門

寛政三年（一七九一）

395 寛政三年一月二十日 菊池宗垣・川久保順庵より稽古供連れに付、願の事

一菊池宗垣・川久保順庵_ニ左之通被相願候処、稽古之義ハ如願被仰付候、乍然当春御供立被召連候義不相叶候訳ハ、當時江戸罷登居候稽古人數多_ニ而、右へ打重候而ハ、兵糧之義過分_ニ而不被及御手候条、明春右人々罷下候上_ニ而御見合可被差登候間、得其意候様被相達候

奉願口上覚

罷越候

怍順悅義、是迄手元ニ而家業方稽古いたさせ候得とも、最早年比ニも罷成候得ハ、尚又江戸表差登、向三ヶ年押部医学為致度奉存候、願之通被仰付於被下ハ、路用之義ハ押して自分ヲ調義可仕候得とも、始終藩府中之義、何分も不任自力候間、江戸着仕候上ニ而壹人兵糧被仰付被下度奉願候、當御時節柄いか、敷奉存候得共、前文之通最早年比罷成候得ハ、只今稽古方最中之時分御座候、晚学ニ相成候而ハ不相叶義御座候故、不顧御時節奉願候、此段繁用半奉痛入候得とも筋々宜可被仰上可被下候、已上

十二月廿三日 嬉野傳之介殿
甘木与四右衛門殿
江島金兵衛殿

一菊池より之願書も大かた右之通

396 寛政三年正月二十九日 石火矢放出上覽の事

一今旦八時御供揃ニ而、深町藤兵衛石火矢放出上覽被遊候、左之通一玉葉、其外台作并放出之節、佐嘉役人酒食諸入方として錢武五百三拾匁御手元より被差出候事一放出為心遣、佐嘉石火矢方より神代甚之允・古川久七

397 寛政三年二月十三日 川久保順庵より稽古供連について願の事

一川久保順庵々又々左之通相願候付、重而被相達候ハ、只今罷登被居候人々無拠訳も有之、万一明春罷下候義不相叶候節ハ、順悦兵糧之義手前より可相調候足輕ニ而有之候哉と相尋候處、其節ハ無拠義候間、手前より可相整由、御請有之候付、願之通被仰付候

奉願口上覚

怍稽古方願之通被仰付難有奉存候、尤江戸表稽古之人數人有之候ニ付、明春いたり一両輩引取候跡ニて出府仕候様奉畏候、併先達而申上候通、怍義も最早年頃罷成候得ハ、一年たりとも空相暮候義迷惑奉存候故、色々才覚を以他借仕、明春迄之所ハ自分より兵糧取続候通相整可申候間、此節御供立罷登候様被仰付被下度奉願候、此段御繁多御半候得とも筋々宜可被上可被下義奉願候、以上

正月晦日

川久保順庵

寛政三年三月、四月 長崎警備百五十年に付、祝の事

其外

様

尚以、本文御樽肴之義、御側納戸へ用意有之候条、
來ル廿七日御受取可被成候、已上

三月二十五日

一長崎御番被蒙仰当年百五十年ニ相当候御祝、明廿六日
被相整候付、二丸より左之通触達有之候

長崎御番被為蒙仰候而より百五十年ニ相当候御祝ニ

付而、御家來へ御樽肴被為拝領候、右御目録來ル廿

八日朝飯後頭立候御家來御城罷出、御側へ釣合被致

頂戴候様、尤御目録頂戴仕候人ハ、則日年寄中宅罷

出御札被申上候様、且又右被為拝領候御札左之通

御三家御家來御樽肴被為拝領候上、頭立候人罷出御

目付方へ御札申上候事

一右同断御親類中様ハ御使者を以、御目付方へ御札被

仰上候事

一右同断御同格・御家老中様者御自身様方御城御出、

当番御目付方迄御札被仰上候事

右之通、相達候様ニと御座候、已上

三月廿二日

伊東四郎兵衛

田中半右衛門

村山寛三郎

中尾次郎右衛門様
北島文左衛門様

四月十一日

399 寛政三年四月 高島番の事

四月朔日

一長崎御番方御祝之御酒、御親類・御家老中御嫡子迄、
番頭中・物頭中・大組代・小組代中・詰侍中被為拝領
候

四月二日

一留守五郎右衛門へ高島番被仰付候段、頼母殿被相達候

四月四日 一今日高島番足輕、左之人數被仰付候

立石右衛門允
久保新八
高園庄左衛門
犬山五右衛門

目付

犬山五右衛門

一留守五郎右衛門今昏立^二而高島被差越候也、尤前方主
従四人之処、此節^る者壱人被相減主従三人^二而被差越候、
足輕も壱人被相減四人被差越候

400 寛政三年四月九日 高橋段右衛門傷治療の事

一高橋段右衛門義、山内事御調一件^{ニ付}、評定所差留被
置候処、猶余所用場之かべを押破、岩より脇差を取、
同所南之垣を脱出、平井畠へ駆出候^{ニ付}、定警固足輕
服部幸七今日者参合居候^{ニ付}、追々南之烟^{ニ而}走付、し
はらく棹^ニてさすり合候由棹折レ候^{ニ付}、幸七義者又々
評定所へ棹取参候跡^{ニ而}、段右衛門召仕駆付抱留申候、
然処、何之間候哉、腹を五寸程切居候、右脇^ニも少々突
傷有之、打倒居候故、追々番人等^る御目付方へ注進有
之、段右衛門義者同所^ニ昇入疵口及改、藤山宗右衛門罷
越相改候処、腹は五寸計、咽^ニ少し疵相見候付、早速、
布上玄格・牟田玄益へ被仰付療治被相懸候、手伝相良
柳印被仰付候事

四月十日

一高橋段右衛門疵口療治無別条今日相済候事

401 寛政三年四月二十六日 長崎仕組仰せ付けられる事

一長崎御仕組仰渡^{ニ付}而、賴母殿一丸被相越候也

402 寛政三年八月二十九日 於佐保潔力疾の事

一於佐保様、先頃より御不例之処、御瘰^カ疾^ニ御極被成
候段、御医師^る被申上候、右^{ニ付}、於福智院今日開白^ニ
而^二夜^三日御祈祷執行被仰付候、料銀貳枚被差出候也
八月十八日

403 寛政三年九月十六日 松隈亨安役方免除の事

一松隈亨安義、今度御減少^{ニ付}而役方被差免候、尤御病中
之義者、是迄之通被相勤候様旁被相達候

404 寛政三年十月十三日 高島番の事

一高島冬番石井六郎右衛門主従武人^{ニ而}今朝^る被差立候、
右足輕兩人左之通

目付 詰続ケ 高園右衛門允
吉田孫右衛門

405 寛政三年十一月三日 牟田玄益合力願いの事

一牟田玄益^る左之通相願候処、相続方之義^{ニ而}無拠相聞

候付、御仕切中三ヶ年之處、如願被仰付候

奉願口上覚

一私儀、兼而内証極々差支罷有、打続不相叶付、年々御

合力等奉願、御陰を以是迄押々取続罷有候処、当秋之

義は格別御減穀等被仰付候付、反的る飢寒逼候參懸

御座候、俸素友義も稽古方長々佐嘉差越置、前々者稽

吉料等被為押領御陰稽古為仕候処、最早近年者稽古

料も被召上、其後者極逼迫なるも少々ツ、之仕続等仕

來候得共、是以唯今二者更三不任所存、勿論彼者義も一

通者稽古仕候得共、存分稽古致取不申、願者何卒存分稽

古致取、末々者御用相立度、且御家中療治方をも為仕

度願望御座候、乍然唯今之体而者此義者差置むさ

と及飢寒參懸り殘念千万奉存候、右付而者近來恐多奉

願候義不本意奉存候へ共、御仕組中三ヶ年之間、佐嘉

住居被差免被下度奉願候、右願之通被仰付於被下者、

師匠宅素友住居所一所私義も右年限中同居仕素ハバ、

彼者義も存分稽古致取、末々御用相立、扱又私ニも御

仕組中不及飢寒通押々取続申度、彼是難有仕合奉存候

条、此段宜被為聞召啓、願之通被仰付候様、深重奉願

義御座候、尤在佐嘉中御用之節者父子共何時ニ而罷
越度御座候間、旁之趣何分ニも御慈惠之御吟味被成下、
願之通被仰付被下候様、宜被仰上可被下候、以上

江島全兵衛殿
亥十月
嬉野伝之助殿
牟田玄益

406 寛政三年十一月二十五日 富岡弥一左衛門隠居の事

十一月二十五日

一富岡弥一左衛門義、七拾余才罷成、尚以御奉公仕候体

無御座付、隱居法体被相願候処、右者砲術指南方等之

義も有之候付而者、老年ニ而太儀ニ者被思召候得共、此

節迄者願通ニ者不相叶被御差留義ニ候、尤外ニ御奉公等

被仰付儀ニ而者無之、やはり隠居同様ニ相心得、專砲術

指南方之義迄相心得候様被仰出候段、弥一左衛門不快

ニ付慳助之進江相談役々被相達候也

十二月七日

一富岡弥一左衛門義、病氣之處、近日以之外差募快氣難

計体ニ付、被相預置候組差上有り、其末養生不相叶病

死之段御届有之

寛政四年（一七九二）

407 寛政四年正月二十六日 高島にて遠見方足軽召し抱えの事

一高島罷在候櫻山市五郎と申者、御番中遠見方ニ相心得
居候者ニ付、此御方足軽ニ被召抱、御扶持米每歲六斗
ツ、被下候段、旧冬石井六郎右衛門迄注進ニ成ル

江島全兵衛殿

寛政四年二月十一日 ロシアが朝鮮へ攻め入る風聞の事

一 今度ムスコビヤ大将、朝鮮國隨申へきため大軍を起し、
大將元達、副將觀蘭翰六万騎をさしそへ朝鮮國へ押渡
候由、專風聞有

寛政四年五月二日 島原領にて船破損届け出の事

一 先達而島原領大津浪之節、左之船々売買として致出船
居候處、其節右領冲參懸致破船候哉、行衛不相知候段
左之通相届候、右三付、御私領方々茂佐嘉表被相達振合
候ハ、其筋被相達候様、西丸へ註進ニ相成候

御達書

式丁船壹般芦刈津

船頭 与左衛門

同舸子 清兵衛

右武人乘ニメ薪為売買先月末比る諫早内罷越居候處、

數日不罷帰三付、一類之者共々為探促津浦々罷越相
尋候得共、行衛不相知候付、先達而其段御達申上置

候末、尚又為探促島原・肥後天草筋罷越候處、島原

沖ニ而右船艤板壹枚、刦又水桶壹見出候付、拾取見調
候處、右船板ニ印有之、脩又水桶ニ者船頭名前兼而書

載仕置候付見覺罷在候、然者去ル朔日大津浪ニ逢破

船ニおよび船頭・舸子溺死仕たるニ其紛無御座候、右

ニ付而者、死体其外相尋候得共、見当り不申、且又船
御札並御焼印板何レ之方へ流仕候哉、一向相知不申
ニ付而者甚迷惑千萬奉存候、此段筋々宜御相達可被下、

深重奉願候、以上

月日

右之通、某懸り内式丁船船頭貞右衛門一類之者共々
申達候、破船ニ付而者、船御札御焼印板流失ニ付而者、
於某茂迷惑千萬奉存候、此段御達申上候、以上

寛政五年（一七九三）

寛政五年正月十五日 德見郡四郎家督相続の事

一 德見官左衛門遺跡四拾石ニ而実子郡四郎へ被仰付候段、
同人呼出ニ而御當役被相達候、右三付官左衛門養子亦三
郎義者元之通太田幸三郎へ被差返候段、双方へ被相達
候也

寛政五年二月九日 本家より武事を心懸けるように
仰せ渡しの事

一 去ル五日御家老御呼出ニ而兵庫殿、主水殿、十左衛門殿
列座ニ而、左之通被相達候

御当家之儀、以御武徳被遊御創業、其上、長崎御番

方被為蒙仰、御代々様百五十年來被御備繼於武門御規模之御家柄^{二而}、武義強從脇々も相恙候程之儀候、雖然、數百年天下一統太平之和^ニ流、右体之風俗を失候通^ニ相成、御家中之儀も時世^ニ連柔弱^ニ移候処を被相歎、厚以御賢慮先年弘道館等被相建、文武之御勸有之、御建初^ニは進候人多有之候得共、近は心懸之人少、文武之守薄、惣而衣食住之儀分限不相応成儀可仕様無^ニ之儀は勿論之事候得共、猶又心得違等有之候而不相叶^ニ付、兼而衣服等之御定も有之候付では、其旨を相守候半而不相叶、第一酒食之参会等無用之筋^ニ財用を費、質素之通は却而浅敷事之様^ニ心得之通相成候処^ニいつとなく日用之乏^ニ到り候故、其心懸乍有之、自然と武事之備等不行届儀可有之哉も難計、依之御内外役々平日之心掛、猶又質素^ニ相基、万般御儉約之御仕成を守、兼而被仰付置候武備之御手配厚加讚談、行届候通之御仕組有之半^ニ候、然処於公辺も武事之御穿鑿有之、自然異船漂流之節、兼而人數御手配之次第御役人席を以、御見分も可有之、且者御隣領仰合之趣等被相届候様、先般被仰渡も有之、御家之儀は御番方^ニ付、格別累年厚御仕組被仰渡、全其心得有之儀^ニ付、是等者御案中之事候得者、右御仕組之大意可被仰達事候、乍然、其業專御家中之覚悟^ニ相懸事候条、何時異変之儀有之候得共、間^ニ合候候而者、末代為恥辱事を能々致勘弁、万事大者ケ問敷通、猶又心懸勿論候、就中、於武門不束之儀等有之

義を不仕、平日鎖細之事^ニ而も聊心違等無之、御家風を厚奉守、急度其際相露候様懇^ニ可相達旨、被仰出候、以上
丑二月

412 寛政五年二月十五日 菊池宗垣より倅玄達兵糧米について願の事

一菊池宗垣より左之通被相願候付、願之通被仰付候
願口上覺

私忤玄達義、於江戸医学稽古為仕度、三ヶ年之御暇去ル戌年奉願候処、願之通被仰付難有奉存候、尤其節者於彼地一孤之兵糧被為押領度奉願候処、右者御仕組^ニ付、是迄之稽古之人罷下候上可被差出旨、御達^ニ付見合罷在候処、追々年長^ニ罷成、稽古之汐も迦^ニ相成候義と奉存候付而者、家業柄之義御座候得者、何卒自分^ム稽古為仕度奉存候、併江戸表迄者路用丈も不少義故、京都^ニ而稽古為仕度奉存候間、猶又三ヶ年^ニ御暇被為押領被下度奉願候、尤私内證極差支半^ニ者御座候得共、家業柄難容奉存候故、路用彼是之義者成丈ケ自分^ム相調義御座候條、何卒願之通、御暇被為押領被下候様、深重奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候、以上

二月十一日

嬉野傳之助殿

菊池宗垣

417 寛政五年九月十三日 高島番の事

一高島番并二丸二丸左之通申来候
(内容不明)

418 寛政五年十月十三日 菊池玄達稽古のため京都行きの事

一菊池宗垣垣恵玄達義、先達而於京都医学稽古として罷
越度、三ヶ年御暇願相済居候付、此節宮地二兵衛一同
二出京有之候、御切手之義者御用切手二而五ヶ年限也

419 寛政五年十一月十八日 高島番の事

一高島番として太田六右衛門并足輕左之人數今朝る被差
立候、尤当冬冬番大番通遠見相懸候様二丸二丸被相達候付、
足輕之義者、大番之通ニメ被差越候

目附

田中武兵衛
立石右衛門允
中島飛佐右衛門

415 寛政五年四月二十二日 林文民へ扶持米拝領の事

一長崎る医学稽古として川久保順庵へ致隨身居候外療林

文民江御出入被仰付式人扶持被差出候、尤順庵る之滯
在二而罷在候也

416 寛政五年五月十六日 幕府医師橋隆庵牛津止宿の事

一筑前守様御附副二而長崎被罷越候公儀御医師橋隆庵殿、

今夜牛津止宿二付、御見廻御使者上使屋番吉本段石衛
門勤之、御進物葛粉一箱被差出候、右二付、郡方其外
役々同所出張有之

417 寛政五年五月十六日 幕府医師橋隆庵牛津止宿の事

一松平筑前守様御附副公儀御医師橋隆庵殿帰路、今夜牛
津止宿二付、郡方・元メ方、其外役々出張、帰路二付御
使者・御進物無之

418 寛政五年五月十六日 幕府医師橋隆庵牛津止宿の事

一松平筑前守様御附副公儀御医師橋隆庵殿帰路、今夜牛
津止宿二付、郡方・元メ方、其外役々出張、帰路二付御
使者・御進物無之

寛政六年（一七九四）

420 寛政六年正月二十八日 林文民滯在願いの事

一長崎外治林文民滯在願二丸請役所差出被置候處、願之
通被仰付候段、左之通被相達候付、年行司へ百日充之
滯在段々被相願候也

421 寛政六年三月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一出府之阿蘭陀人牛津通路、今夜止宿ニ付、郡方・元々方、
其外役々同所出張有之

422 寛政六年九月一日 辻元洞御目見の事

（前略）

一右相濟（月次御目見）直ニ牛津町医辻元洞江被渡御目候

寛政七年（一七九五）

423 寛政七年三月四日 砲術・火術師範名差出の事

一二丸請役所より左之通被相達候
今般、長崎從御奉行所被相達候者、御家中砲術・火術

卯二月
巳上

此廉相心得不申候、但当流ニ而鐵炮を以
打揚、狼煙同様昼夜之相図業仕候

富岡助之進

鍛錬師範等致候人名前流儀附并年齢御用有之、御書
付被差出候様ニと有之候、右ニ付而者、急度御奉行所

へ御達相成義候条、御家來内左ニ書載申候廉々師範
等仕候人御取調、来る廿七日迄之内、請役所可被相
達候、尤御役内右体之人無之候半々、其段をも可被

相達候

一火矢

一石火矢

一小筒

一狼煙

以上

卯二月廿二日

二丸 請役所

一右ニ付而、富岡助之進より左之通、書付被差出候付、二丸
請役所被差出候也

武衛流炮術

年三十四才 富岡助之進

一火矢

一大筒

一狼煙

一大筒

一石火矢

卯二月
巳上

富岡助之進

424 寛政七年三月、四月 高島番の事

三月十三日

一小野源蔵義、高島番被仰付之旨、御当役被相達候也

四月二日

一高島番として小野源蔵并足輕四人、今朝より被差立候也

425 寛政七年四月十一日 本家へ富岡助之進由緒差し出
しの事

附紙「狼煙ハ御達之通可然候」

一二丸請役所より富岡助之進武衛流炮術伝來師範被致候由
緒、助之進迄何代師範被致候哉、刄又當時門弟凡何人
程有之候哉、委細書付を以被相達候様、西丸迄相達相
成候付、右之趣、助之進へ相達有之候處、左之通書付
被（二文字分破損）処、猶又此御方^{二而}左書付候旨^{二依}
而御吟味相成、左之通御仕立直シ相成、佐嘉請役所被
差出候也

口上覚

私先祖富岡弥市左衛門、佐々木之末孫^{二而}、江州国友
江住居、炮術鍛錬罷在候處、寛永十五寅年、從月堂殿
被召出、江戸屋敷相詰、其後供立^{三而}西丸へ罷着候處、
佐嘉中ノ小路屋敷拝領仕、炮術師範罷在、代々伝来
仕、私迄五代不相替師範仕罷在候

一火矢石火箭何貫目と相限候義無御座候、抱之義者力
量次第^ニ者壹貫目玉、或者式貫目玉も抱打仕候流義^ニ

御座候得共、私義者小兵非力^ニ有之候間、百目玉迄打
覺罷在候

一當時門弟凡五拾人余師範仕候、已上

富岡助之進
四月十八日 卯四月

一富岡助之進江^二丸より左之通、火箭放出被仰付候、尤御
代覽有之由也

覚

一異風百目玉銃立放火箭式放

一百目玉銃玉町仕懸式放

一右同筒決玉仕懸式放

一三百目玉銃^{三而}火箭仕懸式放

一百目玉銃^{三而}箭炮碌式放

一五寸玉木炮^{二而}炮碌式放

一百目玉巣中一寸銃玉町仕懸^二町幕^二放

右之通放出被仰付候条、急度相整候様、可被相達

旨候、已上

卯四月朔日

二丸 請役所

426 寛政七年四月二十二日 長崎警備に付、石火矢等受
け渡しの事

一二丸御年寄中より奉札^{二而}、左之通為御知有之候付、肥州^(沿茂)

様江（直愈）從大殿様・靜明院様御歎御使者、且大殿様より者右

為御知之御挨拶をも有之、尤御使者西丸筋

以手紙申達候、今年長崎當御番所松平筑前守殿被仰

付候間被相渡、御非番之所者此御方御勤可被成候、

御番所御石火薙・大筒等御請取渡之儀、可為如前々

旨御奉書御到来二付、一昨廿日御番所、其外御引渡

相濟候、右之段、公邊江以御飛札被仰上候、加賀守様

江右為御知、從私共可申上由、肥州様被仰付如是候、

宜有御申上候、已上

四月廿二日

相良權左衛門

鍋島左太夫

成富十右衛門

鍋島傳兵衛

中尾次郎右衛門様

寛政七年八月十日 富岡助之進火術方代覽の事

一富岡助之進火薙放出、先達而佐嘉より御代覽可有之旨被
仰付置候処、今日於八幡原放出有之候二付、左之通
一一日昼四ツ時始三而放出之事

一火薙放出順左之通

百目玉銃玉町仕懸拾五町之幕

一番

異風百目玉銃雜木柄物火薙立放六町之幕

二番

立宿

佛乘寺

兵庫殿
主水殿
淡路殿

立宿
健福寺

一佐嘉より左之通被相越候事
已上

十四番

十三番

十二番

十一番

十番

九番

八番

七番

六番

五番

三百五匁玉銃二而式貫目玉徑箭仕縣同町之幕

三番

四番

聖光寺

立宿
立石正兵衛宅

江副忠兵衛
大木勝右衛門
鍋島源右衛門
田中半右衛門
田中覺右衛門
田中文左衛門
岩松善吉
横尾左吉
吉岡作左衛門
田中順助
弟子坊主

立宿
右同断

立宿

右同断

外下々

若狭殿
安房殿
池田音悦
岩村久悦
井手久古

使番
足輕三人
手男式人

沢邊司馬太
蒲原次右衛門
鍋島匠

一右ニ付而、名護屋渡りより大願寺迄、道筋掃除等、郡方達之事
一中極町迄大願寺迄、銘々立宿迄之處、道案内足輕三人手當之事
一佐嘉之人々立宿并弁当等迄ハ、向方より手当有之候ニ付、此御方より者御構無之候事
一右人々見物所并助之進火箭付出場并同人屯所迄之處、補理之義ハ、佐嘉修理方役迄被相越手当り有之候、依此御方より者御構無之候事
一田中半右衛門始六人・臺子坊主三人へ使番足輕三人・手男式人、右之人數へ者立石正兵衛宅ニ而此御方より酒食等被差出候也、委細御臺所へ相知レ居ル
一此御方より御当役始、其外役々被相越候事
一右見物場所補理之義、此御方より御手当之事
一右ニ付、臺子方吉次・松齋罷越候様事、臺子道具等差越候事
一使番足輕式人付役嬉野十助釣合手当之事
一此御方御立宿江熊野宿勝川覚兵衛御手当之事
一富岡助之進点合足輕三拾五人御手当之事
一右足輕中へ食事出ル、御臺所存也
一修り方付役より當人放出場所罷越居候様、修り方達之事
一夫丸三拾人富岡助之進点合、修り方達之事
一左之通修り方より被差越候様達之事
一幕式はり
一臺提灯
式はり

一かけや
一長ヶ須

已上

428

寛政七年八月二十一日 川浪孫平病快方に付、元の
揚り屋へ居籠の事

一川浪孫平義、先頃右痢病氣付、為介抱揚り屋被差出
居籠所へ被差置候処、少々病氣快相成候趣相聞候付、
又々元之通揚り屋御居籠相成候也

429 寛政七年八月二十八日 高島番の事

一左之通役方被仰付候

高島番

小柳孫右衛門

430 寛政七年九月八日 牟田素格出奔一件

一牟田素格一類中右左之通御届有之

御達書付

我々一類牟田素格義、当五月上旬右佐嘉八戸宿牟田素
友宅江暫逗留仕候と申置家内罷出候末、七月上旬頃迄
帰宅不仕付、余り延引仕候故、彼宅へ迎差遣候処、彼
宅より者一両日跡罷帰候由申来候付、其末致寄候所
は方々手を尽、彼是探促仕候へ共、一向参向尋當不申、

乍此上者出奔為仕歟と相心得申候、依之御届仕候義
御座候、此段筋々被仰達可被下候、已上
卯八月

川副喜最

蒲原平内

安本又左衛門

牟田元益
牟田八郎兵衛

藤島清左衛門殿
一右之通御届有之候末、追々一類中右左之通御届有
之、且又牟田素格右も左之通御届有之
口上覚

我々一類牟田素格義、五月上旬比右他出仕、近頃迄不
罷帰付、兼而細工等ニ罷越暫致逗留罷在候向々尋遣候
得共不罷在付、其未方々相尋候得共當り不申、其内
日数を送り候付、如何様出奔為致義歟と吟味仕候付、
其趣御届仕候処、彼者諫早湯江江罷越、永々大病相煩
候由ニ而、去ル朔日夜帰宅仕候、然者我々探促行届不申、
最前荒打之御届申上、今更重疊奉痛入候、依之何レも
則差控申義候条、此段宜被仰達可被下候、已上

川副喜最

蒲原平内

安本又左衛門

牟田元益

牟田八郎兵衛

嬉野伝之助殿

江副金兵衛殿

一牟田素格の之口達書、左之通

口上覚

尤一類中も前文之通、書付を以、差控御届有之候へ
共、先以差控被成御免候也

431 寛政七年九月二十七日 富岡助之進不快にて本家へ出仕叶わざる事

私義、小身者_ニ而相続不相叶_ニ付、不本意義_ニは御座候得共、近年方々罷越、廿日・三十日程逗留、仕入細工等_ニ而取続罷在候處、当五月上旬比_ル鹿島山浦村へ兼而

知音之者有之候_ニ付、家内之者へも聴と不申聞、右村へと存立罷越候處、打敷似合之細工も御座候處_ル其併直_ニ諫早湯江落合村罷越、小細工等仕居候處、同月廿申越候處、何レも牛津迄差越置候由_ニ而、一向相届不申候哉、返事も無御座、然處、病氣之義は猶以差募、前後之義も取忘候通罷成候上、宿主之者共爰切介抱仕、漸近頃少々相調候_ニ付、彼地之者共情を以昨夜帰宅仕候處、參向聴と申聞不置候_ニ付、宿元之義は勿論、一類之者共方々相尋候得共尋出不申、日数を送候付、相驚、定而出奔_ニ而も為仕歟と致吟味、其段御上_ニも御届申上候由、承知仕、甚驚入、畢竟私不念_ニ而參向不申置、右之仕合重疊痛入奉存候、依之、則差控申義_ニ御座候間、此段筋々何分_ニも宜被仰達可被下候、以上

卯九月二日

藤島清左衛門殿

一右_ニ付而牟田素格義、一類中江被相預、他參・文通等之義無之様、無疎被心遣候通、右一類中江相達有之候也、

一富岡助之進義、一昨廿五日、二丸請役所_ル御用御呼出有之候處、不快_ニ付而不被罷出候末、又々今日被罷出候様、西丸まで相達有之候段、西丸_ル申来候付、同人_ル左之通不快御届有之、依之則西丸_ル二丸請役所被差出候様申越相成ル、其末同人義_ニ西丸御呼出之訣合西丸_ル内々其筋存候人々江承合有之候處、同人義御本家被召出、則日肥州様御目見等迄可被仰付御手配相成居候趣、右_ニ付而者同人義罷出仰出等々相成候而_ル者、容易_ニ御取扱も被成道も有之間敷段、西丸_ル申来候也、依之同人義暫之所不快之形_ニ而被罷出候義差控被居候様、内々御達相成候付、左之通病氣御届有之也

口上覚

私義御用御座候付、今四ツ時御城罷出候様御達相成奉承知候、併先日_ル之持病之積氣差発、何分_ニも罷出候体無御座候条、御断申上候、毎度御断申上候亘り甚恐入奉存候へ共、前断之次第不得止事此段御達

申上候、已上

月日

九月三十日

富岡助之進

一富岡助之進義、先日る二丸御呼出有之候末、又々今日

御呼出有之候付、左之通不快御届有之候付、則西丸

より被相達候様申越成ル

口上覚

私義御用御座候付、今明日間御城罷出候様、今又御達之趣被相達奉承知候、併先日る申上候通、持病之積氣差發腹痛有之、其末下利相成、昼夜數拾行有之、猶又腹痛相增食事等不進有之、折角療養相加居候へ共末快方不相見、何分近日中罷出心体無御座候條、御断申上候、毎度御断申上候亘り甚恐入奉存候へ共前断之次第三而不得止事、此段御達申上候、已上

卯九月廿九日

富岡助之進判

432 寛政七年十月十五日 高島番の事

一高島番として小柳孫右衛門并足輕式人、今朝より被差立候

足輕

(平野長右衛門
末次藤右衛門)

433 寛政七年十月二十三日 菊池玄達医学修行延期願の事

一菊池宗垣より倅玄達義、医学稽古として京都差越置候処、御暇年限相満候付、左之通、今又御暇願次有之候処、

其通被仰付候也

奉願口上覚

私倅玄達義、医学為稽古去丑ノ年る三ヶ年之御暇被為拝領難有仕合奉存候、御蔭を以、京都罷越折角稽古仕居候処、最早御年限相満候付ハ當年中二者罷下候半而不相叶義ニ御座候得共、參懸師匠取彼是ニ而數月刱移、漸來春以来共より打部はさまり出精罷在候得共、纔之間ニ而格別習覺候義も無御座候付ハ逆茂之義ニ今又壹両年之處稽古為仕度奉存候間、何卒御切手年限中之御暇今又被仰付被下度奉願候、已上

卯十月十七

嬉野傳之助殿

江島金兵衛殿

434 寛政七年十一月、十二月 富岡助之進、本家より呼び出し断り一件

一富岡助之進義、先達而る二丸御用有之候処、不快ニ而被罷出候義不相叶付、兩度病症書等差出被置候末、今又御用申来候付、左之通又々病症書被差出候也

口上覚

十一月十三日

私義御用御座候付、御城罷出候様、毎度御達之趣被相達奉承知候、併先達而る申上候病氣之末、腹痛・下

日之所記置ク

八月一日

利等者相止、漸々快方相見候處、前辺も下焦之痛為有之義御座候處、又々此節之痛二而再發仕腫痛強、猶又重病三而今以平臥之体罷在甚難済仕義御座候、折角療治相加へ候得共、未一円快方不相見、何分近日中罷出候体無御座御断申上候、近來再往御断申上候通り、甚恐入奉存候得共、前断之次第二而不得止事、又々此段御達申上候、已上

富岡助之進判
成ル

右之通被差出候付、則西丸二丸被差出候様申越 相

十二月二十六日

一当春富岡助之進二丸より火箭放出被仰付候節、二丸六當借相成居候鉄炮、今日足輕才領被相付返上相成候也

寛政八年（一七九六）

435 寛政八年三月七日 富岡助之進砲術鍛錬に付、六〇石拝領の事

一富岡助之進義、去年已來二丸御用呼出有之候得共、不快分三而不罷出候末、又々今日呼出申來候付、今日二丸被罷出候処、御當役六相達有之候者、同人義砲術鍛錬二付切米六拾石被為拝領被召出候段、相達有之候也、尤西丸六も請役所呼出二而同様相達有之

一右三付而者同人被官共宗門出入之義者、翌己ノ二月十五

437 寛政九年三月、四月 高島番の事

三月二十三日

436 寛政八年八月二十五日 牟田素格隱居・家督相続の事

一富岡三太夫、野村弥七兵衛義、組入大藏殿組江被相加二候也、右ハ御出陣方頭人被相達候
一牟田素格義、隠居被仰付候付、家続之義嫡子無之候二付、相良柳印次男安次郎を家続被仰付候通、一類中六被相願候二付、願之通被仰付候旨、素格一類蒲原平内并相良柳印御呼出三而御當役被相達候也

寛政九年（一七九七）

一富岡助之進義、去年已來二丸御用呼出有之候得共、不快分三而不罷出候末、又々今日呼出申來候付、今日二丸被罷出候処、御當役六相達有之候者、同人義砲術鍛錬二付切米六拾石被為拝領被召出候段、相達有之候也、尤西丸六も請役所呼出二而同様相達有之

一右三付而者同人被官共宗門出入之義者、翌己ノ二月十五

一 太田六右衛門義、高島番被仰付之旨、御当役被相達候
也

440 寛政九年七月二十日 佐野文仲惣髮願の事

一 高島番として太田六右衛門并足輕三人・足輕目付江頭
新兵衛、今朝より被差立候也
き願いの事

438 寛政九年五月八日 佐野文仲医学修行のため福岡行

一 佐野泰庵より倅文仲義、筑前龟井道戴宅江医学稽古とし
て差越度御暇願有之候処、願之通相済候也

一 右二付而稽古中之義、御手當体之義被差出候様願有之
候へ共、願通不相叶候、稽古中壱ヶ月ニ正銀拾五匁ツ、
被差出候也、右御達泰庵御呼出ニ而相談役より被相達候
也

439 寛政九年五月十五日 長崎仕組み方に付、仰せ渡し

一 佐野泰庵より倅文仲義、筑前龟井道戴宅江医学稽古とし
て差越度御暇願有之候処、願之通相済候也

一 今日二丸へ長崎御仕組仰渡ニ付、玄蕃殿被相越候処、
左之通相達有之候

一 長崎表、自然異国船來着之節者、御留守之義多久長
門殿迄被差置候間、大殿様江自然之節ハ長門殿より御
相談も可被仕候間、其節ハ御承知被成候様相達有之
候也

441 寛政九年九月十日 高島番の事

一 土井次郎右衛門義、高島番被仰付之旨、御当役被相達
候也

442 寛政九年十月四日 馬渡元民医学稽古として京都行

き願

一 馬渡元民より医学稽古として京都罷越度候ニ付、五ヶ
年之御暇並彼地稽古中一孤兵糧被差出被下候様願有之
候処、在京中壱ヶ月ニ正銀三拾匁以上被差出候段、同
人呼出ニ而被相達候也

443 寛政九年十月六日 高島番の事

一 高島番として土井次郎右衛門并足輕目付斎藤順助・足

輕中島飛佐右衛門、今朝より被差立候也

寛政十年（一七九八）

444 寛政九年十月十日 富岡三太夫、同助之進長崎備筒役・筒鑄造に付、長崎行き願いの事

一富岡三太夫より左之通御暇願有之候処、其通相済候也

奉願口上覚

富岡助之進義、今度長崎泊町御番所御備筒役、扱又此節佐嘉^三而御鑄立^ニ相成候筒數挺・車台等仕懸彼是被仰付、明後十一日朝より出立長崎被差越候付、此節私義稽古為拝見同人從者形^ニ致隨身罷越度御座候条、日數三十日御暇被為拝領度奉願候、此段筋々宜被仰達可被下候

巳十月

嬉野十助殿

江島金兵衛殿

445 寛政九年十月二十日 高島番の事

一高島番太田六右衛門、其外足輕共、今日帰着有之候也

446 寛政十年五月二十五日 土井次郎右衛門高島より帰着の事

一土井次郎右衛門、高島より今夕帰着

447 寛政十年五月二十七日 オランダ人牛津止宿の事

一帰崎之紅毛人今日牛津休^ニ付、跡方之通、郡方其外同駅出張有之候

448 寛政十年五月二十八日 長崎仕組み方に付、仰せ渡しの事

一長崎御番方より御家老壱人今日二丸御出有之候様申来候付、太郎兵衛殿御出有之候処、左之通被相達候
長崎表自然異國船來着之節ハ、御留守之義多久長門殿被差置候間、大殿様へ自然之節者長門殿より御相談も可被仕候間、其節者御承知被成候様相達有之候也

449 寛政十年六月十四日 長崎ヘオランダ船入津の事

一二丸御年寄中より左之通、為御知有之候、御挨拶御使者

西丸勤

以手紙申達、一昨十日子上刻、阿蘭陀船一艘長崎入津、例之商壳船而無別条、当年之船數壹艘而跡船無之旨候、依之如例公儀江以御飛札被仰達義候、加賀守様江右為御知私共の宜申上由、肥州様被仰付、如此候、可有御申上候、已上

六月十二日

450 寛政十年九月九日 於哲女子出産の事

一播磨殿の西丸迄使を以於哲殿昨朝女子出産有之、母子共何之障も無御座候段、為御知有之候、依之從大殿様・靜明院様之御歎御使者西丸勤、従殿様は御歎無之候也

寛政十一年（一七九九）

451 寛政十一年三月一日 富岡三太夫初御目見の事

一富岡三太夫義、未初而御目見江相済不申候付、已後歲暮・年始・五節句・朔望御祝儀申上度被相願候処、其通被仰付候

452 寛政十一年三月九日 佐野泰大圭御暇願いの事

一佐野泰庵の悴大圭御暇願、左之通被差出候処、其通相

濟、尤兵糧願之義者不被相叶候

奉願口上覚

私悴大圭義、於京都医術稽古為仕度、兼々願望御座候処、畢竟時節柄付而者、路用彼是不任所存候付、先以筑前御暇奉願稽古為仕候得共、於彼地師家別而多用有之、存分医学難相成、然内最早段々年丈候付、一先京師差登度奉存候、然處此節幸監物殿御出京付、御同人江相付差登、於彼地者菊池玄達・馬渡元民在京之義御座候得者、右人抔江為致同伴稽古為仕度奉存候条、当年の七ヶ年之間御暇被為拝領被下度奉願候、右願之通被仰付於被下者者在京稽古中一孤兵糧大坂而被下置候様旁奉願候、尤貨方且路用体之義者成丈自分ら相調義御座候、御時節柄右体之義奉願候段、甚恐入候得共、自力而者何分稽古不任所存候付、不顧恐奉願義御座候条、此段宜被為御聞啓願候通、被仰付被下様深重奉願候、於然者御蔭成丈執行為仕、末々相應之御用ニモ相立度奉存候条、旁之趣宜御吟味被成下何レニモ願之通被仰付被下候様、筋々宜被仰達可被下候、以上

未三月
一右ニ付而御切手願左之通出ル、右ニ付而御當役の付状
二而年行司へ出ル

私悴大圭義、為医学稽古京都罷越、宝町通出水上ル

覺

町医学院法印柳安宅江罷在、同人江隨身仕度御座候
条、七ヶ年限御切手被仰請可被下候、於向々無作法
之義不仕出、京都罷着候半々、烏丸御屋敷点合罷下
候節者、御留守居方々附状を取、右年限内無相違罷
帰り、御切手同前自身持出返上可仕候、若疎之義も
御座候半々、我々無調法可被仰付候、已上

未三月

願主 佐野大圭
親 佐野泰庵
伯父 大島彦次郎

三月二十五日

一林文民今度此方被召抱候付、二丸筋江左之通相願被
置候処、願之通相済候、併口達左之通委細者佐嘉御取
合帳記

此方々の願書

一役方左之通被仰付之旨、御当役被相達候
高島番
下目付

荒木傳次兵衛

454 寛政十一年三月十五日 林文民召し抱えの事

午十二月

園田玄蕃

二丸の達書

長崎西濱町外治林文民と申者、療養方功者之者付、
家中者素在民迄療養方相頼、別而相応仕、殊小城表
當時外治之者手寡有之、行跡等無疎者付、家中被
召抱度候条、御国住居被差免被下候様、鱗太郎殿
被相頼之旨、彼家老より願之趣被達御耳、御国住居
被差免義候条、此段筋々可被相達候、以上
未三月十日

二丸 請役所

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候
(今度被召抱侍被召成
(御着到面被相加候
一右付而、川久保順悦御呼出而、相談役方左之通相達
林文民義、今度被召抱、侍被召成候、御扶持方之義
者は迄被差出置候を一生之間被為拝領候、就右者已

來猶又行跡等相慎御奉公方心懸專一之義候条、右
之趣親順庵江も被申越、其元義も万事可被心遣候、
以上

455 寛政十一年四月五日 高島番の事

一高島番足輕、左之通被仰付候

野田喜右衛門

横尾駒次郎

石橋文蔵

四月六日

一高島番として野口初馬并足輕三人足輕目付壱人、今朝
より被差越候

456 寛政十一年四月十八日 林文民召し抱えの事

一林文民今度被召抱候ニ付、御留守居大藏殿直組ニ被相
加へ候段、御出陣方より被相達候

457 寛政十一年六月 難破のオランダ船出船の事

六月七日

一二丸御年寄中より左之通奉札を以為御知ニて候ニ付、御
挨拶御使者西丸勤

以手紙申達候、去年及難船沈居候阿蘭陀船、段々御
手当之末、浮方ニ相成、修理相調候ニ付、去ル廿三日
阿蘭陀人共不残乗船、風順次第出湊候様御奉行所より
被御申付置候処、同廿五日出帆、同廿七日帆影見隱

九月二十三日

東次郎兵衛様

一二丸御年寄中より西丸迄、奉札を以、左之通為御知有之
候、右御挨拶御使者西丸勤

以手紙申達候、於長崎阿蘭陀船昨廿日帰帆付而、為
御參勤明廿三日より被遊御発駕儀候、加賀守様江右為
御知從拙者共宜申上旨、肥州様被仰付如斯候、可有
御申上候、以上

相良権太夫
江副金兵衛
杉本太力

相替義無之段、自長崎申上被聞召候、依之公辺江右
之段被仰達義ニ候、加賀守様江右為御知從私共可申
上旨、肥州様被仰付如此候、宜有御申上候、已上
五月廿九日

六月二十一日

一二丸御年寄中より左之通為御知有之候、右御挨拶御使者
西丸勤

以手紙申達候、去月廿五日出帆之阿蘭陀船、於洋中
遭風波帆柱被吹折、天草富岡辺漂居、引入之義相願
候ニ付、既当年阿蘭陀船入津之義故、去ル十七日長
崎湊引入相成候由、御奉行衆より被相達候趣聞番より申
上候付、右之段公辺江被仰達候、加賀守様江右為御知
從私共可申上旨、肥州様被仰付如此候、宜有御申上
候、已上

六月廿日

九月廿一日

二丸 御年寄中

東次郎兵衛様

奉願口上覚

458 寛政十一年九月二十五日 高島番の事

一役方左之通被仰付候旨、御当役被相達候
(前略)

高島番 田代忠右衛門

459 寛政十一年十一月十三日 佐野大圭・馬渡立賢兵糧
米拝領の事

一 佐野大圭・馬渡立賢医学稽古として京都罷越居候処、
兵糧方極々致難渋候付、壹孤兵糧ツ、被差出被下候様
被相願候ニ付、左之通來二月る滯京中於大坂被相渡候
通、被仰付候

来正月る金武部ツ、 佐野大圭
同正月る金三部ツ、 馬渡立賢

上可被有候、已上

未十一月

北島養伯判

460 寛政十一年十二月二十七日 北島養伯より中島祐玄
出入願いの事

十二月二十八日

嬉野十助殿 江島金兵衛殿

一 北島養伯る左之通願有之候処、願之通被仰付候段、同
人呼出ニ而相談役る被相達候、扱又明日中島祐玄同道ニ
而請役所迄罷出候様、是又相達ニ成ル

一 中島祐玄義、御出入式人扶持被仰付之旨、相談役より
被相達候、尤北島養伯同道ニ而桜岡罷出候也

寛政十二年（一八〇〇）

461 寛政十二年四月二十四日 幕府役人牛津止宿の事

一紅毛人拝領物并附副之諸役人長崎表江帰路、今晚牛津泊付、跡方之通、郡方其外牛津出役有之

462 寛政十二年閏四月十日 本家より幕府へオランダ船難破の知らせの事

一二九年寄中る左之通為御知有之

以手紙申達候、去四月申中刻、阿蘭陀人船壹艘長崎入津、例之商売買船三而無別条、新かびたん者乗渡不申候、右船之義者、去々年午九月出帆之所、及破船修覆等相加、猶又去未年九月致出帆候處、又候遭難風リユコニヤと申湊江上陸、此節同所より出帆致渡來候付、跡船有無之義者相知不申段、阿蘭陀人共申之由候、依之公儀江御飛札を以被仰達儀候、加賀守様江右為御知從私共宜申上由、肥州様被仰付趣如是可御申上候、以上

閏四月九日

463 寛政十二年閏四月十七日 高島番合力願いの事

一高島罷在候左之者共、遠見方相部り居候処、家内極々難渋之訛合、依願為御合力左之通被差出候

鳥目武文 此御方抱足軽 峯金三郎
鳥目四文 扉足軽 横山市五郎

464 寛政十二年五月七日 多久長門から直愈へ長崎万一の際は相談の事

一多長門殿より西丸迄使者を以、太殿様江被申上候者、自然長崎表黒船來着之節者御留守被仰付候、万一小様之儀者大殿様御申談可仕候、此段以使者申上置候由

465 寛政十二年六月二十八日 砲術師範を命じる事

一左之通被仰付之旨、於小松之間相談役木下内蔵進相達砲術師範 富岡助之進
右御入門之義者、富岡三太夫迄御達ニ相成、同人ら助之進江申談有之候様、御達ニ相成候

466 寛政十二年七月一日 軍法師範を命じる事

一左之通被仰付候之旨、御當役被相達候

寛政十二年七月四日 火矢場所定める事

富岡三太夫

十月十八日

富岡三太夫

部際修業仕度御座候条、前断之通被仰付被下度、
深重奉願候、以上

一富岡三太夫火矢放出場所、兼而左之通相定被置候段、
相達有之

石木刈東迦射席ニ致、矢落川原迄之内、矢通被差
免候、尤毎歳四月朔日より七月晦日迄之事

寛政十二年十月二十八日 富岡三太夫出坂願いの事

嬉野十助殿

江島金兵衛殿

口上覓

私儀、就御用、登坂之義被仰付置候得者、近々より可被
差立義と奉存候、就而者一体之所格別ニ御減少御仕組
半之義御座候得者、先達而も御達申上候通、役筋所

望之義も只今之姿ニ而者萬事難行届、いつれ格外之義
も仕候半而不相叶、然者大坂詰内たり共同様之義ニ而、
彼地留守居並心得を以、猶又立入取計見申度義に御
座候、素り私従者等之義も准右壱人丈者被相減候而
も外聞不苦義御座候条、何卒右壱人丈ニ相懸り候、

兵糧御加勢銀此節富岡三太夫より稽古方被願出候筋へ
亥ヶ月ニ金三歩充被差出度、當時之義御座候得者、別
段稽古料等被差出候御吟味も乍憚難被相付義ニも可
有御座候得者、何卒右減少之余慶を以、同人江被為拝
領度、然時者三太夫稽古之義も御蔭を以出精出来立、
於私も力を副候而、其詮相立、砲術方之義、向々御用
ニも相備候通之義ニ御座候得者、旁以太慶仕合奉存候、
何分右之趣意、宜被聞召啓、前断之通被仰付被下候
時者自然と稽古等も出来立申儀御座候条、当年より向
三ヶ年之御暇被為拝領被下度奉願候、於然者猶又差
申十月

永橋泰助

469 寛政十二年十月二十九日 富岡三太夫上坂の事

酉正月
附役充
持永藤九郎

一 永橋泰介并富岡三太夫・千布孝八郎、今朝より大坂被差立候

470 寛政十二年十一月十八日 富岡助之進砲術稽古の事

一 富岡助之進弟子中砲術、浜御茶屋において上覧被遊候

寛政十三年（享和元・一八〇一）

471 寛政十三年正月二十四日 持永春園医学稽古のため

参府願いの事

一 持永藤九郎弟医学稽古として江戸罷越度旨、左之通、願有之候処、如願被仰付候
奉願口上覚

472 享和元年三月二十二日 朝鮮人牛津休憩の事

一 野副傳義、高島番被仰付候、御当役被相達候

473 享和元年三月二十六日 直愈疱瘡の事

一 長州領内漂着之朝鮮人六人長崎被指送、今日牛津昼夜付、郡方役其外同駆出役

474 享和元年三月二十六日 直愈疱瘡の事

一 大殿様近日御不例被成御座、御疱瘡ニ御極り被遊候、今日御啓有之

四月一日

一 肥州様より西丸迄御使者を以、今度大殿様御疱瘡被成候段、御承知被成、何分之御容体ニ被成御座候哉、為御尋生御肴一折鱠式被進候、右ニ付、殿様・静明院様江も御同様御尋之御言葉被仰進候、依之右御礼御使者明日二丸江被差越候、御取次御使者番勤

一 大殿様より御一使
殿様・静明院様より御一使

四月三日

一 私弟春園儀、為医学稽古佐嘉御家中太田周軒江致随身罷在候処、今度左衛門佐様御出府ニ付、周軒儀御供立被罷登候、就而者於江戸表も猶又稽古為仕度周軒も申儀御座候条、當年より明年迄式ヶ年之間御暇被為拝領度奉願候、右願之通於被仰付者、猶又稽古相勵末々御用ニモ相立度奉存候条、此段筋々宜御相達可被下候、以上

一 大殿様今日御酒湯被為掛候付、各方初、詰役之御祝儀

申上有之、上々様江も御祝儀有之候

一 御酒湯ニ付御歎として左之通被指上候

一 御肴一折

一 御樽一式升入

御酒

兼勤ニ而老人も 太田六右衛門
被相詰候

御傍

小田村多仲

松崎五郎兵衛

関与一兵衛

星野善兵衛

横尾伝右衛門

竹内伝右衛門

一 高島番野副傳并足輕共、左之通、從今朝被差立候

足輕目付

藤戸慶助

池田長兵衛

永松常右衛門

二川忠平

金式百疋
同式百疋
同式百疋

銀式兩充

銀壹式兩

池田儀兵衛
御匙

宮崎蘇庵

敷島

より

476 享和元年四月十七日 直愈疱瘡完治祝之事

476

一大殿様御疱瘡中被致太儀候付、松ヶ溪御用人始、詰中
并御医師・御伽中江左之通被為拝領候、尤御酒拝領之
分者松ヶ溪御台所ニ而拝領有之

金百疋

御用人
神代官右衛門

惣御目付ル

松ヶ溪御傍目付

東次郎兵衛
牟田伊兵衛

同

松田急助
御供番

松田権助

御状方

松田与七右衛門

佐野泰庵

菊池宗垣

川久保順庵

惣御目付ル

松ヶ溪御傍目付

東次郎兵衛

牟田伊兵衛

同

松田急助

御供番

松田権助

御状方

松田与七右衛門

佐野泰庵

菊池宗垣

川久保順庵

原口宗益

長局詰

村川覺右衛門

御伽中

屯目付

中山弥兵衛

銀壱両

屯詰

平清八

同 南里真助

同 辻伝助

同 村岡九兵衛

同 中山右伝

御頼り人 村山休五郎

同 福島弥八郎

長局付 大坪藤右衛門

御酒

477 享和元年四月二十日 龜千代疱瘡の事

一松ヶ渓御部屋龜千代様、近日御疱瘡等數被成御座候處、
今晚御急変被御差出、御養生不被為叶御卒去被成候、
右^ニ付左之通

(服忌規定、葬儀次第有り、略す)

478 享和元年四月二十三日 松ヶ渓にて疱瘡流行の事

一松ヶ渓御部屋万丸様、桃千代様、賀千代様御疱瘡等數
被為見候候處、弥御疱瘡^ニ被為成候

479 享和元年五月十五日 誠姫死去の事

一誠姫様御事、御流產之末御養生不被為叶、先月廿九日
御卒去被成候段、二丸御年寄中^ニ奉札^ニ而為御知有之候、
依之肥州様江從殿様之御悔御使者御取次勤、從大殿様・
靜明院様右同御使者西丸勤

480 享和元年五月十六日 菊池玄達役替の事

一左之通、役方被仰付候、御當役被相達候

(前略)

十七日^ニ被仰付候

(於佐保様御匙
西ノ岡懸り合)

菊池玄達

481 享和元年八月三日 牧瀬七郎兵衛一類お暇願の事

一牧瀬七郎兵衛一類中^ニ左之通御暇御願有之候處、願通
被仰付候、右^ニ付^而ハ明日四日^ニ出立^ニ付、御切手之儀者

依願御用切手二而被差越候

願書付

我々一類牧瀬七郎兵衛義、於江戸病氣差出、右二付
為看病古部久甫早速る罷登候様、自身并仲ヶ間中の
申越候付而者、久甫義暫之間、御暇被下置度奉願候、
此段筋々宜被仰上可被下候、以上

西七月

古部久甫

牧瀬武右衛門

古川武兵衛

482 享和元年九月十七日 高島番の事

一當十月より高島番左之通被仰付候

藤島矢柄与 高木利兵衛

483 享和元年九月二十二日 オランダ船漂着の事

一二丸請役所る左之通郡方へ相達有之候由

当月二日、五島右膳殿領内黒瀬と申所江、阿蘭陀体二

相見候船一艘男女人數九人乗組致漂着候、右之内、
唐人体之者壱人乗組罷在候、言語筆談聊も不相分候
得共、呂宋國る近国江為売買罷渡、逢難風致漂着候
趣相聞候由、弥呂宋國之船候得者御制禁國候間、繫
留不置、早々出帆為致候様可取計候、尤漂着相違無
之趣相聞候ハ、水薪等差支候儀候ハ、相応ニ相

484 享和元年十月八日 高島番交代の事

一高島番野副傳、去ル三日中島新右衛門江致交代昨晚致
帰致候由、御届有之

485 享和元年十月十九日 中島祐玄滯在願いの事

一中島祐玄滯在昨日迄日数相満候二付、今又式百日之滯
在願相済

与出帆被申付候様被相達候、右之趣を以、御取計可有之
致漂着候儀有之候ハ、右之趣を以、御取計可有之
候、尤御制禁國之船と候而も難風ニ逢致漂着候趣ニ相
違無之、其上女も乗組居候由候得者、敢而別義有之
船ニ而も無之候間、格別嚴重之御備ニも及申間敷、若
御領分浦々右之船相見へ候ハ、繫留す候様、取計
可有之旨、長崎御奉行所ル被相達候間、自然浦々右
之船相見候ハ、仰付之通御取計、聊無遲滞注進可
被仕候、

右之通長門殿御申候、以上
西九月十七日

享和元年十一月十三日 馬渡元民医学稽古より下着の事

一馬渡元民儀、為医学稽古京都罷越居候末、年限相満候付、今夜下着仕候

文化二年（一八〇五）

487 文化二年一月九日 治茂病の事

一二丸御年寄る左之通為御知申来候

以手紙申達候、肥州様去夏以来之御病氣者、段々快方ニ候得共、旧彌中旬頃より御腰脚御不仕、御足脛御浮腫被為在、近頃者御氣体御勝不被成候付、御典医之内ニ被仰請、尚又御療治被成度此節公刃江以御使者御願被成候儀ニ候、捨若様・靜明院様江右為御知自私共可申上由被仰付、如斯候、可有御申上候、以上

鍋島左太夫

相良權太夫

藤山鹿右衛門

右ニ付、御挨拶御使者被差出候

横尾旧右衛門様

488 文化二年一月十日 常富春園醫師の席定められる事

一常富春園義、医業中医師之席被仰付之旨、今日親与兵衛呼出ニ而相談役被相達候也

489 文化二年一月十一日 治茂死去の事

一肥州様御病氣御療養不被為叶、今晚御逝去被遊候段、西丸聞番ニ丸呼出ニ而殿様・靜明院様へ為御知被申達候由申来候也

490 文化二年一月十八日 紅毛人献上物付添役昼休の事

一紅毛人獻上物附添之役々、今日牛津昼休ニ付、例之通、郡方役、其外同駆出張有之候也

491 文化二年二月二十六日 異国人牛津通行の事

一長州漂着之異国人七人長崎被差越、今日牛津通路ニ付、例之通郡方役其外同駆出張有之也

492 文化二年三月五日 高島番仰せ付けられるの事

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候

当夏高島番被仰付候

宇都宮三郎右衛門

候砌、委細相達御承知之義付、此節不能細筆二候、以上

文化二年三月十七日 德見郡四郎亡祖父年回忌の事、小城家長崎屋敷移りの事

494

文化二年三月二十三日 軍術稽古の高木皆人帰着の事

三月廿日
徳見伝助殿

附役三人

一 德見郡四郎亡祖父年回ニ付、長崎罷越度、来ル十八日
ム日数廿日御暇被為拝領度被相願候延、願之通相済候
一 亡德見宗順年回ニ付、為茶湯料正金式百疋被為拝領候
旨、書付を以、附役ム相達候、右者長崎御用達相勤居
候者三而候故也

三月二十二日

一 德見郡四郎義、今朝ム長崎罷越候旨、御届有之

一 右便ニ而左之通申越相成候

杉原折紙認

一 筆致啓達候、然者、其表西築町此御方御屋敷御壳
方相成、今度弥東築町御屋敷相移義候条、被得其意
御届向、其外之手数、其元ム宜被相調候、此段拙者
共ム宜及御懸合旨ニ候、恐々謹言

附役三人

徳見伝助殿

右此一件、御奉行所江届之頃合等有之義ニ付、月日ハ
なしニメ被差越度、伝助ム申越候ニ付、月日付ハなし
ニメ差越候

杉原半切

別紙御屋敷御引移之儀、旧冬、江頭源吾其御地ニ罷越

文化二年五月八日 紅毛人牛津昼休みの事

文化二年四月八日 高島番出発の事

一 高島番宇都宮三郎左衛門、其外足軽通迄今日ム被差立
候、足軽名前左之通

足軽目付

庄島良七

足軽

永松常右衛門

二川忠平

岸川幸之助

一 紅毛人拝領物付副之役人、今日牛津昼休ニ付、例之通、

郡方役、其外同駆出張有之

497 文化二年七月一日 長崎表屋敷替の事

丑六月

一左之通、二丸江被相達候様、懸合ニ相成候
長崎表此方屋敷古來より西築町ニ而御座候処、其後、筑前宿町ニ相成候節、万一大備之義も有之候折ハ立退ニも相成候様有之度旨、彼方用達より此方用達徳見伝助迄懸相ニ相成候得共、前段之通其以前より持來之場処ニ付而者其儀難叶、宿除相成候様申候節、其俟ニ而此方用達より懸合之筋者相済居候、右場所近年ニ相成家作及大破損、最早修復等相加候通無之而不相叶位ニ成立候得とも、當時差支之半、何分不被及手ニ打延居候処、最早右之俟ニ而不相済、色々致吟味候半有來り屋敷直向側東築町之方江幸手少々相応之場所御座候ニ付、内々者勝手ニも相成候故、右之通向側東築町江屋敷替仕義ニ御座候、此場所も前段同様筑前宿町之内ニ御座候得者、右体御本家様并筑前御宿町之内入交屋敷之儀者、御用達等互ニ書附等取替シ罷在候事之趣、承付候得者、此節全新規ニ屋敷相立候義ニ而も無之、殊ニ同町直向側ニ引移候上之事ニ御座候得共、前文之通御双方御用達共書付等為取替有之居候趣ニ付而者、右之次第相心得、宜申談御座候様、長崎御用達中江御筋々より被仰進被下候様奉願候、尤委細之儀者猶又此方用達徳見伝助より御用達等江申談仕

如此御座候、以上

六月廿九日

旧右衛門様

相談役中

長崎表御屋敷替之儀、別紙之通口達書御仕立、二丸筋可被差出候、右者文面ニも有之候通、御持來之御屋敷及大破損候、然処、築通り町ニ而是迄之通ニ而者、決而難被差置、新ニ御家作等無之而不相叶通成立候付、是迄之御屋敷御払ニ相成、徳見伝助抱屋敷御買入ニ相成候得者、御屋敷并御家少々手少々相成候分ニ而、御銀之御差次等者無之而相澄候付、無拠別紙之通被相整筋ニ而、全御物數寄等ニ而、右之通被相整義無御座候条、其訛加談役等并口達書取次之御役付江者御演達之上、口達書者可被指出候、旁可及御掛合旨ニ付、

498 文化三年（一八〇六）

文化三年一月十七日 オランダ人牛津止宿の事
一江戸参上之阿蘭陀人、今夜牛津止宿ニ付、跡方之通、郡方・元メ方、其外同所出張有之候也

499 文化三年一月二十四日 日雇市次郎疱瘡の事

一上町市次郎と申者、年始より為日雇稼皿山罷越居候処、

疱瘡相煩、至而輕安之由、于今彼地滯在罷在候段、郡方筋二被相達候也

500 文化三年二月七日 異国人牛津通行の事

一石州漂着之異国人九人、長崎表被差送、今日牛津休二付、例之通、郡方其外同駅出張有之、右仕組書其外左之通

今日石州漂着之異国人九人、長崎表被差送候二付、休泊、脩又人馬付等者、最前相達置候通、尤此節ハ

甲斐具九脊致用意置候様、昨夜四二時頃、三根養父郡方二注進相成候條、右甲斐具相整居差支等無之様、其筋々可被相達候、以上

寅二月六日

御藏方写

手覺写

一膳廻り一汁五菜之事

一膳所酒差出候事

一惣人数拾壹人之事

一医師駅次二して相副候事

一宿加籠五挺

一ふとん七ツ

右之通、此方手當相調申候、尤宿之義ハ式軒二而御座候、以上

二月七日

神崎郡方

尚以、御かし於被下は、後刻取二可申付候條、委曲

御答為御知可被下候、以上

以手紙得御意候、然ハ今度石州漂着之異国人長崎表被差越候付、皆具九脊致用意置候様、御藏方二唯今晚神崎泊二付、早速も右駅差越候半而不相叶候條、近來難得御相談候へ共、五脊ほど御用意御かし被下度奉願候、右之分無御座候半ハ、其内二面も宜御座候條、幾重二も此節之義深々御願仕義二御座候、以上

二月六日

小城郡方様

神崎郡方

尚々、先刻御藏方二達二相成候皆具之義ハ御承知可被成候、以上

神崎郡方二別紙之通相談二付差越申候間、御披見可被成候、尤早速及御掛合義二は候得共、遠路往返也有之、何分今晚否之及返答候通二者有之間敷候間、其心得を以、外二工面有之候通右郡方へは及返答置候間、右様御心得可被成候、此段及御懸合候、以上

二月六日

郡方

西丸

從牛津啓上仕候、然ハ御料石州漂着之異国人九人、今七日四二時過頃當駅參着、休内何之無別條、同昼四半時過比出立相済申候

此節賄方、其外之義、先触面差分居不申、且二丸御藏方二之仕与触二も委細之達無御座、諸手當差支候二付、神崎駅出張之郡方江夜通二して回答候末、廉々

別紙写之通、彼駅之振合為知來候付、則右之見合を

以、諸手當相整申候、尤醫師之義者辻元立塚崎迄附

添被罷越候通取計申候、勿論神崎より附來之醫師ハ當

所^{二而}引替罷帰申候

一朝鮮人乗下用鞍皆具之義、三脊者被差出候^{ニ付}、不足

之分者神崎より乗送之鞍皆具、借受可申付通、諸熊半兵

衛江も申談置候処、荷鞍之上^ニ布團を敷、上宿より乗来

候^{ニ付}、其^ニ向駅乗送鞍皆具之義は入用無御座候、

右彼是為可申上如是御座候、以上

二月七日

忠兵衛

伝右衛門

勘兵衛様

善右衛門様

与一兵衛様

（前略）

奉願口上覺

501 文化三年二月十一日 原口宗沢江戸参府願いの事

一左之通、人々より隨身江戸罷越度御暇願左之通被差出置

候処、願之通被仰付之旨、何レも御呼出^ニ而附役より申達

候也

（前略）

德見伝助

二月十七日

嬉野十助様

水尾五右衛門様

私義、此節御供立出不被仰付候付^ハ、倅宗沢義、学文
方并医道稽古旁召連罷登度奉願候条、私滯府中御暇被
為拝領被下度奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候、以

上

寅二月

原口宗益判

嬉野十助殿

水尾五右衛門殿

演達覓

別紙奉願候通、倅宗沢御暇之義、願通被仰付於被下者

召連罷登、乍其上何方江も稽古方差遣候半而不相叶儀^ニ

御座候、尤稽古仕続方何分行届可申哉難計奉候、万一

至其節、御合力体御願可仕義也可有御座奉存候条、其

節幾重^ニも宜被遂御吟味可被下奉存候、此段前を以、

奉願置候条、宜御聞届被置可被下候、以上

寅二月

原口宗益判

（後略）

寅二月

502 文化三年二月二十日 長崎徳見伝助より注進の事

一徳見伝助より左之通申来候也

一筆啓上仕候、弥御安全被成御座珍重御儀奉存候、然
者、当地御奉行肥田豊後守様、当正月晦日於江府小普
請御奉行被蒙仰付旨、今日御奉行所より御達御座候^{ニ付}、

此段為御知申上度、如斯御座候、恐惶謹言

徳見伝助

二月十七日

嬉野十助様

水尾五右衛門様

503 文化三年二月二十一日 富岡三太夫火薙放出の事

一今夕緑刈川中より富岡三太夫火薙放出有之、御親類・御家老始、詰役人中野懸ヶニ而場所出席有之候也

504 文化三年四月二日 お手元鉄砲鑄切の事

一御手元御鉄砲鑄切として、左之人數江被仰付、火通被相整數日太義候ニ付、為御酒□被為拝領候、付役より達ス

銀五両
富岡三太夫
中尾孫兵衛
飯田仁四郎

505 文化三年五月九日 村田順哲より合力願の事

一村田順哲より左之通□（願カ）有之□御暇願之通向三ヶ年被為拝領候、脩又長崎滯留中一ヶ年之積ニして正銀五百目充被差出候、尤尚以扶持其外ニ付、御合力等願有之候共、不被相叶候間、其心得有之候様、旁付役より達候、

奉願口上覺

私義、家業為稽古長崎吉雄流之外科中島雄甫江寄宿仕度、奉存候付、向三ヶ年之處御暇被下度奉願候、

尤小身之私自力ニ而稽古方不任所存候条、滯留中毫ケ月ニ金三部宛被下置度奉願候、當御時節柄、甚ニ恐入候得共、其通被□下候半御蔭を以稽古出精仕度奉存候条、御憐恕を以相濟被下候様、深長奉願候、此段、御繁用御半御座候得共、宜被御聞啓相濟候様偏

奉願候、以上

寅二月

村田順哲判

506 文化三年五月九日 紅毛人牛津休憩の事

一帰路之紅毛人、今日牛津休之処、無滞相濟候、右ニ付而郡方其外役々例之通出張有之

508 文化三年五月二十六日 長崎仕組仰せ渡される事

一長崎御仕組□仰渡有之候ニ付、□殿今日二丸御出有之

一昨夕、高島より池上藤十帰着仕候御届有之

文化三年六月十七日 京都より医者稽古のため來小
城願の事

一 佐野泰庵より左之通り願有之候所、願之通被仰付候、右
滯在一件者郡方筋より達出に成ル

口達

京都二条通沢村元碩と申医生、私方へ稽古之筋有之罷
越度相談之義御座候、尤滯在之処者小城町客屋七郎右
衛門を以奉願趣御座候條、願通被差免被下候様筋々宜
御相達可被下候、以上

寅六月

秀島利兵衛殿

嬉野十助殿

水尾五右衛門殿

佐野泰庵

文化三年六月十九日 松田長右衛門の療治確認の為
医師手形を出す事

一 松田長右衛門儀、先達而より佐賀評定所御用之処、病氣
之由三而不被罷出候末、猶又差詰相達三相成医師手形口
達書を以病氣之段相達候様相達三相成候付、左之通口
達書并医師手形差出被申候故、佐賀西丸差越ス

口達覚

私儀、佐嘉御評定所御用二付罷出候様、毎度稠敷被仰

候事

一 高島番罷越候人数、左之通

文化三年七月二十日 川副宗順死去届けの事

一 川副宗順病死之段、御届有之

寅六月

村田長見印

松田長右衛門印

一 松田長右衛門、去ル四月より温疫相煩候故、私療治被相
頼、服薬等相用候処、漸々快相見申候末、近日泄下相
加リ、今快方無御座候付、右療治仕候義、実正ニ御座候、
已上

寅六月

文化三年八月二十二日 備立方より達の事

一 御備立方より左之通西丸迄問合セ有之候三付、左之通、
書付を以、被相達候

一 正保四年正月、高島番小城請持三相成候趣之事

一番中勤心得之義者、相渡被置候御定目之旨を以相勤來

(一侍壻人主從四人

一足輕六人

右者四月朔日迄九月迄

(一侍壻人主從三人

一足輕四人

右者十月朔日迄翌年五月十日向番交代相整候事
寅八月

今度、侍医^ニ被召抱候付、御扶持方之義、
是迄之通被差出候旨、相談役^ム相達
一中島祐玄此節御抱^ニ付、廉々伺有之候付、左之通被相
達候

文化四年（一八〇七）

513 文化四年一月二十一日 医師中島祐玄召し抱えの事

一中島祐玄御抱御国住居願、二丸被差出置候處、願之通
被仰付候旨、左之通被相達候

筑前怡土郡福井村外治中島祐玄と申医師療治方巧者

之者^ニ付、家来中ハ素り、在民迄療治方相頼、別而相
応仕、殊^ニ小城表當時外治手募有之行跡等無疎者御

座候付、家来^ニ被召抱度候條、御国住居被差免被下

候様、捨若殿^ム被相願候旨、彼家老^ム願之趣達御耳、
御国住居被差免義候條、此段筋々可被相達候、已上

卯正月廿日 二丸 請役所

一筑前国怡土郡福井村外療医師中島祐玄御抱、御国住居
被仰付候旨、左之通、於小松間被相達候
今度侍医^ニ被召抱

中島祐玄

御国住居被仰付候
右者御当役御達也

右同人

一歲暮・年始・五節句・朔望御祝儀之儀、是迄申上
來^ニ付、打追之通り御広間御帳^ニ而申上候様被仰付
候事

一帰依寺之義、三岳寺旦那^ニ罷成度旨、御尋之所、其
通支所無之旨被相達候

一西川ノ宿他領之内住居仕度旨伺之処、是又其通り
被仰付候事

文化四年三月十三日 高島番の事

514 文化四年三月十三日 高島番の事

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候

高島番

太田六右衛門

515 文化四年三月十五日 中島祐玄を看到帳に加える事

一中島祐玄義、此節御着到面被相加候付、御留守居村川
佐一郎殿直組被相加候段、御出陣方頭人重松与次右衛

516 文化四年三月十六日 領内にて石火矢放出の事

一 今日東島政太郎火矢放出、於甘木刈之西、往還少し西ノ方より南向、乙柳刈之西惣見火落^ニ而放出有之、尤八ツ時過る初夜五ツ比相済、此節藤山三郎兵衛・江添七兵衛義も一同放出有之、順番左之通

覺

相図

一 黒龍烟吐
一 火矢拾弐町

右同

一 黃烟柳
一 火矢拾弐町

一 吹貫
一 砲轆拾五町

右同

一 花雪吹

517 文化四年三月 銅島(白石)直賢病^ニ付、川久保順庵遣わす事

(藤山三郎兵衛)
江副兵部左衛門

三月十六日

一 山城殿病氣被及大切候段、為御知申來^ニ付、容体之処江戸仰越^ニも可相成、且桃千代様^ニも無御心元被思召旁^ニ付、御内々^ニ於加殿迄川久保順庵被差遣候処、容体左之通有之候由、同人^ヲ相達候

相図

一 火龍
一 北斗

一 玉簾
一 金銀星

一 微塵星

(藤山三郎兵衛)
江副兵部左衛門

右両人

一 火龍玉追

右両人

右及暮^ニ
以上

東島政太郎

一 右^ニ付^而、御親類・御家老方、其外受役所詰中見物として出張有之、尤対出場西南ノ方へ棧敷飾有之候

卯三月

以上

一 砲轆拾五町
右者昼ノ間

一 燃玉

一 飛乱之矢五町

山城殿御容体、多年痔疾之末、去冬より疝積被差發、

御腰痛強、至当春復之痔疾相發、二月上旬より痔漏ニ

相成、臀内以之外腫腐爛膿汁夥敷、御勞繩強、一昨

十五日より御困睡甚危殆之御容体ニ被為見候、以上

三月十七日

一山城殿病氣之末、御養生不被相叶、今晚死去有之候段、

左之通為御知有之候旨、暮時頃西丸より申来候

以手紙致啓達候、山城殿病氣之末、養生不被相叶、

今晚被相果候、此段為御知、如斯御座候、以上

三月十八日

横尾旧右衛門様

平尾吉右衛門

518 文化四年四月五日 高島番の事

一高島足輕左之人數被仰付候旨、付役相達

太田六右衛門組

寅延定平

相原四兵衛

蒲原次郎右衛門

右同人組

二川忠平

外足輕目付

平野慶助

一當夏高島番として今朝より左之人數出立

太田六右衛門

平野慶助

虎延定平

蒲原次郎右衛門

二川忠平

519 文化四年四月十三日 深町藤兵衛一件の事

一深町藤兵衛一件、左之通

一牢人深町藤兵衛義、被相調子御用有之候付、一類中より評定所連出被申候様、最前相達置候處、參り向相知レ不申、勿論山代郷帳入向ヘも不罷在候故、方々探捉有之候處、漸砥川之方へ罷在之旨相知レ申候由併病氣ニ而何分ニも早速連出候通ニ而無之段、旁一類中より被相達候、右ニ付而御吟味有之、小頭目付壹人・

足輕目付壹人、外ニ余時足輕兩人被相付被差越、かごより連出候通被相調候、尤病體見計として医師辻元立をも一同被差越、病體見計有之候處、かごより連越ニ而も別条無之病體ニ付、則駕籠より評定所より連越申候条、一類中より相付被罷出候、依之則其段一類中より請役所被相達候

520 文化四年五月十三日 德見郡四郎帰着、注進の事

一 德見郡四郎、今夕長崎より帰着
一同人便^ニ而^リ 高島より左之通申来候也

一筆致啓達候、私義、去月十三日高島交代相整申候、
且白帆方致註進候處、御奉行所御達相成御吟味之上、
アメリカ人廿六人乗組^ニ付、早速帰帆被仰渡候、右
旁致御達候条、筋々可被相達候、以上

五月朔日 太田六右衛門印

嬉野十助殿
水尾五右衛門殿

521 文化四年五月十五日 長崎御仕組仰渡の事

一 今日、長崎御仕組仰渡^ニ付、野口進之允殿二丸被相越
候

522 文化四年六月五日 斉直長崎警備非番勤の事

一 於江戸、左之通為御知有之候、依之御歎御挨拶共西丸
勤^ニ而^リ相済

一 手紙致啓達候、今年長崎当御番所松平官兵衛殿被
仰付候間被相渡、御非番之処者肥州様御勤被成、御

(黒田
齊清)

番所其外御請取渡之義、可為如前之旨、御奉書御到

來^ニ付、先月十日御番所、其外御引渡無御滞相済候、
捨若様江右為御知私より宜申上旨、被仰付越、如是

御座候、以上

五月 志波四郎次

523 文化四年九月二十八日 高島番の事

一 高島番として左之人數今朝より被差立候

中島新右衛門

足輕 目付
永松常右衛門

足輕

宮副閑十

十月七日

一 太田六右衛門、其外足輕共、今夕高島より帰着

524 文化四年十月二十六日 德見郡四郎長崎行の事

一 德見郡四郎御借銀方^ニ付、今朝より長崎被差越候
一鉄砲師平右衛門江三人扶持被下候也、石付役より申達候

勤^ニ而^リ相済

525 文化四年十月二十九日 長崎仕組み方仰せ渡しの事

一長崎御仕組方々左之通相達有之候付、此御方御船取調

子相成、左之通被相達候也

各方御手船之義、早船者何挺立、台所船者積高、且舟之石をも委ク御書載、來ル廿九日迄之内、長崎御仕組方可被相達候、以上

卯十月廿二日

長崎御仕組方

覺

但十八丁立

一鱗鳳丸船 壱艘

右船用立候通御座候事

一五拾六丁立船 壱艘

一拾弐人乗船 弐艘

一三人乗り船 壱艘

一弐百五十船 壱艘

右船五艘共大損シ相成、用立候通無御座候事

右之通御座候、已上

卯十月

526 文化四年十一月十七日 高島番より注進の事

一高島番として罷越居候中島新右衛門より左之通り註進申
來候

以宿繼致啓達候、然者、去月十四日深堀御藏内御武具方役之人數、當御番所被罷越候

（今度ヲロシヤ方ニ付）
被指越候由

頭人 武雄権太夫
附役

（御藏内詰來り）
田代孫三郎

成富三右衛門

（御武具方目付）
大木文九郎

成富三右衛門

右之人々、御武具一通相改被申候未被申達候者、先達タマリ色々々雜説も有之候得者遠見方白帆内同様昼夜無油断致勤番候様相達有之候附而内分ニ相尋候者白帆内同様と御座候得ハ、請遠見之義ハ如何可相整哉相咄候處（請遠見ハ及申間敷歟）夫共差図ハ難致段被申聞候、右ニ付而ハ、請遠見之方ハ相止候得共本遠見之義、兩人ニ而ハ難相勤、加番雇入候ハ而不相叶義ニ御座候得共、御時節柄ニ付、何卒只今之人數ニ而成丈ケ相勤候覺悟ニ而、是迄者無油断勤番仕罷在候得共、万一千人等出来仕候得者、無據雇入仕候半而不相叶、何も無事ニ副御座候半々、明夏白帆遠見部り候得者、押々勤番為仕候積り御座候、夫共數月之義ニ候得者、何分相勤ル義ニ御座候哉、難計義ニ者御座候得共、前文之通ニ先ツ成丈ケ者勤番仕候覺悟ニ何レも差部り罷在義御座候

一阿蘭陀船帰帆之義、例年九月中致出帆來候處、當年者稀成義ニ而、先月十二日三日両日ニ武艘致出帆候、右帆影見隱之註進所々相達、其外夏番中之手數通無

間落相整申候、右旁之趣意御相達可被成候、以上

十一月八日

中島新右衛門

嬉野十助殿

527 文化四年十一月二十五日 長崎異國船來着の際、掛かり合い役人の事

一 左之通被仰付候旨、付役る申達

(前略)

一 自然長崎表

異國船來着之節

一 之御仕組被相立候付、右懸り合被仰付候旨

御當役被相達候

一 右同断付

御仕組方之亭主

相成、心遣有之候様、御當役被相達候

宮地勘兵衛

一 関与一右衛門

一 前立五ツ

一 請筒五ツ

一 尺八五ツ

一 指物五流

一 股引五足

一 胴入五ツ

一 口薬入五ツ

一 口薬三斤

一 脊物五流

一 胴藥三斤

一 口薬拾五匁

一 玉武百五拾ツ

一 火繩武拾五形

一 脊物五流

一 脊藥三斤

一 脊藥拾五匁

一 鐵砲五丁

一 五寸鎖前一口

一 鍵共

528 文化五年正月八日 高島詰足輕用具備え置きの事

一 今度ヲロシヤ方御仕組三付而、高島詰足輕用具鉄砲其外備置候ハ而不相叶旨、内々中島新右衛門る申越候付、左之通、長持仕込三而、才領足輕被相付被差越候也

覚

右之通、正月六日飛脚を以、高島へ被差越候也

以上

一 五寸鎖前一口

一 鍵共

一 脊物五流

一 脊藥三斤

一 脊藥拾五匁

一 鐵砲五丁

一 五寸鎖前一口

一 鍵共

文化五年一月二十二日 幕府・本家よりロシアへの
対応につき達

一魯西亞方ニ付、公辺々之御達之旨を以、佐嘉々左之通
西丸迄被相達候

十二月九日牧野備前守殿御渡候御書付写一通、從
大御目附衆被相達候由ニ而、御並御家来より順達
写

大目附江

魯西亞船取計方之義ニ付、去寅年相達之旨も有之候
処、其後蝦夷地之島々江來り狼藉ニ及候上者、向後
何れ之浦方ニ而もおろしや船と見請候ハヽ、嚴重三打
拂、近付候おひてハ召捕、又者打捨時宜應し可申者
勿論之事候、万一難船漂着ニまされ無之、船具等も
極候程之義候ハヽ、其所々としめ致手當置可被相伺
候、畢竟おろしや人不埒之次第三付、取計方きひし
く致候訣ニ候条、油断なく可被申付候

右之通、万石以上海辺ニ領分有之面々ニ不洩様可被

相觸候

十一月

右之通、今度從公辺被相達候付ハヽ、其心得を以、御
領内浦々兼而心を付、來着之帆影急度見当候様、懇ニ
手配有之、自然相見候ハヽ、早速註進有之候様、此

段相達候、以上

辰正月廿一日

長崎御仕与方

魯西亞船來着之刻御取計之義ニ付、從公儀別紙之通
被相達候旨、江戸ヲ申来候、惣而彼者共必定当年も
又々罷越狼藉仕ニ而可有之義ニ付、奥羽表の大名方江
嚴重之御手配被仰渡候趣追々相聞、右者全東国筋ニ
相限事共不相見、先年長崎表罷越數月之間滯留候付
而者、彼表之渕底も相心得、右長崎其外西國浦々江も
可致襲来哉難計候、此御方之儀、御代々御番方被蒙
仰、格別之御家柄ニ付而者、俄之砌御出勢之御手配少
も及遲滯候而者、決而不相濟、倘又江戸表之御模様、
且先年被相達置候趣を以者、定而御家中之御備立甲
冑之行装等御役人御見分も可有之、仮令左無之候共
於御自分も見分等可被仰付事候条、面々出陣之覺悟
勿論候、最前相達置候旨も有之候付而者、於組々其用
意致全備居可申事ニ候得共、万一致其期不整之義
も有之候而者、御瑕瑾不過之其者ニおるて者、父祖之
家名を失、末代迄之恥辱不及是非義有之、其上平和
之御沙汰ニ不被相准無余儀嚴極之御咎をも不被仰付
候而相叶間敷義候条、再應不能申述義ニ候得共、大
組頭として支配下末々迄被入念、少も不行届義無之、
不日ニ前件之時節致出来候ハヽ、早速間合候様、吃
度其取計可有之候、且又旧冬被仰出候旨も有之候付
而者、武芸一通猶更致出精面々粉骨を尽、夜白相励候
半而不相叶、異国御防之義者、砲術專之業合ニ付而ハヽ、

右之事術別而鍛錬有之候通、精々可被相心遣旁之趣
申達義候

正月

右之通、諸組相達候付而者、其趣相心得、猶又油斷無
之様此段相達候、已上

辰正月廿一日

長崎御仕与方

530

文化五年一月二十七日 北島忠順へ深町藤兵衛の治
療を命じる事

一深町藤兵衛一類中より左之通、願有之候処、願之通被仰
付、医師北島忠順江療治方被仰付候也

願口達覚

深町藤兵衛義、先日より少々癪氣之様子ニ御座候ニ付、
一類よりも心遣養生等も仕呂居候処、其末近日以之
外差慕候得者、御場所柄ニ而養生も不行届付而者、是
迄御難題之上、御願申上義、甚恐入奉存候得共、前
断之次第三御座候条、御憐愍之御評義を以、御施藥
をも被仰付被下度、奉願候 尤我々より猶又心遣可
申候条、何卒被思召分願通被仰付被下度義、深重奉
願候、以上

辰正月廿六日

崎川武之助印

藤島貞之進印

安住与惣兵衛印

神代清右衛門印

城島元利印
陣内武右衛門印

嬉野十助殿
水尾五右衛門殿

二月十日

一長崎御仕組方より左之通相達有之候段、西丸より申来候
今度魯西亞船御取計方之義ニ付、從公刃御廻文を以
被相達候旨ニ付而者、長崎表江自然渡來之節ハ、高島
之義、冲日江出離候場所ニ而差付之防方、猶又嚴密之
御手当被成置候半而不相叶ニ付、当三月より左之通、
巡番交代ニメ彼地被差越置義候

高島

捨若殿

(直與)

愛吉殿

(政假)

城之助殿

主従五人 鉄炮組頭壱人

同三人充

筒方役侍七人

足輕式拾五人

家来

右之通、兼而順當之次第を以交代有之異変之節、聊
手抜等無之様、昼夜無油斷心懸專要之事候、尤長崎
御仕組方相談人米倉権兵衛、目附役深堀被差越置義
候条、萬端得差図可被取計候、且又帆影相見候一左
右次第、右人數之上、左之通、爰元より早速立ニメ彼
地被差越義候条、不依夜白、無遲滯致出張候様、覺
悟可有之候

捨若殿家來

主從五人充

鉄炮組頭式人

同三人充

侍四人

足輕五拾人

愛吉殿家來

主從五人充

鉄炮組頭式人

同三人充

侍四人

足輕五拾人

城之助殿家來

主從五人充

鉄炮組頭式人

同三人充

侍四人

足輕五拾人

右之通被仰付義候条、可被得其意候、已上

二月十三日

一此節、魯西亞一件ニ付、二丸より御達之末ニ付而、左之
通被仰付候旨、御當役被相達候

但、引連高島被差越候

水町半

辰二月

水町半印

右之末、相談役々被申達候者、三月初頃々可被差越、尤

日限之義者、追而可被相達、且又副士迄被召連候義も
追々否可被相達候

二月十六日

一ヲロシヤ方ニ付、左之人數高島被差越候旨、被仰付候

綾部兵五郎

東島政太郎

飯田仁四郎

野村菅藏

右者御當役達

前隈良助

中島孫兵衛

牟田口政助

(水町半組
小頭之内三人)

531 文化五年二月十九日 高島番に付、伴を從者として
召し連れたる伺

右者相談役達

一水町半・中島代七郎々左之通り被相願候処、願之通被
仰付候、銘々付役達

願書付

私此節高島被差越候付、伴苑義為從者連越申度候、
依之彼地滯留中御暇被為拝領度奉願候、此旨筋々急
御相達可被下候、已上

辰二月

嬉野十助殿

池上藤十殿

奉願口上覚

私親新右衛門義、高島番被仰付相勤罷在候処、兼而
病身之上、節々持病差出、甚難義仕候段、連々申越
候、就而者、為介抱私罷越度存念御座候処、此節水町
半彼表被差越候付而者幸之折ニ付、同人江隨身仕居越
度奉存候条、親在番中御暇被為拝領度奉願候、願之

通被仰付於被下者、御蔭を以介抱をも可仕難有奉存候、此段筋々宜被仰可被下候、已上

辰二月

中島代七郎印

請役付 両人当

二月二十日

一綾部兵五郎・中島孫兵衛、此節高島被差越^ニ付、彼ノ地
^{ニ而}兵糧方并銀方懸り合被仰付候、相談役達

532 文化五年二月二十日 蓮池直温參勤報知の事

一甲斐守様為御參勤來月三日御發足儀、定之段、彼ノ聞
番柴山五右衛門より為御知有之

533 文化五年二月二十五日 村田長見より弟子の御目
見・帶刀御免願いの事

一村田長見^ル左之通被相願候付、如願被仰付候旨、今日
相談役^ム長見へ被相達候、尤前辺前田長榮今日被派出
候様、長見へ相達被置候付、同道^ニ被罷出候

願書

牛津新町罷在候前田長榮と申者、數代私家弟子筋^ニ
而、右長榮^ニ至候も私弟子^ニ罷在、近村療治仕業
相続仕来候処、只今^ニ至候而者、他領迄も相懸り候付、
向方医師会談等仕候節も無格之者^ニ付、甚以外成義
共御座候^而、療治方手広相勵兼候間、恐多難奉願御

座候得共、何卒御目見通被仰付、帶刀御免被下候ハヽ、
御余光を以、猶又手広相勵医業出精仕度、私まで奉
願候、勿論、此者行跡等も別条無御座候間、右願之
通、被仰付被下度、深重奉願候、此段筋々宜被仰上
可被下候、已上

卯十月

嬉野十助殿

水尾五右衛門殿

一右之末長榮^ル、左之通被相達候旨、御當役被相達候

侍医^ニ被召成、御着到面^ニ相加候

前田長榮

534 文化五年二月二十五日 幕府よりの達写巡回の事

一牧野備前守殿御渡候御書付写壹通相達候間、被得其意、
無遲滯順達留り^ル井上美濃守方江可相返候、以上

十二月九日

上杉彈正大弼殿

松平大和守殿

松平安芸守殿

松平大膳大夫殿

松平肥前守殿

松平官兵衛殿

松平甲斐守殿

鍋島捨若殿

九鬼和泉守殿

大目付

村田長見印

北條相模守殿
松平日向守殿

右留守居

おろしや船取計方之儀ニ付、去寅年相達候旨も有之候処、其後蝦夷之島々江來り、狼藉ニ及候上者、向後いつれ之浦方ニ而も露西亞船と見請候ハ、嚴重ニ打拂ひ、近付候におひてハ召捕打捨、時宜に応し可申ハ勿論之事ニ候、万一難船漂着ニまきれ無之、舟具等損し候程之儀ニ候ハ、其所江としめ手當いたし置可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次第二付、取計方きひしくいたし候訣ニ候条、油斷なく可被申付
右之通、万石以下海辺江領分有之面々江不洩様可被相達候
十二月

535

文化五年二月二十八日 高島番出立日限の事

一今度、水町半、其外高島被差越候面々出立日限、左之通
一来月八日立
一首途来月四日
右之通被相極、其段銘々被相達候、付役達
一右出立日限之義、佐嘉長崎御仕組方江被相達候様、西
丸申越ニ相成候

536 文化五年三月六日 牟田口政助へ銀方并兵糧方懸り合を命じる

一牟田口政助へ於高島銀方并兵糧方懸り合被仰付旨、相談役達、尤最前中島孫兵衛へ被仰付置候処、御断ニ付、同人代り也

537 文化五年三月八日 高島番出立の事

一先達而被仰付置候水町半始高島行之人々、今朝より被差立候、尤牛津より乗船、此節何れも甲冑用意、其外百目御筒以下数挺、玉葉等迄被差越、委細御出陣方へ控書有り、此節式百五十日之御切手銘々被持越候也

538 文化五年三月十三日 高島番を命じる事

一此節、左之通被仰付旨、御当役被相達候
（自然おろしや船相見候節）
早速立組引ニ而高島被差越
（右同断之節早速立ニ而
高島被差越
（土山七兵衛
江頭笛次郎

文化五年三月二十七日 長崎仕組方より家老呼び出しの事

一長崎御仕組方より御家老御壱人名前御用有之候条、被差出候様相達有之候旨、西丸申来候付、西太郎兵衛殿御名前御書出相成候也

540 文化五年四月三日 長崎仕組方より所持の火矢などを書き出しを差し出すように命じられる事

一長崎御仕組方より相達有之候者、此御方御所持之火矢、炮碌、其外大筒書出有之候様被相達候付、左之通被差出候

石火矢

一六貫目筒

一三百目同

一百三拾目同

火矢筒

壹挺 武挺

四挺 壱挺 六挺

大筒

一式拾目より百目迄之筒式拾四挺

以上

一同御仕与方より被相達候者、山代郷伊万里・有田最前住居之人有之候ハヽ、名元・居所迄被相達候様有之候付、山代其外居住之人々、足輕通迄左之通書出ニ相成候、且又家來をも同様被相達候様有之候付、宮内殿家來山代伊万里住居之分帳面仕立ニ而御書出相成候

小城家中山代郷罷在候

村岡幸次郎

横岳万三郎

同有田郷罷在候

葉仁右衛門
原権兵衛

同徒士伊万里罷在候

池田八右衛門

同足軽山代郷罷在候

五拾七人

以上

此通長崎御仕与方へ被差出候、但四月二日西丸迄被差越候事

一右之通被差出置候處、最早御用相済、右書付御取扱ニ不及候由ニ而、書付一通当月十八日長崎御仕与方より差返旨西丸より申来

四月六日

一長崎御仕与方より相達有之候者、御家中内火矢等打方心得有之候面々名書、且流儀付御用有之候条、被相調子來ル、八日迄之内被相達候様有之候付、左之通御書出

シ相成候

武衛流
富岡三太夫
右門弟

重松与次右衛門
松崎五郎兵衛
村崎六郎

綾部兵五郎

大山七兵衛
飯田仁四郎

野村菅藏
東島政太郎

水田権兵衛

高木皆人
藤山三郎兵衛

江副兵部左衛門
野田又次郎

蓑田市右衛門
村山勘右衛門

右門弟副士
右門弟

中川流
真田流足輕

右同
右同

真田流
右門弟

右同
右同

以上

541 文化五年五月朔日 長崎仕組方よりの達

一長崎御仕与方より左之通被相達候

自然異國船何れ之浦方江可致渡來哉難計、常々其手當可有之義ニ者候得共、おろしや船取計方ニ付、先般

公儀御廻文之趣も有之旁ニ付、左之通手配被仰付候条、猶又右御廻文之趣無間違様其旨を相守、且爰許

江之註進等彼是無手抜通可被取計候

一楠久筋海辺小城私領專有之、其所之在住之家來組被

官等も有之由候間、頭立候家來之内より都合ノ心遣

仕、先以相應致手當置、猶其節到候半者人数差出候

通、兼而其覺悟可有之事

附、火矢・石火矢等、其筋相備居候様

一武雄之義、右場所最寄ニ候間、自然之節ハ、先以百五

拾人程其筋出張可有之候事

一皿代官之義、自然之節者、右場所出張いたし、爰元

より之役々參着迄之処者尚又諸事とも心遣有之候様

之事

一諫早南浦手一通、其所々在住之家來も可有之、尤自然之節ハ長崎表請持之筋有之、両端之手配難行届義も可有之哉ニ候得共、其節之応時宜出勢之多少緩急勘弁を以相応ニ手當可有之候事

附、火矢・石火矢等、相備居候様

一神代之儀、諫早最寄候条、自然之節者、百人程右場所

出張可有之事

右之通、被仰付義候、勿論自然之節者、応時宜追々御人

數可被差出義候条、夫迄之処前條之旨を受、聊無疎様可被相心得候、以上

辰四月

長崎御仕組方

542 文化五年五月十五日 長崎仕組方より呼出の事

一長崎御仕組方より太郎兵衛殿江長崎御仕組被仰渡候條、
今日四ツ時御城御出候様、御同人江御仕組方より手紙到
來ニ付呼出有之

上
辰二月

中島四郎兵衛印

543 文化五年五月十六日 富岡三太夫組替の事

一此節組替左之通被仰付候旨、御当役被相達候

御旗元
鉄砲大将藤島生益元組
富岡三太夫

野口進之允殿
右願之趣遂詮議候處、願之通、相違無之候條、可被
披露候、以上

野口進之允印

西太郎兵衛殿
村川佐一郎殿

544 文化五年五月十六日 中島四郎兵衛嫡子願の事

一中島四郎兵衛義、嫡子無之付、前田長栄弟玄立を養
子ニ被仰付、玄立一生医業被差免被下候様、左之通、被
相願候付、如願被仰付候旨、御当役被相達候
一右ニ付、玄立席之義者一生医師之席ニ被仰付候旨、四郎
兵衛へ相談役より相達

一高島出張役々水町半筒方役四人并小頭足輕迄無別条昨
夕帰着、尤向番愛吉殿方より去ル十日交代有之筈之処、
海上不順ニ而延引、十五日ニ交代有之候由
一高島番中島新右衛門義も同様十五日交代ニ而、昨夕帰
着

一水町半、其外高島出番中ニ御仕組方より左之通、同人江達

一私義、嫡子無御座候処、兼而多病ニ而、今日相続之劔
も存分不相叶処より極々及困窮既ニ飢寒ニ迫候条懸御
座候、右ニ付而者御介抱等奉願外無御座候得共、當時

一おろしや船渡来之節、夜中又ハ大風雨之砌、野母ニ而
相図難相立節者、同所ニ而大筒打方可致候間、右筒音

545 文化五年五月十九日 高島番の事

御用ニも不相立身分御難題ニ迄相成候而者不本意奉存
候、依之前田長栄弟玄立養子被仰付、左候而、此者一
代医業被差免被下度旁奉願候、其通被仰付於被下者、
多病独身之私介抱方者勿論、相続之道も扱々相整可
申彼是難有奉存候、此段筋々宜被仰上可被下候、以
上

野口進之允印

546 文化五年五月十九日 高島番の事

中島四郎兵衛印

野口進之允印

承次第御領分高島・香焼島之遠見番所二而大筒打方
いたし、深堀江之相図被致候ハヽヽ都合宜可有之と

存候、猶勘弁いたし可被申聞候

辰四月

前條之通、今度御奉行所ル被相達候付、高島遠見御番所江大御筒式挺、薬火繩等相副被相渡置義三候条、野母遠見御番所筒音承り次第、遠見足輕ル打方相整候様、尤相図之儀不輕事柄ニ付、地行詰足輕之上、此節御仕組ニ付、別段被差出置候足輕式拾五人之内より武人遠見方被相部義三候条、夜中者嚴重ニ不寢番致到其期聊間違之儀等無之様、夜白油断有之間敷、精々可被心遣候、以上

辰五月七日

右之趣、承届候、以上

高島御番所
水町半

五月二十日

左之通被仰付候旨、御当役被相達候

水町半

自然おろしや船相見候節

組引連早速立ニ而高島被差越

右同断之節早速立ニ而
高島被差越

綾部兵五郎
東島政太郎
飯田仁四郎
野村菅藏

文化五年五月晦日 吉原宗壽嫡子届の事

一吉原宗壽より嫡子不縁御届左之通組筋を以御達有之、

右ニ付嫡子之義、一類ル人柄見立被相願候様被仰付候旨、一類嬉野平内呼出ニ而相談役より被相達、尤宗壽義、此間隱居被仰付候付而也

御届書

私儀、実子無御座候付、（直章）央之助殿（白石鍋島）家來渡瀬長民弟宗閑を嫡子ニ養子仕置候処、双方熟談之上、不縁仕候、尤旧冬組筋を以御届差出付衆迄内々相尋候処、私遠慮中ニ付而者、先以用捨仕方ニ而可有御座旨被申聞候付、見合罷在候処、此節隱居被仰付候付、此段御届仕候条、筋々宜敷被仰上可被下候、已上

辰五月

園田善左衛門殿

吉原宗壽印

右御届之趣遂詮議候処、相違無之候条、此旨可被遂披露候、以上

園田善左衛門印

西太郎兵衛殿
村川佐一郎殿

文化五年六月二十四日 長崎警備筑前黒田家名代として秋月黒田長韶勤の事

口達覚

一長崎御番所御勤之義、（黒田齊清）松平官兵衛様御幼年ニ付、黒田甲斐守様御名代被蒙仰、御非番年之義ニハ候得共、長崎御越彼地様子被御見置候様御伺済ニ付、長崎御越今夜牛津御泊ニ付、郡方其外役々出張有之候、右者當甲斐守様御名代初而御勤之義ニハ候得共、御使者等之義、堅御断ニ付、打追之通、御使者等不被指出候也

548 文化五年閏六月三日 長崎仕組方より達の事

一長崎御仕与方より左之通相達有之候

自然之節、深堀島々、其外固メ早速立之面々人馬之義、自分之限手当相整候様被仰付置候得共、問ニ者賃借人馬等被相渡段、願出ニ相成候も有之事柄不行届義等有之候而者不相叶不私格別之出勢ニ付而ハ、能々自分限之手当難届合次第も候ハ、成丈作略之積を以、入用之人馬數急速達出相成候様、乍其上、猶又可被遂御吟味旨、定而自分限之手当相整候義と被相察候得共、自然何等之訛も有之、達後れ之筋も候ハ、（一）當月限達出ニ相成候様、今又為念申達義候、已上

六月廿六日

長崎御仕与方

一右之末、左之通、長崎御仕与方江書付被差出候

右同断、當番之節、自然出張之刻、物頭一人・侍一継馬
右者、高島御番所非番之節、自然出張之刻、物頭二人・侍四人・足輕五拾人武器一通、其外持夫用一人足 四拾三人
七疋

辰閏六月二日 横尾旧右衛門 原口弥左衛門殿 原田平九郎殿

覺

一人足 八拾六人
一継馬 拾四疋

右者、高島御番所非番之節、自然出張之刻、物頭二人・侍四人・足輕五拾人武器一通、其外持夫用一人足 四拾三人
七疋

長崎表自然異国船渡來之節、深堀其外島々、備又御台場固等早速立ニ而出張被仰付候節、人馬之義、自然限之手当相整候様最前被相達置候得共、事柄不行届義等有之候而不相叶、尤人馬被相渡候筋も余多有之、中々難被及御手ニ候得共、格別之出勢ニ付而ハ、自然自分限之手当能々難届合義も候ハ、成丈作略之積を以、入用人馬數早速御達仕候様承知仕、則在所申越候處、自然之節ハ諸手一道之出勢御座候得者、自分限之手当ニ而者何分人馬不差支通ニ者難行届、自然御用間迦御座候而不相叶義御座候、依之別紙書載之通小城より長崎迄之処、人馬被差出被下度奉願候、尤高島御番所當番・非番可有御座ニ付、両様共書載仕置候、此段御達仕候様、在所より申越候、以上

式人・足軽式拾五人武器、其外持夫用

右之通御座候、已上

辰閏六月

小城

文化五年八月十一日 吉原宗壽の養子願の事

一吉原宗壽義、先達而無調法付、隱居被仰付候処、養子之嫡子不緣御届有之付、嫡子之義、一類人柄見立被相願候様被相達置候末、一類嬉野平内ヲ左之通被相願置候處、願之通、深江李之助弟久次郎江家統被仰付候旨、平内御呼出而相談役ヲ被相達有之、右不緣一件五月晦日日記ニ委細扣有り

願書附

私一類吉原宗壽儀、隱居被仰付嫡子無御座候付、家統之儀、人柄見立相願候様御達之趣奉承知、吟味仕候處、深江李之助弟久次郎十六歳ニ相成を家統被仰付被下度奉願候、此段筋々宜被仰達可被下候、以上辰閏六月

嬉野平内印

請役付当

一右之末、吉原久次郎親宗壽家督無相違被仰付候旨、御印之御書付を以、御當役被相達候

銀方懸り合

右同弥兵衛俸、尤差懸り當病ニ付
俸ヲ被仰付候

江口久米次郎

銀方懸り合

牟田口政助

吉兵衛組右同

小副川勇右衛門

(此兩人)
銀方懸り合

(東島逸馬
飯田仁四郎)

半組小頭之内
前隈平兵衛

野村苔藏

星野善兵衛
土山七兵衛

水町半

一昨夜、長崎御仕組方早刻西丸呼出被相達候者、おろしや船長崎致渡來候処、不穩趣ニ付、前辺被相達置候人数、早速立ニ而深堀被差越候様相達有之候段、今朝六ツ時過西丸ヲ左之通申來候、依之兼而被仰付置候面々之内、左之通、早速立ニ而高島被差越候旨、即刻呼出相談役達、尤未おろしや船とも不相分由也

文化五年八月十七日 長崎仕組方より呼出、高島出張隨身願の事

549

550

半組

辰八月

水町半印

足輕廿五人

嬉野外右衛門殿

吉兵衛組

同廿五人

願口上覚

私義、今度高島出張被仰付、伴馬五郎従者之内ニ相
加江召連度奉存候条、滯留中御暇被為拝領被下度奉
願候、此段筋々宜御相達可被下候、以上

辰八月

星野善兵衛印

嬉野外右衛門殿
池上藤十殿

願書附

今度水町半高島出張為出張籠越候付、次男忠次郎を
同人江為致隨身差越度御座候条、右滯留中御暇被為
拝領被下度奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候、以
上

辰八月十七日

藤島矢柄印

嬉野外右衛門殿

池上藤十殿

願書附

今度星野善兵衛高島出張仕候付、私次男六次郎を同
人江為致隨身差越度御座候条、右滯留中御暇被為拝
領被下度奉願候、此段筋々宜被仰上可被下候、以上

一水町半・星野善兵衛高島出張付、左之人々より隨身願
有之候処、何れも願之通被仰付候旨付役達
此段及御懸合候、以上

八月十六日

藤十様

旧右衛門

連越申度候、右二付而滯留中御暇被為拝領度奉願候、
此旨筋々宜被仰達可被下候、以上

願書付

八月

嬉野外右衛門殿

池上藤十殿

松田与七右衛門印

私義、此節高島被差越候付、倅苑義、為從者彼地召
連越申度候、右二付而滯留中御暇被為拝領度奉願候、
此旨筋々宜被仰達可被下候、以上

文化五年八月十八日 異国船帰帆に付し勢取り止めの事

一 星野善兵衛一手今昼九ツ時頃出立、其外筒方役追々出立有之

一 今夜四ツ時前後、西丸早走を以申來候者、長崎御仕組一方急呼出二而被相達候者、今般長崎渡來之異国船昨

十七日致出船候段、彼ノ表ら申來候、依之出勢不相及段被仰出候条、出勢之面々引返相成候様、早速御手当可有之旨相達候由、左之通申來候、右三付、星野善兵衛其外へ則引返し被申候様、追駆申越相成、水町半一手ハ其時分出立三付、早速御差留メニ相成ル

急度致啓達候、然者長崎御仕組方ら此許呼出被相達

二者、今般長崎渡來之異国船昨十七日致出船候段、彼表らより申來候、依之出勢不相及段被仰出候条、出勢之面々引返し相成候様、早速御手當可被成旨被相達候、此段早走を以及御懸合候、以上

八月十八日

嬉野卯右衛門殿

池上藤十殿

横尾旧右衛門

一 今度、異国船之義ニ付、佐嘉^{シロカ}左之通相達有之候旨、郡方江西丸^{シマツル}申來候由被申達ニ付、右之趣在勤本庄右兵衛ニ則申越相成候

二 丸請役所^{シテ}此元呼出、別紙之通御當役^{シテ}被相達候、御落手可被成候、以上

八月十九日

郡方様

西丸

今度入津之異国船帰帆申渡候間、御領内浦々被入御念被御申付候様、御國元江^{シマ}為被申越候

辰八月

右之通、長崎^{シロカ}申來候条、自然浦々為紛船參候半者、如仰付番船被付置、早速此元注進可被仕候、以上

辰八月十九日

文化五年八月十九日 星野善兵衛一手引き返しの事

一 星野善兵衛一手六角宿^{シロカ}引返シ、今日九ツ時過頃帰宅

文化五年八月二十日 異国船について佐賀より達の事

一 先日、長崎表異国船渡來ニ付、早速立之内、星野善兵衛

文化五年九月一日 急速出勢に付、褒美の事

始組一手尖ニ出立相成候付、為御褒美左之通御酒被為
拝領候

小松ノ間二而
拝領

御広間二而
右同

御當役御達
星野善兵衛

相談役達

小副川勇右衛門
江口久米次郎

土器盃

片木盛付白はし

星野善兵衛

一肴
三品

片木盛付

同人副士タス足輕迄

九月三日

一先日、長崎表異國船渡來付、早速立仰付之通尖ニ出立
相成候付、為御褒美左之通御酒被為拝領候

小松之間

三而拝領

土山七兵衛
飯田仁四郎

一酒
五品
片木盛付白はし

九月

南里權右衛門様

志波四郎次

555 文化五年九月十日 諫早豊前より長崎出張に付、吹聴の事

一諫豊前殿タマ西丸迄使者を以、左之通、御吹聴被申上候

段中來

諫豊前殿タマ使者を以被申上候ハ、先般長崎表異國船

渡來付、豊前義、早速罷越諸手配行届候段、被聞召

御書付を給り、且又家来中駿足仕御太悦被思召之旨、

被仰下、旁難有仕合奉存候、右之御吹聴申上候由御

座候、以上

九月九日

横尾旧右衛門

嬉野外右衛門殿
池上藤十殿

556 文化五年十月十六日 フエートン号事件に付、幕府へ報告の事

一於長崎異國船渡來付、左之通御用番様江御届被成候段、
於江府南里權右衛門殿江志波四郎次より奉札を以為御
知有之候、右為御知御挨拶二丸へ御使者を以被仰上候
以手紙致啓達候、於長崎異國船渡來付而、追々別紙
之通御用番江被成御届候、捨若様江右為御知、自私可
申上由、肥州様被仰付越如此御座候、以上

於長崎一昨十五日、白帆船相見、段々乗寄、於伊王
島旗合之阿蘭陀人并檢使被差出候處、旗印も阿蘭陀
船ニ相違無之候付、例之通出役之檢使右船乗移いた
し候處、端船タマ旗合之阿蘭陀船へ乗り移、阿蘭陀人

兩人召捕、本船江連行候付、檢使頻々可相支と取計候得共、案外俄之義三而不及手引取候、依之在番之阿蘭陀人右体之取計三逢候を、其併可被差置様無之、外ニ檢使被差出、右等之訛急度被相糺候積之由、就右當番方より警固船差出候様、尤和人三对手向等仕候義無之候得共、自然不意之義も可有之哉、其覺悟ニ而出張仕候様、旁松平岡書頭より長崎差置候家來之者江被相達候段、申越之承知仕候、依之手當之義、猶又申付義三御座候、此段御届申上候、以上

八月十七日

御名

最前御届申上候、一昨十五日、長崎渡來之異船、猶又檢使被指出、何国之船ニ候哉相糺、召捕候紅毛人取戻候様、若指戻不申手向どういたし候ハ、打捨候様被申付候、万一差戻不申、其併帰帆仕候様子ニ候半、右船打碎可申旨、猶又日夜端船の異人共湊内乗入候様子相見候付、召捕候様、旁松平岡書頭より彼地差置候家來之者江被相達候通申越之承知仕候、依之兩御番所、其外嚴重ニ相守手当仕候様申付、早速家老諫早豊前并人数差遣之、猶又警衛之人數指出、私義も追々罷越候心得御座候、此段御届申上候、以上

八月十七日

御名

最前御届申上候長崎渡來之異国船、猶又被相糺候処、エケレス国之船ニ而、八ヶ月以前三百五拾人乗組、本国を罷出、弁柄江船寄候処、阿蘭陀船二艘當長崎江渡

557

文化五年十一月七日 長崎願成寺陣場の事

一長崎願成寺の左之通申來候付、同寺御陣場之義、當時不用と申ニ而無之旨返書被差出候

向寒之砌ニ御座候得共、各様弥御機嫌能可被成御座奉珍賀候、然者、御案内之通、去秋頃よりおろしや渡海ニ付、為御用意、御奉行所の御陣所之義御尋有之候間、拙寺儀者先規の御國元御陣所之義書付を以申上置候処、御

来仕候段及承候付、慕來致妨候心組ニ而、乘渡候儀ニ付、日本ニ対シ不敬等致候義ニ者無之候、然処、当年阿蘭陀船入津不仕由ニ付、早々出帆可仕候処、薪水食物等乏敷候付、右早々乞請召捕置候阿蘭陀人差戻、早速出帆仕、重而日本江船入申間敷旨申出候、依之其品々被相与候処、武人之紅毛人差戻候付、帰帆被申渡候由、就右領内浦々入念候様、以書付被相達候、尤出帆之節守衛見送船等之義ハ、例之異国船出帆之畢竟相心得、勿論浦々而不法等相勵候ハ、何方ニ而も石火矢等を以、可打碎旨、且又一昨十七日、右船出帆日白帆影見隱候付、為警衛差出置候家老諫早豊前其外出張之人数引取候様、松平岡書頭より被申達候付、引取候趣旁彼地指置候家來之者より追々申越之承知仕候、依之私義も不罷越候、此段御届申上候、以上

八月十九日

御名

國元ら何之御沙汰も無御座、猶又当夏又々異船渡海いたし、頃日何方も御陣所御手当等有之候得共、於拙寺

ハ今以御沙汰無御座候、當節拙寺御不用ニ御座候ハ、

外々之御手当等ニモ可相成場所柄ニ付、此段奉伺候、何

卒当中否御返書可被下候様奉頼候、以上

辰十一月

寺社

御役人御衆中

貴札致拝見候、如仰向寒之砌、弥御情福被成御在寺珍重存候、然者去年来おろしや渡海ニ付、為御用意御奉行

所より陣所之義御尋有之候付、貴寺之義者、先規ル此

方陣所之旨、御書付を以被相達置候處、此方ル者何之

御沙汰も無之、猶又当夏又々異船致渡海、頃日脇方も

御陣所手当有之候得共、貴寺江者今以無其義、當節不用

ニ御座候ハ、外々之御手当等ニモ可相成場所柄ニ付、

此段被相尋候趣、委曲致承知候、右者古來ル此方陣場

之義ニ而御座候、右ニ付、毎歲扶持方等も被差出来候、

曾ル不用と申談無之候間、左様御心得可被成候、此段

貴館旁如斯御座候、恐惶謹言

十一月六日

願成寺様

松田作兵衛

行是迄被差越候節、鐵砲、其外之武器何之持越相成義

候哉、急速被相達候様相達有之候付、左之通御書出ニ

相成候

手覚

一高島番罷越候待自分武器左之通

一鎧砲壹挺、玉薬火繩共

一鎧壹本

一右同斷足輕武器左之通

一鎧六領

一鐵砲六挺

一玉薬

一胴乱、火繩口薬入共

一胴服

一右者夏番

一鎧四領

一鐵砲四挺

一玉薬

一胴乱、火繩口薬入共

一胴服

一右者冬番

右之通御座候、以上

十一月十日

文化五年十一月十四日 高島番の武具書付提出の事

一長崎御仕与方ル高島番として御当番・御非番小城ル地

一長崎御仕与方ル高島番として御当番・御非番小城ル地

文化五年十一月二十一日 齋直長崎出立の事を聞こし召される事

一先達而諫豊前殿より使者を以、西丸迄先般長崎表異国船渡來ニ付、早速被相越、諸手配行届候段、肥州様被聞召御書付被給候、右御吹聴申上候付、右之御歎御使者西丸勤ニ而被差出候

560 文化五年十一月二十五日 幕府よりフェートン号事件に付、処罰の事

一二丸請役所より左之通相達有之候段、西丸迄今朝申来候、依之御家中郡方諸家來下々端々迄行届候様、早速触達相成候
先般長崎表異国船渡來之節、不行届義有之候趣を以、御逼塞被仰付候旨、去ル十日於江戸御用番牧野備前守殿より御書付を以被仰渡候段申來候、依之御領中端々迄急度相慎罷在候様 尤左之廉々御停止被仰付候条、筋々懇ニ可被相達旨候

一御家中下々且百姓・町人迄月代不仕候事
一謡・乱舞・高声・鳴物・作事等停止之事
一から白・油・綿打・鍛冶・桶屋・細工相止候事
以上

辰十一月廿四日

大塚文七郎

藤崎十兵衛
百武善左衛門

一今般、(齊直)肥州様御逼塞被蒙仰候付而者、惣体重達候儀有之

候節ハ、此御方御家老方より御機嫌等被相伺儀候得者、此節之儀、専被相伺方ニ而ハ有之間敷哉旨、西右近殿西丸迄被相越、聞番横尾旧右衛門を以、請役付百武善左衛門江内々御聞合有之候処、是より重達候義ハ有之間敷候条、被相伺方ニ而有之、乍然一存ニ而御差図不相叶候間、明後日亘り請役所被罷出候ハ、否為御知可申旨被申候付、一先右近殿御帰有之候也

十一月二十六日

一二丸請役所より左之通被相達候

江戸より早飛脚到着、当八月長崎江ゑけれど船渡來之節、御手當不行届趣を以、御逼塞被仰渡候段、御用番

より被相達候旨申來候、此段(捨若)江可被相達候

附本文ニ付捨若様御指扣被相窺候処、御付札を以被御差扣候様御差図ニ付之候由

右之通被相達ニ付、則御親類・御家老中為御知有之、御家中江先以左之通副口達書を以、大組代諸家來御呼出ニ而御達有之

一二丸請役所より別紙之通被相達候、此御方江ハ江戸より之注進いた不申來候得共、先以此段御家中為心得被相達置候、猶申來候上可被相達候
一二丸請役所より今又左之通触達申來候付、則大組代・郡方・諸家來中へ触達有之、且又御閑所番中へ旅出御停

止之趣相心得、急度無疎被相勤候様相達有之

今度御慎中付、廉々最前御停止被仰付置候末、今

又左之通被仰付義候

一御用筋者格別、御領中之者一向旅出不仕様之事

一御領中旅人滯在之義、不被差免候事

附、唯今滯在相濟居、末日限不相滿者共後日限中之

処、其併被差置候事

一諸小路内、堵又市中・郷村共掃除等不仕候様之事

一諸神社祭礼并寺院法事等之義相止候事

一隣国御大名、其外公儀御役人方通路之節、出役之人々、

堵又人足等長髮之併罷出候様之事

一万人講興行之義被相止候事

一別府扱又高橋・伊万里其外市之義相止候事

右之通被仰付義候条、聊猥之義無之、端々迄嚴密二行

届候通、筋々懇ニ可被相達被申候、以上

大塚文七郎

藤崎十兵衛

百武善左衛門

辰十一月廿五日

文化五年十一月二十七日 領内慎み定の事

一二丸請役所より今又左之通り被相達候付、其後郡方へ御達有之

今度御慎中付ハ、長崎往還、其外郷宿等過迄外筵を卸、触壳等不仕相慎可罷在義勿論之事候得共、其

文化五年十一月晦日 差扣定の事

中心得違之者罷有之候而不相叶候条、猶又疎之義等無之候様、筋々懇ニ可被相達候、以上

辰十一月廿六日

二丸 請役所

一江戸より熊と急飛脚として今泉弥次兵衛昨夜下着、左之通注進申来候

熊と以急飛脚致啓達候、然ハ昨十日長崎與江早速被罷出候様、桜田御留守居中より手紙到来ニ付、被罷出候処、御用番牧野備前守様より肥州様御名代御呼出ニ付、甲斐守様御出被成候処、別紙写之通御書付を以被仰渡候旨相達有之候、就而ハ殿様ニも被御恐入御差扣御伺被成候半而不相叶訟ニ付、其段達御聽候上、御頼御先手三浦和泉守様を以、御用番牧野備前守様へ別紙写之通、御差扣伺書、昨夜被差出候通相整申候、依之御屋敷内外左之通手当相整申候

一両御屋敷表長屋窓立戸之事

一御門外出御停止之事

一不致高声等相慎罷在候様、勿論月代立候様之事右之通御座候、此段為注進如是御座候、恐々謹言

十一月十一日

南里権右衛門

松平肥前守
(齊直)

西右近殿

当八月、長崎江ゑけれど船渡來いたし候節、湊内江端
船乗入、御番所前往返いたし候處、其方家來共不心
付罷在候段、油断なる次第一体當番人數手當も疎之
様子相聞不束之義不調法ニ思召候、依之逼塞被仰付
候

一右ニ付、御親類・御家老中、則御出仕有之候

一右之段、番頭・物頭・大組代中小組代・各方諸家來
中御呼出ニ而、左之通御當役ら於小松ノ間被相達、尤
諸家來中江者付役ら申達候

江戸ゑ急飛脚昨夜致到着候処、當八月長崎表へゑけ
れす船致渡來候砌、御番方之儀ニ付不被御行届儀有
之、去ル十日、肥州様江御逼塞被仰渡候、就而者、殿
様ニ也被御恐入御差扣御伺被成候ハ而不相叶ニ付、御
先手三浦和泉守様を以、御用番牧野備前守様へ左之
通御差扣御伺書被差出候段申来候

松平肥前守儀、長崎御番方ニ付而不調法之儀有之、今
日名代鍋島甲斐守江被仰渡候趣承知仕候、於私奉恐
入候、依之差扣之儀奉伺候、以上

十一月十日

鍋島捨若(直堯)

池上藤十様

十一月廿八日

横尾旧右衛門

佐嘉表、此節之一件ニ付而者、弘道館書說武芸・責馬
等相止候義ニ而可有之と者被相心得候共、右之亘り聞
繕申越候様致承知候、右者何レも相止義御座候、左
様御心得可被成候、以上

一右之通申来候付ハ、最前佐嘉ら御停止廉々被仰付置
たる義ニ者候得共、猶又屹度相慎可被罷在候、此段端々
迄懇ニ無漏可被相達旨、御當役御申候、以上

辰十一月晦日

一諸寺・社家役僧(御呼出ニ而、付役より右之趣申達候
殿様ニも御差扣御伺書被差出候旨、蓮池・鹿島・山城
殿・仙妙院殿、其外佐嘉表兼而為御知合之御方々江為
御知有之候様、西丸申越ニ相成候

一今度、肥州様御逼塞被仰渡候付、從殿様御見廻御使者、
且御差扣御伺書被差出候為御知、於江戸為被仰進義ニ
者候得共、此御方ニ而も被仰上御振合ニ候ハ、御使者
被差出候様申来候ニ付、御進物方申談之上、今日二丸
へ御見廻御使者被差上候、御使者番勤

一右ニ付、五日置位ニ御見廻御使者被差上候、西丸勤、尤
右八御進物方申談之上被仰上候也

一右一件ニ付、弘道館書說、其外御聞合ニ相成候処、左之
通西丸ら申来候付、此御方之義も興譲館其外諸稽古相
止候也

一二丸請役所ら西丸呼出ニ而相渡候肥州様御逼塞被仰付
候段、為御知之御書付文面ニ捨若様江可被相達と書載
有之候付、前辺右様為御知之節ハ可被仰進とか有之候
付、西丸ら二丸請役所問合ニ相成候処、右ハ專書損之

由二而、左之通認替被相渡候

江戸より早飛脚到着、当八月長崎江ゑけれど船渡來之
節、御手當不行届趣を以、御逼塞被仰渡候段、御用
番より被相達候旨申来候、右為御知捨若殿へ被仰遣候
附、本文付、捨若様御差扣被相伺候処、御付札を
以御差扣候様御差図有之候

一 肥州様御逼塞被仰渡候付、於江府長崎与へ相良求馬。
辻弘之進より奉札を以、左之通為御知有之候段、江戸より
申来候

以手紙致啓達候、肥州様今度御逼塞被仰付候付、御

番方之義、御先手衆より被相伺置候処、今夜三浦和泉
守殿被相越、長崎表當御番松平備前守殿被仰付候間
被相渡、御非番之所ハ肥州様御心得被成候様、以御
書付被仰渡候付、右御書付御持參被相達候、筑州二
も同様之御達有之、備前守殿御名代黒田甲斐守殿御
在邑之併被相勤候様、為參府發足有之候ハ、旅中
より引返候様被仰達候由申来候、此段為可得御意、
如此御座候、以上

十一月十二日

長崎與様

相良求馬
辻弘之進

一

今度、御差扣御伺書被差出候段、江戸より大坂江左之
通注進三相成候旨、江戸より申来候

熊度足輕飛脚を以致啓達候、然者昨十日八ツ時頃、
早速罷出候様、桜田御留守居中より申来候付罷出候處、

一 御門外出御停止之事

一 不致高声等相慎ニ罷在候様、勿論月代立候
様之事

右之通御座候

一 前断御差扣御伺被成候旨、京都庄村新次郎、其外江
も可被相達候、且正親町様、其外様へ為御知等之儀、
新次郎被相談、宜被相整候、此段為注進如此御座候、
恐々謹言

十一月十一日

長崎與

嬉野善右衛門殿

猶以、本文飛脚今泉弥次兵衛義、東海道六日限ニメ

差越義御座候、以上

一 長崎表異國船渡來一件ニ付、江戸より左之通注進申来候
熊と以町便致啓達候、去ル廿七日、上屋敷江御留守
居中より長崎与迄手紙を以御申越候者、長崎表之義ニ付、
永談之義有之候間、志波四郎次長屋へ御用人壱人被

御用番牧野備前守様より肥州様御名代御呼出ニ付、甲
斐守様御出被成候処、別紙写之通り御書付を以、御
逼塞被仰渡候段、相達有之ニ付ハ、御末家様方ニも
御差扣御伺被成候半而不相叶候付、御頼御先手三浦
和泉様を以、御用番牧野備前守様へ別紙写之通、
御伺書付昨夜為被差出義ニ御座候、依之御屋敷内外
手当、左之通被相整候、就而著其御方之義、天満役々
其外被相談御畢竟等被相考、無物落様可被相整候
一 両御屋敷表長屋窓立戸之事

罷越候様可被相整と申来候付、与被罷越候処、四郎次者外御用取紛之由三而、江口和兵衛を以被相達候者、先達而長崎表江異国船渡來之節、御當番中御取計之義二付、長崎御奉行衆より彼地御番所番頭之人心得方之義、御問題有之候処、四ヶ条之内、三ヶ条者夫々御答申上三相成候へ共、壹ヶ条之所さつはりたる御答も出来兼、猶又番頭役兩人共急症三而致死去候付、其趣を以、長崎御留守居る之御答別紙写之通被申達置候、就而ハ此末何れ之通ニも可有之哉、万々一趣三到候而者、御差扣御伺等被差出義ニ可相成哉も難計、其期ニ致為御知相成候而も如何ニ付、先以右等之趣、御内々御聽ニも相達置候様且ハ御本家様ニ而右様之御始末有之義者、此御方不被相心得候而も不都合之様有之候付、重役人中江も右之趣咄合置候様ニと旁被申聞候、依之則御聽相達置申候、右之趣於其御地も二丸筋より御沙汰可有之哉ニ候得共、不容易義ニ付、急町便を以申越候、此末御模様相知次第早々可申越候、恐々謹言

十一月朔日

西右近殿

南里権右衛門

十二月一日
一御慎中ニ付、当日御祝儀無之

九月廿五日
閔伝之允

御名内

處、右異国人不法我保之勦も有之ニ付而ハ其保可被差帰船ニ無之、其上異船より端船三艘下し異人共數人乗組、鉄砲・大筒等備御番所前より湊内所々乘廻候由、右者御番所前可差通儀ニ無之、若乗入候共早速取押可申処、手合も無之趣、図書頭様より御旅中迄被仰越、且近來露西亚船致渡來、蝦夷地ニ而異船渡來乱妨之儀も有之由、浦々嚴重手当等之儀ニ付、兼々被仰出、其後、追々御達之儀も有之候処、番頭中ニハ如何相心得居候哉、心得之趣御承知可被成旨、去ル十五日御書付を以、御直ニ被相達、即刻國許申越候、兩御番所番頭共、最前内代申付、國許召呼相糺候処、異人共端船より御番所前乗通候儀、別而急場之折柄と申、往来之船繁着而混雜仕、殊ニ夜分之儀ニ而船形等聴と見分不申不氣付之旨申出候付、猶又吟味申付候半、番頭共急症差発死去仕候付、今更取調行届兼候義共御座候段申越候、此段御達仕候、以上

先達而異船渡來之節、兩御番所固人数番船等之義、松平図書守様より被相達、猶又打碎燒討等之義も追々被相達、兩御番所へも御支配勘定衆并御手付之衆御家來御普請役等度々被差遣御申談有之候得共、西泊戸町共御石火矢御台場江配当も果放ニ々敷無之、然

一江戸より文箱毫急町便ニ而到着、左之通注進申来候以急町便致啓達候、然者、一昨十一日出足輕飛脚を以、及注進候通、長崎御番方之義ニ付、今度肥州様江御逼塞被仰渡候付而、殿様ニも御差扣御伺書、去ル十

日夜御用番様江以御先手様被差出置候処、御差扣可

被成旨、御附札を以昨十二日夕御用番様より御差団有之候、此段為注進如此御座候、恐々謹言

十一月十三日

南里権右衛門

西右近殿

一右之趣、則御親類・御家老中江御當役より廻札を以御懸合有之候

十二月三日

横尾旧右衛門

一右之段、蓮池・鹿島・山城殿・仙妙院殿、其外佐嘉表兼而為御知合之御方々江為御知有之候様、西丸申越相

嬉野外右衛門殿

池上藤十殿

成候

一此節御差扣付、為飛脚足輕飯盛利助被差越候付、今

564 文化五年十二月五日 差扣お見舞の事

日文箱仕廻三而、各方始請役所詰中例之人數より御機嫌

一左之御方々の使者を以西丸迄被申上候者、今度肥州様

御逼塞被仰渡候付、殿様ニも御差扣被仰入候趣承知仕、

御氣之毒奉存候、此段使者を以御見廻被申上候由

一殿様御差扣御伺書被差出置候処、御差扣被成候様御付

札を以、御差団有之候段、昨日江戸より申来候付、其

段大組代中御呼出三而最前被相達置たる義ニ者候得共、

御家中右之趣被相心得候様可被相達旨、付役より申達、

且又寺社家役僧御呼出ニ而付役より申達候

山城殿

仙妙院殿

鍋 越後殿

鍋 島主水殿

一御差扣付、殿様へ御機嫌伺、今日より御広間へ御帳被

差出御家中申上有之

右御差扣御免之上、御挨拶被差出候筈也

563 文化五年十二月五日 長崎万ーの際、深堀へ出勢の事

一長崎御仕組方より西丸呼出ニ而、左之通内達有之候段申

一先日長崎御仕組方より自然之節、為固物頭其外向正月半頃より深堀被差越筈之旨内達之末、左之通相談役より申

來候

長崎御仕組方より呼出ニ而罷出候処被申達候者、自然之節為固其御方御家來物頭兩人・足輕拾五人向正月半比より深堀被差越筈御座候、追々表向御達相成義候得

共、先以致御内達之趣被申聞候、此段及御懸合候、以上

申達候

富岡將曹

文化五年十二月二十九日 長崎仕組の事

半頃^ニ深堀被差越^シ筈^ニ候條、其心得^ニ而
仕廻方等有之候様、先以御内達被置候

文化五年十二月二十日 小城家所持大筒調の事

一先達^ニ而長崎御仕組方^ニ此御方大筒両目付迄被相達候様、
相達有之候末、左之通御仕組方へ書出^ニ相成

仕寄大筒

一五拾匁

三挺

一三十匁

三挺

但此内三挺損シ

一弐拾匁

四挺

砲大筒

一百匁

壱挺

一六拾匁

弐挺

一三拾匁

五挺

一弐拾匁

四挺

但此内壱挺損シ

一五拾匁

壱挺

一三十三匁

壱挺

合弐拾四挺

已上

一長崎御仕組方^ニ西丸呼出^ニ而書付を以、左之通被仰付
候旨、相達有之候
今度、長崎表御手配方^ニ付、御非番持外四ヶ所御台場
固之義、御三家を始、各方御家來^ニ人數被差出^ニ二ヶ月
交代巡番被仰付儀^ニ付、去月中比^ニ若狭殿・豊前殿・七
左衛門殿家來受持出張被仰付置候條、向正月中旬^ニ御
家來人數左^ニ書載之通被指出置候様被仰付義候條、於
長崎場所、扱又宿陣場所等之義者御仕組役米倉權兵衛・
石橋寛右衛門江可被得差図候、右^ニ付、委細之義ハ追々
可相達候

辰十二月

足輕五拾人

鉄砲組頭弐人

文化六年（一八〇九）

右者牛津江筋持出

568 文化六年一月七日 本家より石火矢借用の事

以上

巳正月四日

長崎御仕組方

一長崎御仕組方より旧臘廿一日、西丸呼出二而此御方六貫
目石火矢台共御借被成度旨、左之通り相達有之候付、
此御方ニも右様之御筒一壳挺ならて無之候得共可被差出、
勿論当分之儀三而可有之候条、急ニ差返り候様、尤台之
儀者積御用立不申候間、筒計可被差出由、旁勘弁を以
宜敷御仕与方被申達候様、西丸申越三相成候、依之右
御筒尺付左之通、其筋差出被申候様、西丸迄被指越候

石火矢

一惣長サ四尺五寸
一藥持厚サ式寸四部
一細り厚壹寸三部

一右之通、御仕組方被相達候末、去ル四日左之通西丸呼
出二而相達有之

今度、御借り入相成候石火矢、左之通深堀被差越義
候条、御在所々々書載船場船積并弁利宜所迄持出
相成居、御石火矢方より請取之上、荷船其所ノ廻着
次第無遲滯船積可被相整候 尤筒之様子御石火矢方
より見分有之義候条、彼是右役筋一之相達次第無間
違様可被相整旨候

捨若殿

一玉目六貫目石火矢壳挺

569 文化六年一月十二日 深堀出張を命じる事

右之末、又々去ル五日、御仕与方より西丸呼出三而左之通被
申達候付 右六貫目御筒今日牛津御藏床迄永田小右衛門
持越候処、佐嘉役人請取として牛津罷越候付、御藏床ニ而
右役々江小右衛門より御筒相渡候付、佐嘉役人ヲ請取手
形指出被申候、右手形御出陣方江請取被置候也

御借用之石火矢明後七日請取として同所役々罷越候条、
明日中、牛津江筋近所持出相成居候様、可被相整候

一左之通被仰付之旨、御當役被相達候

御引連深堀

富岡將曹

御台場被差越

星野善兵衛

右者、旧冬長崎御仕組方より書付を以被相達置候付、
右之通被仰付候

570 文化六年一月十三日 副士より出陣願の事

一富岡將曹・星野善兵、衛深堀被差越候付、右兩人組副士
より左之通寄親筋迄相願候由被相達候

口達覚

此節御両人様組引三而深堀御出張被蒙候段奉承知候、

右二付而者兩組之内の壱人ツ、為銀方役被差越候由、

尤御本家様の組頭壱人・足輕式拾五人ツ、可被差越

旨、御達之趣二者候得共、此御方之儀者、我々壱人江

足輕五人充之組合三而万端差引虎口前之働兼而相極

り居候儀者新敷不能申上、此節与引二而御出張二付而

者、ケ様之砌社何も御下知二隨而相勵可申儀歟と奉存

候条、是非被召連度奉存候、数代御厚恩之末、我々

此節被相減候通共二而者、足輕中心服二も相拘り候、

直至極殘念奉存候間、前断之次第能々被御汲取御賢

察之御吟味被成下、副士中被召連候様、被仰啓可被

下候、尤當時節柄三而仕廻方、其外難相整儀者宜様被

仰付被下候様、品能被仰上可被下候、旁深重奉候、

以上

巳正月

富岡將曹殿

星野善兵衛殿

両組 副士中

小頭之内の壱人充ハ被指越義候、此旨小頭中江懇ニ可被相達候也

富岡將曹組小頭
荒木伝次兵衛

星野善兵衛与小頭
小副川祐右衛門

571 文化六年一月十五日 幕府より差扣御免の事

今度、富岡將曹・星野善兵衛被指副、深堀被差越、銀方掛り合被仰付候

一江戸の急町便を以、殿様御差扣御免被仰出候段、左之通申来候

(忠裕)

急町便を以致啓達候、御用番青山下野守様の被仰殿

候儀御座候間、御名代御壱人御同人様御宅江被差出

候様、今日四半時御達書御到来二付、為御名代御頼

御先手三浦和泉守様御出被成候処、御差扣御免被仰

出候旨、和泉守様江下野守様の御直ニ被仰達候由、和

泉守様の被仰達候、御互ニ恐悦奉存候、乍然肥州様

未御逼塞中之儀二付而者、向年始御仕成之儀、いつれ

之通ニ而可有之哉、上屋敷役々江内談有之候処、御本

末之御問柄と申、此御方御屋敷之儀、御本家御中屋

敷之唱ニ付而者、御松飾等者無之方可然由ニ付、其通

被相整義御座候、歲暮・年始御勸式等之儀も右准
被相整義御座候

一右御差扣御免被仰出候為御知、肥州様江此表二而以御使
者被仰上義二者候得共、於其御地も猶又為御知御使者
被指上候通可被相整候、且和泉守様・仙妙院殿初、其(直宣)
外江為御知も夫々宜被相整候、右旁之趣、為注進如是
御座候、恐々謹言

十二月廿八日

長崎 與

中尾次郎右衛門

閔与一兵衛殿

宮地勘兵衛殿

松田作兵衛殿

猶以、本文之次第、御手飛脚を以、御注進可被相整
之所、詰足輕御無人故、無拋以町便申越儀御座候、

以上

一左之通被仰付之旨、御當役被相達候

今度星野善兵衛

深堀被差越候、留守中

御猶方頭人被仰付候

牟田伊兵衛

足輕五拾人

小副川祐右衛門

將曹組小頭

荒木伝次兵衛

善兵衛与小頭

兩組

星野善兵衛

富岡將曹

一富岡將曹其外組引連、左之人數今日出立、深堀江被差
越候

572 文化六年一月十八日 富岡・星野深堀出立の事

一右注進之通三付、御差扣御免之為御知、肥州様江以御使
者被仰上候、西丸勤和泉守様・仙妙院殿、其外兼而為御
知合之御方々江為御知有之候様、西丸江申越二相成候

附役各相達

江戸詰被仰付候

足輕

野田新兵衛

文化六年一月二十三日 小城差扣免除だが本家逼塞中に付、牛津駅対応伺いの事、蓮池・鹿島も差扣免除お知らせの事

一殿様御差扣御免被仰出候處、肥州^(齊直)様御逼塞中之儀^ニ候得者、諸御大名・公儀御役人牛津通路之節、出役之人々

并夫丸体まで月代之義如何之御仕成^ニ而可有之哉之旨、二丸請役所御尋^ニ相成候處、右様之節ハ其時々出役人

并夫丸体迄致月代罷出候様有之候段、西丸^ヲ申来

一甲斐守^(直温)様・總吉^(清基)様・和泉守^(直宣)様去十二月廿八日、御差扣御免御座候段、為御知西丸迄兩聞番方^ヲ申来候由、西

丸^ヲ申来候

574 文化六年三月一日 異国人牛津通行の事

一但馬国仙石越^(久道)前守様御領内漂着之異国人拾三人長崎被差送候付、今日牛津通行^ニ付郡方其外役々出張、尤今度御慎中^ニ付諸大名・公儀役人通路之節、出役之人々并夫丸体迄致月代罷出候様、最前二丸^ヲ相達^ニ相成候得共、此節^者異国人付副役老人^ニ付岡役之人、其外夫丸体迄長髮之僕^ニ而罷出候様、且宿々見七部等迄明ケ候^ニ不相及旨、二丸より相達有之候付、其通被相整候也

一肥州様御逼塞、先月廿一日御免被仰出候旨、江戸^ヲ申来候付、殿様江從肥州様為御知被仰進候段、二丸請役所より西丸呼出^ニ而左之通相達有之候旨、昨夜申来

先月廿一日、御用番松平伊豆^(信明)守殿御宅江殿様御名代被召呼、御逼塞被成御免之旨被仰渡候段申来候、右為御知捨若様江被仰進候

一御逼塞御免之上^ニ而御手前^ヲ御差扣等二者不相及候由申来候

576 文化六年三月五日 本家請役所より長崎奉行からの達の事

一二丸請役所^ヲ左之通相達有之候付、山代郷代官本庄右兵衛、郡方御船手へ達^ニ相成候

長崎御奉行曲測甲斐守^(景露)殿^ヲ御用人を以、左之通被相達候段申来候条、御達之旨を相守、聊疎之儀等無之様、端々迄無洩懇可被相達旨、御當役御申候
一海上^ニ而唐船等見懸候ハ[、]縱令行違候共、遙^ニ間を隔罷通近寄問敷旨、前々被仰出有之候處、近比唐紅毛船等江近寄候船も有之趣相聞候、以来唐・紅毛船

ハ勿論、異国船者猶以見懸候半者、早速乘離レ近寄間
敷旨被申渡、万一心得違乗近付事有之候ハ、咎可
申付候、御領内浦々船持并漁師共ヘ急度可被申渡旨
候、以上

己三月二日

大塚文七郎
藤崎十兵衛
百武善左衛門

577

文化六年三月十八日 高島番の事

一当夏高島番、左之通被仰付之旨、御当役被相達候

高島番

小野在兵衛

一高島加番、左之通被仰付之旨、御当役被相達候

組引連高島固被仰付候

筒方役高島固被仰付候

水町半

土山七兵衛

綾部兵五郎

東島逸馬

飯田仁四郎

野村普藏

綾部兵五郎

(銀方兼ニ被仰付候
相談役達)

銀方役筒方副役兼ニメ
相談役達

前隈平兵衛
牟田口諸右衛門

578 文化六年三月二十五日 高島番の事

一左之通被仰付候

足輕目付ム

吉次藤右衛門
中林四郎左衛門与足輕
相原四兵衛与足輕
岡弥兵衛

579

文化六年三月二十六日 筒方役高島固交代の事

一東島逸馬儀、筒方役高島固被仰付置候處、病氣ニ付医
師手形を以御断申上候付被差免、右代左之通被仰付之
旨、御当役被相達候

筒方役高島固被仰付候

永田半藏

右同人与

二川清右衛門

一江戸ヲ急町便ニ而、御文箱今日到着、殿様御疱瘡被遊候
段、左之通申来候
態与以町便致啓達候、殿様当月四日朝より御発熱被成

580 文化六年三月二十六日 直堯疱瘡の事

御座候処、御点見被為在御疱瘡^ニ被為成候、御熱氣
も六日夜中^ニ段々御覺被成、御輕安御順痘^ニ被為見
候、御藥原口宗益差上申儀^ニ者候得共、宗益^ルも相願
候付、松平安芸守様御家中島養碭と申医師小兒家^ニ
而功者之由^ニ付、被召呼伺被仰付候通相整申候、御容
体書宗益より差出候を差越申候、此段為註進如是御
座候、恐々謹言

三月八日

村川佐一郎殿

南里權右衛門

猶以、本文之趣、昨七日出^ニ而上屋敷便を以も申越候
得共、猶又申越義御座候、以上

御容体書

当四日朝御飯後、俄嘔吐之御氣味被遊御座、両度^ニ

御食物少々充被遊御吐、其後御熱少々被差出候得共、

御氣体者余不被成御発候、夜^ニ入御熱段々被為強成、

御痘序と奉伺候得共、五日朝弥増之御熱^ニ付、紙燃^ニ

而相診候処、御面部^ニ三三點被遊御放苗、其外^ニも御

手足环江四五点も被遊御見候、日夜共御食氣無御座、
六日弥御熱烈敷、御精神不清讐言等も被為在候得共、
日夜四更頃^ニ漸御熱も被成御減、七日朝ハ得と被遊
御醒候、御食も段々御進、少々充被遊御用御痘点御
手足心^ニ被遊御見御出斎と被遊御見候、只今之通^ニ
御座候得者、別而御輕安御座候、荒々申上候

三月

原口宗益

一右之通申来候付、御容体書共^ニ桃千代様被達御聽候

一右之段、御親類・御家老方江申遣、且大組代中御呼出^ニ
而御家中江触達相成候
一御疱瘡為御輕安、早速岩藏寺・福智院^ニおひて御祈祷
修行被仰付候、料銀岩藏寺三枚、福智院式枚被差出候、
御祈祷御日取、左之通
御祈祷御日取

天山宮御本地供五夜五日所

廿六日 開白

朔日 結願

三月吉日 岩藏寺

御疱瘡輕安御武運長久御祈祷日取

一愛染明王修法 二夜三日

一開白 今廿七日

一結願 当廿九日

以上

三月廿七日 福智院

一御疱瘡被遊候段、肥州^(音直)様江為御知、於江府、以御使者被
仰上候得共、於御国元も為御知被仰上方^ニ者有之間敷
哉、御進物方迄聞合相成候処、於江戸相済候得者、御国
元^ニ者為御知被仰上^ニ者相及問敷由被申候付、此御方
ニ而者為御知無之候、備又和泉^(直宣)守様・山城殿・仙妙院殿、
其外兼而為御知合之御方々江右為御知有之

三月二十七日

一右之通申来候付、御容体書共^ニ桃千代様被達御聽候

一殿様御疱瘡被遊候御祝儀、御機嫌伺、御家中の御広間
御帳迄申上有之

一足輕篠原長右衛門、早速の江戸飛脚被仰付、其末者同
所詰^ニ被仰付候、尤今度殿様御疱瘡御祝儀飛脚として
也

581 文化六年三月二十七日 高島番の事

一藤島矢柄次男忠次郎を今度水町半高島被差越候付、同
人江隨身為致差越度之旨被相願候處、願之通被仰付候、
附役申達

奉願口上覓

今度水町半、高島江被差越候付、私次男忠次郎隨身
為仕差遣度奉願候、此段筋々宜被仰達可被下候、以

上

藤島矢柄

巳三月

嬉野外右衛門殿

池上藤十殿

一当夏高島番として左之人数今朝の出立

小野在兵衛

足輕目付

吉次藤右衛門

足輕

平野孫右衛門

岡弥兵衛

護御願文

一天山社江參籠之事

582 文化六年三月二十八日 直堯疱瘡の事

一殿様御疱瘡被遊候付、御祝儀為飛脚足輕篠原長右衛門、

明朝の被指立候、大里道中二日・中国路八日・東海道

七日限^ニ被遣候、此節各方始請役所詰中の御疱瘡御

祝儀御機嫌伺披露状被差越候

一御疱瘡御輕安御祈祷開白之御札、此節被差越候

一桃千代様の同断之御願文被進候

一御願文献上左之通、尤御肴一折充被相副被差上候様、
江戸頼越^ニ相成候

御願文

一天山社江祓千座并參籠之事

一山王社江心經千卷并百燈之事

一藥師尊江普門品百卷之事

大學殿

圖書殿

宮内殿

善左衛門

進之允

佐一郎

勇次郎

一国武社江神処之事

一祇園社江祓三百座之事

栗原弥太夫

五郎川徳兵衛与

辻清兵衛

松田作兵衛与

北島梅次郎

遠岳源右衛門与

古賀長右衛門与

藤島矢柄与

堤弥兵衛

重松与次右衛門
関与一兵衛
宮地勘兵衛
日出島源兵衛
松田作兵衛
牟田伊兵衛
嬉野卯右衛門
池上藤十
秀島八郎右衛門
岩松左五六

四月三日
一今日より高島固として左之通被指立候

水町半

土山七兵衛

綾部兵五郎

飯田仁四郎

永田半蔵

野村菅藏

前隈平兵衛

牟田口諸右衛門

足輕式拾五人

今泉右兵衛与

(秀島甚兵衛
武藤定助)

江副十右衛門与

(中山清右衛門)

藤山惣右衛門与

(勝田四郎)

584 文化六年四月七日 小城藩士、深堀より帰着の事
一富岡将曹・星野善兵衛、其外深堀より今日帰着有之

583 文化六年三月二十八日 高島番の事

一今度、水町半組引二而高島被差越候處、組足輕之内当病有之、神文医師手形を以御断申上候付、右之者共代り、左之通、脇組より被仰付被差越候

今泉右兵衛与

(秀島甚兵衛
武藤定助)

江副十右衛門与

(中山清右衛門)

藤山惣右衛門与

(勝田四郎)

一富岡将曹・星野善兵衛、其外深堀より今日帰着有之

文化六年四月七日 本家請役所より異国潜入津の際
の達

一二丸請役所る左之通相達有之候

異国船入津時分候間、御領内浦々如例年被入御念可
被仰付由、御奉行所より被相達候条、自然浦々為紛船
參候ハヽ、如仰付番船を付置、早速注進可被仕候、
以上

已四月七日

文化六年四月九日 直堯抱瘡の事

御當役達

番頭始
惣御家中
侍限

一御看代金子三百疋
一御樽代金子貳百疋

一御看代金子百疋
一御樽代金子百疋

大御目付
元相談役
後請役所
前旧記方
惣御目付
元相談役
後請役所
前旧記方
大御目付

四月十日

一殿様御抱瘡被遊御輕安付、御親類・御家老中、諸役
人・惣御家中より御祝儀、左之通手覺書を以、今日仕廻
之御文箱三而江戸被差越候

一御看代金子百疋
一御樽代金子貳百疋

言

三月十五日

村川佐一郎殿

西右近

大藏殿
図書殿
宮内殿
勇次郎
善左衛門
佐一郎
進之允

御筋

一殿様御抱瘡御順痘三而御酒湯相済候段、肥州様江為御知
於江戸上屋敷江御使者為被差出義二者候得共、於御國元
も為御知被仰上方二而有之間敷哉、尚又御進物方迄被
得御内談、御都合能取計相成候様、注進申来候付而、御

進物方内談有之候処、右為御知之義いまた上屋敷の彼役筋懸合不來候条、為御知被仰上方可然由、儲又御疱瘡ニ付肥州様より御願文并鮮鯛一折ニ於江府御使者を以被進候、右御礼之儀、於江戸御使者被差出候得共、尚又於御国元も二丸へ以御使者被仰上方ニ而者有之間敷哉、是又御進物方内談有之候処被仰上方可然旨差図有

之候付、右為御知、且御礼御使者共、西丸勤ニ而二丸被差出候

一右御酒湯被為済候段、(直宣)和泉守様・仙妙院殿、其外兼而為御知合之御方々江より御知有之

一御疱瘡為御輕安、桃千代様初御親類・御家老中より御願文被差上上方三而可有之付、於江戸御願被相掛候願文被差上候通、西右近殿取計ニ而左之通圓成院おいて御願被相掛、御願文上り候通被相整候末、御酒湯被為済、右御願成就之義八、於御国許御修行ニ相成、御札等便宜を以被差上候様、右御疱瘡之儀、江戸より之注進御国到着之義者、御酒湯後ニも可相成ニ付、右之通御取計ニ相成候段、注進申来

御願文覚

一天山社江仁王般若經全部

一祇園社江三色放生之事

一金毘羅社江十五座之祓

右者、桃千代様より右御願候成就ハ於江戸相済御札守二御看被相副被進候通、取計ニ相成候旨申来候

御願文

一天山社江五十座之祓

一山王社江三色放生之事

一太宰府天満宮江御代參之事
右者

大藏殿

太学殿

圖書殿

宮内殿

一祇園社江仁王般若經三部

一金毘羅社江三色放生之事

一天山社江御代參之事

右者

水町勇次郎殿

園田善左衛門殿

野口進之允殿

村川佐一郎殿

四月十六日

一江戸より之文箱、二丸便ニ而昨夜到着殿様御疱瘡弥御順痘ニ而、三月十五日、御酒湯被為懸、

同廿一日、壹番御湯、同廿三日、弐番御湯被為召、御

別条之義無御座、御機嫌能御肥立被遊、最早御平生之通被成御座候段申来候、右之趣、則桃千代様江申上

相成、御親類方・御家老中へも御掛合有之

一右之趣、肥州様江より御知被仰上方ニ而ハ有之間敷哉、御酒湯被御知之分ニ而可然哉、御進物方申談、宜被相整候

様江戸より申来候、且又和泉守様・仙妙院殿江よりも格別之

御間柄三候条、右為御知被仰進候通、被相整候様、旁西

丸申越三相成候

一前断之趣、肥州様江為御知之義、御進物方迄西丸より内
談有之候処、最前御酒湯之為御知之分^{二而}可然旨被申
候付、此節之為御知無之候也

家続被仰付被下度奉願候、此段宜被仰上可被下候、
以上

巳三月

犬塚市右衛門門

齋藤玄忠

馬場大丞

587

文化六年四月十七日 山田玄寿蓮池帰るに付、山田家は良三相続の事

一山田玄寿蓮池実方之兄津田宗益相果候処、親宗順極老

^{二而}而家業難相立、殊に蓮池當時医師手少ク御用も差支

旁^二付、玄寿被差戻被下度、彼御家老中より被相願候^二付、

山田家続之儀、宗順三男良三江被仰付被下度、左之通

一類中より相願被置候処、願通玄寿儀者実家被差戻候旨、

御暇相済山田家続之儀者右良三江被仰付候間、早速^二付、

山田家江引越候通、相整被申候様、其上^{二而}本人江者御

印之御書付を以家続被仰渡筈^二候間、旁被得其意候様、

一類馬場大允・犬塚市右衛門御呼出^{二而}、相談役宮地勘

兵衛より被申達候

願書付

我々一類山田玄寿儀、実方之兄津田宗益去々秋相果
申候処、親宗順義、極老^{二而}家業難相立、殊蓮池當時
医師手少ク御用も差支候義有之旁^二付、玄寿被差戻
被下度旨、彼御家老より被相願候付、其通被仰付候由、
就而者山田家続之儀、宗順三男良三廿五才相成候を

588

文化六年四月二十二日 直堯泡瘡一件の事

一段様御疱瘡御酒湯被為濟候、御歎左之御方々より西丸迄
以使者被申上候、右御挨拶御承知之日積を以被差出筈
也

山城殿

直章

仙妙院殿

茂庭

鍋越後殿

茂庭

多長門殿

茂庭

鍋島主水殿

茂親

諫豊前殿

茂庭

四月二十五日

一段様御疱瘡御輕安被為濟候御祝^二付、桃千代様江左之
通被進候旨、頃日江戸より申来居候付、今日被進候御

使付役勤

一御肴一折

塩鰯式
一御樽一
式升入

一右同断^二付、御親類御家老中并請役所詰中・御部屋詰
男女中江左之通被為拝領候

御酒 吸物鯛式連
にしめ物

取肴

右同

御部屋二而拝領

御酒
にしめ物 取肴

酒三升
にしめ一段

渡切

四月二十六日

一 鉄砲師為御輕安、御親類・御家老中、請役所詰中、御願被相掛置候を、今日御願御成就有之

請役所詰中
旧記方迄
御部屋詰
男女中侍限

賀千代殿

文化六年五月九日 高島番交代願いの事

一 足輕堤安兵衛今日より高島被指越候、当便二而野村弥七
兵衛の左之通り相願候處、其通被仰付候旨、伴菅藏へ
被相達候様、水町半迄懸合越ニ相成候也

願書付

私儀、病氣段々差暮只今之姿ニハ快氣之程も難計
奉存候、右ニ付而者、先達而も御願仕置候通、伴菅藏へ
儀、何卒御引替罷帰候様被仰付被下度奉願候、以上
已五月

野村弥七兵衛

嬉野外右衛門殿

池上藤十殿

文化六年五月十一日 長崎仕組方より仰渡しの事

一二丸ノ長崎御仕組被仰渡ニ付、園田善左衛門殿御城御
出候様御仕組方ニ御同人江手紙を以申来候處、御不快
ニ付、水町勇次郎殿御出有之

589 文化六年四月二十六日 鉄砲師を召し抱えの事

一 鉄砲師平右衛門へ左之通被仰付候、御當役被相達候
無足ニ而一代職人
徒士ニ被召成候

横田平右衛門

590 文化六年四月二十七日 直堯疱瘡の事

一 江戸大坂江之文箱今日仕廻以町便被差越候、小倉迄飛
脚足輕古賀貞兵衛
右便ニ而、殿様御疱瘡御本湯被為召候御祝儀披露狀

文化六年五月十四日 長崎仕組方より仰せ渡しの事

若狭殿
(久保田付田、政恒)

豊前殿

長門
(多久、茂郷)

越後

足軽五十人充
 鉄砲組頭式人充

一長崎御仕組方より當御非番中、長崎四ヶ所御台場請持、
 左之通相達有之

當御非番中長崎四ヶ所御台場請持

高鉢

(直章)
山城殿

白崎

(茂郷)
主水

長刀岩

(茂郷)
七左衛門

陰ノ尾

(庚辰)

右之通候処、當時之御模様ニ付、兼而人数も彼地相詰

候半而不叶次第ニ移合候、乍然永々之處連続致兼可

申と之御内慮も有之候付、当一順御仕組を以、左ニ

書載之通、日數六十日交代巡番ニメ深堀被差越置義

候条、於彼地者、長崎御仕組役江釣合諸事共可被得指

圖候、但、御台場(江)も番頭被指出置義候条、右之

人々々も差引可有之義ニ候

甲斐守殿

(直温)

山城守殿

(直章)

総吉殿

(直邦)

家来

足軽廿五人充

鉄砲組頭壹人充

右者、高鉢・白崎御台場請持候様、尤一詰之人數組頭
 四人、足輕百人之高ニメ、一ヶ所ニ付組頭兩人・足輕

総吉殿

(白石直章)

山城殿

(須古茂臣)

安房殿

(鍋島茂臣)

主水

(茂郷)

弥平左衛門

(敬文)

匡

(太田茂卿)

弾右衛門

(茂卿)

家来

足軽廿五人充

鉄砲組頭壹人充

右者當三月末より出張相除居候

五拾人之辻ニ相詰、出張可有之候事

附地行島固請持之各方、右島詰と御台場固一時ニ

相当候節者、混雜難渉之義も可有之故、自然右様折重差支之次第も候半々、向々申談被繰替候体之

義ハ勝手次第たるへき事

一御台場之儀、兼而請持無之、各方巡番中自然異変之義有之おゐてハ、註進之上、早速當年請持之筋ムカシ人數差出、巡番之面々へ交代可有之事

一長刀岩請持主水家來出張迄之処者、陰ノ尾固七左衛門家來之内ムカシ引分、其場替時請持候様之事

一主水家來之義者、長刀岩請持候得共、前断之通、七左衛門家來る其場替時請持有之義ムカシ付而者、平生之處ハ高鉢・白崎巡番の方へ相加候様、尤右巡番内、自然異変之義於有之者、右両所請持之筋ムカシ人數出張之上、直三交代、長刀岩固人數ニ相加候様之事

右之通被仰付義候条、可被得其意候、以上

已五月十日

長崎御仕組方

594

文化六年五月二十一日 砲術稽古の事

一今朝五ツ時揃ムカシ而、於榮照庵射場、富岡三太夫砲術門弟御内試有之候付、各方始、請役所詰中出席有之

五月二十四日

一今日四ツ時揃ムカシ而、於北浦村堤土井より古八天ニ向キ東島逸馬砲術門弟中御内試有之候付、各方始請役所詰中

出席有之

五月二十六日

一二丸請役所ムカシ左之通相達有之候付、御家中郡方端々迄

触達相成候

御家中砲術稽古之義、兼而被相定置候場所有之候処、近頃小路内、其外所々江筒音相聞、以之外之義ムカシ候、惣而品柄之取扱ムカシ而、出火体ムカシ相及候義も難計、至而不容易儀ムカシ候條、以來決而右体之義相止メ、心得違之者無之様、頭々者不及申、隣单よりも立入嚴密心遣有之候様、自然相背候者於有之ハ、屹度其筋被及御穿鑿、其者ハ勿論、頭々其外をも御咎当被仰付義候條、聊猥之義無之候様、筋々懇ムカシ可被相達候、以上

已五月

犬塚文七郎

藤崎十兵衛

百武善左衛門

文化六年五月二十八日 備立方より宿見分の事

一御備立方ムカシ左之通達書を以相達有之候段、西丸ムカシ申来候付、郡方筋御手當相成ル

今般、御備立方就御用、石井源太夫・福地平蔵義、明後晦日佐嘉出立、成瀬通長崎被差越義候、右之節、左之宿々自然長崎御出馬之節之ため御休泊、刄又御領中下宿其外兼而被仰付置義候、且又長崎御仕組方々被相達置候宿々用意物之義も右之席見分被仰付義

候条、源太夫其外參着次第、其懸りく郡方并別当。

庄屋共早速旅宿へ釣合御用之趣致承知候様、筋々可

被相達候

牛津 小田 成瀬

塩田 浜 多良

湯江 謙早 矢上

巳五月廿八日 御備立方

文化六年六月三日 高島番に付、樺山市五郎雇の事

一樺山市五郎御雇之義、御問合之末、鍋島七(茂辰)左衛門殿用
人ら左之通西丸迄申來

以手紙得御意候、先達而被仰聞置候高島罷在候市五

郎と申者、彼島御巡當之砌、御打追被相雇目鐘方被

相部度由御相談之趣在所申越置候処、於此方指支候

義無御座候条、御巡當之節、目鐘方ハ勿論、其外御

非番中、自然異変之節も御用次第被相雇候様、尤御

雇中者無疎勤番御用弁仕候様、猶又此方らも申付義

ニ御座候、此段爲御懸合如是御座候、以上

六月二日 横尾旧右衛門様

田代伝左衛門

相浦三兵衛

砲術稽古被仰付候、尤當正月ら高島被

差越候義も可有之候間、其心得二而古等有之候様、旁相達ニ成ル

文化六年六月二十二日 高島へ差し越す事

一野村菅藏義、高島より内々宿元罷帰居候処、亦々今日
より同島被差越候

一足輕堤安兵衛義、高島詰として罷越居候処、御藏究前
代官筋御用有之、一先罷候半而不相済ニ付、代官筋より
依願安兵衛代無足足輕轟木太兵衛倅吉十今日より高島被
差越候

六月二十八日

一高島詰足輕岡弥兵、衛賄銀、其外爲受取罷越居候処、今
日より被指立候

文化六年七月十八日 砲術稽古を命じる事

一今日、左之通被仰付候段、相談役被相達候

秀島利左衛門

下川正人

高木七太夫

溝口常次郎

江口蔀

砲術稽古被仰付候、尤當正月ら高島被

差越候義も可有之候間、其心得二而古等有之候様、旁相達ニ成ル

文化六年七月十九日 山内郷疫病流行に付北島養伯へ施薬を命じる事

一 北島養伯義、山内郷疫病流行ニ付御施薬被仰付、今日
より山内郷被差越候、

600 文化六年七月二十日 老母病に付、高島番交代願の事

一 高島詰足輕水町半組吉次二五兵衛より老母病氣ニ付為
孝養一先罷帰度候間、御引替被下度旨相願候、尤願之
通被仰付於被下ハ、右代同組野田儀左衛門差越度旨一
類共々も相願候付、其通被仰付今朝より被差立候

601 文化六年七月二十七日 北島養伯帰る事

一 北島養伯為施薬山内郷罷越居候処、今昼罷帰候

602 文化六年八月十五日 高島番に付、砲術稽古を命じる事

一 左之通被仰付候

石動龍二郎

今度、砲術稽古被仰付候、尤当十月より高島被差越候

辰八月 嬉野外右衛門殿 池上藤十殿 北島養伯

義も可有之候間、其心得ニ而差寄セ稽古有之候様、相談役達也

603 文化六年八月二十日 北島忠順医学稽古の為遊學願の事

一 北島養伯より俸忠順京学差登セ度御暇願并兵糧之義、左之通被相願候処、願之通向三ヶ年之御暇相濟候、尤兵糧方之義ハ追而可被相達旨旁付役より申達

奉願口上覺

私悴忠順義、為医学稽古京都差登セ度奉存候条、當年より向三ヶ年之間、御暇被為拝領度奉願候、尤右願通被仰付於被下者、稽古中於同所募カ孤兵糧被指出被下度奉願候、誠ニ以、當時之御半甚奉念入候得共、何分自力ニ而不任所存候ニ付、無是非奉願候間、何卒願通被仰付候様、深重奉願候、於然者御蔭三家業相続為仕度難有奉存候、彼是之趣、筋々宜被仰達可被下候、已上

604

文化六年九月十四日 請役所より長崎警備嚴重にす
べき旨命じられる

向五ヶ年限ニ乞出ニ相成候や、右ニ付、忠順今日より出立
上京有之

607 文化六年十月十一日 高島番の事

一二丸請役所より左之通相達有之候段、西丸より申来候
異國船帰帆時分ニ候間、御領内浦々如例年被入御念
可被仰付由、御奉行所より被相達候条、自然浦々為紛
船等參候ハ、如仰付番船を付置、早速注進可被仕候、
以上

巳九月十四日

請役所

一左之人々高島固筒方役被仰付、同所罷越相勤被罷在候
処、此節親々より願詰続被仰付候、此段銘々江相談役
中より申越ニ相成候

綾部兵五郎
永田半藏
飯田仁四郎

605 文化六年九月二十一日 高島番を命じる事

一役方左之通被仰付之旨、御当役被相達候
(前略)

高島番
筒方役高島固
下川正人
江口部

608 文化六年十一月十九日 長崎御仕組方より加番の内
引き払い人数を命じられる事

右之趣、親々江者請役所より相達
十月十八日
一小野在兵衛、高島番交代相済今日帰着

一長崎御仕組方より高島加番人数之内、組頭壱人・足輕拾
五人一先引払相成候様、且又御台場順番請持之義も左
之通相達有之

一北島養伯より忠順為医学稽古京都差登七度、先達而被
相願候処、願通被仰付、兵糧方之儀も相願被置候処、
稽古中壹ヶ月ニ金三歩充被差出候通願相済候、尤御暇
之義者當已年より向三ヶ年相済候得共、御切手者當年より

去冬以来、深堀御手配ニ付而、伊王島・高島・沖ノ島・
神ノ島江諸家來より組頭、其外加番人数被差出置候処、
最早冬深ニ相成、阿蘭陀船も帆影見隱候付、筒方平
士七人・足輕拾人ツ、打追之通加番罷在、組頭壱人・

606 文化六年十月五日 北島忠順京都へ遊学の事

606

足輕十五人充者一先ツ引払候様

一高鉢・白崎御台場江守衛として諸家來順番受持にして、壱ヶ所ニ組頭兩人・足輕五拾人充被差出置候得とも、前條之次第二付、皆以一先ツ引払候様

右之通被仰付義候条、可被其意候、以上

巳十一月

長崎御仕組方

足輕十五人

一右之通申来候付、水町半交代として五郎川徳兵衛組引連、高島被差越候通被仰付置候処、右之次第二付岀立被差延候、足輕之儀者同人与々拾人追々被差立候段、御達ニ相成候

一高島出番水町半々左之通注進申来

古賀貞兵衛帰便ニ而致啓達候、然者今日御仕組方より則刻御用ニ付、野村菅藏被罷出候処、藤瀬定見被申達候者、私其外組足輕拾五人、來ル十九日より被指立候段、別紙書付写之通御座候付而者、陸旅行仕筈於此方吟味仕候、尤路銀立聞等之儀者、綾部兵五郎折角心配有之儀御座候、兎角其御地參着之上、彼是御帰可仕候、先以此旨為御掛合如是御座候、以上

十一月十六日

水町半

嬉野卯右衛門殿

池上藤十殿

御非番御仕与ニ付、御台場其外島々為守衛出張仰付置候人數之内、今度左三書載之通致半減義ニ候条、日割前早々引払相成候様勿論、此節引払之義、成丈不目立様と之御趣意ニ付、長崎市中不罷

通、其所々より直ニ蚊燒村場陸夫より為石村罷越、同所より諫早江浦へ渡海有之候様、且前断之次ニ付而ハ、於長崎市中下輩之者共多人数調物等ニ不罷

越通、懇可被相達候、此段可相達旨候、以上

高島

組頭壱人

足輕十五人

609 文化六年十一月二十四日 水町半・足輕・高島番より歸着の事

一水町半高島より今晚歸着、備又詰足輕之内、拾五人致帰着筈之處、不快之者多右足輕之内五人致帰着候

610 文化六年十一月二十六日 高島筒方役出立の事

一高島筒方役、其外左之人數今朝被指立候

下川正人
江口部
足輕拾人

611 文化六年十一月五日 高島番の事

一為高島固罷越居候左之人數、今日帰着

土山七兵衛 野村菅藏 足輕拾人

十二月十三日

一左之通被仰付候旨、御當役被相達候

長崎表異船着岸之節

高島、其外固メ早速立
被仰付候

五郎川徳兵衛

足輕

小池庄造

下目付
右者付役より相達

文化七年（一八一〇）

612 文化七年一月十七日 オランダ人牛津止宿の事

一江戸參上之阿蘭陀人、今夜牛津止宿ニ付、跡方之通、郡
方・元々其外役々出張有之

613 文化七年二月二十日 砲術内試の事

一東島逸馬砲術門弟中、今日五ツ時より浜御茶屋内土井より
放出御内試被相整候、各方始、請役所詰中出席有之、
弁当一通御台所仕出シ而相整ル、右門弟中、差而出精
付、御酒拝領後れニ相成居、此節左之通被為拝領

615 文化七年二月晦日 小城にて砲術内試の事

一村山助右衛門・倉本卯十砲術、於北浦堤土井御内試有
之候付、各方始請役所詰中出席有之、弁当一通御台所

一酒 三升
一中塩鯛 武枚

614 文化七年二月二十五日 佐賀にて砲術内試の事

一東島逸馬砲術門弟中、長崎御仕組方より内試有之候条、
被差出候様相達有之ニ付、左之人數佐賀被罷越候

藤山三郎兵衛

江副兵部左衛門
藤山沢左衛門

石丸 全

徳見忠吉

今泉英八郎

秀島利左衛門

犬塚種二郎

田代進士郎

御徒士

小原啓助

足軽

野田作兵衛

野口忠兵衛

右同

仕出

一右砲術三付、勘右衛門其外へ左之通被為持領候

勘右衛門弟子

馬渡寛四郎

村山勘右衛門

倉本卯十

嬉野卯右衛門殿
池上藤十殿

小林四郎左衛門連印

三月六日

一村田順哲出奔一件、昨日一類ら被相達候付、御上御難題奉懸、其上一類不取計之義有之候訳を以奉痛、左之人々遠慮御届有之

遠慮

(中林四郎左衛門
下村八郎右衛門)

三月十八日

一村田順哲致欠落付、一類下村八郎右衛門・中林四郎左衛門より左之通被相達候付、年行司筋へ右達書被差出候

口達書

我々一類村田順哲義、外科為稽古長崎表罷越居候處、去秋頃より相煩罷在候得共、御切手年限相満候付、乍病中押而去暮罷帰候、惣而病体之義、最初熟氣之症ニ而漸々快方ニ者相成居候得共、其後甚不都合之義而已有之候所、正月廿九日不計宿許立出不罷帰付、早速方々探捉仕候得共、行衛不相知、前断之末ニ候得者、乱氣共ニ而出奔為仕義ニ而者無之哉、猶又手を分相尋候得共見當り不申候、就而ハ最早出奔為仕義と奉存候、此段御達仕候、以上

午三月

下村八郎右衛門

616

文化七年三月四日

村田順哲出奔一件の事

一酒 弐升
一中塩鯛 壱枚

三月十八日

一中林四郎左衛門・下村八郎右衛門遠慮今日御免被成候當一通御台所罷出也

617 文化七年三月二十一日 砲術内試の事

一今日九ツ時始ニ而、富岡三太夫門弟砲術、於北浦堤土井御内試被相整候付、各方始請役所詰中主席有之、弁當一通御台所罷出也

618 文化七年三月二十二日 鉄砲組内試の事

一今朝五ツ時始ニ而、鉄砲組頭左之人數組々於浜御茶屋、御備立順ニ而組的御内試被相整候付、各方始請役所詰中御出席有之、弁當一通者自分ノ用意有之

一之先

(今泉左兵衛

文化七年三月二十五日 村田順哲出奔に付、年行司
より親類書の提出を命じられる事

一 村田順哲致欠落候段、一類中より達書差出候末、年行
司より一類付、且又一類之内より御領中探促人柄相極願出
候様、左之通相達有之

(直斐)
捨若殿家来

村田順哲

給人男女六百廿九人

一合男女八百八十八人

(男五百廿武人
女三百六拾六人)

小城郡桜岡

一右之通（宗門人別改提出）相達有之付、西丸懸合之末、中原文太江問合相成候処、七ヶ年已前ニ左之通宗門方江被差出候扣有之付、此節も右之畢竟ニ而書付仕立宗門方被差出候様、西丸江申越ニ相成候、右者御館下計之人數付ニ候、郷町之義者郡方より被差出義ニ候得共、今日迄二被差出通ニ者不間合ニ付、日延願等有之筈也

江添十右衛門
(松崎五郎兵衛
木下内蔵之進
水町半)

御旗本
(大筒
御左
大筒
御右
大筒)

前田形左衛門

馬場大丞

以上
午三月廿三日
年行司

文化七年三月二十八日 人別改め提出の事

右之人、当正月廿九日不計宿許立出候末不罷帰候付、一類共手を分方々致探捉候得共、行衛相知不申、最早出奔為仕義ニ而可有之段相達候趣、筋々御聞届相成候処、出奔手数被仰付候、依之一類附御用有之候条、不依男女・親・妻子・兄弟・二從弟・生子ニ至迄、歲付・名付・居所付、養実之分委細致書載差出候様、且又一類之内より御領中探捉人柄相極、來ル廿九日迄之内、旁一同ニ役筋願出候様、其筋懇ニ可被相達候、

手男 三拾人

(男百廿壹人
女武拾三人)

召仕男女百四拾四人

医師男女三拾四人

(男十七人
女十七人)

出家壱人

(男三拾五人
女拾五人)

家来男女五拾人

(男三拾八人
女三百拾八人)

内

御旗本
(大筒
御左
大筒
御右
大筒)

一右之通（宗門人別改提出）相達有之付、西丸懸合之末、中原文太江問合相成候処、七ヶ年已前ニ左之通宗門方江被差出候扣有之付、此節も右之畢竟ニ而書付仕立宗門方被差出候様、西丸江申越ニ相成候、右者御館下計之人數付ニ候、郷町之義者郡方より被差出義ニ候得共、今日迄二被差出通ニ者不間合ニ付、日延願等有之筈也

江戸詰

一男女百拾四人

内

給人男女六拾人

医師壱人

手男

召仕

(男百八人
女六人)

(男五拾四人
女六人)

式拾八人
式拾五人

京大坂詰

一男女九人

内

給人三人

京都詰

御城下西丸詰
一男女三拾四人
内
召仕五人

給人男女式拾六人

手男五人

召仕男女三人

(男八人
女壱人)

(男九人
女拾五人)

男拾九人
女拾五人

男拾九人
女十四人

男式人
女壱人

右之通、七ヶ年ニ壱度ツ、宗門方へ差出候

文化七年三月二十八日 鉄砲組内試の事

一今朝五ツ時始ニ而、鉄砲組左之人數組々於浜御茶屋、御備立順ニ而組的御内試被相整候ニ付、各方始、請役所詰中御出席有之、弁当一通者自分ノム用意有之候

二之先

(藤山宗右衛門
星野善兵衛
右同人)

御旗本

(藤島矢柄
五郎川徳兵衛
遠岳源右衛門)

右同

殿備

622 文化七年四月一日 村田順哲探索の事

一村田順哲一類付、且御領中探捉人柄願出候様、年行司
ム相達之末、一類中林四郎左衛門其外ム左之通願出ニ
付、右役筋被差出候

願書附

村田順哲致出奔候付、御領中探捉人柄願出候様被仰
達奉承知候、右探捉之義、左ニ書載之者順哲伯母聾ニ
付、此者江被仰付被下度奉願候、已上

下村八郎右衛門被官

(年五十三歳)

居所上町

午三月

横尾清兵衛

中林四郎左衛門印

嬉野卯右衛門殿
池上藤十殿

堅紙仕立

一類附

年五十式歳

侍

村田順哲父親

隱居

村田順榮

右同人母親

同女房

右同人妹

同娘すゑ

居所右同

年十四歳

居所右同

年五十式歳

居所右同

年五十壹歳

居所右同

年十四歳

居所右同

年五十式歳

居所新小路

年三拾式歳

居所右同

年四五十五歳

居所上町

右同人従弟

物頭

右同人従弟

□

物頭

下村八郎右衛門

此女村田順哲

女房

中林四郎左衛門

被仰付

番船

付置

早速

注進

可被

仕候

以上

ハ、如仰付

番船

を付

置

早速

注進

可被

仕候

以上

午四月八日

御

當役達

於長崎去已年七番八番九番拾番當千年壹番式番番船

都合六艘近々出帆御申付候條

御領内浦々諸事先格之

通被仰付候様

午四月八日

以上

長崎表御手配二付

深堀其外被差越候人々絹服着用有

之哉二相聞候、惣而長崎其外他用被差越候人々衣服之義、

連印

四月五日

右之通、一類相違無御座候、以上

午三月

中林四郎左衛門連印

下村八郎右衛門連印

623 文化七年四月十日 異国船入津時対応の事

異國船入津之時分候間、御領内浦々如例年被入御念可
被仰付由御奉行所ら被相達候條、自然浦々為紛船參候
ハ、如仰付番船を付置、早速注進可被仕候、以上
午四月八日
御當役達

村田順哲
捨若殿家來

年行司

一村田順哲致欠落候付、御領中探捉之義、一類横尾清兵
衛江被仰付候段、左之通年行司ら相達有之候
直義
右之人致欠落候付、御領中探捉之段、一類横尾清兵
衛へ被仰付被下度旨、如願被仰付義候條、来ル十一
日乃至致出立、日數三拾日限を以、御領中端々迄無洩
相廻り尋當候ハ、可連帰、自然不尋當節者廻り向
所々手印を取、右日限中聊無遲滯相納候様、其筋
懇可被相達候、以上

午四月五日

一村田順哲致欠落候付、御領中探捉之義、一類横尾清兵
衛江被仰付候段、左之通年行司ら相達有之候

先年以来、毎々被相達置候旨も有之候処、心得違甚不宜儀候条、以来聊猥之義等無之様、筋々懇可被相達之旨、御当役御申候、以上

午四月

大塚文七郎

藤崎十兵衛

百武善左衛門

624 文化七年四月二十七日 役方精勤に付、加増の事

一 何れも役方數年精勤ニ付、左之通被仰付候

(前略)

御匙數年堅固相勤

川久保順庵

候ニ付御加米三石被為拝領

右者御当役御達

長崎表異変之節

組引連早速立

富岡將曹

高島固被仰付候

右者御当役達

625 文化七年四月二十八日 紅毛人牛津休の事

一下向之紅毛人、今日牛津休三而、郡方其外役々出張有之、右ニ付、副之給使上下格兩人江御使者を以、梅干一曲ツ、被差送候、百五十人御使者吉本彈助勤之、尤是迄右之御仕成不有來候得共、今般佐嘉る左之通相達有之

四月

一大渡野御番所早田市兵衛ら壹紙

四月廿二日

一大庄屋古賀与次兵衛ら壹紙

四月廿六日

一皿山代官所ら壹紙

四月

一塩田郷大庄屋村田九右衛門ら之壹紙

四月廿六日

一豆津御番所赤司貞右衛門ら壹紙

四月

626 文化七年五月十一日 村田順哲探捉手形の事

一 先達而致欠落候村田順哲御國中探捉手形一類中ら指出申候付、則西丸江差越候

村田順哲御領中探捉手形

午五月朔日

一上佐賀代官所ら壹紙

四月

一大渡野御番所早田市兵衛ら壹紙

四月廿二日

一大庄屋古賀与次兵衛ら壹紙

四月廿六日

一皿山代官所ら壹紙

永済義兵衛
其外

候付、此節ら以來御使者被差出候也
江戸參上之紅毛人付副警固檢使之義、上下格之人勤有之候条、下向帰府共、賄之義以來御普請役同様取扱候様、訛々懇可被相達候、以上
午四月廿五日
永済義兵衛
其外

一 柳鶴御番所 小川慶四郎 ろ 壱紙	四月廿二日
一 有田御番所 石井文蔵 ろ 壱紙	一千栗御番所 江島勘兵衛 ろ 壱紙
一 石塚御番所 村崎重右衛門 ろ 壱紙	四月廿六日
一 神六御番所 岡部藤内 ろ 壱紙	四月十八日
一 矢上御番所 石橋百助 ろ 壱紙	四月十九日
一 唐 秀島忠兵衛 ろ 壱紙	四月廿五日
一 市武代官所 より 壱紙	四月十八日
一 池峰御番所 百武正太夫 ろ 壱紙	五月
一 佐嘉江御番所 石井貢 ろ 壱紙	四月
一 三瀬御番所 坂本菴太夫 ろ 壱紙	五月
一 大庄屋山口 文蔵 ろ 壱紙	四月
一 大庄屋犬山 新吾 ろ 壱紙	四月
一 今津御番所 荒木勘左衛門 ろ 壱紙	四月
一 市場御番所 高木半九郎 ろ 壱紙	四月
一 楠久御番所 村岡五郎 三郎 ろ 壱紙	四月廿一日
一 小侍御番所 西岡莊右衛門 ろ 壱紙	四月
一 椎場御番所 一番ヶ瀬千次郎 ろ 壱紙	四月

宜被仰達可被下候、已上

下村八郎右衛門ヒ官

横尾清兵衛

五月
下村八郎右衛門

午五月
中林四郎左衛門連印

- 一大庄屋中原吉右衛門より壹紙
五月十日
一大串御番所大島彦次郎より壹紙

- 五月
一無津呂御番所右近孫次郎より壹紙
四月
一早津江御番所村勝屋兵作より壹紙

- 一深浦御番所今泉左兵衛より壹紙

627

文化七年五月十九日 高島番交代の事

一高島番土井次郎左衛門、同所加番永田半蔵・下川正人、
飯田仁四郎・江口部其外足輕迄無別条交代相整、昨夕
帰着有之、尤綾部兵五郎・牟田口諸右衛門義者銀方二付、
深堀役所不相分義有之候付、長崎へ一両日相滞被申候
由也

628

文化七年五月二十二日 村田順哲探索人柄願の事

一村田順哲隣国探捉人柄願、左之通願出候付、西丸差越
ス

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候
覺

我々一類村田順哲儀、致出奔候ニ付、隣国探捉被仰
付、人柄之義、来ル廿三日迄之内願出候様奉承知候、
右探捉方、左ニ書載之者江被仰付被下度奉願候、此段

629 文化七年五月二十三日 高島番の事

一高島加番之内、綾部兵五郎・牟田口諸右衛門御用三付、
長崎相滞居候末、今日帰着

五月二十九日

一高島櫻山市五郎、此節御当地罷越候付、鳥目式又
為押領候、右達小松ノ間東通之間江引付置、小松之間
次間より付役嬉野外右衛門より申達、初二桜岡罷出候ニ付、
高島勤參候足輕小池外七案内ニ而、役所台所東之玄関
より廊下板之間より差廻シ引付候也

630 文化七年六月一日 高島番を命じる事

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候
土山七兵衛
江頭治右衛門
綾部兵五郎

飯田仁四郎

右者長崎表異船渡來之節、高島守衛として早速立筒方役被仰付候

一左之通被仰付之旨、相談役被相達候

大島寛右衛門

市川忠次

右者長崎表異船渡來之節、高島守衛として人数被差越候、其節早速立銀方役被仰付候

631 文化七年六月二日 黒田長韶牛津止宿の事

一黒田甲斐守様長崎御越、今夜牛津御泊付、郡方、其外役々同所出張有之、御進物方御使者無之

但当年長崎御番所御非番者候得共、御石火矢台場

守衛之人數も差出被置候付、長崎御奉行御伺之上、

為御見廻松平備前守為御名代長崎右差越候段、先達而筑前御家老中より此御方御家老中へ御案内之書狀

到来

632 文化七年六月十三日 山本平蔵に連座した妻の容体書の事

一山本与次兵衛願一件、左之通

口上覺

山本与次兵衛倅平蔵女房先達而難産之末、爰切養生仕候得共、一体血之道而、氣体相勝不申、至昨今八服薬食事等も甚進兼候、快氣之程も不定之体ニ御座候、此段相違無御座候、以上

宮崎玄立判

午六月

私倅平蔵致欠落候付、平蔵女房江代籠舎被仰付、座籠飾相整候様、被相達奉畏候、早速座籠飾可仕之処、先達而右毎度御願申上候通り、難産之末、血氣差出候付、当月十三日迄日延奉願候処、願之通被仰付難有仕合奉存候右二付而者、御日限中飾相整可申之処、病氣日増差募、昨今に相成候而者、服薬食事等も相進ミ兼、医師右も色々手を尽シ養生被相加候得共、快氣之程不定之体相成付、近來願上兼候得共、前文之次第三付、今暫日延被仰付被下度奉願候、於然者、御蔭猶又養生相加申候義御座候、少々も快方ニ御座候半、其段御達可申上候条、何卒願之通被仰付被下候様奉願候、此段筋々宜被仰達可被下候、尤医師手形相副差出申候、以上

午六月

嬉野外右衛門殿
田中兵右衛門殿

山本与次兵衛

覚

山本与次兵衛倅平蔵女房先達而難産之末、爰切養生

633 文化七年六月十六日 松隈意仙へ稽古料支給の事

一松隈意仙義、家業為稽古佐嘉松隈隨祐所江罷越相詰修行仕候ニ付、稽古料願有之候、依之当年ニ申ノ年迄三ヶ年之間壹ヶ年ニ定銀弐両ツ、被差出候段、一類西原三右衛門江星野善兵衛被相達候

634 文化七年六月十七日 盜賊のため傷害に付、医師診断の事

一今暮時頃、大坪七兵衛より左之通届書一類小柳孫右衛門を以差出被申候、尤寄親宮内殿江者子代を以相達候処、筋々差出候様有之付、孫右衛門より口達ニ而相達候

口達書覺

私祖母昨夜半過、盜人這入候由、声立候ニ付、私初召仕之者共迄起上り見候所、祖母刃傷ニ逢、打臥罷在候ニ付、段々氣を付ケ相尋候処、手水ニ相立候得者盜人這入候と相覓故、声立候得者、直ニ逃出候ニ付、取付引留候心得ニ而候得者、致刃傷候由ニ而、夜中之儀ニ而何者共相分り不申旨申聞候故、跡を追方々相尋候得共、何方ニ逃去申候哉、足跡一向相知不申候、右疵薄手ニ而も無御座、氣分も不相勝ニ付、早速相良柳印・村田長兄・川久保俊策へ療治相頼養生ニ相掛置候得共、何分ニ成立候哉も難計、夜中之儀ニ而穿鑿之

手懸迫も無之、殘念千万ニ奉存候、此段御届迄如此
御座候、以上

午六月十七日

大坪七兵衛印

635 文化七年六月十九日 富岡将曹より口達の事

一去ル十七日富岡將曹江御達之末、同人一類土井次郎左衛門を以、左之通被申上候

口達覺

先達而私義、高島固早速立被仰付候付而者、則御請可申上筈之処、兼而内證不如意所を以、御取替等奉願候処、昨日御書付面を以被相達奉承知甚恐入奉存候、畢竟ケ様之時節ニ社御用立為申上、平日組子をも御預ケ被置候得者、逼塞ト者乍申御達之趣ニ付而者、近來残念之参掛り、且一類中疎も同様心外ニ奉存候、依之尚又相集り重畠吟味仕候処、何れも同様之内證柄ニ者御座候得共、非常之難儀をも仕格別之訛合ニ付、成丈救寄七相勤度奉存候、併一応被仰出候義を今更如何敷奉存候へ共、前断之次第被為御聞啓是迄之通被仰付被下度奉願候、以上

嬉野外右衛門殿
田中兵右衛門殿

636 文化七年八月十日 牟田幸之進御暇願の事

一牟田孫兵衛ムタノシムサヘ左之通相願候処、稽古方之義シカクノミコト付、願通
被仰付候

奉願口上覺

私義、富岡弥一左衛門義縁家ミツヨシ付、弟幸之進義砲術
為稽古、去々年マツマツニる同所隨身為仕罷在候、然處、弥一
左衛門義、先達而長崎出張被仰付、留守中佐嘉表ミツヨシ而
稽古出来兼候付而、此節同人俸壽一郎儀、稽古人等
致同道、彼地二罷越義御座候、右ミツヨシ付、幸之進儀も差
遣稽古為仕度奉存候間、弥一左衛門出張中御暇被為
拝領度奉願候、此段筋々宜被仰上可被下儀深重奉願
候、以上

午八月

牟田孫兵衛

請役付両人

637 文化七年八月十七日 村田順哲探索の事

一村田順哲出奔スル付、隣國探捉として差越不尋番スル付、

廻々マツマツ之手印御切手一同相納申候スル付、則西丸差越、

手印場所左之通

下村八郎右衛門ヒガタ官

探捉方 橫尾清兵衛

深堀之義ハ長崎聞番方付状スル而相済可申由

平戸城下京町 唐津城下油町

問屋孫助

肥後熊本横町

柳川瀬高築町

宿屋十蔵

客屋甚助

筑前城下出来町

宿屋喜助

島原富岡

平戸屋又兵衛

大村鋏宿

永原屋市兵衛

長崎屋又左衛門

田代横町

宿屋徳兵衛

客屋又兵衛

638 文化七年九月十九日 村田順哲出奔に付、父親順栄代籠舎の所、同人病氣に付、順哲母親が代籠となる

村田順栄儀、夏以來痢病相煩候末、當時傷寒之症相煩、甚危篤シキヅク相見申候、右病人私療治仕候義、其紛無御座候、為後證手形如是御座候、以上

午九月

捨若殿家來スル君

十月七日此通 村田順哲

相済

右之人数欠落候スル付、親順栄代座籠舎被仰付咎之処、先頃以来病氣之末、今又傷寒之症相成、何分入籠仕候体無之スル付、母親へ被仰付候道者有御座間敷哉、一類中スル願出候趣、筋々御聞届之処、一往御吟味を以被相

川久保俊策印

極置儀ニ付而ハ容易ニ願通難被仰付候得共、此段御憐愍之御吟味を以、今又右順哲母親へ代座籠舍被仰付筈候条、來ル十五日迄之内座籠相飾候様 左候而飾出来候ハ、其段役筋早速相達候様、其筋懶ニ可被相達候、以上

午十月

年行司

639

文化七年十二月十三日 村田順哲母親出籠の事

一村田順哲致欠落候付、母親代座籠舍十月廿三日被仰付候処、今日出籠被仰付候段、年行司より西丸迄左之通被相達候段、申来候

仰渡

捨若殿家來

村田順哲

女房

其方義倅順哲致欠落候付、如御捷代座籠舍被仰付置候処、出籠被仰付候也

右之通可被申渡候、以上

午十二月十三日 年行司

右仰渡之趣承届候、御目付方立合出籠手数相整可申候、以上

候、以上

横尾旧右衛門

一右之段、西丸より不申来前今日四ツ時過、郡目付江島清兵衛、下目付小宮善七、北郷大庄屋所迄被罷越、村田

順榮女房出籠被仰付候付罷越候条、立会之人々被罷出候様被相達候得とも、年行司より西丸迄之達未到来不致候得者、立会之人々罷越、郡目付より之達計ニ而出籠手数難相整、為立会罷出候義見合罷在候処、前断年行司より西丸へ之達八ツ時後到来ニ付、早速順哲一類下村八郎右衛門呼出、年行司より之達書相達出籠之手数被相整候様、附役より相達、且郡方下目付へも同様相達候処、被罷越候郡目付・下目付并順哲一類下村八郎右衛門郡方付役・下目付立会、八ツ時過出籠相済候

640

文化八年一月十三日 長崎警備に付、詰人数減少の達の事

一長崎御仕組方より左之通相達有之

御自領島々固諸家來出張之儀、伊王島・高島・神島之儀、与頭壱人・筒方式人・足輕式十五人充、扱又冲島之義者御筒備無之付、筒方被相省、前断之人數詰方被仰付置候得とも、右之内組頭壱人・足輕拾五人充ハ當分被相省候義候条、可得其意候、以上

未正月二日

長崎御仕組方

文化八年二月二十七日 富岡三太夫門弟中砲術内試 稽古の事

一富岡三太夫門弟砲術、今日北浦村堤ニにおいて御内試有之候、御親類・御家老中・請役所詰中出席

642 文化八年閏二月十七日 東島逸馬弟子中砲術内試の事

一東島逸馬弟子中砲術、今日北浦村堤ニにおいて御内試有之候、依之御吟味有之候処、以前る閏月有之候とて日割を以交代為有之義無之ニ付、向番愛吉殿衆江（蓮池直興）も被相掛合、閏月之義當番内ニ有之候節者、其當番請持ニ而是迄之通可相勤旨、若狹殿方へ被相答、愛吉殿方同様申談、日割之沙汰無之、当年も四月朔日為交代被差越候也

村山勘右衛門
倉本卯十

643 文化八年閏二月二十五日 高島番を命じる事

一左之通、役方被仰付之旨、御当役被相達候

一高島番

(後略)

留守五郎右衛門

645 文化八年閏二月晦日 長崎警備減略の事

一長崎御仕与方る左之通相達有之候段、西丸る申来候伊王島・高島・神島・沖島堅メ家来増番之儀、与頭壹人・足輕武拾五人、又沖島外三ヶ所者簡方式人

644 文化八年閏二月二十六日 高島番閏月に付、久保田 村田家へ相談の事

一高島番之義ニ付、当年閏月一件、久保田より相談有之左之通

当四月朔日迄若狭殿高島當番四月朔日此御方る交代之筈ニ候ヘ共、当年閏一月有之、殊ニ當時之義、守衛

方人数も有之候得者、閏月丈八日割を以、三月中旬ニも此御方より交代有之度旨、彼家來る西丸迄被申聞

候、依之御吟味有之候処、以前る閏月有之候とて日割を以交代為有之義無之ニ付、向番愛吉殿衆江（蓮池直興）も被相掛合、閏月之義當番内ニ有之候節者、其當番請持ニ而是迄之通可相勤旨、若狹殿方へ被相答、愛吉殿方同様申談、日割之沙汰無之、当年も四月朔日為交代被差越候也

右一件色々入組候懸合有之候得共、前文之通相極

り候也、是以前る之通也

充詰方被仰付置候得共、去冬御減略^ニ而、右之内与頭

壱人・足輕拾五人充被相減置候、然処、追々旬季^ニも

指向候付 来月十五日^ニ最前之人數詰方相成候様被

仰付儀候条、其取計可有之旨、御頭人御申候、以上

未閏二月廿九日

長崎御仕組方

646

文化八年三月三日 高島番を命じる事

一左之通被仰付之旨、御當役被相達候

組足輕引連

高島堅メ被

仰付候

高島固メ

筒方役

高島固メ

銀方付役

相談人達

高島詰中銀方兼

飯田仁四郎

德本新右衛門

石動龍次郎

飯田仁四郎

五郎川徳兵衛

五郎川徳兵衛

647

文化八年三月二十六日 高島番交代の事

一高島番四月朔日為交代、左之人數今日^ニ被差越候

主從四人

留守五郎右衛門殿
嬉野卯右衛門殿
田中兵右衛門殿

五郎川徳兵衛組^ニ差合七

岡勝次郎

相勤候様被仰付候

高島自然之節

足輕目付

五郎川徳兵衛組^ニ差合七

岡勝次郎

相勤候様被仰付候

足輕

寅延定平

岡勝次郎

高木吉兵衛

蒲原次郎右衛門

一高島御當番中、為守衛左之人數今日^ニ被差越候、尤牛

津^ニ船^ニ而被差越候

尤牛

一留守五郎右衛門^ニ左之通願有之候處、願之通相濟候、

主從五人

五郎川徳兵衛

文化八年三月十三日 高島番留守五郎右衛門より次
男を從者にしたき願の事

付役^ニ相達
奉願口上覺

私儀、今度高島罷越候付、次男善三郎を從者之内^ニ

召連罷越度御座候条、在番中御暇被為押領度奉願候、

此段筋々宜被仰上可被下候、以上

未三月

留守五郎右衛門印

179

筒方

主従三人充

銀方兼

（石動龍次郎
飯田仁四郎）

銀方付役

徳本新右衛門

五郎川徳兵衛組足輕

香月久太郎

光石正右衛門

中原幸次郎

松田重蔵

月貫源之允

池田与平

辻清兵衛

山崎茂兵衛

西忠助

岡勝左衛門

藤山惣右衛門組足輕

木原久兵衛

富岡将曹与足輕

瓦郊平次

森勝太夫

手塚左平次

園田勘藏

式拾五人

649 文化八年四月十三日 古賀弥助（精里）へ進上物の事

一今度、朝鮮之信使對馬国迄來朝ニ付、右為御用、古賀弥助殿对州被相越候、右者殿様御学問御手跡之御師範ニ付、旅中為御見廻、浜崎迄御使者被差出候、干菓子一箱被差送候

此節、浜崎町家一軒立宿之御手当有之、弥助殿初、供中迄酒食被差出候

右御使者太田廉三郎被仰付、浜崎御藏迄先日より差越被置候處、去ル九日弥助殿浜崎通行ニ付、右之通被相勤候也

650 文化八年四月十五日 長崎御仕組方より呼出の事

一左之通之切紙昨日西丸より到来

長崎御仕組被仰渡候間、明後十五日五時御城御出可被成旨候、以上

四月十三日

園田善左衛門様

成富藤左衛門

多久七郎太夫

伊東四郎兵衛

松崎武兵衛

右之通申来候付、今日善左衛門被相越笞之処、御不快

二付、野口進之允殿被相越候

文化八年六月十四日 松山村へ医師派遣の事

一山内松山村江痢病流行いたし数人相煩候付、村役中より
相願候故、北島養伯江御施薬被仰付候

文化八年七月二十八日 大願寺村にて火矢放出の事

一大願寺村八幡原三而佐嘉御家中杉谷喜一郎火矢放出有
之、長崎御仕組方御頭人初、役々一覽有之筈ニ候段申
来候付、郡方役今古賀村江出張、警固足輕八人差出被
置候付、今日者延引相成候

文化八年十月六日 高島詰を命じる事

一当月ル之高島詰、左之通被仰付候

足輕目付

高島詰

当五月より
相詰居候を

高木吉兵衛

詰繞被仰付候

右吉兵衛切手乞答ニハ高木伊兵衛と相認置

文化八年十月十八日 (十一月) 大家十兵衛容体診断の事

十六日出ル

一足輕大家十兵衛年行司へ左之通書付指出候
某儀、御用御座候付、年行司御役所罷出候様御達之
趣奉承知候、然廻某義、先頃ル痔疾相煩腫痛強、其
上寒熱往来有之、氣分不相勝平臥罷在候付、何分ニ
も罷出候体無御座候、折角養生仕罷在候得ハ、少も
快相成候半、扱ニ而も可罷出奉存候間、日數三拾日
之日延被仰付被下度奉願候、此段宜被仰上可被下候、
以上

未十月十六日

覚

大家十兵衛判

岡町罷在候大家十兵衛義、痔疾相煩、腫痛甚敷御座
候付、先月ル私療治仕居候得共、未快方無御座候、
服薬差遣候義ミ正ニ御座候、手形如是御座候、以上
未十月

村田長見判

捨若殿足輕(直亮)

大家十兵衛親

大家十兵衛

右之者、御用有之候付、役筋罷出候様相達候付、先
頃以來稠敷痔疾相煩、何分罷出候様無之候付、日數
三拾日之日延被仰付被下度願出候付、其通日延
被指免義候条、右日限中急度養生相加無遲滯罷出候

様、其筋懇ニ可被相達候、以上

未十月廿一日

年行司

一左之通相談役達

高島番被

池田与四右衛門

仰付置候得共、右者小野在兵衛江被仰付候、与

四右衛門義者高島守衛筒方役可被仰付候間、

其心得有之候様

655

文化八年十月二十三日 高島番差し繰りの事

一去ル十八日、長崎御仕与方より左之通手覚書を以西丸呼
出被相達候由、先日申来候

演達手覚

深堀島々地行番人之義、例者大番・小番之差別を以
人数被差出来候得共、去ル辰年以来者御当番・御非
番共増詰をも被仰付義ニ候得者、地行番人數之義者、
大番之楯ニ無之而不相濟義者勿論之事ニ候得共、自然
心得違之向も有之候而不相叶義ニ付、於為甚相達置
候様ニと有之候

長崎御仕与方より此元呼出、別紙手覚書を以被相達
候、別紙之通ニ付而者、大番之楯ニ而人数可被差出
方ニ而可有之存候、此段及御懸合候、以上

十月十八日

嬉野卯右衛門様

横尾旧右衛門

657 文化八年十一月十四日 高島番派遣の事

田中兵右衛門様

一右之通之相達有之、且於深堀も右之振合問合等有之段、

高島詰より申来居候旁之訳を以御吟味之上、左之通御
差繰有之

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候

高島番

小野在兵衛

足軽目付

坂口弥七

足軽

656 文化八年十一月二十七日 冬場に付、警備人減少の事

一長崎御仕組方より左之通相達有之段、今晚西丸より申来候
深堀表御手配ニ付、伊王島・高島・沖島・神島江諸家
來より与頭其外加番人數被差出置候處、最早冬深ニ相
成候付、去々年畢竟組頭老人・足輕拾五人充被相減、
自余加番人數之義者、打追詰方被仰付義ニ候、尤減人
數引払之程合者來月初より日割を以、追々引取相成候
様、於深堀表相達有之義候條、旁可被得其意候、以

上 未十月廿七日

長崎御仕組方

一為高島番、左之人數今日より被差越候

主從四人

小野在兵衛

足軽

坂口弥七

当五月より

相詰居候を

高木吉兵衛

足軽

寅延定平

蒲原次郎兵衛

下目付

岡勝次郎

冬番詰続

高木吉兵衛

右高島番冬番者小番ニ而平士被差越來候得共、先日長崎御仕与方ヲ相達之末ニ付此節者馬乘以上より被指越候、尤足輕者小番並ニ而式人被差越候、尤遠見相掛り候得者、守衛方より差次候通被相整候也

文化八年十一月十五日 高島番より帰着の事

一当五月より為守衛方高島被差越置候内、左之人數昨日帰着、右者冬深相成候付而左之人數減番有之候様、先日長崎御仕与方ヲ相達ニ付而也

主從四人

五郎川徳兵衛

同人与

足軽十四人

徳本新右衛門

守衛方銀方付役
として差越被置候処、御減少ニ付

罷帰候様被相調候

被仰付候

右何れも足軽

被仰付候

坂口弥左衛門

古瀬安右衛門

早田安右衛門

一高島守衛方として、左之人數今日より被差越候、是者彼地相詰居候石動龍次郎江為交代也

主從三人

池田与四右衛門

遠見方目付

坂口弥七也

切手乞筈ニ此通二人

坂口弥左衛門

古瀬安右衛門

早田安右衛門

徳広権兵衛

小林長左衛門

坂本十蔵

野口甚兵衛

杉野彦右衛門

光岡清助

是迄相詰居候を

詰続ニ辻清兵衛

被仰付候

文化八年十一月二十七日 高島番派遣の事

659

左之人數高島より昨晩帰着、尤廿二日小野在兵衛江交代いたし罷帰候

留守五郎右衛門

660 文化八年十二月九日 高島番より帰着の事

一 高島守衛方として当五月より差越被置候石動龍次郎並足

軽九人昨晩罷帰候 是者先日より被差越候池田与四右衛門并足輕九人江交代いたし罷帰候

主従三人

本切手持通 足輕

石動龍次郎

山崎茂兵衛 今泉惣之允 西忠助

蒲原勘三郎 岡勝左衛門

蒲原右兵衛 志波五右衛門 香月久太郎

本切手持帰ル

(文化九年は欠本)

文化十年（一八一三）

661 文化十年一月二十六日 川久保俊策家督相続の事

一 川久保俊策江亡父順庵跡式無相違被仰付之旨、御当役

被相達候

662 文化十年三月六日 高島番人數を元通りとする事

一 長崎御仕組方より左之通相達有之候

伊王島・高島國家來増番之義、与頭老人・筒方式人・足輕武拾五人充、冲島之義者与頭老人・足輕武拾五人詰方被仰付置候處、去冬御減略二付、右之内与頭老人・足輕拾五人充被相減置候、然処、追々旬季指向候付、四月朔日より最前之人數詰方被仰付義ニ候条可被得其意候、以上

西三月五日

長崎御仕与方

663 文化十年三月十一日 嬉野善右衛門容体書の事

一 嬉野善右衛門佐嘉評定所より呼出有之候、然処病氣二付、御断左之通

口達覚

私儀、御評定所御用之段御達之趣承知仕候、早速可罷出之処、旧冬より寒氣ニ相障り持病之癢氣差發、其上近來肩背之痛強眩暈之氣味有之、混と平臥罷在、何分押而罷出候体無御座候、尤少も快方御座候ハヽ、則罷出可申候、此段、宜御相達可被下候、以上

西三月

嬉野善右衛門印

嬉野又兵衛殿

田中兵右衛門殿

病症右之通ニ而、北島養伯ムカシの医師手形相副被差出候

右被差出候付、西丸ムカシの副書付左之通

此方家中嬉野善右衛門御役筋御用ニ付、罷出候様御達之趣、時々申達候處、別紙之通相達候付、猶又調子合候得者、極老故、至近頃氣体不相勝、右之様子ニ而者、自然宅御調子等被仰付候とも、其席罷出候体無御座由、就而者御用支相成候且氣之毒千萬奉存候得共、何分宜御達仕候様、在所ムカシ申越候以上

酉三月

横尾旧右衛門

右書付都合三紙、評定所江西丸ムカシ相達ニ相成候

文化十年三月十四日 高島番を命じる事

一左之通被仰付之旨、御当役被相達候

一(高島固メ)

富岡三太夫

二

足輕式十五人被差副

一高島番

西村安右衛門

一

高島固筒方

土山七兵衛

三

(池田貞四右衛門

三

右兩人銀方兼被仰付候、相談人達

一高島番足輕并守衛方足輕被仰付候

附役ムカシ相達人數名前スル者出立之所ニ記

三月晦日

一高島番、左之通今朝ムカシ被差越候、但牛津より諫早迄船

ニて

主從四人

西村安右衛門

足輕目付

庄島与右衛門

足輕

(蒲原次郎兵衛
高木吉兵衛)

足輕今壱人被指越筈候得共、守衛方足輕之内ムカシ壱人ツ、廻しニ差次候様被仰付候、御切手者寅延定平相加、乞出相成候得共、定平ハ不被指越候

一高島守衛方として左之人数今朝ムカシ被指越、牛津ムカシ諫早迄者船ニ被遣候

主從五人

足輕大將

富岡三太夫

今泉右兵衛預り与

筒方銀方兼

(土山七兵衛
池田与四右衛門)

主從三人充

武藤与平次

(神代左平次
生方伝助)

横尾旧右衛門与

小野在兵衛与

(土山七兵衛
池田与四右衛門)

木下源左衛門

太田六右衛門与

(神代左平次
生方伝助)

薬王寺只之允与

香田卯右衛門与

香田彦次郎

今泉右兵衛与

村岡磯右衛門

水町平馬与

大塚久次郎

日出島孫兵衛預り与

中村伝蔵

中林四郎左右衛門預り与

秀島矢柄与

武藤太兵衛

長沼忠兵衛

塚原幸十

木原重藏

遠岳源右衛門与

中林四郎左衛門与

石井貞右衛門

岸川円十

小野在兵衛与

大園五郎右衛門与

薬王寺只之允与

太田六右衛門与

水町平馬与

副島源右衛門

富岡将曹与

藤島矢柄与

堤弥兵衛

手塚左平次

今泉右兵衛与

中山清右衛門

野口新兵衛

大塚全太夫

遠岳伝右衛門与

右足輕武十五人之筈二候処、壱人不足有之候、右者遠見

方足輕目付庄島与右衛門請持候様被仰付候

但今度高島出番、当月廿七日より被指越筈之処、罷越

候人々より日延願有之候付、無拠今朝より被差立候

文化十年四月九日 砲術稽古内試の事

一於北浦堤土井富岡三太夫門弟砲術御内試有之候、此節

一於北浦堤土井富岡三太夫門弟砲術御内試有之候、此節

罷出候人数へ御酒肴被為拌領候

四月十一日

一今日北浦堤ニおひて東島逸馬門弟砲術御内試有之候、此節罷出候人数江御酒肴被下候

666 文化十年四月十五日 長崎御仕組方より呼出の事

一長崎御仕組方より呼出二付、園田善左衛門殿被相越候、

是者跡方之通長崎御仕組仰渡三付而也

667 文化十年四月二十一日 高島番の事

一高島番并同所守衛方之人數、去月晦日より被差越候処、海上甚不順三而当月七日交代有之候段申來候

668 文化十年七月二日 病回復に付、稽古罷り出る事

一南里権三郎一類より同人親権九郎事二付、左之通申上有

口達覺

我々一類南里権九郎義、病身有之退身仕罷在候処、漸々快方二付、稽古事等ニ罷出申義御座候、此段申上

置候、以上

西五月

高木忠右衛門
戸田喜三右衛門

木下求馬

嬉野又兵衛殿

田中兵右衛門殿

右之通申上有之候付、江戸江申上相成候

669

文化十年十月一日 高島より飛脚の事

一高島より之飛脚到着

670 文化十年十月二十一日 高島番出立の事

一左之通、高島江出立有之候

高島番主従四人

留守喜兵衛
足軽目付

野田作兵衛

高木吉兵衛

右吉兵衛義者、是迄相詰居候付、詰続被仰付候、

尤御切手御乞出二者変名にて高木伊兵衛と書載

有之、作兵衛右御切手持越、彼方御切手ハ交代
之節持帰筈也

671 文化十年十月二十六日 高島番減人の事

一長崎御仕組方より左之通達有之候段、西丸より申来候

深堀表御手配二付、伊王島・高島・沖島・神島増番諸

詰続被仰付候

足軽

副島幸次郎

神代左平次

生方伝助

家來之儀、最早冬深相成候ニ付、組頭壱人・足軽拾五

人充去年畢竟被相減、自余加番人數之義ハ、打追詰

方被仰付義候、尤減人數引拏之儀者、來月初より割

を以不目立通にして引拏相成候様、於深堀表相達有

之儀候条、可被得其意旨候、以上

酉十月廿三日

長崎御仕組方

672 文化十年十月晦日 高島番より帰着の事

一高島守衛人數之義、先日長崎御仕組方より御達之通、當

月より減人被仰付候付、昨日より高島江以飛脚左之通注進
ニ相成候

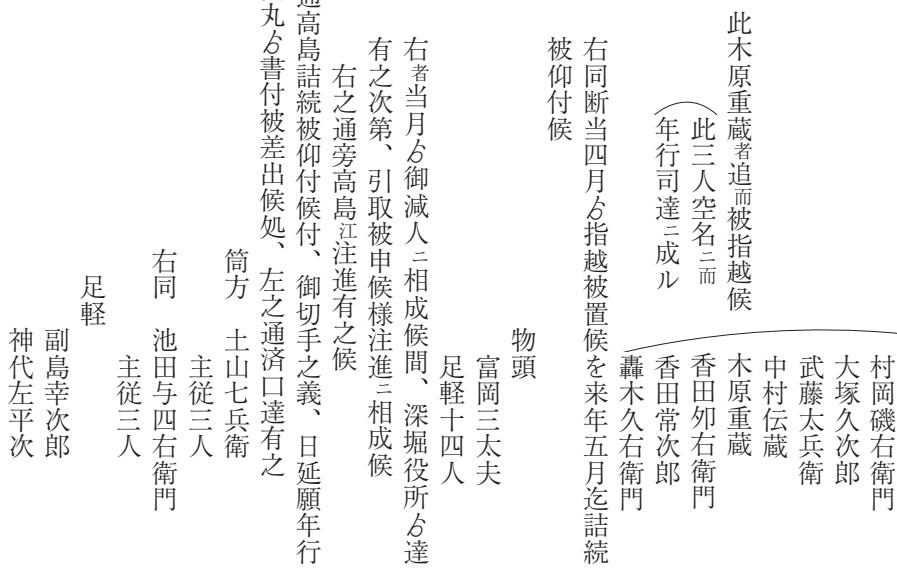
筒方并銀方兼

(土山七兵衛

池田与四右衛門

右者当四月より高島被差越置候を來年五月迄

187



674 文化十年十一月十三日 高島守衛より帰着の事

右之人數高島御番所詰差越相成、当十二月十日迄切手
日數相満候付、来年五月迄詰続相成候条、満日より向日
数式百日日延被差免度願出之趣、筋々御聞届之処、如
願被差免旨ニ候、以上

西十一月 年行司

右之通、西丸江達有之候、依之当四月ニ被相渡候御切手
二而來年五月迄相済候也

生方伝助
村岡磯右衛門
大塚久次郎
武藤太兵衛
中村伝蔵
木原重蔵
轟木久右衛門
香田卯右衛門
香田常次郎
轟木久右衛門
香田卯右衛門
中村伝蔵
木原重蔵
武藤太兵衛
大塚久次郎
村岡磯右衛門
生方伝助

物頭

富岡三太夫
足軽拾五人

高島守衛として当四月より被差越置候左之人數昨晩帰着、
御減番ニ付而也

675 文化十一年一月五日 諫早茂洪疱瘡の事

戊春御疱瘡被成候
於恒様

鍋島但馬殿内方
安達後主水

一諫早豊前殿、一両日不快之所、疱瘡三相決候段、去ル三

日西丸迄以使者為御知有之候、依之右御歎并御見廻と
して御使者被差遣候、西丸勤

容体被相尋候處、四合位之疱瘡ニ而、藥食等も相応被
相進候由

文化十一年（一八一四）

676 文化十一年二月十五日 鹿島家疱瘡の事

一和泉守様御子様方、当正月より二月三懸、皆様御疱瘡御

濟被成候由、為御知等者無之候得共、仙妙院殿御方より
相知候、依之於篤様より御内々以為使者干菓子一箱武斤
入・塩鯛式尾御見舞御祝儀旁として被進候

附、右御使者御当役方より御様子被相伺、江戸へも可
被申上由、御取次迄演説有之候通被相含候

右御使者於篤様附馬渡七郎相勤候處、皆様御順痘有之
被相濟御太慶被成候由、御答有之候、右三付此段殿様
御承知之上、和泉守様江御歎御使者川原小路御屋敷迄
被指出筈候也

和泉守様御子様方、左之通、此節御疱瘡被成候御方様
者銘々書載之通

天明四辰三月十一日
御出生

天明六年五月十七日
右同

寛政五年丑四月廿一日
右同

寛政十二年申三月廿六日
右同

享和元酉二月九日
右同

享和式戌十月五日
右同

享和三亥五月十五日
右同

文化四年卯十月三日
右同

享和三亥五月十五日
右同

文化四年卯十月三日
右同

八十一郎様
右同

右同
於宮様
榮一郎様
右同
德丸様

677 文化十一年二月二十五日 北浦にて砲術稽古の事

一今日於北浦堤土居、左之通砲術御内試有之

富岡三太夫

門弟
村山勘右衛門
倉本卯十

／門弟

二月二十九日

一今日、北浦堤土居東島逸馬門弟砲術御内試有之

678 文化十一年三月六日 高島番減略の事

一長崎御仕組方より左之通相達有之候段、西丸より申来候

伊王島・高島・神島固諸家來増番之儀、組頭壱人・

筒方式人・足輕廿五人充、沖島之儀者組頭壱人・足輕

廿五人詰方被仰付置候所、去冬御減略二而右之内与

頭壱人・足輕拾五人充被相減置候、然処、追々旬季

ニも差向候ニ付來ル廿日より最前之人數詰方被仰付

儀候条、可被得其意候、以上

戊三月

長崎御仕組方

679 文化十一年三月十五日 德見忠吉加増の事

一左之通被仰付之旨、御親類大學殿より被仰渡候

德見忠吉

亡父郡四郎大銀之証文致獻上、神妙之至被
思召候、依之拾石御加增被仰付候

680 文化十一年三月二十四日 高島番減略の事

一高島守衛方去冬被相減置候得共、當節旬季にも相成候

二付、最前之通詰方被仰付之旨、去ル六日長崎御仕与
方より御達之通ニ付而者、組頭壱人・足輕十五人、當廿日
より高島可被差越之所、五月十日向番交代ニ付而者、暫之

儀ニ付、御吟味之上、左之通被相整候

守衛方組頭ニ

高島地番方ニ罷越居候

被仰付候

地番方仮物頭ニ

守衛方筒方ニ罷越居候

被仰付候

池田与四右衛門代ニ御雇

池田龍五郎

右之通被仰付越、此方より組頭者不被差越、足輕拾人、

池田与四右衛門代ニ御雇

左之人数今朝より被差越候、牛津より舟にて

池田龍五郎

中林四郎左衛門与

中林四郎左衛門与

岸川円十

岸川円十

藻王寺只之允与

香田卯右衛門

右同

小野在兵衛与

副島源右衛門

副島源右衛門

大園五郎左衛門

大園五郎左衛門

五郎川徳兵衛与

五郎川徳兵衛与

池田与平

池田与平

松田善太右衛門与

松田善太右衛門与

武藤卯三郎

武藤卯三郎

相原四兵衛与

相原四兵衛与

吉富藤次

附廻り
檢使

今泉右兵衛

犬山貞兵衛

富岡將曹与

森源治

遠岳源右衛門与

野田新兵衛

八拾人

坂口卯平次

轟木助右衛門

江口七次郎

中願寺忠助

八頭司清右衛門

八拾五人

右之通御切手者拾五人御乞請相成、内拾人被遣残

五人者追々被差越候様被相整候

一右之通組頭被仰付越候付、右組頭老人分之武具一式

長持詰メ高島被差越候、但此節罷越候足輕共致才領

持越候通相整候

681 文化十一年四月十五日 オランダ人牛津休憩の事

一帰崎之阿蘭陀人、今日牛津休付、跡方之通、郡方、其外罷越候、此節左之人江以御使者梅干一曲被指送候、上使屋番勤

682 文化十一年五月一日 本家より長崎御仕組仰せ渡しの事

一長崎御仕組仰渡付、園田善左衛門殿二丸被相越候、尤呼出手紙一昨日參候

683 文化十一年五月九日 千々岩忠兵衛病に付、医師手形差し出しの事

一千々岩忠兵衛、其外七人之面々、佐嘉評定所御用付、今日も被罷越候、尤忠兵衛義者不計類中風之様有之、何分罷出候体無之付、口達書医師手形相副被差出候者西丸も勤之被相達候通申越相成ル

684 文化十一年五月二十四日 高島番より帰着の事

一高島被差越置候左之人數、昨廿三日被罷帰候付、請役所被罷出候

留守喜兵衛
土山七兵衛
池田与四右衛門

同 龍五郎
足輕拾九人

右三付、留守喜兵衛一人御當役御面談、是者守衛方組頭之訛三付而也

文化十一年七月九日 富岡三太夫より同弥一左衛門を尼崎へ呼び寄せたく願の事

一富岡三太夫より左之通願有之候所、願之通被仰付候、依之三太夫江附役より其旨相達

奉願口上覺

私儀、尼ヶ崎師家元奥山儀太夫、当年七十歳相成候ニ付而者、為暇乞大放出相整申候三付、諸国門弟中江申越、何も罷登候半者少々相残居候伝來等も可致旨、当春以来より申来候ニ付、罷登度存念にハ罷在候得共、當時節柄故、乍殘念存留居候所、此節富岡弥一左衛門江も申来居候所、役方向合難差迎、右三付而少々路用等者心遣可致候条、此節之儀候間、何卒私江罷登度旨申越候故、不計存立罷登度奉存候条、日数百日之御暇被為押領被下度奉願候、願通被仰付於被下者、御蔭を以、猶又相残居、伝來をも可仕難有奉存候、此段、宜被仰上可被下候、以上

戌七月

嬉野又兵衛殿

富岡三太夫

一千々岩忠兵衛、佐嘉評定所御用呼出之儀、西丸迄相達之趣、左之通申来候所、先達より之病氣未快方無之、近頃弥ケ上差慕、何分罷出候体無之旨、一類中より口達書・医師手形相副、左之通被差出候付、則西丸差越

口達覚

我々一類千々岩忠兵衛義、被相糺三付、御評定所罷出候様被相達承知仕候、先頃より毎々御呼出ニ相成候所、今以罷出候体無御座候、忠兵衛壱人故、自余ニ相響御用支ニ相成候亘り、重疊恐入奉存候、少ニ而も快御座候ハヽ、押而も罷出候通相整筈ニ御座候所、却而当月初頃より日ニ増差重り、近日者両便之通シ不相覺不聞、不舌之上、絶食ニ而一向身動も不相成、言語道断之為体相成、何分ニも御用罷出候通無御座、氣之毒千万奉存候、素無油斷養生仕罷在儀ニ付、別紙医師手形相副差出申素、此段筋々宜御相達頼入存候、已上

戌八月廿四日

川浪二兵衛判

石丸左太夫判

右医師手形、左之通

相浦太郎兵衛殿

千々岩忠兵衛儀、先達而病氣之末、当月初頃より勞倦

田中兵右衛門殿

相増候而、薬食不相進、甚難治之症ニ相成申候、折角

療養相加罷在候得共、藥効相見不申候、快復之程難

計奉存候、已上

戌八月廿四日

北島養伯判

十月二十七日 戊十月八日 長崎御仕組方

687 文化十一年九月三日 富岡三太夫尼崎より帰着の事
一富岡三太夫御暇御願、七月廿日頃より攝州尼ヶ崎罷越候
末、今晚帰着

688 文化十一年十月八日 長崎御仕組方より達の事

一長崎御仕組方より左之通相達有之候段、西丸申来候

伊王島・高島・神島固諸家來増番之儀、組頭老人・筒

方武人・足輕武拾五人充、沖島之儀者組頭老人・足輕武

拾五人詰方被仰付置候所、當阿蘭陀船出帆後者、左之

通相詰、殘人數之儀者早速引払候通被仰付儀候条、旁

可被得其意候

一伊王島・高島・沖島地詰番之儀者、辰年以前より之大番

中之格ニメ詰方有之候

一伊王島・高島增番之儀者、筒方老人充致詰方、右放出為

手伝、地詰足輕武武人充受持候様

一神島之儀者、筒方老人・足輕武人詰方有之候様

一沖島増番之儀者、都而引取候様

已上

一長崎御仕組方より左之通相達有之候段、西丸申来候
長崎御仕組方より被申達候者、高島御番所、去ル辰年
前地番夏冬之人数或者組頭・平士体之所、前邊為被
相達置哉候得共、諸方區ニ有之候条、今又可被相達
候、且又當時夏冬地番之人數前断同様別而急成儀候
条、明後廿三日迄御取調子被相達候様御座候、此段
及御懸合候、已上

十月廿一日

右之通相達有之候付、左之通書付被指出候

高島御番所、去ル辰年前地番

夏冬之人數、左之通

一侍老人 主從四人

一足輕六人

一右者四月朔日より同九月迄

一足輕四人 主從三人

一右者十月朔日より翌年五月十日向番交代相整候事

右之通、隔年相勤來候

辰年以來、冬番之儀も大番之楯ニ無之而不相濟且、
去ル未十月猶又御達之趣ニ付、當時夏冬地番差出

候人數左之通

一足輕四人 主從四人

一足輕四人

主從四人

一雇足輕式人

右之通御座候、以上

戊十月

文化十一年十二月十一日 医師中より願書提出の事 689

一医者中々左之通願書差出候、依之左之通郡方々被相達候様、御達有之

奉願口上覚

近年薬種高値三相成來ル所、近頃金銀高直二付而者、猶又薬品直段以之外高直三相成候、尤是迄之所者煎藥一貼三付錢式拾文位之謝札取納仕来候得共、右二付而藥店私方出来不申候条、責而煎藥一貼三付錢式拾六文程宛成共謝札差遣候様、鄉町之者江御教諭被成下度候、堵又是迄之所、療治相願候而も一向謝札不遣人も多々有之候間、是又無沙汰不仕候様被仰付可被下候、尤極貧窮之者江者施藥も仕置候得共、相応之者共迄も近年者無沙汰仕、我々仲ケ間甚難渋迷惑至極三相成、右之振合三而者此向藥物買入出来申間敷就而者治療方相叶間敷、左候而者、諸人反的之難渋三も相懸可申奉存候条、御繁用之御半奉願義重々奉恐入候得共、御憐愍之御取扱を以前条之次第鄉町端々迄御触諭被成下度、深重奉願候、最前懇意者共江者相對咄申通候儀二者御座候得共、行届不申儀二付不顧恐奉願候、以上

戌十一月

嬉野又兵衛殿

田中兵右衛門殿

医者中

御私領之者医者も薬申請候末、薬料銀夫々差送義ニ者候得共、間ニ者一向不差遣者も有之由ニ候、扱又近年金銀間合彼是三而薬種高直三相成、医者中甚難渋ニ而療治方相整兼候由被申出儀ニ候条、以来之薬申請候者共無渉相應之薬料差送候様、惣而病人見廻之義、老医之外八堺里前後八歩行ニ而被罷越候様被相達置義ニ候、勿論、遠方并別而之急病人、又者暗夜・雨天等之節ハ無拋駕籠迎等も差出候半而相叶間敷、右者其節之振合勘弁を以相整候様、旁端々迄可被相達置候、已上 戌十二月

文化十二年（一八一五）

690 文化十二年正月五日 筑前・日田長崎飛脚の事

一 筑前并日田・長崎江之飛脚、追々例年之通被差出候

一 高島番并同所守衛方左之通、今朝より被指越候、牛津より
諫早迄ハ船三而被指越候

高島番

吉田六右衛門
主從四人

691 文化十二年正月二十五日 村田淳伯京都五ヶ年稽古事

一 村田淳伯儀、家業為稽古京都罷越度ニ付、当亥年より向
卯年迄五ヶ年之間御暇相願候、依之御親類方・御家老

方御評議之上、願之通被仰付候、
此段附役より相達

是者御切手
乞出斗二入

高島守衛方物頭

692 文化十二年二月十三日 大地町太夫急死の事

一 揚り屋江御居籠被置候大地町太夫急病二而不斗今朝相
候旨、番人共より申達候段、定番江里口孫左衛門より御目
向方相達候、右二付、則下目付見分之上、別条無之二付
一類江死体引渡相成候

右同断筒方
右同断
銀方兼

土山七兵衛
主從三人

高木忠右衛門組足輕

693 文化十二年四月一日 高島番守衛方の事

一 高島番并同所守衛方左之通、今朝より被指越候、牛津より
諫早迄ハ船三而被指越候

庄島与右衛門
富岡将曹組
今村久右衛門
牟田伊兵衛組
江里口幸左衛門
主從四人

足輕

下目付

藥王寺只之允 右同 木原庄藏
 今泉右兵衛 右同
 野口三部次郎 香田卯右衛門
 横尾四郎右衛門 右同 副島源右衛門
 右同人 右同 松田善太左衛門組
 香田卯右衛門
 右同人 右同 神代久右衛門
 右同人 右同 生方伝助
 右同人 右同 大園五郎右衛門
 下村八郎右衛門組
 堤卯兵衛
 右同人 右同 東島平兵衛
 西村安右衛門 右同
 村岡忠右衛門
 太田六右衛門 右同
 庄島官平
 右同人右同 寅延定平
 星野善兵衛 右同
 西 弥左衛門
 今泉右兵衛 右同
 深川久兵衛

式拾人

此五人御切手
 乞筈斗二入
 江里口七次郎
 轟木勘右衛門
 手塚貞十
 永松惣吉
 八頭司清右衛門

藤島矢柄 右同
 中林四郎左衛門 右同
 堤 弥左衛門 右同
 伊東治兵衛
 中原利右衛門 右同
 川副幸助 右同
 小野在兵衛 右同
 吉富与四右衛門 右同
 水町平馬 右同
 中山清右衛門

文化十二年四月九日 東島門弟砲術試験の事

一北浦村堤土井において東島逸馬門弟砲術御内試有之候、然処、八時頃より雨降出候付、半二して被相止候

695 文化十二年四月十二日 東島門弟砲術再試験の事

一去ル九日、北浦堤土井ニ而砲術御内試雨天ニ相止ミ候残り今日於門所ニ御内試有之候、尤合図之分ハ今晚浜御茶屋前ニ而御内試有之候

696 文化十二年四月十五日 野口十太夫、長崎御仕組方事

一長崎御仕組仰渡ニ付、二丸江今日野口十太夫殿被罷出候

697 文化十二年四月十六日 橋詰頼助、牛津宿泊の事

一支配勘定橋橋爪頼助長崎通行、今暁牛津止宿ニ付、以

御使者左之通被差送候

梅千一曲 橋爪頼助

右御使者、上便屋番勤

698 文化十二年四月二十七日 黒田斉清牛津宿泊の事

一松平備前守様長崎御越、今晚牛津御泊ニ付、郡方其外例之通、役々出張有之、御見廻御使者之義者兼而御断ニ

付何之御仕成も無之

699 文化十二年五月四日 黒田斉清牛津宿泊の事

一松平備前守様長崎より御帰国、牛津御休ニ付、郡方其外役々同所出役有之、御使者等者御断ニ付無之

700 文化十二年五月十七日 石井孫右衛門梓勇吉一代剃にて医業従事の事

一石井孫右衛門より梓勇吉義、相続方ニ付一代剃髮ニ而医業被差免被下度、左之通被相願候付、願之通被仰付候旨御当役被相達候

一右ニ付、勇吉席之儀一生医師之席ニ被仰付候旨相談役達

願書附

私儀兼而多病ニ而、今日相続之勧も不相叶処より極々及困窮、既ニ飢寒ニ迫候參掛ニ御座候、就而者御介抱等奉願外無御座候得共、當時御用ニ茂不相立身分御難題ニ迄相成候而者不本意奉存候、依之梓勇吉儀、一代剃髮ニ而医業被差免被下度奉願候、其通被仰付於被下ハ、御蔭を以多病之私介抱方者勿論相続之道も押々相整可申、彼是難有奉存候、此段筋々宜被仰上可被下候、已上

亥二月

石井孫右衛門判

文化十二年五月十九日 林文民長崎稽古の為お暇願の事

一 林文民より左之通御暇相願候付、稽古方之義付、如願
被仰付候

奉願口上覓

私家業之儀、長崎吉雄耕策江相付數年修行仕候得
共未相伝廉々有之、殊ニ近年、阿蘭陀流之名法等
相伝候間、罷越候半者彼是可致伝授旨、耕策慄元
策より追々申越候、先年不相伝候廉々何卒致相伝度、
年来之願届ニ御座候処、元策も前文之通申越、幸
之儀ニ付罷越相伝仕度奉存候、依之日數貳百五拾
日之御暇被為拝領度奉願候、勿論呴度之義ニ而ハ、
療治方相済申間敷候間、暫ハ逗留之心得ニ而罷越
可然趣相決候付、右之日數奉願儀御座候間、御支
所無御座候ハ、何卒願之通被仰付被下度深重奉
願候、此段筋より宜被仰上可被下候、已上

林文民判

亥五月

嬉野又兵衛殿

田中兵右衛門殿

右御暇相済候処、罷越候儀、益後ニも可相成旨
申達候

702 文化十二年九月二十三日 遠山左衛門帰府の事

一 帰府之長崎御奉行其外左之通、今日牛津昼夜付、御
使被御進物被指出候

御奉行

梅干 一曲 遠山左衛門尉様

支配勘定役

梅干 一曲 藤井順七郎殿

御普請役

同 一曲 足立所左衛門殿

右ニ付郡方其外役々同所出張、御進物御使者佐嘉泊
ニ付、御泊迄被差越御進物才領足輕壱人看板着物、
又御使者之人江宿札銀貳両并才領之者江銀貳匁出ル

703 文化十二年九月二十四日 鹿島直舞持疾の為參府延引の事

一 丹波守様、先達而より之御痴癪御痔疾少々御快方ニ者候得
共、今以御全快不被成長途之御旅行難被為叶ニ付、來
月中御參府御延引被成候段公辺御届相成候由、鹿島聞
番より西丸迄奉札を以為御知有之候

704 文化十二年十月四日 小野在兵衛ら高島番の事

一 高島為守衛方當五月より被指越置候左之人數、同取引扱、
今夕帰着

組頭
筒方

小野在兵衛
土山七兵衛

足輕共三人

一 筒方壱人、足輕武人相詰候様相達ニ付、大坪源右衛門
并足輕生方伝助・川副幸助詰続被仰付候

主從三人 大坪彈右衛門
右同足輕〔直義〕
捨若殿家來

705 文化十二年十月七日 黒田齊清牛津止宿の事

一 松平備前守様、長崎御番所為御見廻御越、今夜牛津御
止宿ニ付、郡方其外役々同所出張有之
但御使者御進物体兼而堅御断ニ付其儀無之

生方伝助
川副幸助

706 文化十二年十一月四日 高島番吉田六右衛門帰着の
事

一 高島番被差越置候吉田六右衛門、昨夜帰着

右者高島番ニ而當三月廿七日より武百八拾日之切手
申請罷越居候處、來子正月十二日迄日限相満候、
然處同五月迄詰続申付相成候付、滿日より向日数百
八拾日日延被仰付願之趣、筋々御聞届願之通日延
被指免候條、其筋可被相達候 已上

年行事

708 文化十三年三月十四日 高島番壱人差越し候事

一 高島御番方筒方足輕無人ニ付、今朝より壱人被差越候、
尤御内分御減略ニ而遠見方足輕壱人御切手前斗ニ而、相

707 文化十三年正月十一日 大坪彈右衛門切手日延べの事

一 高島番被差越置候大坪彈右衛門其外御切手、明十二日
迄日切相成候付、旧臘年行事江日延被相願置候末、左
之通濟口之達有之候付、高島申越

子 十二月廿九日

一 高島御番方筒方足輕無人ニ付、今朝より壱人被差越候、
尤御内分御減略ニ而遠見方足輕壱人御切手前斗ニ而、相

減被置候付而

御切手前

小副川惣吉名前

二而此節參

水町平馬組

吉富与四右衛門

手同然自身持出返上可仕候、若疎之儀茂御座候半
者、我々無調法可被仰付候、已上

709

文化十三年四月十九日 長崎奉行配下花井常蔵ら帰府の事

一長崎御奉行手付出役上下格花井常蔵・菊松弥次郎帰府
牛津通行ニ付、以御使者梅千壹曲充被差送候、上使屋
番勤

願主 村田淳伯判
伯父 遠岳源内
佐野賢亮

加賀守(直堯) 覚

子四月十五日 上

園田善左衛門

古川与惣右衛門殿

横山十郎兵衛殿

710

文化十三年四月二十六日 村田淳伯の京都修業五力年切手の事

一村田淳伯義、医学為稽古京都罷越、室町上ル丁山本靜達宅
相済居候処、段々延引之末、今朝より出立有之候、右ニ付
御切手願左之通

願書付

私儀医学為稽古京都罷越、室町上ル丁山本靜達宅
江罷在、同人江隨身仕度御座候条、向五ヶ年限御切
手被仰請可被下候、於向々無作法之儀不仕出、京
都罷着候半者、烏丸屋敷江点谷罷下候節者、御留守
居方より付状を取、右年限之内、無間違罷帰御切

願書付
私弟子山内郷广那古村罷在候足輕嘉村次兵衛子玄
策義、医学為稽古京都室町上ル丁山本靜達方江隨
身為仕度御座候条、向五ヶ年限御切手被仰受可被
下候、於向々無作法之儀不仕出京都罷着候半者、

711

文化十三年四月二十六日 佐野賢亮弟子嘉村玄策京都修業、五力年切手の事

一佐野賢亮弟子山内廣那古村罷在候足輕嘉村次兵衛子玄
策医学稽古として京都差登度五ヶ年限御切手、左之通
御乞出相成候

願書付

私弟子山内郷广那古村罷在候足輕嘉村次兵衛子玄
策義、医学為稽古京都室町上ル丁山本靜達方江隨
身為仕度御座候条、向五ヶ年限御切手被仰受可被
下候、於向々無作法之儀不仕出京都罷着候半者、

烏丸御屋敷江点合被下候節者御留守居方の付状を取候、右年限内、無間違罷帰御切手同然自身持出返上可仕候、若疎之儀も御座候半者、我々無調法可被仰付候、已上

子三月

師匠

佐野賢亮 判

願主

嘉村玄策 判

伯父

吉原長左衛門判

兄

嘉村重藏 判

親

嘉村次兵衛 判

覺

加賀守殿家中佐野賢亮弟子嘉村玄策、別紙之通、

五ヶ年限御切手相願候条可被差出候、於向々無作法之儀、不仕出候様堅可申付候、若緩之儀御座候半者、此方可承候 已上

子四月十五日

園田善左衛門

古川与惣右衛門殿

横山十郎兵衛殿

712

文化十三年五月十三日 黒船合図は烽火でなく早走宿継に戻す事

一二丸受役所の左之通、達帳を以相達有之候自然長崎江黒船並相替候船着之節、急速彼地の注進專要之事ニ付海陸両様を以注進相成候通、諸手当之一通、年々長

崎御仕組被仰渡義候、惣而者、去ル辰年以来者速通達之ため、烽火之合図を以、移継候様相整被置候得共、烽火場之最寄火災等之節紛敷有之候付 烽火二而之合図被相止、辰年以前之通、早走宿継二而通達有之候様被仰付候付 右之趣者、最前被相達置候通候、就而者右注進之義、長崎の爰許江到着之時刻、凡七時半程二者相届候旨、先達而御奉行所江御達込相成居候付而者、其旨を相心得、聊遲滯之義等無之、兼而諸手当相整居候様、筋々懇三可被相達旨、御當役御申候、以上

子五月十二日

受役所

文化十三年五月十四日 齋直長崎より帰城の事

一 肥州^(齊直)様長崎の今日御帰城二付而、牛津御通行二付、郡方

其外役々同所出張

一右御帰城ニ付而、二丸江御歓御使者御承知之上被差上答也

一今日長崎御仕組御用ニ付、善右衛門殿二丸被相越候

一右御用手紙御仕組方相談人中の御名前御書上相成居候御家老江当御用手紙被差出来候処、此節ハ西丸呼出ニ而書付被相渡候付、前方手紙ニ而被差出候旨、内々問合有之候処、近年者御仕組方外役所ニ候処、前方之通御傍方被相付候付、以前之通、西丸呼出ニ而相達候由、右書付ハ西丸心得ニ相渡候旨被申候段申來、右書付左之通

園田善右衛門

201

右之人、長崎御仕組二付而御用之儀候条、明十四日九
ツ時御城被罷出候様

714 文化十三年五月十七日 長崎奉行松山直義への書状
の事

一御在番之長崎奉行松山伊予守様江之御書壹通到来二付
被差出候事

715 文化十三年五月二十二日 高島番六名帰着の事

一去冬高島番として被差越置候、左之人々今夕帰着

大坪彈右衛門

村崎六郎

足輕
目付

松山庄助

足
輕

生方伝助

川副幸助

生方
伝助

716 文化十三年六月二十六日 長崎奉行松山直義行列の事

一御在着二付、長崎御奉行松山伊予守様江御使者を以左
之通被進候、
御使者川副又右衛門勤之
一御太刀 一腰

(一) 御馬代銀一枚
右御使者渡方、左之通
一主從四人
一次馬壹疋
一雇鑓持壣人
一次合羽籠持壣人
一雇撊箱持壣人
一秤領銀三枚 正銀

一御進物才領足輕 壄人
一御進物持次人足壇人

717 文化十三年七月七日 外科は茶坊主前の席次の事

一当日御札被為請候五人立名披露

奏者 留守喜兵衛

扣 星野二右衛門

星野二右衛門

右今度御改革相成、以来五節句朔望共御家中何連
も銘々名札持參、朝六ツ半時迄五ツ時迄、御目付
請役付御広間江張出相成候所江釣合出順之通、被
渡御目候、尤左之通被差分

一 物頭 帳壹本

馬乘以上身上第々二不拘相混出順
右ハ物頭たり共遲參之節ハ馬乘以上之次席
之事

文化十三年九月二十二日 長崎奉行、牛津駅止宿の事

一帰府之長崎御奉行、其外今夜牛津駅止宿ニ付、左之通御使者を以被差送候、郡方其外例之通出役

梅干一曲 三百五十ツ、入 松山伊予守様

同 一曲 二百五十ツ、入 支配勘定役

(御肴代) 正金五百疋 橋爪頼助殿

(御樽代) 右同三百疋 折

右者於江戸數年御懇ニ御世話等有之御方ニ付、御内々も被指贈候
右何連も御使者番勤

御普請役

梅干 一曲 二百五十ツ、入 大木三七郎殿

一 平士通 帳壺本

一 医師

外科 帳壺本

茶頭

右高ニ不拘打混出順

右医師外科たり共、逕参之節ハ茶頭之次席之事
心得候様、一昨五日大組代中呼出、相談役る相違

文化十三年十月二十四日 在大坂野田庄太夫医師手形相副呼び出し猶予願の事

一足輕野田新兵衛梓庄太夫、於大坂致欠落候付、代座籠之義ニ付当春以来年行司方る御呼出之處、病氣ニ而毎度日延願被差出候末、今又、左之通、医者手形相副差出候ニ付、則年行司方達込相成ル

奉願口上覺

某義年行司御用ニ付、御役所罷出候様連々被仰達奉承知候、先達る病氣差出何分罷出候体無御座付御猶予被成下候様奉願候処、願之通日延被仰付難有奉存候尤日限中、急度養生相整罷出候様、猶又稠敷被仰達候ニ付、爰切差部養生相加候得共其詮無御座、追日差募候者、押^{はま}り罷出候体無御座、御用御差支ニ茂相成候亘り甚氣之毒千万恐至極奉存候、少々も快方仕候半者即可罷出候、依之医師手形相副御達仕候間、御仁惠を以御猶予被成下候様奉願候、此段御筋々、宜被仰達被下

右御使者上使屋番勤
此節橋爪止宿ニ付而、相原四郎兵衛・川副又右衛門兩人旅中見廻として旅宿被罷出、自分之首尾二而上菓子一箱三斤入持參有之、儲又佑一郎殿自分之首尾ニメ御菓子代金三百疋御同人江差送候旨、兩人より被申達候也

度、深重奉願候、以上

子十月

遠岳源右衛門組足輕

野田新兵衛

嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

八十五歳
一同三両

野口弥右衛門母

八十壹才
一同三両

野副七郎右衛門母

八十壹才
一同三両

池田与四右衛門母

八十歳
一同三両

吉本彈助

八十二歳
一同三両

山田九郎左衛門母

八十五才
一同三両

田代半右衛門母

八十才
一同三両

轟木源兵衛

八十二歳
一同三両

小頭
栗原家三郎祖母

八十三歳
一同三両

御徒士
御鷹匠

八十歳
一同三両

古賀勘介母
栗原家三郎祖母

八十二才
一同三両

横尾内蔵之允

八十一歳
一同五両

松隈意仙祖母

720 文化十三年十一月十五日 長寿者お祝い金の事

一左之人々稀成長寿ニ付被相祝、左之通被為拝領候、尤
侍通之分者御用入部屋ニおひて御用人達、小頭・御徒士
以下者御状方より相達申候事

八十二才

一銀五両

八十一歳
一同五両

子十月
嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

野田新兵衛義、先達而中風差出薬食不相進、先
頃手形を以御達申上候末、猶又、療養相加候得共、
病症ニ付而者何分急ニ薬効相見不申、甚難済之病ニ
相成、快復之程、難斗奉存候、以上

医師手形

子十月

中島祐玄

医師

嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

八十二歳
一同三両

八十三歳
一同三両

綾部安兵衛

八十四歳
一同三両

八十五歳
一同三両

八十六歳
一同三両

八十七歳
一同三両

八十八歳
一同三両

八十九歳
一同三両

九十歳
一同三両

九十一歳
一同三両

九十二歳
一同三両

九十三歳
一同三両

九十四歳
一同三両

九十五歳
一同三両

九十六歳
一同三両

九十七歳
一同三両

九十八歳
一同三両

九十九歳
一同三両

一百歳
一同三両

文化十三年十一月二十三日 富岡三太夫砲術稽古上
覽の事

一今朝五ツ時始^ニ而、富岡三太夫門弟砲術於新御座所、御射場被遊御覽候、御親類・御家老・詰役人列席、例之通、右^ニ付、三太夫江左之通被為拝領
 (一 塩鯛 一 折 二枚)
 (一 御樽 一 五升入)

富岡三太夫

文化十三年十一月二十五日 東島逸馬砲術稽古上覽の事

一今朝四ツ時始^ニ而、新御座前御射場尔東島逸馬門弟砲術被遊御覽、列席例之通、右^ニ付、逸馬左之通被為拝領候
 (一 塩鯛 一 折 二枚)
 (一 御樽 一 五升入)

東島逸馬江

文化十四年（一八一七）

723 文化十四年二月十一日 長崎御仕組方より家老名前
差し出しを命じられる事

一長崎御仕組仰渡^ニ付、御家老御名前被差出候様、長崎御仕組所^ル西丸迄相達有之候^ニ付、十太夫殿御名前被

差出候

724 文化十四年二月十三日 足輕野田庄太夫医師手形の事

一遠岳源右衛門組足輕野田新兵衛子庄太夫、於大坂致欠落候^ニ付、如御定代籠舍被仰付候^ニ付、去年来年行司方々毎々御呼出相成候所、病氣^ニ而罷出候体無之、毎度医師手形を以、日延願之末、代座籠舍被仰付候、依之今十三日入籠為手数御本方^ム下目付野田順助罷越候付、此御方^ム為立会郡方附役江頭久郎兵衛罷越、入籠手数相濟

725 文化十四年二月十七日 砲術上覽の事

一今朝五ツ時御供揃^ニ而、富岡三太夫門弟村山勘右衛門、倉本卯十門弟砲術為上覽、北浦堤土居江被遊御越候、右^ニ付、御親類・御家老中・請役所詰中出席有之、物而右上覽^ニ付、三太夫・勘右衛門・卯十江左之通被為拝領候

(一 鯛壹折 三枚)
 (一 御樽 一 五升入)

右者三太夫江
 一 鯛壹折 三枚
 一 御樽 一 三升入

右者勘右衛門・卯十江

二月十九日

一今朝五ツ時御供揃二而、東島逸馬門弟中砲術為上覽、北浦堤土居江被遊御越候、御親類・御家老中・請役所詰中出席有之、右三付、逸馬江左之通被為拝領候

(一塩鯛一折 二枚 五升入)

文化十四年三月四日 直堯病に付、參勤延引の事

一二丸江當節御參府御延引付、公辺江御届被遊被下候様、肥州様江御願被成候末、左之通御進物方々西丸聞番呼出二而被相達候

加賀守様為御參勤、当月六日御發足之御心得御座候所、御持病之御痔病被御差發、何分其儀不被相叶候付、公辺被仰達被下度旨被聞召候、一体御病氣之儀者無御余儀相聞候得共、當時公辺右様之筋至而錦密之御調茂有之折柄、御家督無間茂御出途御延引之御届等有之候通二而八、御本末之御首尾相二茂相掛事候条、被加御療養押而近々御發途被成候様被思召候、右之趣、家老中茂相含、急度御養生方心を寄、右之通、可取計旨被仰出候

三月五日

一当御參府御延引付、右之趣二丸江御使者を以被仰達候末、御頃合御評定之所、御達相成候様、毎度御進物

方々相達二付、西丸々左之通達込二相成

口達覺

加賀守殿義、当月六日參府之心得被罷在候所、先達而る持病被差起、何分ニも乘輿等被仕候体無御座候ニ付、乍迷惑右之段御老中迄被仰達被下候様勿論手前も御届仕候旨、使者を以被申上候所、一体病氣之儀者無余儀義ニ者候得共、當時公辺右之筋者至而錦密之御調も有之折柄、乗出後無間も延引等有之候而者、御本末之御首尾相ニも相懸候条、被加療養、病氣之儀者無余儀義ニ者候得共、則る之出途何分難被相叶、素り爰切養生被仕候半候得共、猶又急快被致候様、何れも指部取計儀御座候、何れ近々家老共罷出發足頃合等之儀者申上事ニ者候得共、先以前断之次第申上候様在所も申越候、以上

丑三月

御進物方當

太田廉三郎

文化十四年三月六日 高島番を命じる事

一役方左之通被仰付之旨、御當役被相達

當高島番被仰付候

口上覚

一先達而々桶口刈疫病相流行、今以退除無之付、右転除祈祷行乘坊江円実坊へ被仰付候、料銀五拾匁

三月十三日

一今般、東道免村江疫病相流行候ニ付而、右村家々祓、其末転除祈祷行乘坊・円実坊江被仰付候、料銀五拾匁

729 文化十四年三月十三日 高島番の事

一左之通、役方被仰付之旨、附役達

水町平馬組足輕

吉富与四右衛門

松田善太右衛門組右同

神代久右衛門

730 文化十四年三月十七日 牟田素友より合力願の事

一牟田素友より俸益家業為稽古、佐野繭仙宅隨身差遣置候所、彼是物入難渋之訳有之、稽古料被指出度、左之通被相願候所、當時之御半數人不被及御手ニ願通不被相叶、尤稽古方之儀ニ付、無拠訳を以、別段為御合力當丑年より向卯年迄三ヶ年之間、銀式枚ツ、被指出候

私俸素益家業為稽古、佐嘉御家中佐野繭仙宅指遣、混と差部出精為仕置候、然処、内分不少物入有之、兼而内證差支候、私ニ中々不任所存候付、稽古料等被差出被下候様、遍奉願度奉存候得共、乍恐御時節を相考御助成等不奉願合ニ而、是迄八乍不束手前覺悟ニ而隨身罷在候、殊ニ場所柄之儀ニ御座候得者、為病用外出等仕候砌ハ御外聞ニモ御座候ニ付、相応之身形等引繕候半而不相叶彼是ニ而弥ケ上雜費相嵩候得共、成丈と存他借等を以押々相凌為罷在儀御座候得共、至当節候而者、世上一統之差支ニ而、右様調達之申談絶而出来仕候ニ付、乍殘念彼方引取候外無御座候得共、其通ニ而者、是迄数年稽古仕候詮も空敷相成、實以歎ケ敷次第御座候、其上師家元も今暫打進之通ニメ召置候半者猶又療治方習熟伝来等も仕、未以者一際御用ニも相立候通心添致吳候由被申聞たる儀ニ御座候得者、前件之次第三ニ何分不任力、依之當御時節をも不奉願、近來難奉願恐多奉存候得共、稽古料として米三石充三ヶ年之間被指出被下度奉願候、於然者、於蔭を以、猶又出精熟達をも可仕と難有奉存候、惣而者、是迄私ニも佐嘉住居ニ而者有様不本意義と奉存候得共、内実不得止事訳有之住居罷在候得共、追々ニ者何れ引越候含御座候、勿論、俸ニ者御館下住ニテ御奉公仕候様、兼々申聞候、自身も其候者覺悟ニて罷在儀ニ御座候条、何卒被為聞召啓御慈愛

之御吟味被成下、願之通相済候通、筋々宜御相達可

被下義、今又再訴仕候通も御多用御半恐至極奉存候

得共、深重奉願候、以上

丑二月

嬉野又兵衛殿

牟田素友判

四月二十四日
岡喜右衛門

右同
岡喜右衛門

731 文化十四年三月二十八日 高島番の事

一左之通、被仰付之旨、御当役被相達候

(當夏高島守衛方)

筒方役依願被仰付候

右付而諸渡方平士通也

四月二日
一左之通、被仰付之旨、附役達

藥王寺只之允組足輕

岡喜右衛門

高島番筒方付兼
神代久右衛門江被仰付置候所、痛而御断付代り

四月六日
一当夏為高島番、左之人々今朝出立

藥王寺只之允

番所

筒方
中尾孫兵衛

(役内目付兼)

足軽

生方伝助

地番方

吉富与四右衛門

右之人、長崎御仕組付而御用之儀候条、來

野口十太夫

足軽

生方伝助

四月二十七日
一長崎御仕組方の西丸呼出、長崎御仕組付、御家老野口十太夫殿被罷出候様、左之通申来候所、御用繁付、水町数馬殿被相越候

以上

丑四月廿四日

筒方式人
足軽五人宛

筒方式人
足軽五人宛

高島
伊王島

当御非番御自領島々固、諸家來詰方之儀、追々旬季指向候付、地行増詰人數入而高島之儀者來月朔日の伊王島其外者同十五日の左書載之通旬季中増番被仰付儀候条、可得其意旨候

達有之

四月二十四日
岡喜右衛門

五月二十三日

一先達而被仰付置候當夏高島番、左之人々今朝より差立候

村岡權之允

足輕

野田新兵衛

右同

野田卯兵衛

被差出候

定金百疋

定銀百目

北島三折

中島需齋

右致太儀候ニ付、被為押領候

右ニ付、西川宿掛り役の郷目付迄、別紙之通、横目共右

注進有之

注進

文化十四年七月十九日 唐津領の虚無僧手疵負いの事

一西川宿貞兵衛と申所江唐津虛無僧義政と申者、手疵を負駆込打臥候ニ付、御取計其外左之通

一右之趣、郡方より御本方江御届有之、其末、同領中島村伝兵衛と申もの、同宿通掛候ニ付、為介抱留置候所、本人并右伝兵衛の療治方之儀相願候ニ付、中島需齋・北島三折兩人江被仰付、右全瘡療治為身届、足輕目付壱人被指越候、右之末、兩人より相願候者、彼是難渋ニ付、帰郷仕度旨相願候ニ付、則右之趣郡方より二ノ丸筋尋有之候様、西丸掛合之末、則其旨請役所江尋有之候所、差図有之候者、帰郷致度旨相願候ハハ、願通可被相整、尤後日難題等不相成通本人并伝兵衛の所之庄屋・村役の手形等取置候様可被相整旨指図有之、右一件ニ付、從御本方見分等無之、唐津領江者同掛大庄屋の所之庄屋迄右之次第掛合相成、右療治方被仰付候ニ付、左之通

今十九日晚七ツ頃ニ而も御座候哉、我々掛り内西川宿貞兵衛と申者宅江誰レか立寄、列敷戸をたたき候故、家内之者驚戸を開き見候所、面体衣類其外血ニ染居候故、何方之人ニ候哉如何体之儀ニ而右之次第三而候哉相尋候所、唐津舸子町義政と申虛無僧之由ニ而、同所長源と申虛無僧同行ニ而唐津領ノ柳川領法頭之方江要用有之罷越候途中、兩人連、昨夜多久別府町江立寄、暫家屋并大庄屋方江立寄致休息候末、夜中同所を致発足、途中ニ而兩人何歟争論等相調候、右西川宿西右原村の池上刈之内、往還筋ニ而、右義政江長源切掛け手を負セ、左候而長源義者其場所の直様逃去候由、相咄申候、尤義政疵額ニ壹ヶ所、左之頬の口ニ掛一ヶ所、刄又左右之手ニ一ヶ所有之候、右何れも深手ニ而、以之外苦痛之体ニ御座候、勿論、右之様体ニ付、右義政義者右貞兵衛宅參着掛、其何ん相臥罷在候、言舌も聰と不相分ニ付、途中ニ而之始末等も委敷ハ難差分、且生死之程も難計体ニ有之、甚不安心之義奉存候、右

数ヶ所之疵、以之外相病難堪三付、何卒療養相加
吳候様、本人よりも達而相願義御座候、何れ之通取
計可然哉、御差図可被下奉願候、此段御注進申上
候、以上

上久須刈横目

丑七月十九日

久米右衛門

右同庄屋

市右衛門

鍋島加賀守様

郡御奉行中様

鍋島加賀守様内(直堯)

八月二十四日

松田権助殿
深江平兵衛殿

一去月十九日晚、西川宿西往還において、唐津領虚無僧

義政と申者、同輩長源と申ものゝ数ヶ所手疵を負、西

川宿貞兵衛と申者宅江驅込候付、其段郡方二ノ丸江

筋々相達相成候末、此御方外科本道被相付療養を加
候半彼領内の同輩數人罷越、昇取度旨相願候二付、二
ノ丸へも相達、其通被仰付候、然末、左之通到来二付、
此御方外相応之返書出ル

一筆致啓上候、弥御堅固可被成御勤珍重存候、然者、

柳川御城下江月院弟子當領分之内、普化番僧儀政と
申者、宗会三付、江月院江相越候途中、御領内於西川

宿、最前去月十九日晚、同人隨番之虛無僧長源と申
者欲心之発、儀政江為負手疵、逃去候故、不得止事西

川宿貞兵衛方江相越、世話相頼候由之所、御役筋江

御達申候由三而、御医師被差向御手當被下、其上所々

村役人共彼是心配有之候段、儀政申出、承知いたし
候、何角御厄介之儀忝次第存候、依之別紙目録之通
相贈候間、各様迄從拙者共可得御意旨、家老共就申
付候、如斯御座候、恐惶謹言(忠邦)

八月廿一日

水野和泉守内(忠邦)

嶺岸半内判
秋元天兵衛判

金武百疋
金三百疋

北島三折殿

金三百疋

中島祐玄殿

同百匹

小城郡西郷大庄屋

銀武両

古賀与次兵衛

同人手付

伝蔵

筆者

十藏

同式両充

西川宿庄屋
善蔵

金百疋

西川宿庄屋
安右衛門

同所横目

久米右衛門

銀武両

同所別当

同式両

伝助

私倅俊台儀、医術未熟^ニ付、兼而遊学稽古為仕度存念罷在候所、今般私儀御供被仰付難有仕合奉存候、就而者此節召連罷越度奉存候條、向三ヶ年御暇被為拝領被下度奉願候、尤自力^ニ而稽古出来兼候^ニ付、先達而一孤兵糧奉願候所、當時別而御差支^ニ付、不被相叶候段、御達有之候得共、最早年頭^ニ茂罷成候得者、成丈自分格護^ニ而召連可申奉存候、尤外之稽古人罷下候末者、何卒一孤兵糧被差下度、旁奉願候、此段筋々宜仰上可被下候、

文化十四年九月十七日 川久保俊策より倅遊学及び 合力願の事

右目録金配當之儀、別紙之通申來候付而ハ、如何取計可申哉之旨、郡方々書付を以、二丸伺^ニ相成

銀七両

以上

同所

(看病人)
世話人

金五百疋
銀壱両充

貞兵衛門

忠兵衛門

伊左衛門

松左衛門

同所宿亭主
貞兵衛

同所五人組

以上
丑九月

川久保俊策

秀島利左衛門殿

嬉野又兵衛殿

文化十四年十月七日 薬王寺只之允、高島番詰続の事

一薬王寺只之允儀、高島番被仰付置候所、当月小番^ニ交代前^ニ候得共、詰続被仰付度旨、同人^ニ願有之候^ニ付、其通被仰付候、尤小番前^ニ付、御合力并主従渡り方等之儀も小番同様有之候様、高島致注進候

文化十四年十一月十九日 長崎番所より減番達の事

一長崎御仕組方々左之通相達^ニ付、中尾孫兵衛儀者早速引払相成候様、村岡権之允儀者追々代役被差越候迄相詰罷在候様、高島江注進相成候
之當御非番旬季中、深堀遠見所増番被仰付置、儲又御自領島々固として増詰人數被指出置候所、当夏入津之阿蘭陀之儀、先達而帆影見隱候付而者、追々筑前当番方^ニおひても減番可相成
殊^ニ漸々旬季相後レ候付、右増番詰等之儀、右^ニ書載之通被相減義^ニ候條、不目立様引扒^ニ相成候様、筋々懇^ニ可被相達旨^ニ候

一遠見方之儀、去ル辰年以前白帆入津之上^{二而者}、堂山香
燒元遠見取計地行詰人数被相部置、天堤山、其外所々

請遠見部增番被相省候付、當節之所も右之畢竟を以、

堂山其外一ヶ所江足輕三人充詰方被仰付、其外増番詰

人數被相減候事

一前末之通、遠見方增番人數被相減候付、(深源茂辰)孫六郎殿家來

白帆注進心遣役、其外備又西浜注進船之儀、皆以被相

省候事

一高島之儀、合団筒等為打方當時筒方弐人・足輕五人增

詰得差出置候得共、去年御減番請、詰方之見合を以、

筒方壱人詰方相成、其外之人數引払相成候様、尤足輕

凡も詰方有之來候得共、同所御備筒之儀、地行御番所

手近之場所^ニ付右御番所詰足輕^ヲ兼々相勤候様之事

一伊王島之儀、筒方弐人・足輕五人增詰人數之内足輕三

人詰方相成、其外之人數と前条同様引払相成候様之事

附、本文詰方^ニ付、四丁立壱艘相繁被置候得共、右者

被相省義^ニ候、尤足輕共所々渡海之節、其時々三丁

立位之漁船雇入を以相濟候様、右^ニ付^{而者}御費之儀等

無之様、猶於其筋取計候様、以上

丑十一月

長崎御番所

一葉王寺只之承儀、是迄大番^ニ付、遠見方相勤居候末、當

節依願小番^ニメ詰統被仰付候段、注進相成候、此段、於

方主從三人其外小番之通也

一右同断足輕之儀、生方伝助・吉富由右衛門、遠見方之

方江詰統被仰付、筒方心遣兼^ニ相勤候様申越相成

文化十四年十二月九日 鹿島直宜宿泊の事

一今晚御泊（鹿島鍋島直宜桜岡泊まり）被成候、御書院

二御休被成候様被相整候、御床畳式畳敷 御夜具一通

御火鉢用意

一御側矢沢泰右衛門・御手医師千々岩享益両人次ノ間

二泊り被申候、其外者此御方^ヲ之御給仕之人之分也、

詰所御廊下、御次東ノ間^ニ此御方御徒士弐人不寢番

被仰付候

文政元年（一八一八）

737 文政元年七月四日 長崎沖白帆發見、村田淳泊帰着の事

一西丸^ヲ左之通申来候付則達御聽、御親類・御家老方江

廻札出ル

二丸請役所^ヲ此元呼出被申達候者、昨三日卯刻、於

長崎三拾里計冲白帆相見候段、注進相成候、此段、於

御心得迄相達候由御座候、以上

七月四日

利左衛門様

又兵衛様

廉三郎

一村田淳伯、昨夕京都^ヲ帰着仕候段、御届有之

738 文政元年七月五日 オランダ船出崎の仕組懸合の事

一蘭船入津之節、御出崎^{ニ付}、御仕組方懸り合左之人々江
被仰付候旨、御当役被相達候

長崎與

日出島源兵衛

川副又右衛門

田中九十九

持永治兵衛

秀島利左衛門

嬉野又兵衛

相談人達

利左衛門様

又兵衛様

七月七日

廉三郎

七月十八日

一此節蘭船入津^{ニ付}、今朝六ツ半時御出崎被遊候御仕組、
左之通

今度蘭船武艘入津^{ニ付}、肥州様御名代長崎御越^{ニ付}、
御仕組

一今度長崎御越^{ニ付}、御供左之通り被仰付候

御家老

野口十太夫殿

御用人達

御用人

相原四兵衛

御當役達

御傍頭

川副又右衛門

御側

廉三郎

利左衛門様

七月八日

一西丸^ム左之通申來候^{ニ付}、則達御聽、其通御承知被成

一西丸^ム左之通今晚申來

受役所^ム此元呼出被申達候者、先達而被相達置候蘭船、

一昨四日亥刻長崎致入津候付^{而者}、殿様御出崎之御日

限被相達候様、惣而今一艘追々致入津候段、右阿蘭陀

より申出候由、旁相達相成候、此段及御掛合候、以上

739 文政元年七月六日 オランダ船入津に付、齊直出崎
の事

候段、同所江返書出ス
二丸受役所^ム此許呼出被申達候者、阿蘭陀船入津^{ニ付}而者、長崎表殿様御越之儀、来ル十八日御発足被遊、

廿一日立山御勤被成候様被相達候、惣而右御請之儀、明日者否被仰上候様^ニと旁相達相成候、此段及御掛合候、以上

星野二右衛門

御供番

岩松兵左衛門

山本利惣太

田中太郎左衛門

御供御雇

益田伝之助

御徒士御供御雇

今村弥七右衛門

光野宇右衛門

城島和七

弥永小右衛門

中野官藏

久保伝兵衛

大嶋文之進

右者御供番并外当之人々付、相談役ら相達

足輕式拾老人

小道具拾老人

一左之通長崎御供之人々江隨身願有之候處、何レも如願
被仰付候旨、銘々江付役ら相達

十太夫殿隨身

益田盛人

秀島勇助

北嶋平次郎

御用人江隨身

右者奥向人数二付、
御用入ら相達

御膳建
右同
御料理人
下坊主

古部久甫
大坪十歲

牧瀬龍右衛門
江口六郎
福嶋弥八郎

屯詰
小池忠吾
中山右伝
川崎庄左衛門

御納戸付役
牟田准兵衛
田中莊兵衛

御駕籠副

伊東七郎兵衛
持永治兵衛

御状方御供目付

川久保俊策

御供御雇

橋本貫一

崎川弥一郎

藤山沢右衛門
日出島二左衛門

東次郎兵衛
小野源右衛門

御供番

岩松兵左衛門

山本利惣太

田中太郎左衛門

御供御雇

益田伝之助

御徒士御供御雇

今村弥七右衛門

光野宇右衛門

城島和七

弥永小右衛門

中野官藏

久保伝兵衛

大嶋文之進

右者御供番并外当之人々付、相談役ら相達

足輕式拾老人

小道具拾老人

一左之通長崎御供之人々江隨身願有之候處、何レも如願
被仰付候旨、銘々江付役ら相達

十太夫殿隨身

益田盛人

秀島勇助

北嶋平次郎

御用人江隨身

右者奥向人数二付、
御用入ら相達

相原万兵衛

西村四郎五郎

矢上

廿一日

川副又右衛門江隨身

藤嶋李次郎

(中略)

長崎

伊東七郎兵衛江隨身

庄善五郎

一長崎より宿継を以、左之通注進申来

従長崎一筆致啓達候、殿様益御機嫌能御旅中無御滞

今朝五ツ半時當表被成御着、立山御勤相済申候、明

朝六ツ時御乗船_{二而両御番所并御台場御見廻}、其末

迄御発駕被遊御帰路、御道中無御滞候得者、來ル廿
五日被遊御着座義御座候、旁為注進如斯御座候、恐々

謹言

七月廿一日

川副又右衛門

一右之段、御家中江大組代呼出為御知申達

一右御日限之儀、御供惣人數下々迄達之事、尤奥向者御

状方_ヲ申達

一右三付、御道心遣小頭目付壹人・足輕目付壹人、牛津大

橋際迄御先相立候事

一右同断、郡方江達之事

附、跡方之通、御往来共牛津大橋迄被罷出候様之事

(中略)

一御休泊左之通

小城泊

十八日
浜
多良
諫早

十九日
湯江

廿日

長崎與殿

高木忠石衛門殿

星野善兵衛殿

横尾旧右衛門殿

日出島源兵衛殿

相原四兵衛

以宿繼致啓達候、殿様益御機嫌能被遊御座、昨廿一日御奉行所御出勤、今日両御番所、其外蘭船御見分等無御滞被為済御同意奉恐悦候、猶又御道中無御滞候得者、弥來ル廿五日御着座被遊儀御座候、旁為注進如此御座候、恐々謹言

七月廿二日

川副又右衛門
相原四兵衛

長崎與殿

高木忠右衛門殿

星野善兵衛殿

横尾旧右衛門殿

日出島源兵衛殿

七月十八日
一今夕七ツ時前、無御別条御着座被遊候事

740 文政元年七月晦日 竹内伝右衛門 医師手形の事

一竹内伝右衛門、先日より佐嘉評定所御用之處、病氣二而罷出候通無之付、医師手形病症書左之通被指出申候付、同所相達有之候様、今日差越

覚

竹内伝右衛門儀、当春以来中風之症被相煩居候末、打追差募、言語相乱起居、自由不相叶、何分急快之程難計候、拙者服副差遣候付、手形差出儀御座候、以上

七月晦日

佐野賢亮

私儀、御評定所御用二付罷出候様、毎度被仰達承知仕、則可罷出候處、先日より御達仕候通、當夏以来中風之症相煩、平臥之体罷在、何分押而罷出候通無之

私儀、御評定所御用二付罷出候様、毎度被仰達承知仕、則可罷出候處、先日より御達仕候通、當夏以来中

寅八月

田中吉郎

石丸李殿

口達覺

口達覺

私一類今泉清十儀、佐嘉評定所より御糺御用之儀二付罷出候様、毎度被相達候所、于今疵口不相整氣体不相勝、混と平臥罷在、何分押而罷出候體無御座候、依之医師手形相副御達申上候、何卒今暫之御断申上候條、御猶予被成下候様奉願候、尤少々も養生方相整候ハ、早速罷出候様取計儀御座候、此段筋々宜被仰達可被下候、已上

寅八月 福地良庵

741 文政元年八月三日 今泉清十医師手形の事

一今泉清十佐嘉評定所御糺御用之処、疵口未相整候付、医師手形病症書、左之通指出候付、今日西丸差越
一今泉清十儀、先達而金瘡之末、今以快復不仕、疵口疼痛苦惱難堪、食事不相進、起伏不相進候、右之容体三付、私療養相加申候付、為念手形如此御座候、以上

寅七月

竹内伝右衛門

御座、尤折角療養相加罷在候得者、少々も快方御座候ハ、押而罷出可申候間、夫迄之儀御猶予被成下候様奉願候、此段医師手形御達仕候条、筋々宜被仰達可被下候、已上

文政元年八月二十七日 本家より長崎行きを命じら
れる事

有之候様御相達

小野源右衛門
藤山沢右衛門
日出島二左衛門

崎川弥一郎
橋本貫一

一二丸請役所より御家老御呼出し付、西造酒殿被相越候所、
鍋島主水殿より書付を以、左之通被相達候

殿様御事、先達より之御病氣、今以御快無御座候付、
当九月長崎御越之御間御帰國不被為叶候、就右彼地

御見廻之儀為御名代加賀守殿被相越候様被仰出候

九月十六日

一今度長崎御越、今朝七ツ時御供揃而御発駕被遊候、右

二付御手配左之通

今度蘭船為御見送被遊御出崎候付、御仕組左之通

一長崎御供左之通被仰付候

御家老

野口十太夫

御用人

御用

御用人御達

御當役達

御傍頭

御用人

加談役

御傍

星野二右衛門

東次郎兵衛

御取次方をも其心得

御ヒ
川久保俊策

御状方御供目付
牟田准兵衛

御駕籠副
伊東七郎兵衛
田中九十九

御納戸付役
牟田准兵衛

屯詰
田中莊兵衛

小池忠吾
中山右伝

川崎庄左衛門
江口六郎

御料理人
福嶋弥八郎

牧瀬龍右衛門

御膳立

大坪十藏

下坊主

古部久甫

小城 御泊

休

奥向二而御用人々相達

御供番

岩松兵左衛門
小柳孫右衛門

堤與市

御供御雇依願

横尾権七郎

伊東城太夫

祐筆御雇

山領千兵衛

御徒士御供御雇

光野卯左衛門

音成官右衛門

遠田伝兵衛

城島伝左衛門

弥永小右衛門

立石正兵衛

足輕式拾五人

小道具拾壱人

右著相談人達

一来ル十六日晚七ツ時御供揃三而被遊御発駕候段、被仰

出候

(中略)

一御休泊、左之通

小城

廿四日

六角

廿三日

廿二日

諫早

浜

矢上

長崎

廿一日御発駕

御着日建山御勤

御帰路

同十九日

同十八日

矢上

諫早

湯江

同十七日

浜

九月十六日

多良

六角

小城

御泊

休

九月二十四日

一殿様益御機嫌能、今日九ツ時被遊御着座候、手配一通

左之通

(前略)

一廿四日九ツ時前、無御別条被遊御着座候段、二丸并蓮池・鹿島・山城殿山城・仙妙院殿、其外佐嘉表兼而御取合之御方々江為御知有之候様、則刻西丸申越候事

743 文政元年九月二十七日 本家番方タ高島人數減略報 知之事

一西丸タ左之通申來

深堀嶋固諸家來之儀、追々御減番之上候、左三書載之通被仰付義候條、被相減候人數者急速引払相成候様、筋々懇ミ可被相達候

一高島之儀、筒方之式人三足輕五人之内筒方壹人請方被仰付置、其余者引払相成候様、尤足輕之儀、御番所タ兼ミ相勤候様

寅九月廿七日
右之通御番方タ此許呼出達帳二而被相達候條、此段及御懸合候、以上

九月廿七日

利左衛門様
又兵衛様

喜右衛門

744 文政元年十一月四日 德見伝助來小城

一長崎德見伝助儀、今日桜岡罷出候付、小松之間下之間二而葉多葉粉出ル、其末於新御座被渡御目、御小袖壹重被為押領候段、川副又右衛門タ達之、右相済、小松之間二而左之通出ル

一料理 一汁三菜 外二香物

一吸物 一

一看 一取看 二

一湯

一くわし

一徳見伝助タ献上

一豹ノ皮

一龍眼肉

右者殿様江

一磨頭巾

一あらい粉

右者翰姫様江

此御挨拶請役付嬉野又兵衛タ口上二而

文政元年十一月十五日 馬渡寛四郎席について大組代より口達の事

一馬渡寛四郎役方被仰付候付、左之通、大組代々書付を以相達ニ付、御付札を以達ニ成ル

口達覚

先達而馬渡寛四郎義、御山方御目付役被仰付候付、右人者医師之家柄二而、只今一生還俗被召成候得共、医師並三而御礼等被申上役方被仰付候亘り、先般御尋申上候所、右者被相雇役方為被仰付趣被仰聞候得共、常富玄活一生医業相願候得者、医師席ニ被召成候、寛四郎義者、席格不相替罷在候、就而者勤役中か又者一生歟、医席被相省被下候道者有御座間敷哉、尤何れも承服仕候通、御差分可被下儀御達仕候、已上寅十一月

一ノ先
二ノ先

御旗本

御左

御殿
御右

付紙

御目見席之儀者、其職々御定被置、其外依人柄御賢慮を以被仰付儀ニ候、家業之人たり共被相雇役方等被仰付候砌者、其役席御定有之儀ニ候、惣而馬渡寛四

郎儀者、一代還俗二而医術被差免置、尤席之儀者元席

ニ被仰付置候、此節思召を以被相雇役方被仰付候付而ハ、役外ニ相懸候儀者矢張医席ニ被差置、役席者相定居候通ニ候、依之本文願之趣、御取立無之候

文政二年（一八一九）

746 文政二年二月二十八日 松平忠憑死去報知の事

一島原カタハラ左之通熊と飛脚を以御到来ニ付、御返事被指出候

一筆致啓上候、然者忠憑主殿頭儀、旧冬カタハラ持病之癆積差發、其上早春カタハラ寒氣被相障通、通利不宜水氣ニ相成色々養生被差加候得共、追日病相增、段々差重養生不相叶、去ル八日被致死去候、因茲忠凭撰津守儀、定式之忌服請之候段、御用番様江御届被申達候、此段為御知可得御意旨被申付越候条、如斯御座候、恐惶謹言

二月廿四日

平野弥次右衛門

松坂丈左衛門

松平十郎右衛門

松平勘解由

西造酒様

水町数馬様

園田善左衛門様

野口十太夫様

追而本文之趣ニ付、為御悔御使者は勿論、御飛札等之

御沙汰も御座候ハ、被及御断候、此段も為念得其

意候、以上

二月廿四日

高島番

足輕下目付

江里口政右衛門

生方伝助

村山平兵衛

747

文政二年四月七日 郷医へ褒美として帯刀御免の事

一吉富村郷医田中良庵江、左之通、被仰付候旨、付役ら申達

郷医師

田中良庵

右代々医術を業として療治方深切ニ致出精候旨、依之為御褒美帶刀被差免候

748 文政二年四月八日 領内浦々警備を命じられる事、
高島番の事

一左之通ニ丸請役所る西丸呼出、相達有之候旨申来
異国船入津之時分ニ候間、御領内浦々如例年被入御
念可被仰付由、御奉行所ら被相達候条、自然浦々為
紛船參候半者、番船を付置、早速注進可被仕候、以上
卯四月七日 請役所

主従四人 今泉惣左衛門

追而本文之趣ニ付、為御悔御使者は勿論、御飛札等之

御沙汰も御座候ハ、被及御断候、此段も為念得其

意候、以上

二月廿四日

749 文政二年四月二十四日 富岡三太夫門弟砲術稽古の事

一武衛流富岡三太夫門弟、浜堤土井ニ而上覽被遊候、右ニ付、左之通持領御用人達

一酒
一塩鰯

750 文政二年閏四月二十二日 長崎番方より達の事

一長崎御番方る左之通相達有之
当御非番御自領島々固諸家來詰方之儀、追々旬季差向
候付、一昨年畢竟高島之儀者來月朔日より伊王島・
上ノ島者同十五日より地行増詰人數入箇方式人并足輕五
人充増番被仰付義候条、可被得其意候、已上
卯閏四月十二日 御番方

文政二年五月六日 野田安右衛門門弟中砲術稽古願の事

蓮池津田宗円門弟
本道

同救安

佐賀古賀仲安門弟

廿四歳

佐賀江上祐益門弟
本道

廿四歳

一野田安左衛門門弟中砲術試仕度、願之末北浦村にて有之

752 文政二年五月七日 高島番足輕の事

佐賀江上祐益門弟
本道

廿三歳

平野村六十三歳
斉藤玄周

一当夏番高島足輕、左之者江被仰付候

高木忠右衛門組

村岡清太夫

小城川久保俊策門弟
本道

廿三歳

同玄仙

高島番筒方兼

佐賀相良柳庵門弟
外科本道

高原

相良柳昌

753 文政二年五月十一日 医師名前を本家へ差し出しの事

京都山本靜達門弟
本道

永岡小路四拾弐歳
佐野賢亮

親賢亮同様

廿歳

同俊民

眼科本道
本道

廿歳

同俊民

横丁廿九歲

西小路六拾六歲
北嶋三折

松隈意仙

本道

京都山脇道榮門弟
本道

初佐賀牧春台、後
本道

京都山本靜達門弟
本道

横丁廿九歲

西小路六拾六歲
北嶋三折

京都山本靜達門弟
本道

京都富野伸達門弟

三拾七歲

畠田小路三拾五歲
山田玄沢

本道

同忠順

佐賀古賀仲庵門弟

本道

同宗與

佐賀紀伊春沢門弟

本道外科

南小路四十六歳
常富玄活

小城原口宗益門弟

本道

牛津本町三十八歳
中嶋元立

佐賀牧春台門弟

本道

二瀬川村三十二歳
宮崎救民

小城川久保俊策門弟

本道

下古賀村廿三歳
石井祐順

幼年二付未師家無之

本道

吉富村五歳

布上友一郎

小城川久保俊策門弟

本道

西道免村廿九歳
吉原宗榮

小城川久保俊策門弟

本道

中町

菊池宗垣

小城中嶋元立門弟

本道

牛津本町十五歳
辻良三

初江戸福井龍助様、後同所

本道

新小路四十九歳

川久保俊策

小城亡村田忠悦門弟

本道

牛津新町四十八才
前田元節

初江戸天野道順、後同所

本道

廿四歳

同俊台

小城村田順伯門弟

本道

十八歳

同三省

山田元民門弟

江戸柴田元泰門弟

本道

新小路五十四歳
原口宗益

外科

八戸六十六歳
牟田素友

佐賀佐野需仙門弟

廿三歳

外科

同素益

小城川久保俊策門弟

西川廿三歳

外科

福地良庵

佐賀牧春台門弟

大日小路三拾才

外科 鷹医者

牟田寮淳

佐賀中町四十九才

外科 林文民

十八歳

同雄民

長崎吉尾幸策門弟

西川宿四十七歳

外科

中嶋需齋

文政二年五月十九日 本家より林文民雇の事

756 文政二年六月四日 医師剃髪願の事

一左之人頭瘡^ニ而惣髮願相濟、惣髮罷在候所、致平瘻候^ニ付、剃髮仕候旨、左之通御届有之、惣体右願之儀者諸願古人之内、八人充御競的被遊御覽候、右^ニ付、御酒被為拝領候

一左之人頭瘡^ニ而惣髮願相濟、惣髮罷在候所、致平瘻候^ニ付、剃髮仕候旨、左之通御届有之、惣体右願之儀者諸願古人之内、八人充御競的被遊御覽候、右^ニ付、御酒被為拝領候

口達覚

私儀、頭瘡相発候付、惣髮被仰付候様奉願、其通被仰付置候所、近來平瘻仕候條、剃髮仕度奉存候、御届仕候條、此段筋々宜御執達被下度致御願候、以上

卯五月

佐野賢亮

一此節、川方一件^ニ付、林文民儀被相雇、日田被差越度旨、
二丸^ニ相達之末、其通御聞済相成候付、其段二丸被相
達候様、西丸申越
右者此節御本方之儀も先年背振山公事同様之事^ニ而、
侍・手明鑓も格を離レ庄屋・村役、或者町人・百姓之
名目等^ニ而被相勤候付、文民儀も趣次第二者町医之姿

秀嶋利左衛門殿

四番
辰上刻沖島
山田喜三左衛門

757 文政二年六月十七日 高島より注進の事

一高島より足輕飛脚を以、左之通注進申来

昨十一日御注進之白帆船壹艘、同日中刻長崎致入津

候所、例之商壳船^{ニ而}別条無之、新かびたん乗渡不申

候、且渡船壹艘有之旨、阿蘭陀人共申之候段、於御

奉行所被相達候由候条、遠見方之儀弥以被入御念、

跡船相見、且少変之義も有之候ハヽ、無遲々私宅御

注進可被成候、將又壹艘船御注進之次第、別紙懸御

目候、以上

卯六月十二日

右承届候、以上

樋口作左衛門

島々連印

卯六月白帆船壹艘注進之次第

御私

脇津

卯中刻

原口藤左衛門

武番

香焼

同刻

山崎孫兵衛

三番

高島

卯下刻

三番

今泉惣左衛門

758 文政二年六月二十一日 翰姫病により死去の事

五番

巳下刻

伊王島
菊地又左衛門

以上

文政二年六月二十一日 翰姫病により死去の事

一昨夜中より翰姫様御病氣被御差發、至今朝以之外之御様

子被為見候^{ニ付}、右之段、早速御親類方・御家老中・請

役所詰中江廻札被差出候所、何れも御内罷出相詰候也

一右^{ニ付}岩藏寺江御祈禱被仰付候旨、附役^{ニ而}申遣、料銀三枚早速開白之事

一左之人々御容体伺被仰付候段、附役より相達

殿様御匙

川久保俊作

村田淳伯

佐野賢亮

北嶋三折

不快

（村田淳伯
佐野賢亮
北嶋三折）

六月二十二日

一翰姫様御病氣御養生不被為叶、今夜亥下刻御逝去被遊
候、諸手數別帳^{ニ有}、但、今朝五ツ時過御逝去被遊候得

共、佐嘉向彼是御問合之義付、右之通也

文政三年（一八一〇）

759 文政三年四月八日 領内浦々警備を命じられる事

一左之通、従二ノ丸請役所相達候付、其筋相達
異國船入津之時分候間、御領内浦々如例年被入御念
可被仰付候、御奉行所より被相達候條、自然為紛船參
候ハ、被仰付番船を付置、早速注進可被仕候、以上
辰四月

二ノ丸 請役所

文政三年四月二十七日 砲術内試の事

一今四ツ時始三而、左之砲術角前計、於新御座所御内試被
相整候、將又師家門弟中へ書載之通、御酒肴被為持領
候

井上流
武衛流

（三升樽
塩鰯壺

富岡三太夫

門弟

（式升樽

真田流

東島逸馬

塩鰯壺

真田流

（式升樽
塩鰯壺

（村山勘右衛門
倉本卯十
門弟

文政三年四月晦日 布上玄ト跡式を水町如斎に申し 付ける事

一布上友一郎一類中より先達而左之通御内慮窺有之候

奉伺口上覺

我々一類亡布上玄ト儀、病氣差出快氣難計程御座候所、
嫡子無御座、尤妾腹之体罷在義^{アマニ}者候得共、至而幼稚
之者三而、何分成長之程も無覺束奉存候付、存生之内印
封書付を以、御賢慮奉願置候所、一類中より人柄見立奉
願候様被仰達、色々吟味仕候得共、相応之人柄も無御
座候付、幼稚妾腹之寒子友一郎江跡式被仰付被下候様
奉願候所、願通被仰付難有奉存候、就而者一類として養
育之儀心遣未以御用立候様取計候半而不相叶義御座候、
然所、當時節柄と申、玄ト死後物入之末、小録之上、
幼稚之者三而者、内政之道も相絶、既及飢命候所より是迄
者一類中猶又押寄、色々助力心遣候得共、何茂同様之行
追三而、最早何分^{二茂見}頃行届不申、去迎者当惑此時ニ
御座候、素り友一郎江一旦跡式被仰付置義候得者、今
更何か相続難渋等可奉愁訴謂者無御座、恐怖至極奉存

候得共、前文之都合、幼年之者ニ而如何共相続之道不相

啓、參り掛り御座候間、誰か後見をも被仰付、家名相

続仕候通被仰付被下道者有御座間敷哉、其上友一郎義

近頃少々瘡之病氣差出候付、折角養生相加罷在義ニ者

御座候得共、甚無心許旁之次第を以無余儀無顧恐奉愁

訴候間、御仁恵を以、後見之者被仰付被下候ハ、友

一郎養育方も行届、成長之末者於蔭を以始終家続可仕、

廣太之御仁恩於我々も重畳難有仕合奉存候、此段極難

之余リ御内慮奉伺候条、偏ニ願之趣意被為聞召啓被下

候様、宜御相達奉願候、以上

城戸武兵衛

野副繁太郎
何レも判

高間玄竹

嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

右ニ付、御吟味之上、誰人柄見立願出相成候通、一類中

へ被相達候末、左之通、願出相成候

以手紙致啓上候、然者私弟如齊義、廿五歳ニ相成候を

亡布上玄卜老家統へ被相願度任御相談、此方筋々相

尋候所、支所無御座候条、其御方御願可被差出候、

此段為御掛合如斯御座候、以上

十一月

野副繁太郎
城戸武兵衛

水町及竜判

高間玄竹
奉願口上覚

我々一類布上友一郎儀、近來瘡症之病氣差出候ニ付、

折角療養相加候得共、甚無心許、殊ニ者至而幼年と申

小録之身分ニ而相続之道難相立、一類逆も同様之行

迫リニ而御座候得者、格別之見頃茂難行届旁ニ付、無

余儀後見之者をも御願申上道者有之間敷哉、先達而

委細書付を以、御内慮奉伺候所、家続之者人柄見立

奉願候様、御達之趣奉承知、難有奉存

候、依之評義仕候所、御本家御医師水町及竜弟如齊

廿五才ニ相成候を布上家続被仰付被下度奉願候、其

通於被仰付被下者、友一郎儀ハ嫡子ニ被仰付被下度、

猶養育行届、成長之末ハ御蔭を以始終家続可仕、廣

太之御仁恩於我々も猶又重畳難有奉存候、此段筋々

宜被仰上可被下候、以上

辰二月

高間玄竹判

城戸武兵衛判

野副繁太郎判

嬉野又兵衛殿

右ニ付、江戸表伺越相成候所、如伺被仰出候付、願之

通佐嘉御家中水町及庵弟如齊を布上家続有之友一郎

を嫡子ニ被仰付候旨、今日一類城戸武兵衛・高間玄

竹呼出被相達候間、一類ら連出候通相達

御前清帳ニ有り

762 文政三年六月二十九日 川久保俊台医術稽古より帰着

一川久保俊策倅俊台医業為稽古、江戸罷登居候所、今日致帰着候段、御届有之

文政四年（一八二二）

763 文政四年三月十四日 石井祐順医学、稽古願の事

一石井孫右衛門ヲ倅祐順医学為稽古江戸差登度、左之通願有之候所、無拠依願其通被仰付候、尤路費者勿論、於彼表兵糧其外迄自觉悟ニ而罷登度一向御願ケ間敷義等不申上旨、猶又書取を以、左之通被申達候

奉願口上覚

私倅祐順儀、医業稽古仕罷在候所、未練熟不仕候ニ付、何卒折を以出府、尚又良医隨身熟達仕候通有御座度、兼々奉存候得共、一円幸之折も無御座、免哉角押移り罷在候所、當節不図存立、何卒出府稽古為仕度奉存候条、当已ヲ向三ヶ年之御暇被為押領被下度奉願候、勿論居ニ付而者當時之御半何角御助成等之儀可奉願様無御座、地行小身不束之私日用まで相當

兼候半ながら、路費、其外滞府中卒々ニも自格讓ニ而稽古仕候通可相調奉存候条、何卒御聞済相成候様重畝奉願候、於然者御蔭を以猶又粉骨差部医術熟達向以者御用相立候通有御座度、千万難有奉存候条、旁之趣御憐恕之御評議を以、如願御聞啓相成候様、筋々宜御相達可被下儀、深重奉願候、已上

巳三月

嬉野又兵衛殿

持永治兵衛殿

口達覚

私儀、今度出府医業稽古仕度ニ付、御暇之儀、別紙奉願置候通御座候、勿論、於彼地者少しも御上御難題等不奉掛、着府之上者當時日本橋罷在候仙台之医師桑原隆長隨身仕候得者、飯料何哉も自身ヲ仕候ニ不相及次第、同所隨身罷在候原口宗與ル申越候、將又病氣其外無拠難渉之訛合ニ而師宅引取候歟、又者右之手筈相違之儀等有之候ハ、ハ、當時桜田御屋敷相詰罷在候私從弟城島常十ト申者引請心配可仕と堅申遣置候付、何等之儀たり共、御上御助成体之儀可奉願候所存ニ無御座候、万一千彼是相違仕遊学難相叶振合も御座候節ハ、衣類等枯却仕、卒々ニ茂早速帰国仕候通ニ而、常十共申談可相整奉存候条、前断存念之次第可然御相達可被下候、此段御問合ニ付、書

付を以辻申上候、以上

三月十一日

石井祐順

764

文政四年三月二十六日 富岡三太夫・東島逸馬門弟
中砲術内試の事

一富岡三太夫・東島逸馬門弟中砲術御内試於願、御座前
被相調、尤角前計り也、依之御酒肴左之通被為拌領
候

一酒弐升

一塩鰯壹充

765 文政四年四月十一日 高島番出立の事

一西村権右衛門、其外今朝より高島出立、左之通

西村権右衛門

大坪彈右衛門

足輕

村山平兵衛

同

中原忠蔵

同

八頭司清右衛門

右足輕四人之内、壹人者内々御減略二而、吉田善次名前御切手
差越、尤御切手前者四人三而、此節三人被

一長崎御仕組ニ付而御用有之、十太夫殿今日御城御出被
成候様申来候付、造酒殿昨夕より罷越

766 文政四年四月十七日 高島番を命じられる事

一長崎御仕組方より左之通相達有之候段申來

当御非番御自領島々固諸家來諸方之儀者、跡方畢竟

高島之儀者來月朔日より、伊王島・上島者同十五日より地
詰并増番人數入テ筒方・足輕五人宛詰方被仰付義候
條、可被得其意候、以上

已四月十六日

田代勘兵衛

吉島六郎左衛門
横山十郎兵衛

且又最前下目付被差越筈ニ而、吉田善次名前御切手
相済居候所、此節者指掛リ下目付より不被差越候通御
吟味相決候付、右善次代清右衛門罷越也

一此節高島遠見方諸遣銀三貫貳百目ニ而請合切ニ被仰付
候
一夏番同儀、筒方諸遣銀三貫五百目ニ而右同断、扱又彈右
衛門儀、此節御手當米并高島迄片道路銀一式頂戴不仕
可相勤旨、尤古方渡不足之内、錢壹貫目被相渡旨、依
願其通ニメ此節被差越候

767 文政四年六月朔日 長崎御仕組に付、家老呼出の事

一長崎御仕組ニ付而御用有之、十太夫殿今日御城御出被

野口十太夫

右之人長崎御仕組二付而御用之儀候条、來月朔日朝

五ツ時、御城被罷出候様

肥州様被遊上覽候二付、太儀ニ被思召上、御内々御側方

より銀三枚被為拝領候、追而於江戸御承知之上、此御挨拶御使者を以被仰上筈也

文政四年六月二十一日 富岡三太夫死去の事

一富岡三太夫病氣之末、快氣難計体ニ付、被相願置候組
差上候段、御達有之、其末病死御届有り

六月二十三日

一富岡三太夫病死ニ付而、砲術伝書之儀、伴弥五八郎義幼

年ニ付而者、生長迄之所、御目付方一類合印封ニメ御目

付方御預相成候様、一類中江相達候末、右之通御立会
合印封ニ而同人宅江被差置被下度、依頼其通之手數ニて

伝書一式相渡置候、其節横尾内蔵之助被罷越候

一富岡三太夫砲術門弟之内、飯田仁四郎皆伝有之居候段、

一類中ニ被申達候付、左之通被仰付之旨、付役より相
達

飯田仁四郎

右三太夫病死ニ付而ハ、家柄之儀候所、伴弥五八郎義
も未幼年ニ付、同人稽古方門弟中心遣被仰付候

文政四年八月二日 東島逸馬門弟火術を齊直上覽の事

769

一去月廿九日、東島逸馬門弟之内、佐嘉御家中之分火術

文政四年九月二十七日 西村安右衛門より伴高島詰 続願の事

770

一西村安右衛門より伴權右衛門、高島冬番詰続被仰付度
旨、左之通願有之候付、如願被仰付候旨、付役ム申達、
尤本人江者追而仰付越相成筈也

奉願口上覚

伴權右衛門義、近來病所有之難儀仕居候得共、兼而內

證向逼迫所の療養も不行届罷在、右ニ付、当夏高島御

番被仰付被下候半者、其席を以長崎表良医ニも相掛り

養生仕度旨、旁奉願候所、其通被仰付難有仕合奉存候、

其末治療相願候所、御庇ニ漸々快方為相成趣、乍去古

疵之義ニ而未得と無御座候由ニ而、今暫も薬養等仕候

ハ、軀而全快をも可仕旨医師ム申聞趣候由候、右ニ

付而、近来自併ケ間敷殊ニ不弁者之儀ニ而御用弁之亘

り如何と奉存候得共、自然御支之儀無御座候ハ、近

年之御畢竟ニ而当冬御番方詰続キ被仰付被下候ハ、

御蔭を以、當時困窮之凌方を始、且勤隙ニ者尚又加養を

も仕度旁程有奉存候間、右之段、私ム奉願候様申越候

付、如此御座候条、何卒御憐愍を以、願之通被仰付被

下候様、本人同様一向奉願候間、此段筋々宜御相達致

御願候、已上

已九月

西村安右衛門印

以上

長崎御仕組方

費之儀等無之様、尚又於其筋取計相成候様之事

771 文政四年十月四日 長崎御仕組方より高島番外減略の達

一佐嘉長崎御仕組方より左之通相達有之候段、西丸より申
来候付、則高島番衆中江申越相成候

当御非番旬季中、深堀遠見所増番、扱又島々固増詰
人數等指出被置候所、當夏入津之阿蘭陀船、先月廿
日致湊下、殊二旬季も漸々相凌候得者、右増番詰等之
儀、一昨年御非番之節被相減候、畢竟左之通被仰付
候義候条、深堀詰役之引払一同三不見立通ニして引
払相成候様、筋々銀^{支度}可被相達候、以上

一遠見方増番、扱又孫六郎殿家來白帆注進役等并西泊注
進船之儀も被相省候事

一高島之儀、筒方武人・足輕五人被指出度候得共、筒方

一壱人詰方相成、其外之人數被相減義候、尤足輕之儀者
地御番所詰る兼相勤候様

一伊王島之儀、筒方武人・足輕五人之内、筒方壱人足輕
一式人詰方相成、其外ハ前条同様

一神島之儀、筒方式人・足輕五人之内、足輕三人詰方相
成、其外ハ前条同様

一附り四挺立壱艘御繫被置候得共被相省候、尤足輕共

所々渡海之節ハ其時々三丁立位之漁船雇入相成、御

772 文政四年十月十九日 高島冬番詰続願の事

一高島冬番詰続依願、左之通被仰付越候

高島冬番詰続

高島守衛方筒方冬番詰方

西村權右衛門

大坪彈右衛門

足輕

右同御番名付筒方請持^{二而}

中原忠藏

村山平兵衛

右之通、此節注進相成候、持永藤九郎始、足輕共早速

ノ引払候様掛合越相成候

一右詰続ニ付、諸遣銀請負ニメ左之通被為定候旨、是又懸

合越相成候也

正銀弐貰八百五拾匁

西村權右衛門

大坪彈右衛門

足輕

十一月二日

正銀弐貰目

一高島守衛方として被差越置候持永藤九郎、昨夜帰着之
段、御届有之

773 文政四年十一月十八日 香田利兵衛より二男医学稽
古願の事

一香田利兵衛より左之通ニ二男医業一生被差免、江戸遊学相

願候処、如願被仰付御暇をも願通ニ相済候付、御切手
願差出候、依之左之通乞出相成候

乍恐奉願口上覺

某二男章藏義、生來虛弱有之未以御奉公体之義も何分
不任所存、氣之毒千万奉存候、然処年来医学心遣罷
在候条、右之者一生医業被差免被下度奉願上候、其通
御聞濟於被下者、差付難奉願御座候得共、此度江戸表
中川法印殿方江罷越、尚又医学稽古為被仕度奉存候条、
当年より向五ヶ年之間、御暇被仰付被下度、旁深重奉願
上候、此段御届候、宜御相達被成下度、偏ニ奉願上候、
以上

巳十一月

香田利兵衛印

774

文政四年十二月十九日 武衛流火矢稽古の事

一武衛流火矢放出、昨日打残有之候ニ付、今朝射残之分
放出有之

文政四年十二月十九日 医師中より薬種を大坂より
直接購入したい願の事

一医師中より左之通願有之候末、如願被相済候内、廉々左
之通被仰付候旨、演達書を以被相達候

奉願口上覺

我々義、年来蒙御高恩、家業相続仕居、偏ニ御仁惠難有

奉存候、然所、近年諸薬種高直ニ相成居候半、今又銀間
高直ニ付而者、莫太之高価ニ相成候得共、何分ニも凌方
無御座、無余儀佐賀藥種屋より買入仕居候所、誠ニ薬種
龐品ニ相見、我々治療も不行届事のみニ而、眼前仁術之
趣意ニも不相叶、第一者家業之失面目候亘り、去逆者歎
敷次第奉存候、然而者、近頃恐多奉存候得共、大坂薬種
直注文ニ相渡被下候ハヽ、薬種上品殊更下直ニ相見候
得者、薬種料金も猶更下料ニ取納仕候半ヽ、是以御領
民御救之一助ニも相当、我々ニ而も御蔭を以相続可仕難
有仕合奉存候、尤仕法方之大図、別紙手覚ニ相認差上
候間、御慈惠之御吟味を以、御仕法被相附被下度、深
重奉願上候、此段筋々宜御執達可被下候、已上

巳十一月

御医師中

手覚

一明午春、大坂薬種注文凡積ニメ三百両位丈ヶ者遣方相
成可申候、尤年ニ寄大加薬遣方多少之年柄御座候ニ付而
者、三百両之内増減之事

一右薬種注文御申組被成下候半ヽ、右代金之内、凡六
七拾両之所者、当冬調達申上候事、但明暮仕切之砌者、
一先御返済被成下候事

一明後未年より者、毎年大坂薬種屋仕切之義、其年ニ寄注文
薬遣イ洩候銀高之所八成丈出精調達可仕、尤年々相應
之利金者被相渡被下度候、左候半ヽ、五・六ヶ年相過候
半ヽ、凡三百両位者仕法金を以、献金可申上候事
一前断之通、大坂薬種注文之上者、聊ニ而も仕切不埒之筋

等有之候而者、決而不相叶候条、藥種料之儀、春貼^{二付}、正銀壹分七里^ツ、^{三而}取納仕候様、鄉町^者庄屋充取立^三相成、秋冬^ニ懸ヶ皆済相納候通、屹度御触達被成下度事

一已來、鄉町流行病、其外極貧窮之人々者、其時々村方役々立会吟味之上、施薬仕候通、仲間中^カ救合可申と奉存候事

一坂薬種、其外近国地方薬種仕入并配當且又貼數調子合、彼是手締至而手込候義有之候条、右仕法被相達被下候ハ、則^カ御施薬方主役御賢慮を以被仰付被下度事

附り、手元附役老人被相附被下度事

右之外、尚又差掛り候義者、追々御願可申上事
巳十一月 御医師中

演達

御医師中江

願濟演達書写

一當時金銀高直^{三付}而、諸薬種莫太高価相成、凌方無之、甚難渋^{二付}、今般薬種大坂直注文を以仕入相整度被相願、右者深川弥平太仕入を以被指下候儀者勝手次第之事、尤手許筆算方無之而不相叶訛も有之、猶又其段被願出候半^ニ、誰江懸り合等は可被仰付事
一前段仕法立を以被相願候条々尤^ニ相聞候、併鄉町薬料之儀、上^カ者何程と相定難被相達候条、相對申談交用可有之候、尤不^ニ等無之様、鄉町^{江者}可被相達置候事
附一体之為心遣、下目付老人懸り合被仰付候事

一御施薬之儀者、下^カ願出候時々被仰付事^ニ候得者、医師

中^カ之施薬^ニ者及不申事

一御施薬方主役、別段被仰付候儀、医師中吟味を以、人柄被相達候ハ、其通可被仰付事

一右之末^ニ付、御医師中^カ人柄見立、左之通被願出候口達覚

一今般、御施薬方被仰付^ニ付、主役之人願出候様被仰下候故、仲間中吟味仕候所、村田順伯・佐野賢亮・川久保俊台、右三人之内、兩人江被仰付被下度、就^カ而者手元筆者算方之儀者、村岡半之丞江被仰付被下度、旁奉願上候、此段筋々宜敷御相達可被下義奉願候、已上
巳十二月 御医師中

御医師中

一今般依願佐野賢亮・川久保俊台江御施薬方被仰付候、右^ニ付^而者、諸薬品買入之儀、深川弥平太手筋を以、大坂^カ直^ニ仕入可被致^{ニ付}ハ、代料仕切之儀、已来不^ニ付^而者、諸無之通可被相調候、自然不行届儀等有之候通^ニ者、御外聞^ニも相懸儀候条、其心得可有之候
一鄉町病人藥養有之候上、其向々^カ薬料等之儀、不^ニ付^而者、致通^ニ者鄉内八庄屋・村役・町中八別当・咲共江屹度心遣候様相達被置儀^ニ候、然而者藥料之儀相對^ニ而受用可有之候、併無理^ニ取立有之候通^ニ者、忽洩^ニ相及^者も可有之哉難計、其通^ニ者決而不相叶義候条、病家之貧富、

其内極困窮者等之差別も可有之義ニ候付而者、專取納之

緩急其外取捨之勘弁可被致儀仁術之前ニ而勿論候

一御施薬之儀相願候者有之節ハ、是迄之通、筋々ム可被

相達候条、聊無疎様、其時々調薬可有之候

一藥種仕入筆算方之儀、是迄手元役等被仰付候例も無之

儀ニ候得者、願通不被相叶候、尤右手伝迄之儀者、村岡

半之允江可被及御沙汰置候

一御施薬方并筆算方手伝等ニ御手当米等ハ不被差出儀ニ

候条、旁之趣可被得其意候、已上

一右之末、郷町江達之趣、郡方筋江左之通演達有之

一左之通被仰付候旨、付役ム申達

御医師中仕法ニ付筆算方手伝

村岡半之允

文政四年十二月十五日 施薬方筆算方手伝いを命じる事

上
一當時金銀直段高直ニ付而者、医師中藥種至而高価相成、甚難渋ニ移合候ニ付、今般仕組相立、深川弥平太手筋を以、大坂ム藥品直仕入ニ而調薬有之儀ニ候、就而者郷町病家藥用之者間ニ者藥料不埒之者も有之哉ニ相聞不宜義ニ候、尤極難之者江者是迄之通願出候上、御施薬等も可被仰付候得者、相応ム成丈不埒共之様、併其内貧窮者共身前無理ニ取立相成候而者、忽洩ニも可相及、其通移合候而者、決而不相叶儀勿論ニ候条、其緩急役々としてハ勘弁を以、手段を加へ、程能申合立入心遣候様被仰付候条、此段端々迄懇ニ行届候様可被相達候、已

湯江	162, 215, 218
湯治	40, 44, 80, 81
無津呂	173
塚崎	44, 47, 116
痢病	176, 181
着帶	19
筑前	45
筑前	105, 195
筑前怡土郡福井村	119
筑前城下出来町	176
筑前宿町	114
筑前藍島	38
蓮池	158, 222
逼塞	151
傷寒	176
摠州尼ヶ崎	83, 193
新小路	223
新町	42
楠久	131, 172
腫物	71
鉄炮	99
鉄砲	117, 124, 140, 147, 159
塩田	162
塩田郷	171
緑刈	117
隠居	88, 135
嬉野	40
市武	172
市場	172
魯西亞	125, 126
魯西亞	127
樋口村	16
横丁	222
瘡	14
稽古	67, 79, 81, 84, 98, 102, 162, 163, 164, 167, 186, 200, 207, 211
稽古人	84
稽古方	88
稽古料	69, 175, 207
蝦夷地	125, 145
積氣	97
興讓館	143
薬たはこ	56
薬種	15, 74, 194
諫早	89, 131, 162, 185, 195, 200
諫早江浦	165
諫早湯江	96
諫早湯江落合村	97
濱崎	35
療治	73, 87, 112, 119, 128, 181, 194, 209, 221
織島ヶ里	19
露西亞	129
癪氣	126, 184
蘿木	172
麟鳳丸船	123
鷺山	12
鷺原	12, 13
鷹医術	70
為石村	165
蚊焼村	165
俳川	172

津領	210
炮術	93, 99
畠田小路	222
疫病	69, 163, 207
神ノ島	164
神六	172
神代	131
神島	177, 178, 182, 187, 190
神崎	115
紅毛人	75, 76, 77, 101, 106, 113, 117, 139, 171
紅毛船	151
背振	172
草場村	26
軍術	113
香焼	225
香焼島	133
俵坂	172
原明	172
唐	172
唐人	111
唐人参	49
唐津城下油町	176
唐津舸子町	209
唐船	151
宰府	27, 32
島原	89, 220
島原富岡	176
島原領小浜	40, 80
料被	17
時行病	72
桜田	142, 144, 228
桜岡	26, 32, 48, 69, 72, 75, 78, 173, 219
浦野崎	18
浜	69, 72, 73, 162, 215, 218, 221
浜崎	180
浜御茶屋	39, 68, 108, 167, 169
浮腫	112
流產	110
烏丸	200
烏丸御屋敷	103
狼煙	92
疱瘡	20, 57, 58, 59, 60, 61, 64, 108, 109, 110, 115, 152, 156, 157, 158, 159, 189
疱瘡為	153
真田流	224
砥川	121
砲大筒	147
砲術	50, 79, 82, 107, 108, 125, 161, 162, 163, 166, 167, 178, 186, 189, 196, 205, 222, 224
砲術指南方	88
脇津	225
逝去	112
酒湯	62, 156, 157
釜山	35
高原	222
高鉢	160, 165
高橋	142
堂山香焼	212
寄親	149
深川村	16
深浦	173
深堀	123, 126, 133, 134, 135
烽火	201
異国	156
異国人	73, 115, 151
異国船	53, 100, 101, 124, 131, 100
痔疾	181
痔漏	121
野母	133
陰ノ尾	160, 161
鹿島山浦村	97
黒船	201
黒瀬	111
奥羽	125
惣髮	100
朝鮮	180
朝鮮人	33, 34, 35, 36, 37, 38, 108, 116
朝鮮國	37, 38, 89
椎場	172
温疫	118

191, 192, 198, 207, 216, 219, 226, 227, 230	
佐嘉八戸宿	96
佐嘉中ノ小路	93
佐嘉江	172
但馬国	151
別府	142
呂宋国	111
壱岐島勝本	37
対州	180
尾州	73
忤稽古	85
沖ノ島	164
沖島	177, 178, 182, 184, 187
町医	92
社刈	49
豆津	171
赤司ヶ里	12
赤米	14
医学	15, 16, 22, 23, 31, 39, 43, 77, 85, 90, 91, 98, 100, 102, 105, 108, 112, 200
医学頭取	78
医師手形	70
医術稽古	102
医道稽古	44, 116
京大坂	169
京都	15, 16, 24, 71, 91, 98, 102, 105, 112, 144, 163, 195, 200, 212, 222
京都二条通	118
和人	139
宝町通出水上ル	102
居所新小路	170
岡下	79
岡本刈	19
彼杵	75
服薬	17, 118
松ヶ溪	17, 109, 110
松飾	149
東国	125
東海道	154
東道免村	207
東築町	113, 114
武雄	131
武衛流	93, 131, 224
痴積	121
祈祷	27, 29, 55, 57, 153, 207
肥後天草	89
肥後熊本横町	176
英彦山	27, 28
金毘羅社	157
長刀岩	160, 161
長州	108, 112
長神田ヶ里	12
長崎	21, 28, 29, 31, 34, 35, 40, 42, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 53, 56, 65, 66, 67, 68, 73, 76, 77, 78, 81, 83, 91, 92, 100, 101, 104, 105, 106, 108, 112, 113, 114, 115, 117, 122, 124, 125, 126, 130, 131, 134, 135, 137, 138, 139, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 149, 160, 161, 166, 167, 170, 173, 174, 195, 197, 198, 199, 201, 212, 213, 214, 215, 217, 218, 219, 224, 230, 234
長崎西濱町	103
長崎東築町	40, 41
長崎泊町	101
長崎御番所	212
阿蘭陀	211, 213
阿蘭陀人	21, 22, 25, 39, 40, 43, 44, 46, 49, 52, 53, 55, 65, 66, 67, 69, 72, 73, 75, 79, 81, 83, 92, 104, 106, 114, 138, 166, 191, 225
阿蘭陀流	198
阿蘭陀宿	19
阿蘭陀船	51, 53, 78, 102, 104, 138, 139, 164, 193, 213
剃髪	197
南小路	223
室町上ル丁	200
柳川	209, 210
柳川瀬高築町	176
柳鶴	172

76, 77, 80, 83, 91, 97, 101, 106, 108, 113, 114, 115, 117, 129, 134, 151, 162, 166, 171, 185, 190, 191, 195, 197, 198, 199, 201, 203	
牛津大橋	215
牛津本町	69, 223
牛津両町	72
牛津御蔵床	148
牛津新町	79, 128, 223
牛津駅	234
犬馬場	84, 85
仙台	228
北小路	222
北浦	50, 186, 189, 197, 205, 200
北浦村	161, 178, 196, 222
北浦堤土井	166, 167
北郷	177
外治	24, 71, 92, 103, 119
外科	105, 117, 167, 203
右原村	209
台場	134, 161, 165
尼ヶ崎	82, 192
平井	87
平戸城下京町	176
平野村	222
弘道館	143
本道	18
永岡小路	222
甘木刈	120
田代横町	176
白石之内山口	73
白帆	53, 122, 123, 138, 212, 200
白崎	160, 165
皿山	114
皿山代官所	171
矢上	162, 172, 215, 218
矢上御番所	136
石木刈	107
石火矢	85, 92, 130, 131, 139, 145, 148, 174
石州	73, 115
石塚	172
立山	213, 215
伊万里	142, 172
伊王島	53, 138, 164, 177, 178, 100
吉富村	221, 223
吉雄流	117
名護屋渡	95
多久別府町	209
多良	162, 215, 218
成瀬	161, 162
早津江	173
有田	130, 172
江戸	13, 14, 15, 18, 20, 23, 33, 34, 37, 38, 42, 43, 49, 53, 55, 73, 75, 77, 78, 83, 84, 85, 90, 93, 108, 113, 114, 116, 120, 125, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 149, 151, 152, 153, 156, 159, 166, 171, 203, 222, 223, 227, 230, 231
江戸詰	169
江尻	18, 35, 37, 38, 39
江州国友	93
江府	50, 116, 138, 153
池上刈	209
池峰	172
西ノ岡	110
西小路	222
西川	224
西川ノ宿	119
西川宿	209, 210, 224
西目筋	47
西国	125
西泊戸町	145
西郷	210
西道免村	223
西築町	113, 114
佐留志村	73
佐賀	17, 118, 222, 223, 232
佐賀中町	224
佐嘉	24, 30, 31, 34, 39, 40, 43, 47, 53, 66, 70, 72, 79, 85, 88, 89, 93, 94, 95, 101, 108, 125, 129, 143, 146, 161, 171,

<地名・事項索引>

アメリカ人	122	小城	41, 103, 115, 119, 131, 100
エケレス	139	小城町客屋	118
おろしや	129, 131, 132, 133, 135, 136, 139, 140	小城郡	210
ゑけれどす	141, 143, 144	小城郡桜岡	168
ヲロシヤ	123, 124, 127	小城郡散分村	16
ムスコビヤ	89	小倉	35
リュコニヤ	106	小筒	92
乙柳刈	120	山内	45, 87
九蘇刈	66	山内松山村	181
二瀬川村	223	山内郷	163
八戸	223	山内广那古村	200
八幡原	94	山代	18
下古賀村	223	山代浦崎	11
三根養父	115	山代郷	121, 151
三瀬	172	山代郷伊万里	130
上ノ島	221	山伏	27, 69
上久須刈	210	中町	56
上佐賀代官所	171	中国	154
上町	114, 170	中風	216
上島	229	中島村	209
久留米寺町	176	中極町	95
千栗	172	今古賀村	181
大地町	195	今津	172
大串	173	六角	215, 218
大坂	37, 38, 53, 105, 107, 108, 144, 156, 159, 203, 205, 232, 233	切手	91
大村之内川留	39	太宰府	27, 28
大村鉄宿	176	天草富岡	104
大里	154	天堤山	212
大津浪	89	天満	144
大渡野御番所	171	日田	195, 224
大筒	92, 94, 130, 147, 168	月岡	12, 13
大願寺村八幡原	181	水痘	50, 68
小ヶ倉沖	136	火矢	120, 130, 131
小田	162	火箭	99
小侍	172	牛津	19, 20, 21, 22, 23, 24, 29, 31, 33, 34, 35, 39, 40, 41, 42, 44, 46, 47, 50, 51, 52, 53, 55, 56, 65, 66, 67, 69, 73, 75,

轟木太兵衛倅吉十	162
轟木卯十	64
轟木助右衛門	191
轟木彦右衛門	35
轟木勘右衛門	37, 196, 221
轟木源兵衛	204
鶴田久右衛門	14
麟太郎	103
香田常次郎	188
丹波守	189
樺山市五郎	106

樋口作左衛門	225
樋口貞右衛門	77
横山十郎兵衛	200, 201, 229
横田平右衛門	159
横尾久右衛門	20, 24
横尾内蔵之允	36, 204
横尾内蔵之助	230
横尾内蔵允	46, 47, 79, 80, 91
横尾四郎右衛門	196
横尾左吉	95
横尾旧右衛門	109, 112, 121, 134, 137
横尾弥五兵衛	172
横尾長軒	31
横尾清兵衛	170, 173, 176
横尾権七郎	218
横尾駒次郎	104
横岳万三郎	130
櫻山市五郎	88, 173
権右衛門	83, 230
監物	20, 58, 61, 102
藏人	34, 39, 49
諸隈次郎左衛門	45
諸熊半兵衛	116
橋爪頼助	197, 203
橋本文右衛門	20, 36, 51, 81
橋本文兵衛	56
橋本長左衛門	82
橋本勇右衛	56
橋本貫一	214, 217
橋本藤十	82
橋隆庵	91
薬王寺只之允	82, 185, 186, 190, 208, 211
薬王寺只之允次男	79
薬王寺只之丞	206, 212
親権九郎	186
諫早豊前	138, 139, 141, 158, 189
頼母	81, 86, 87
鴨打千兵衛	11
鴨打勘左衛門	35
鴨打清兵衛	107
龍五郎	192
嶺岸半内	210
齋藤玄忠	158
篠原長右衛門	154
篠原新助	47
鍋島加賀守	210
鍋島左太夫	94, 112
鍋島甲斐守	143
鍋島匠	95
鍋島若狭	69
鍋島捨若	128
鍋島傳兵衛	94
鍋島源右衛門	95
鍋島七左衛門	162
鍋島主水	146, 158, 217
鍋島但馬殿	189
鍋越後	146, 158
駿河守	31
藤十	136
藤山一郎兵衛	70
藤山三郎兵衛	120, 131, 166
藤山沢右衛門	214, 217
藤山沢左衛門	166
藤山宗右衛門	87, 169
藤山尉右衛門	112
藤山惣右衛門	155, 180
藤井順七郎	198
藤戸慶助	109
藤兵衛	85
藤島千右衛門	77
藤島左馬助	36
藤島生益元	132
藤島矢柄	111, 136, 154, 155, 169
藤島貞之進	126
藤島清左衛門	41, 46, 96
藤崎十兵衛	141, 142, 152, 161, 171
藤嶋埜次郎	215
觀蘭翰	89
鶴殿十郎左衛門	23
艶菊	57, 58, 59, 60, 61, 62, 64
攝津守	53
轟木久右衛門	188

新見加賀守	41, 47, 66
溝口甚兵衛	36
溝口常次郎	162
溝口惣左衛門	54
福山吉兵衛	21
福井龍助	223
福地平蔵	161
福地亨元	43, 44, 71
福地良庵	216, 224
福岡与惣右衛門	47, 48
福島弥八郎	110, 214, 217
義政	210
誠	110
豊前	50, 52, 147, 160
遠山左衛門	198
遠田伝兵衛	218
遠江新左衛門	35
遠岳傳右衛門	19, 47, 54, 186
遠岳源内	200
遠岳源右衛門	155, 169, 186, 191, 205
嘉村玄策	201
嘉村次兵衛	200, 201
嘉村重蔵	201
圖書	57, 61
増岡内蔵允	11
徳丸	189
徳広権兵衛	183
徳本勇右衛門	56
徳本新右衛門	179, 180, 183
徳見伝助	113, 114, 116, 219
徳見官左衛門	33, 36, 40, 41, 42, 45, 49, 52, 76, 77, 89
徳見宗順	113
徳見忠吉	166, 190
徳見郡四郎	113, 122
徳斉	83
徳島八右衛門	76
徳島長右衛門	82
熊菊	57, 58, 59, 60, 61, 62
綾部安兵衛	204
綾部兵五郎	127, 128, 131, 133, 152
総吉	151, 160
蒲原右兵衛	184
蒲原平内	96, 99
蒲原次右衛門	95
蒲原次郎右衛門	121, 179
蒲原次郎兵衛	183, 185
蒲原忠兵衛	180
蒲原勘三郎	180, 184
蓑田作左衛門	15, 56, 65
蓑田市右衛門	131
閔与一右衛門	124
閔与一兵衛	109, 150, 155
閔太郎右衛門	45, 67, 74
閔伝之允	145
閔市之進	23, 29
静明院	94, 102, 108, 110, 112
齊藤弥兵衛	36
嬉野十助	95, 100, 101, 105, 107, 116, 124
嬉野又兵衛	185, 187, 192, 194, 198, 208
嬉野卯右衛門	19, 20, 100, 136, 137, 138, 143
嬉野平内	133, 135
嬉野伝之助	88, 96
嬉野弥七左衛門	28
嬉野彦左衛門	238
嬉野甚兵衛	13
嬉野善右衛門	16, 54, 57, 60, 63, 64, 144, 184
嬉野傳之介	85
嬉野傳之助	90, 98
市川忠次	174
市之允	79
市五郎	162
市右衛門	210
市次郎	114
市助	45
市野七拾郎	45
徹翰	58, 61
播磨	102
敷島	109
樋口宇右衛門	44

野田市右衛門	84
野村弥七兵衛	99, 159
野村菅藏	127, 131, 133, 135, 152
野副七郎右衛門母	204
野副太左衛門	78
野副傳	82, 108, 109, 111
野副繁太郎	227
鹿島	46, 60, 61, 143, 146
麻尉右衛門	36
黒田甲斐守	81, 134, 144, 174
黒田源左衛門	45
亀井道戴	100
備前守	54
鞆負	20
勝川覚兵衛	95
勝田四郎	155
勝茂	86
喜三郎	24, 25, 28, 31, 32, 51, 57, 59, 60, 61, 62, 64, 73, 75, 78
喜右衛門	219
善三郎	179
善右衛門	116
善左衛門	23, 34, 37, 40, 154, 156, 180
善藏	210
堤卯兵衛	196
堤吉左衛門	65
堤安兵衛	159, 162
堤作兵衛	64
堤弥兵衛	155, 186
堤喜右衛門	18
堤與市	218
堤弥左衛門	196
奥山儀太夫	192
富永玄民所	79
富岡八左衛門	36
富岡三太夫	99, 101, 102, 107, 108, 117, 131, 132, 161, 205
富岡小兵衛	19, 20
富岡左金吾	24
富岡助之進	79, 82, 92, 93, 95, 97, 98, 99,
富岡弥一左衛門	21, 31, 35, 39, 45, 46, 47, 54, 88, 176, 192, 237
富岡弥市左衛門	50, 51, 93
富岡将曹	147, 148, 149, 150, 155, 169, 195
富野仲達	222
弾右衛門	160
御厨重次郎	180
惣兵衛	211
森永源内	15
森勝太夫	180
森源治	191
渡瀬長民	133
渡瀬増吉郎	240
塚原幸十	186
筑前守	29, 30, 31, 44, 45, 50, 51, 56, 67, 77, 78, 91
菅沼下野守	20
菅藏	159
葉仁右衛門	130
蓮池	143, 146
覚心了栄大徳	26
覚潭	12
賀千代	110
越	160
雄民	224
順哲	31, 43
順悦	85
順庵	184
飯田仁四郎	117, 127, 131, 133, 135
飯田貞之進	36
飯盛利助	146
園田玄蕃	103
園田啓蔵	172
園田善左衛門	133, 157, 159, 180, 186, 200, 201
廉三郎	212, 213
愛吉	126, 132, 178
意仙	77
摺津守	220
新右衛門	127

高木半九郎	172
高木伊兵衛	181, 187
高木吉兵衛	179, 181, 183, 185, 187
高木作右衛門	76
高木利兵衛	111
高木忠右衛門	186, 195, 215, 222
高木治左衛門	64
高木皆人	113, 131
高木孫六	36
高木菊次郎	33
高岸文右衛門	75
高島瑞伯	222
高塚彥右衛門	42
高間玄竹	227
高園右衛門允	87
高園庄左衛門	82, 86
高橋段右衛門	87
副島千之允	65
副島幸次郎	186, 187
副島清太夫	180, 184
副島源右衛門	186, 190, 196
勘兵衛	116
問屋茂兵衛	42
問屋孫助	176
宿屋十藏	176
宿屋喜助	176
宿屋徳兵衛	176
寅延定平	121, 179, 183, 196
崎川弥一	27
崎川弥一郎	214, 217
崎川武之助	126
崎川覚兵衛	84
常富玄活	220, 223
常富春園	112
捨五郎	50
捨若	119, 122, 126, 138, 141
救安	222
渋川次郎左衛門	16
渋谷包順	44, 45
深川久兵衛	196
深川弥右衛門	56
深川弥平太	233
深江与惣兵衛	17
深江平兵衛	52, 54, 66, 210
深江柾之助弟久次郎	135
深町藤兵衛	81, 85, 121, 126
清	50, 54
清兵衛	89
淡路	94
斎藤用之助	30
斎藤順助	100
章蔵	232
菊地又左衛門	225
菊地玄春	31
菊地長庵	17
菊次郎	76
菊池玄達	102, 110
菊池宗垣	84, 87, 90, 98, 109, 223
菊池宗垣伴玄達	91
菊松弥次郎	200
進之允	34, 154, 156
進左衛門	24
野口十太夫	197, 208, 213, 217, 221
野口三部次郎	196
野口初馬	103
野口弥右衛門母	204
野口忠兵衛	166
野口甚兵衛	183
野口進之允	122, 132, 157, 181
野口覚左衛門	82
野口新兵衛	186
野田又次郎	131
野田卯兵衛	209
野田安左衛門	222
野田作兵衛	166, 187
野田治平	36
野田勘兵衛	28
野田喜右衛門	104
野田順助	205
野田新兵衛	150, 191, 209, 244
野田新兵衛子庄太夫	203, 205
野田儀左衛門	163

美濃	48, 50, 52	宮崎久悦	22
荒木伝次兵衛	103, 149, 150	宮崎玄立	174
荒木勘左衛門	172	宮崎救民	223
重松与次右衛門	119, 131, 155	宮崎蘇庵	18, 109
音成官右衛門	218	峯五郎右衛門	65
飛州	18	峯金三郎	106
飛弾守	18	峯源六	42
香月久太郎	180, 184	恵松	14
香月与次兵衛	20	栗原弥太夫	155
香月源右衛門	49, 52, 54, 55	栗原家三郎祖母	204
香田卯右衛門	185, 188, 190, 196	桑原隆長	228
香田利兵衛	38, 231	桃千代	110, 120, 153, 154, 157
香田彥次郎	185	留守八郎左衛門	21
香田孫兵衛	82	留守五郎右衛門	86, 178, 179, 183
伴忠順	163	留守喜兵衛	187, 190, 191, 202
原口次右衛門	28	益田伝之助	214
原口宗祝	19, 20, 21, 24, 31, 32, 33	益田盛人	214
原口宗悦	25, 43, 44, 75	素祐	79
原口宗益	110, 116, 153, 223	素益	224
原口宗與	228	納富七右衛門	13, 17
原口弥左衛門	134	納富五郎太輔	35
原口藤左衛門	225	納富安左衛門	20
原田平九郎	134	納富武十	82
原田伊兵衛	184	造酒	11
原茂右衛門	13	郡四郎	89, 190
原権兵衛	130	釤本平左衛門	20
倉本卯十	131, 178, 189, 205, 226	陣内吉右衛門	172
倉永物集女	66	陣内弥右衛門	18
倉橋与四郎	23	陣内武右衛門	126
夏目和泉守	67, 68	隼人	17
孫六郎	212, 231	馬場大丞	158, 168
家光	86	馬場文八郎	243
宮	189	馬場清左衛門	12, 13, 69
宮内	130, 154, 156, 157, 175	馬場新兵衛	82
宮田清左衛門	82	馬渡元民	100, 102, 112
宮地二左衛門	12, 13	馬渡元庵	57, 60, 63, 64, 71, 73
宮地二兵衛	91	馬渡立賢	105
宮地平七	15	馬渡庄庵	75
宮地勘兵衛	124, 150, 155, 158	馬渡作太夫	18
宮地新五右衛門	24, 41, 42	馬渡寛四郎	167, 220
宮副闕十	122	高木七太夫	162

長崎屋又左衛門	176
青山下野守	149
斎藤玄仙	16, 241
斎藤玄周	222
俊台	223
俊民	222
信州	34, 35, 40, 41, 42, 44, 46, 47, 53
保田定市	49
前田元節	223
前田形左衛門	168
前田長栄	128, 132
前隈平兵衛	135, 152, 155
前隈良助	127
勇次郎	154, 156
南里二左衛門	12, 15, 40
南里又八	64
南里分右衛門	16
南里真助	110
南里権三郎	186
南里権右衛門	19, 122, 138, 142, 145, 100
貞右衛門	89
城之助	72, 126
城戸五郎左衛門	84
城戸武兵衛	227
城島九左衛門	26
城島元利	83, 126
城島伝左衛門	218
城島和七	214
城島常十	228
城満坊	72
客屋又兵衛	176
客屋甚助	176
客屋祐助	176
持永九郎左衛門	63
持永助左衛門	56, 68
持永治兵衛	204, 213, 214, 227, 228
持永藤九郎	108, 231
春益	15
春庵	31
春園	108
星野二右衛門	19, 202, 213
星野善兵衛	109, 129, 135, 136, 138
栄一郎	189
柑木左兵衛	51
柴山五右衛門	128
柴田元泰	223
柴田茂右衛門	12
柘植長門守	76
柳安宅	103
泉州	76
津田宗円	222
津田宗益	158
相良求馬	144
相良柳印	87, 99, 175
相良柳昌	222
相良柳庵	222
相良柳陰	16, 56, 67
相良柳碩	21, 28, 36
相良権太夫	104, 112
相良権左衛門	94
相原八郎右衛門	37, 47, 52, 56
相原万兵衛	215
相原四兵衛	121, 152, 190, 203, 213, 215
相原治右衛門	14
相原源右衛門	31
相浦三兵衛	162
相浦千兵衛	68
相浦太郎兵衛	192
神代久右衛門	196, 207, 208
神代左平次	185, 187
神代伊右衛門	12
神代自兵衛	13
神代官右衛門	19, 36, 79, 83, 109
神代甚之允	85
神代清右衛門	126
祐庵	105
祐順	228
秋山喜右衛門	82
秋元天兵衛	210
秋月元三郎	66
紀伊守	18, 19, 68
紀伊春沢	223

松平勘解由	220
松平備前守	144, 174, 197, 199
松平筑前守	45, 53, 56, 91, 94
松平薩摩守	65
松平伊豆守	151
松本熊之助	15
松田九郎兵衛	35, 43
松田与七右衛門	109, 136
松田与四右衛門	19, 20
松田作左衛門	36
松田作兵衛	140, 150, 155
松田長右衛門	118
松田急助	109
松田重藏	180
松田善太左衛門	190, 196
松田權助	109, 210
松坂丈左衛門	220
松尾栄仙	70, 71
松村吉左衛門	47
松崎五郎兵衛	109, 131, 168
松崎武兵衛	180
松崎藤八	15
松斎	95
松隈	13
松隈行育	71
松隈亨安	12, 19, 32, 33, 44, 48, 52, 57, 60, 63, 64, 74, 77, 87
松隈甫安	24, 25
松隈甫庵	25, 26, 27, 28, 29, 30, 48
松隈享安	16, 67
松隈隨祐	175
松隈意仙	14, 20, 21, 22, 175, 222
松隈意仙祖母	204
東十左衛門	43, 47
東次郎兵衛	104, 109, 214, 217
東島平兵衛	196
東島政太郎	120, 127, 131, 133
東島逸馬	135, 152, 161, 166, 178
東島市之介	11
東嘉右衛門	11
林文民	91, 92, 103, 104, 105, 198, 224
林田淳伯	222
武雄権太夫	123
武藤与平次	185
武藤太兵衛	188
武藤卯三郎	190
武藤定助	155
武藤弥市右衛門	81
武藤為右衛門	65
采女	58, 61
牧春台	222, 224
牧野備前守	125, 128, 141, 142, 143, 144
牧瀬七郎兵衛	110, 111
牧瀬正兵衛	13
牧瀬武右衛門	36, 111
牧瀬龍右衛門	214, 217
直嵩	51
岩井源助	82
岩本見立	73
岩村久悦	95
岩松七右衛門	64, 73
岩松左五六	64, 80, 81, 155
岩松兵左衛門	214, 218
岩松奎之允	40
岩松善吉	95
肥田豊後守	116
肥州	65, 66, 68, 71, 72, 93, 97, 102, 104, 106, 108, 110, 112, 122, 138, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 149, 151, 153, 156, 213, 230
英千代	189
金丸孫七	172
金子助三郎	80
金剛院	26
長寿院	17
長岡	60, 63, 64
長沼忠兵衛	186
長門	111, 160
長門屋傳助	68
長崎与	81, 84, 144, 213, 215, 150
長崎寿平	41
長崎弥次右衛門	63

村岡羽左衛門	38	宗閑	133
村岡幸次郎	130	宗順	158
村岡忠右衛門	196	宗與	223
村岡清太夫	222	岡左源太	81
村岡惣之允	35	岡弥五兵衛	24
村岡権之允	209, 211	岡弥兵衛	152, 154, 162
村岡磯右衛門	186, 188	岡部藤内	172
村崎卜齊	36, 44	岡勝左衛門	180, 184
村崎六郎	131, 202	岡勝次郎	179, 183
村崎重右衛門	172	岡喜右衛門	208
村勝屋兵作	173	岡 孫太	13, 239
沢村元碩	118	岸川円十	186, 190
沢邊司馬太	95	岸川幸之助	113
秀島八郎右衛門	155	幸之進	176
秀島八郎左衛門	22, 23, 29	弥三郎	89
秀島平右衛門	37, 38	弥五八郎	230
秀島矢柄	186	弥左衛門	66
秀島利右衛門	36	弥平左衛門	160
秀島利左衛門	162, 166, 211, 213	弥永小右衛門	214, 218
秀島利兵衛	118	弥助	180
秀島忠兵衛	172	忠次郎	136, 154
秀島勇助	214	忠兵衛	116, 211
秀島甚兵衛	155	忠悦	83
秀島常右衛門	65	忠順	223
秀嶋利左衛門	224	久米	22
良三	158	松山伊予守	203
花井常蔵	200	松山庄助	202
花房良房	30	松山惣十	49
芳	189	松山惣十郎	67
赤司貞右衛門	171	松山伊予守	202
足立左所衛門	198	松左衛門	211
享安	21	松平十郎右衛門	220
典膳	45, 58	松平大和守	128
舍人殿	29	松平大膳太夫	128
若松屋	37, 38	松平日向守	129
若松屋小平次	35, 65	松平甲斐守	128
若狭	95, 147, 160, 178	松平安芸守	128, 153
和泉守	46, 53, 54, 150, 151, 153, 157, 189	松平図書頭	139, 145
坪内駿河守	21, 24	松平官兵衛	122, 128
宗沢	116	松平官兵衛様	134
宗益	31	松平肥前守	68, 128, 142

西川八右衛門	20, 52, 82, 83
西川宿貞兵衛	209, 210
西太郎兵衛	130, 132, 133
西文七	65
西右近	141, 142, 145, 156
西村四郎五郎	215
西村安右衛門	185, 187, 196, 230
西村權右衛門	229, 231, 234
西岡治兵衛	20, 36
西岡長圓	29, 30
西岡莊右衛門	172
西忠助	180, 184
西原三右衛門	175
西造酒	220
西隈只六	64
西隈閑斎	13
西隈藤七	36
西嘉助	13
西 弥左衛門	196
亨安	74
佐一郎	154, 156
佐保	57, 59, 61, 62, 87, 110
佐野大圭	105
佐野包庵	45
佐野仲庵	31, 71
佐野回庵	31, 77
佐野回庵倅芳庵	43
佐野宗快	17
佐野宗官	11
佐野弥右衛門	16
佐野患庵	43, 71
佐野春庵	17
佐野夏達	31
佐野泰庵	100, 102, 109, 118
佐野賢亮	200, 201, 216, 222, 224
佐野孺仙	207
佐々木	93
佑一郎	203
兵庫	20, 89, 94
兵動十郎右衛門	11
利左衛門	212, 219
助右衛門	17, 18
助左衛門	65, 73, 76
図書	20, 154, 156, 157
坂口卯平次	191
坂口弥七	181, 182
坂本十藏	183
坂本菴太夫	172
坂田半九郎	249
坂部八郎太夫	94
坂野喜右衛門	47
弟子坊主	95
志波五右衛門	184
志波四郎次	122, 138, 144
志波奥右衛門	180
杉本太力	104
杉谷喜一郎	181
杉野彦右衛門	183
村山平兵衛	221, 229, 231
村山休五郎	110
村山勘右衛門	131, 167, 178, 189, 195, 205
村山覚三郎	86
村川七兵衛	36
村川佐一郎	119, 132, 133, 153, 156
村川覺右衛門	110
村田九右衛門	171
村田元廻	43
村田元栄	25, 28, 31
村田元悦	32, 44, 75, 83
村田忠悦	36, 44, 52, 57, 60, 63, 64, 71, 72, 75, 76, 78, 223
村田長兄	175
村田長見	118, 128, 181
村田淳伯	195, 200, 212, 225
村田順伯	223, 233
村田順榮	170, 176
村田順哲	29, 117, 167, 168, 169, 100
村岡九兵衛	110
村岡五郎三郎	172
村岡半之允	234
村岡半之丞	233

安住与惣兵衛	126
安芸	160
安房	95, 160
宇都宮一勝	21, 24
宇都宮三郎右衛門	113
守三郎	51, 58, 60, 61
庄村新次郎	144
庄島与右衛門	185, 195
庄島良七	113
庄島官平	196
庄善五郎	215
庄藤兵衛	75
成富十右衛門	94
成富三右衛門	123
成富文之進	44, 47
成富藤左衛門	180
早田市兵衛	171
曲渕甲斐守	151
江上祐益	222
江口七次郎	191
江口久米次郎	135, 138
江口六郎	214, 217
江口利兵衛	36
江口和兵衛	145
江口神右衛門	73
江口善右衛門	35
江口蘿	162, 164, 165, 173
江口衛士	172
江里口七次郎	196
江里口幸左衛門	195
江里口政右衛門	221
江里口孫左衛門	195
江島金兵衛	85, 88, 91, 98, 101, 105, 107
江島勘兵衛	172
江島清兵衛	177
江副十右衛門	155
江副兵部左衛門	66, 120, 131, 166
江副忠兵衛	95
江副金兵衛	97, 104
江添七兵衛	120
江添十右衛門	168
江頭十藏	36
江頭久郎兵衛	205
江頭伊平次	82
江頭治右衛門	173
江頭笛次郎	129
江頭新兵衛	100
江頭源吾	113
池上藤十	117, 127, 136, 137, 138
池上藤太	19, 20
池尻元宣	27, 30
池田八右衛門	130
池田与四右衛門	54, 70, 182, 183, 184, 187, 188, 190, 191
池田与四右衛門母	204
池田与平	180, 190
池田長兵衛	109
池田貞四右衛門	185
池田音悦	95
池田善治	41
池田儀兵衛	109
池田龍五郎	190
牟田八郎兵衛	96
牟田口政助	127, 129, 135
牟田口諸右衛門	152, 155, 173
牟田玄益	24, 71, 72, 79, 87, 88, 96
牟田伊兵衛	109, 150, 155, 195
牟田庄益	75
牟田壦兵衛	16
牟田准兵衛	214, 217
牟田孫兵衛	176
牟田素友	15, 16, 96, 207, 223
牟田素伯	70
牟田素格	16, 96, 99
牟田寮淳	224
牟田藤左衛門	20
竹内伝右衛門	109, 216
米倉権兵衛	147
糸山善蔵	180
糸山惣兵衛	180
行乘坊	72, 207
西十兵衛	37

矢沢泰右衛門	212	伊東四郎兵衛	86, 180
石丸左太夫	192	伊東治兵衛	196
石丸左太輔	78	伊東城太夫	218
石丸全右衛門子宗順	16	伊東傳兵衛	77
石丸埜	63, 166, 216	伝右衛門	116
石井五太夫	172	伝兵衛	209
石井六郎右衛門	20, 87, 88	伝助	210
石井文蔵	172	伝藏	210
石井貞右衛門	186	光石正右衛門	180
石井祐順	223, 229	光岡利三郎	180
石井孫右衛門	197, 228	光岡清助	183
石井孫助	36	光野卯左衛門	218
石井貢	172	光野宇右衛門	214
石井源太夫	161	光野金左衛門	32, 41
石井権兵衛	64, 81	匡	160
石谷備後守	42, 45, 51, 55	吉右衛門	23
石動龍二郎	163	吉本段右衛門	91
石動龍次郎	179, 180, 183, 184	吉本弾右衛門	30
石橋丈右衛門	38, 43	吉本弾助	171, 204
石橋文蔵	104	吉田六右衛門	195, 199
石橋平左衛門	13	吉田孫右衛門	87
石橋百助	172	吉田善次	229
石橋寛右衛門	147	吉次	95
立石右衛門允	86, 91	吉次藤右衛門	152, 154
立石正兵衛	95, 218	吉尾幸策	224
立石彥右衛門	82	吉岡作左衛門	95
辻小左衛門	64	吉原宗栄	223
辻元卜	69	吉原宗壽	133, 135
辻元立	116, 121	吉原長左衛門	201
辻元洞	79, 92	吉島六郎左衛門	229
辻弘之進	144	吉祥坊	72
辻伝助	110	吉富与四右衛門	196, 200, 207, 208
辻良三	223	吉富由右衛門	212
辻武治兵衛	13	吉富藤次	191
辻清兵衛	155, 180, 183	吉雄耕策	198
旧右衛門	114, 136	回庵	11
百武正太夫	172	多久七郎太夫	180
百武善左衛門	141, 142, 152, 161, 171	多久長門	100, 101, 106, 158
伊三郎	66	安右衛門	210
伊左衛門	211	安本又左衛門	96
伊東七郎兵衛	45, 214, 215, 217	安次郎	99

古賀弥助	180
古賀林斎	36
古賀長右衛門	155
古賀貞兵衛	159, 165
古賀甚兵衛	229
古賀勘介母	204
古賀儀兵衛	39, 76
四右衛門	12
央之助	133
左野庄右衛門	14
左衛門佐	108
布上友一郎	223, 226
布上玄卜	226, 227
布上玄格	87
布上善珉桦玄格	69
平九郎	57, 61
平内	135
平戸屋又兵衛	176
平戸孫右衛門	36
平右衛門	122, 159
平尾吉右衛門	121
平清八	110
平野作右衛門	82
平野弥次右衛門	220
平野長右衛門	98
平野段六	34
平野孫右衛門	152, 154
平野慶助	121
平蔵	174
本庄右兵衛	137, 151
末次常次郎	186
末次藤右衛門	98
正木志摩守	23, 32
正親町	71, 144
民部	11
民部卿	43
永田小右衛門	148
永田半蔵	152, 155, 164, 173
永松常右衛門	109, 113, 122
永松惣五郎	13
永松惣吉	196
永原屋市兵衛	176
永渢休七	36
永渢安右衛門	14
永渢源右衛門	70, 74, 75
永渢義兵衛	171
永橋一郎右衛門	54, 56
永橋泰介	108
永橋泰助	99, 107
玄仙	222
玄立	132
玄洞	242
玄達	90, 98
玄蕃	100
瓦卯平次	180
甘木与四右衛門	85
生方伝助	185, 187, 196, 199, 202
甲斐守	128, 142, 144, 151, 160
田口傳之進	73
田中九十九	63, 213, 217
田中太郎左衛門	214
田中文左衛門	95
田中半右衛門	86, 95
田中吉郎	216
田中兵右衛門	173, 174, 175, 179, 182
田中良庵	221
田中武兵衛	91
田中莊兵衛	214, 217
田中覚右衛門	95
田中順助	95
田中慶十	180
田代半右衛門母	204
田代右衛門	76
田代伝左衛門	162
田代忠右衛門	55, 66, 68, 105
田代孫三郎	123
田代勘兵衛	229
田代進士郎	166
田代藤右衛門	20, 21
田辺安蔵	80
田村七郎次	68
田原養伯	28

太田左治馬	36
太田自兵衛	54
太田幸三郎	89
太田廉三郎	180, 206
太田蔵人	19, 42, 46
太郎兵衛	39, 58, 61, 101, 132
太駄庄蔵	36
天野道順	223
戸田喜三右衛門	186
手塚左平次	186
手塚貞十	196
文伸	100
文次郎	46, 49, 69
文兵衛	56
日出島二左衛門	214, 217
日出島孫兵衛	186
日出島源兵衛	155, 213, 215, 217
月堂	93
月貫源之允	180
木下内蔵之進	168
木下内蔵進	106
木下求馬	186
木下常右衛門	65
木下源左衛門	185
木原久兵衛	180
木原庄蔵	196
木原重蔵	186, 188
水田権兵衛	131
水尾五右衛門	116, 117, 118, 122, 126
水町及庵弟如斎	227
水町半	127, 129, 132, 133, 135
水町右馬助	47
水町平馬	82, 185, 186, 196, 200
水町勇次郎	157, 159
水町数馬	220
水野和泉守	210
片江神右衛門	74
犬山五右衛門	86
犬山幸右衛門	65
犬山貞兵衛	191
犬山新吾	172
犬塚文七郎	161
犬塚卯内	36
犬塚種二郎	166
犬塚市右衛門	158
主水	89, 94, 160
主殿頭	220
仙石越前守	151
仙妙院	143, 146, 150, 153, 157
加	120
加賀守	68, 78, 94, 102, 104, 106, 200
北川春益	15
北川清八	15, 84
北村惣左衛門	64
北角松之允	44
北島三折	19, 20, 21, 24, 30, 32, 33, 43, 48, 49, 52, 55, 57, 60, 63, 64, 67, 73, 75, 209, 210
北島元叔	24, 32
北島文左衛門	86
北島庄太夫	172
北島忠順	126
北島祐庵	55, 60, 63, 64, 71, 75
北島梅次郎	155
北島裕庵	18
北島養伯	105, 163, 181, 185, 193
北條相模守	129
北嶋三折	222, 225
北嶋平次郎	214
卯右衛門	136
右近孫次郎	173
右近将監	37
右馬助	48
右衛門	14
古川久七	85
古川与惣右衛門	200, 201
古川杢之助	36
古川武兵衛	111
古部久甫	111, 214, 218
古賀与次兵衛	171, 210
古賀仲安	222
古賀仲庵	223

川浪二兵衛	192
川浪孫平	96
川副又右衛門	203, 213, 215, 217, 219
川副与左衛門	42, 46
川副与左衛門次男元台	84
川副宗順	118
川副幸助	196, 199, 202
川副喜最	96
川崎庄左衛門	214, 217
川頭応人	84
才	49, 50, 57, 60
与一兵衛	116
与七	14
与左衛門	12, 89
与兵衛	112
与惣兵衛	18
中山右伝	110, 214, 217
中山弥兵衛	110
中山清右衛門	155, 186, 196
中川法印	232
中尾次郎右衛門	86, 94, 150
中尾孫兵衛	117, 208, 211
中村八郎兵衛	15
中村与兵衛	76
中村伝藏	186, 188
中村清左衛門	82
中林十郎兵衛	69
中林太治馬	21, 23, 24
中林四郎左衛門	152, 167, 169, 173, 186, 190
中原文太	168
中原吉右衛門	173
中原利右衛門	196
中原幸次郎	180
中原忠藏	229, 231
中原徳右衛門	14
中島代七郎	127, 128
中島四郎兵衛	132
中島吉右衛門	78
中島祐玄	105, 111, 119, 204, 210
中島飛佐右衛門	82, 91, 101
中島孫兵衛	127, 128, 129
中島雄甫	117
中島新右衛門	111, 122, 123, 124, 132
中島需齋	209, 224
中島養碩	153
中野官藏	214
中溝文蔵	35
中嶋元立	223
中嶋寛兵衛	214
中願寺忠助	191
丹州	21, 23, 28, 30, 41, 44, 47
丹宗弥右衛門	36, 82
丹宗勝右衛門	82
丹宗権左衛門	11
井上美濃守	128
井上孫之允	224
井手久古	95
井手新右衛門	58, 61
五郎川徳兵衛	155, 165, 166, 169, 179
五島右膳	111
今村久右衛門	195
今村弥七右衛門	214
今泉右兵衛	155, 167, 185, 186, 191, 196
今泉平太	39, 43, 52, 53
今泉安左衛門	16
今泉次郎左衛門	13
今泉弥三郎	45
今泉弥次兵衛	142, 144
今泉英八郎	166
今泉清十	216
今泉惣之允	180, 184
今泉惣左衛門	221, 225
元達	89
内蔵助	66, 69, 77
六右衛門	12
六次郎	136
六郎右衛門	14
円実坊	207
太夫	195
太田六右衛門	11, 91, 100, 101, 109, 119, 121, 122, 185, 186, 196

大山七兵衛	131
大内浪免	81, 84
大木三七郎	203
大木五右衛門	11, 13
大木文九郎	123
大木勝右衛門	95
大石利十	82
大圭	102
大村信濃守	80
大和	26
大坪七兵衛	99, 175
大坪七郎兵衛	14
大坪九郎右衛門	13
大坪十藏	214, 217
大坪段右衛門	35, 42, 74
大坪彈右衛門	195, 199, 202, 229, 231
大坪藤右衛門	13, 110
大学	154, 157, 190
大岡美濃守	37
大家十兵衛	181
大家弥兵衛	181
大島彥次郎	103, 173
大島寛右衛門	174
大塚久次郎	186, 188
大塚文七郎	141, 142, 152, 171
大塚全太夫	186
大園五郎右衛門	186, 196
大嶋文之進	214
大蔵	35, 99, 104, 154, 156
小川全兵衛	14
小川慶四郎	172
小田村多伸	35, 42, 54, 109
小田村源右衛門	83
小田村市左衛門	11
小寺久之允	13
小寺久可	15
小寺伝平母	204
小池卯七	173
小池庄造	166
小池忠吾	214, 217
小林四郎左衛門	167
小林幸八郎	80
小林長左衛門	183
小柳孫右衛門	96, 98, 175, 218
小原貞右衛門	15
小原啓助	166
小宮善七	177
小副川勇右衛門	135, 138
小副川祐右衛門	149, 150
小副川惣吉	200
小部龜之助	14
小野田久助	12, 13
小野在兵衛	152, 154, 164, 182, 186
小野源右衛門	214, 217
小野源藏	93
山口八郎左衛門	64
山口文蔵	172
山川平兵衛	65
山本与左衛門	20
山本与次兵衛	174
山本利惣太	214
山本靜達	200, 222
山田七郎兵衛	37, 38
山田九郎左衛門母	204
山田元民	223
山田玄寿	69, 70, 71, 76, 158
山田玄沢	39, 43, 78, 84, 222
山田玄昌	18
山田喜三左衛門	225
山城	17, 120, 121, 143, 146, 100
山脇道栄	222
山崎茂兵衛	180, 184
山崎孫兵衛	225
山領千兵衛	218
川久保俊台	233
川久保俊作	225
川久保俊策	175, 176, 184, 211, 214
川久保順省	39, 43
川久保順悦	28, 30, 31, 103
川久保順庵	71, 75, 78, 84, 85, 87, 91, 109, 120, 171
川島彦藏	80

<人名索引>

※原則として漢字の音読による表音式五十音順に配列した。

いつ	63	八重	60, 63
いを	109	八重野	19
うの	63	八頭司清右衛門	191, 196, 229
おいつ	60	十太夫	19, 81
おかね	19	十左衛門	46, 89
こよ	64	十郎兵衛	69
こよひ	64	十蔵	210
さを	63	又兵衛	212, 219
しか	63	下川正人	162, 164, 165, 173
しき	64	下川惣左衛門	81
すゑ	170	下村八郎右衛門	167, 169, 173, 176, 177
そね	64	三太夫	99
ちとり	64	三谷佐一兵衛	67
ちり	63	三省	223
てる	63	三島三折	20
となせ	64	三島左所衛門	66
とね	64	三浦和泉守	142, 143, 144, 149
のせ	60, 63	上羽与平次	51
のり	60, 64	上杉彈正大弼	128
ひて	64	万丸	110
ミよ	60	久世丹波守	77
みとり	64	久米	48, 57, 59, 61, 62
よの	64	久米右衛門	210
より	109	久別際庵	223
りう	24	久保伝兵衛	214
りよ	64	久保新八	86
一柳忠四郎	68	久保藤十	47
一番ヶ瀬千次郎	172	久菊	64, 70, 71
七右衛門	17	千布孝八郎	108
七左衛門	147, 160	千々岩享益	212
七郎右衛門	118	千々岩弥左衛門	20, 42
九鬼和泉守	128	千々岩忠兵衛	191, 192
二川忠平	109, 121	千々岩忠兵衛倅政次郎	79
二川清右衛門	152	土山七兵衛	129, 135, 138, 152, 155
八十一郎	189	土山半兵衛	35
八十島藤太	84	土井次郎右衛門	100, 101
八木長左衛門	82	土井次郎左衛門	164, 173, 175

「小城藩日記」にみる近世佐賀医学・洋学史料（前編）

平成二二年（二〇〇九）三月三〇日

編集 青木 歳幸・野口 朋隆・田久保佳寛

発行 佐賀大学地域学歴史文化研究センター

〒八四〇一八五〇一 佐賀市本庄一番地

電話 ○九五二一八一八三七八

印刷 大同印刷株式会社

〒八四九一〇九〇二

佐賀市久保泉町大字上和泉一八四八一〇
電話 ○九五二一七一八五二〇（代）